

(辻の所政)

得於此像云、昔傳教大師登山の時、大黑天神あらはれ、我此山の守護とならんといふ。傳教大師云、夫我山は一念三千、三千一念の義に擬して、三千の衆徒あり。大黒天は一日に千人を扶持す、豈及ぶべけんや。其時大黒天忽三面六臂とあらはる。傳教感喜し、其の像を自刻、此處に安置すと云。此處を政所の辻といふ。凡大黒天に説々多。吾國の大黒神は、大已貴命なり。此處に安置するは、天竺の大黒也。【大黒天神經】曰、其時如來告大衆云、此菩薩往昔成於正覺、而號大摩尼珠王如來、今以自在之業力、故來于娑婆世界而顯大黒天神、於一切貧窮無福之衆生、爲與大福德今現優婆塞形云、【南海寄歸傳】曰、西方諸大寺、咸食厨柱側置之、或大庫門前置之、彫丁木表形、或二尺三尺、造神王之形、座而抱金囊、却踞小牀垂一脚於地、常以油拭之以黑色爲形、號謂莫訶歌羅即大黒神也云、

○大政所 中堂の北の方にあり。中堂へ三十四五間あるなり。
○定心院 大黒堂の南東にあり。所謂九院の其一なり。【山門記】曰、定心院、仁明帝之御願、檜皮葺五間堂、安置金色丈六釋迦像六天像、供養承和十四年丁卯八月十日、導師東大寺泰景僧正云、【叡岳要記】曰、定心院、仁明天皇御宇、承和十年丁卯八月十日、葺檜皮五間堂、東西廊

鐘堂三間、經藏十五間、僧房、丈六釋迦像、金色六天像、壇上文殊座像一躰云、

○西尊院 定心院の西にあり。
○靜慮院 文殊樓の岸下十間許、辰巳の方にあり。文殊樓よりさしわたし二十間ばかりなり。【叡岳要記】曰、靜慮院、五間堂、金色大日如來、如意輪、不動尊、六天、華山法皇御願也、寛和二年四月供養云、

○大講堂 中堂の未申、中堂より十四五間許、岸七八間程上なり。桁行京間十七間五寸、梁行京間十間四尺、軒の高さ自地六間三尺五寸。【叡岳要記】曰、大講堂七間、天長元年有勅建立、淳和天皇大師遷化之後第三年胎藏大毘盧遮那佛一躰居八尺、左脇土彌勒菩薩、右脇土十一面觀音、各立高一丈五寸、體皆金色、右佛像等、爲佛法護國家衆僧諸壇越等、合力所造也、觀世音菩薩像、弘宗王奉爲深草先帝發心所造、六天像、各高一丈五寸、彩色、純天帝、釋四天王像、文殊師利聖像一躰居高三尺、肉色在金箔序、天長七年依義真座主勸進、明定造立大日如來、【講堂秘録】曰、講堂者、傳教大師建立、伽藍結界壇場之地域、其土中埋一鏡、則影顯胎藏界之大日、彼鏡面七寸、義真和尚淳和天皇治山、天長年中建立之時、以彼靈鏡籠本尊腹中、村上帝御時康保三年十月二十八日回祿、煇中件鏡求出、本尊造立之時又納腹心、土御門院御宇元久二年十月二日、又炎上、又靈

近江國輿地志略卷之二十三

臣寒川辰清編輯

志賀郡第十八

鏡板中求出、自納腹心、華山院御時文永元年三月二十三日、炎上之時、件靈鏡取出、持明院御代永仁六年十月十八日燒失、後醍醐天皇元亨二年四月十二日丑刻燒失云、是大衆集會之所說法開講之場也、仁明天皇之御願也、【朝野群載】曰、天曆四年爲講堂修造、延曆寺牒當國所衛之狀曰、件講堂者、傳教大師最初建立也云、【帝王編年紀】曰、天長元年九月三日、義真和尚供養大講堂毘盧遮那如來、咒願義真尊師護命、【盛衰記】曰、弘宗王大講堂の本尊を拜す。胎藏大毘盧遮那座し給ふ。左右に彌勒・觀音、脇土立給へり。紫金の虜を研ぎ、白毫の光圓なり。佛法擁護の四天あり。大聖文殊の聖像ありと云。【太平記】曰、彼堂と申は、深草天皇の御影、大日遍照尊形也。本尊は大日如來・梵天・帝釋・文殊等也云。往古より一山事あるときは、此庭の塔樓に大衆會集するなり。塔樓とは、土をたかく盛たるなり。

近江國輿地志略卷之二十一 終

○鐘撞堂 大講堂の前、左方にあり。梁行京間二間一尺六寸。桁行京間二間五尺六寸五分。軒高自地三間一尺三寸。弘仁年中釋最澄欲鑄鐘。文曰、弘仁十年龍集己亥夏四月、於比叡山鑄息苦鐘於禪院云、全文略之、【叡岳要記】曰、天長四年五月中、十禪師義真、十禪師圓澄、上座寺主道叡、都維那承天、僧光定・興善・圓仁等、爲遂先師本願、語於別當正三位行刑部卿藤原朝臣三守、參議右大辨從四位上兼武藏守勳六等伴宿禰國道、正八位下赤鷹、大初位上機井福丸、高階宿禰乙繼、鑄作鐘一口、高八尺、口徑四尺六寸五分、口厚四寸五分、用熟銅丈六千七百斤也云、又曰、鐘臺天長四年淳和御宇、葺檜皮二間、鐘臺一宇、繫銅鐘一口、高八尺四寸、徑四尺五寸、別當内供奉光定、奉制鑄鐘、從五位下前丹波守淨野朝臣夏野作鐘銘、太上天皇振宸筆畢

云、或書曰、件鐘銘、人皇六十三代冷泉太上天皇之宸筆、而從五位下前丹後守淨野朝臣夏野之所撰進也、其銘曰、
 法王出現 開示衆生 天台教迹 與佛同情
 明々智者 鷲嶺昔聰 雙傳定惠 載弘妙經
 赫々桓武 命茲澄公 乘桴求法 發彼童蒙
 兩人年分 三昧興隆 弘仁御曆 闡揚遺風
 文殊上座 因脩唐例 住山一紀 圓戒異制
 欲鏤鯨鐘 流于後裔 義眞法子 餘軌是繼
 丁未在歲 仲呂之月 事畢功滿 清音發起
 四生福利 六道苦歇 此山有頌 此銘無闕
 臣竊按するに、或書の説不審、釋の光定は、嘉祥四年八月、四十七歳にして卒せり、嘉祥は、人皇五十四代仁明天皇の年號なり。冷泉天皇は、人皇六十三代の天子なり。光定の卒後、相隔る事遙なり。其偽説可知。【叡岳要記】に、太上天皇と奉稱は、是嵯峨太上天皇の御事なるべし。弘仁帝あつく光定を寵し給ふ。宸翰を給ふ事など、諸書に載てあり。想に、最澄の遺命を受けて、光定鐘を鑄たるなるべし。但鐘を二度鑄なほしたるにや。【叡岳要記】に、鐘の尺寸をいふ事二度あり。始は八尺、後は八尺四寸と、轉寫の誤にや。
 ○戒壇堂 講堂より二十間程、岸五六間程上にはあり。

【叡岳要記】曰、戒壇院檜皮葺五間、戒壇院宮一字、堂上有金壇一基、高八尺七寸、長丈八尺、廣二丈、像壇板敷、長三丈二尺、安置金色釋迦牟尼佛座像一躰、居高三尺、彩色比丘像文殊彌勒菩薩一軀、居高三尺、檜皮葺回廊一廻、東西長各十四丈、南北長十四丈、中門一字、右院依大政官符、天長四年五月一日下近江國府所創建也、貞觀十六年十一月二十九日、別當右大史小槻今雄、蒙上宣仰李寮、令造中門行廊、弘仁十年三月十五日、前入唐天台沙門最澄、上奏進顯戒論表一首、弘仁十四年四月十四日、依勅於一乘止觀院藥師佛像前、義眞爲傳戒師、圓仁大法師爲教授師、傳授菩薩戒、於是圓頓一乘菩薩大戒定傳日域初也、天慶二年十二月十九日符、參議從四位上兼行近江守伴宿禰保平、去九月十五日奏狀曰、桓武天皇歎美緣、天台宗年分度者各二人、其後弘仁十年大師奏云、立天台戒壇院、傳菩薩大戒、先而天判未下、大師遷化受彼遺唐副使左大辨古磨宿禰之孫參議右大辨國通爲寺家別當、一尋宿昔良緣、同十三年奏、降勅符、以遂大師之本願、天長中申請當國稻九萬束造立戒壇堂一字、着衣堂一字奉造金色釋迦像一躰、彩色文殊彌勒各一躰也、近江國司解東出舉、天慶三年二月十日、延曆寺戒壇院燈分料稻事、出舉二千束、栗太郡五百束、神崎郡千五百束、僧正遍昭奏狀稱、檢件戒壇院緣起、本是遍昭先考大納言爲護根本大師遺窟、

慇懃執事公家、所建立也、加之遍昭宿植佛乘之因、於彼戒壇受菩薩戒、昔住山頂稟學、件法年來雖居身花山、而馳誠於叡岳、往年以來恒歎戒壇莊嚴、仁和二年六月五日、奏狀也。應四月十五日以前行受戒事、寬平七年十月廿八日官符字多院太政官牒、延曆寺、右爲大臣宣奉勅曰、年來延曆寺受戒、當寺他寺登壇論事、主上下戒爭官符前後雜亂、自今以後以初日爲當寺戒日、永不雜亂、立爲戒壇、延長五年四月十八日云、
 【元亨釋書】曰弘仁十年三月、奏乞建圓宗大乘戒壇其條四科、帝降表南京諸寺詳定建否、中略十有一年春二月、澄述顯戒論三卷、表進博引大乘戒證、又作顯戒緣起反語二十八失、其詞激切著明、上又降其書於南寺、南寺諸師無敢議者云、【帝王編年紀】曰、弘仁十三年六月、參議左大辨藤原朝臣家業、遺體可立戒壇之由帶宣旨登山、傳教大師不耐喜悅、以七寸藥師像一體、大刀一腰、多羅葉藥師經一卷與之、今日野本閏六月十一日、時下勅詔創築戒壇、十四年四月十四日、修禪和尚義眞始行受戒之時、天皇令振宸筆書戒文、雄筆奇妙也、萬代國寶也、又同以龍筆書、現前得戒入唐受法比丘、叡山延曆寺、天台法華宗、付法傳燈滿位義眞著矣、自爾已降爲恒式、每年勤行云、【新拾遺集】に、延曆寺戒壇更に作て、澄覺法親王受戒行はれけるとき、

法の道昔にかへる時に値て、今もかはらぬ教をそきく
 【皇年代略記】曰、弘仁十四年三月建延曆寺戒壇院云、それより二百十五年を経て、六十九代後朱雀天皇の御宇長曆のころ、慈覺・智證兩門、相争て確執に及、三井寺の沙彌、叡山の戒壇に登事あたはず。
 ○法華堂 講堂の後にあり。【叡岳要記】を按するに、止觀院西塚上、半行半座三昧院堂と名づく。今云法華堂なりとするは、是此處なるべし。西塔にも法華堂あり。然れども、傳教大師建立の法華堂といへるは是なるべし。尙後考をまつのみ。【叡岳要記】曰、法華三昧院、在止觀院西塚上、亦名半行半座三昧院堂、今檜皮葺方五間、半行半座三昧堂一字、堂上有銅如意珠形、堂内金銅多寶塔一基、高三尺、安置多寶佛像一體、妙法蓮華經一部、大師別願建此堂、弘仁之初擇日、其地未得勝形、每夜就有誦安樂行品音、大師豎耳聽之、此聲於止觀院西塚林中、驚恠以尋之、有聲無人、如此數日矣、大師以爲、一宗法音自然依不退轉輪之場者、去此何求乎、即平治此地營造法華堂、地土之中有一觸體白骨赤舌、大師異之瘞于堂傍、弘仁二年初秋七月上旬、土木之功甫就、移行法華長講、嘉祥元年春慈覺大師、傳半行半座三昧行法華、每四季終期三七日建普賢道場、懺悔六根罪障、永期未來際修

法華三昧、爾來數百歲酌遺流而不絕矣、昔陳南岳思禪師、爲智者大師示普賢道場說四安樂行二、師普於靈山同聽法華宿緣所追更爲師資也、大師受教行之、經二十七日身心額然昭畢法華三昧、大師宣傳是法華、修行開悟者多矣、傳教大師、延曆二十三年入唐求法之日、隨天台第七祖師行滿和尚傳教大繩、彼慈覺大師拾其精要、流布叡岳法華三昧之軌躅、邈矣悠也、朱雀院施入水田若干町、在近江國滋賀郡、傳教大師大同四年二月十五日、於一乘止觀院始修法華三昧天台傳教慈覺智者大師御筆繪安樂之又【盛衰記】曰、法華三昧堂又是傳教大師の艸創、一乘轉讀の觸骸は此みきりにして、半行半座の三昧は、此道場に修せられたりと云。【帝王編年紀】曰、弘仁三年七月、傳教叡山建法華堂、此處毎夜有誦安樂行品之音、即掘其地觸骸赤舌是也、仍其處建立云。【李部王記】曰、天慶六正六藤寛子卒、當三七日於叡山東法華堂修誦誦云。【小野篁日記】曰、此男泪盡せず、なくなく其涙を硯の水にして、法華經をきて、比叡の三昧堂にて七日のわざしけりと云。【源氏物語】夕顔卷に、かの人四十九日、しのびて比叡の法華堂にてことそかす、さうぞくより始めてさるべきものども、こまかに誦經などせさせ給ふと云。

○講堂・食堂 講堂の乾十間許にあり。良向の堂なり。或

(尾藏空虛)

云、古昔は根本中堂の北西にあり。又曰、是とは別なりと云。【叡岳要記】曰、食堂葺檜皮十一間、堂一字、葺板五間二面、大衆屋一字、安置文殊座像一軀、右院天長年中所造立矣、仁壽四年十一月二十四日、置一人大師像、國清寺風始修天台大師、供智者大師、爲本遍禮供、天竺・震旦・日本顯密祖師也云。○虛空藏峰 東塔北谷の峰をいふ。下の谷をば虛空藏尾といふ。【光定和尚御釋後傳法記】曰、東時峻嶺明星降臨之靈地、西湛清池阿耨達池餘流也、靈山一會儼前未散北斗七星如在影向矣。○本願堂 根本中堂の北にあり。【叡岳要記】曰、古昔傳教大師、延曆四年乙丑生年十有九歲、七月中旬始從三津濱大藏卿三位百技之家、攀登叡岳之高峰締艸菴、松柱柴扉窟窟隨本意也、大師發大願曰、我此峰立大伽藍、遠渡大唐國傳佛法弘圓宗教迹、欲興佛法王法、願天人聖衆來助我大願、必相扶持隨予莫暫離、於是大師遊行此地、不意尋至仙人經行之處、明星天子來降之地也云。○關伽井 本願堂の北西にあり。【光定和尚御釋後傳法記】曰、東時峻嶺明星降來之靈地、西湛清池阿耨達池余流也云。【聖之記】曰、阿耨達池の余流とは、八部尾の關伽井なり。夫よりして今までも、關伽井所取也。殊勝の在處

(井壽千・井手千)

なり云。

○辨慶水 東塔西谷行光坊の岸下にあり。幅貳尺許、横六尺ばかりの石の船を設、山岸よりいづる水を湛、この水、船の上に井形をかまふ。其内の彫物、左甚五郎の作なり。或は千手井と號し、千壽井と名づく。【叡峯記】曰、武藏坊辨慶西塔居住之時、千日參籠于千手堂、毎日汲於此井水、故名辨慶水。又爲千手堂之關伽、故名千手水、嘗智證大師參詣于熊野山、若一王子感喜於智證之道徳、欲隨從于法力、大師曰、然吾山水乏、願乞涌水焉、王子諾穿岩畔、則忽清泉涌出焉云。【聖之記】曰、千手の井にて手水をつかひしに、宿老の六旬許なるが、行合給ひたりしほどに、後日の物がたりの爲と存、彼井水を呑候へば、人の心猛なり候と承候は、如何なる因縁にて候ぞと尋申ければ、住侶、仰ありしは是は秘事にて、左右なくいはぬ事なれども、我等が傳き、たるは、此山開闢の大師傳教、南都一見の爲に、興福寺に參たまひしとき、徳一和尚値奉て、天台・法相兩宗の宗體法談し給ひて、其後徳一和尚曰、さらば最和尚の開闢の叡山を一見申べしとて、兩師登山し給ひけるに、西坂本にならぬ梨あり。是を徳一和尚御覽じて、「草も木も佛になるといふ山の、麓にならぬ梨もこそあれ」と詠じたまふを聞給ひて大師對當をすべ

近江國輿地志略卷之二十三 終

きと、思召ところに、此井の本にて徳一和尚、水はなきやと仰ければ、傳教大師「草も木も佛に成といふ山に、いくくに水のあるとしらすや」といふ事のあれば、水にて候すやとて印を結給へば、此水出しなり。是一念の我慢より加持し出し給ひたる水なれば、是を呑人心猛なり候と云。【山家要略記】曰、先師珍阿闍梨、貞觀年中詣熊野山、奉爲三所權現法樂、講讀一乘妙典真文、權現隨喜法味鑿崇信敬、託宣曰、吾垂迹以來未聞如斯甚深之法音以何謝、願護持聖人之佛法令居後佛之出世云。及至歸山、一人童子隨遂先師晝夜近侍焉、其名水天童子、先師問云、童子得水乎、童子答曰、所作自在也、先師重曰、禪庵水遠有煩潔萬物、童子奉命持先師獨鉗穿石出水、大旱不減、積雪不增、語畢而童子隱焉、然後爲關伽譬如夫國清寺石泉水、去延喜年中國王御灌頂、此時汲彼井水、爲寫瓶水、勅曰千壽井矣、口決曰、件井者、則今東塔西谷千手井事也、水天童子者熊野權現使者、飛龍權現之分身、感應于大師之徳行隨遂出靈泉云、今按するに【聖之記】と【要略記】と相違せり。是非不知、後考に備る而已。

近江國輿地志略卷之二十四

臣寒川辰清編輯

志賀郡第十九

○山王院千手堂 東塔西谷に有。【叡岳要記】曰、山王院在摠持院西方東塔西谷、山王院勸請智證大師御作之神體也、檜皮葺五間堂二字、安置千手觀音像一軀、聖觀音像一軀、養老六年正月稽首動造千手觀音像、即天平寶字元年十二月十八日、此佛像飛上天落留于長高峰、天皇遣勅使、雖欲奉取此佛像敢不動、勅使不及力空歸奏此旨、天皇勅於自今已後不可奉取之由被宣下、延曆四年最澄阿闍梨登叡岳結艸庵安置此千手觀音像、其後宣下號山王院、【東塔緣起】曰、昔在山陽未關寺塔未建之時、於近江國有一信女道心堅固爲利益衆生願奉造六體觀音、于時比良山有放光木、相尋其靈木、後有老人云、我將汝所願像、仍江頭曳木即相好莊嚴成辨畢、即其老人不見矣、其六觀音一體云、【山王院緣起】曰、傳教大師勸請三輪明神爲鎮守云、此伽

藍傳教大師所崇也、件【東塔緣起】云、千手觀音聖觀音像云、然者令信女所造者聖觀音、飛空者千手觀音歟云、【元亨釋書】曰、叡山々王院千手觀音像者傳教大師之所安也、昔近州有淨信女欲造觀音像求良材、于時比良山有一木時々放光、女聞之伐其木爲材、而未有巧工、偶一老翁來語女曰、我蘊薄伎能成汝願、女悅奉材、像成翁不見、其長五尺感應無比、教得像安此院、智證大師後居於此所謂山王院大師者也云、同圓珍傳曰、珍叡山房有山王明神座、或曰、山王受戒時坐也、此故人呼珍房曰山王院云、【朝野群載】曰、有山王院千手堂、三間四面檜皮葺一字、智證大師入唐求法歸朝之後、於此堂被修灌頂、自爾以來始稱山王院千手堂云、當時大會の節、勅使登山のとき、先此堂に憩息して、然後宿坊に入の例なり。

○淨土院 別當大師堂の西にあり。【叡岳要記】曰、淨土院、傳教大師建立、等身阿彌陀坐像金色御願、【慈覺大師傳】云、仁壽四年甲戌七月十六日、習五臺山竹林寺之風、行淨土院廟供事、是大師廟也、檜皮方丈廟堂一字四面、葺板三間、淨土堂一字葺板五間一面、雜倉一字、右院傳教大師定置處矣、遷化後大師遺骸所瘞也云、【聖之記】曰、又是こそ根本大師の御廟、淨土院へ參て、念珠摺、彼行者の曰、是こそ我山の開闢大師にて御座、此大師は入定の大師に

て、其故は、忠仁公の御女染殿の後御病惱の時、相應和尚の御加持にて忽平愈す。此法施には何なりとも請によるべきよし勅ありしに、和尚、先師の大師號を望めり。則慈覺大師の宣下あり。和尚重て奏せらて、先師の大師號勅許、生前の面目何事か是にしかん。しかし祖師最澄、いまだ大師號なし。先師圓仁のみ大師號を下したまはらば、其恐なきにあらずと辭退し給ひければ、さらばとて祖師最澄をも、同時に傳教大師を贈らる。于時貞觀八年七月二十五日、和尚此廟に來て詔書をよまれけるに、廟堂の中より大なる聲にて、諸法從本來常示寂滅相佛手行道來世役作佛と唱たまひけると云、さてこそ御入定の大師にて御座けるとしられけると云。有額梶井法親王の御筆、畫像は日光法親王の御筆なり。傳教大師の傳、人物門にします。

○別當大師堂 東塔西谷にあり。釋光定の廟なり。【聖之記】曰、是なる堂をば別當大師の御廟と申す。實名を光定和尚と申て、是も入定の大師なり。其故は、自身此堂を作り、四方に口をあけず、作り籠給ひける大師也云。【元亨釋書】曰、釋光定姓贛氏、豫州風早郡人、弱冠喪父母、服闋割塵網、大同之初入京師聞叡岳澄師之風、傾意依付、五年春正月宮中齋會奉勅得度、台嶺官度從定始、弘仁三年四

(址遺の院部八)

月東大寺戒壇受具足戒、五年與興福寺義延抗論宗義、人優稱定、初叡山大乘戒壇南衆沮之、傳教卒後、得建定之力居多焉、弘仁帝好文、定有外學常陪文宴、以故與帝狎及叡壇立定抱戒疏草乞宸書、帝笑而書、嘉祥四年奉詔建四王院、弘仁上皇聞定之齋厨屢缺賜一橐、御書曰、光定乞食袋其後囊中無所容、天安二年定歲八十、上以賀禮賜度者八人及縑八十、純布八十端、綿八十斤、錢八十緡、米八十斛、台徒榮之、此年八月卒、臘四十七云。

○山王社

○妙見堂 俱に東塔北谷にあり。是往古の八部院の遺址なり。【叡岳要記】曰、八部院在法華三昧堂西尾上、檜皮葺方三間堂一字、梵天・帝釋・四天王・並八部尊像各一尺五寸、傳教大師御建立、妙見菩薩像一軀、居高一尺六寸、傳教大師自造、六天像立高六尺、太政大臣忠仁公之御願也、右院、傳教大師建曆九年所艸創也、承和年中藤原太政大臣忠仁公改葺板、本堂更造葺檜皮雜堂、別安置梵天・帝釋・四天王像、大師本願八部尊像、同安置此堂云。

○前唐院 東塔講堂の後に有。慈覺大師の廟なり。【元亨釋書】曰、釋圓仁姓王生氏、野之下州都賀郡人也、延曆十三年生焉、中略、同郡大慈寺僧廣智爲弟子、中略、智將仁登叡岳與傳教、教悅納焉、時年十五、中略、承和五年六月二十

二日入唐、中略、同十四年歸朝、中略、仁壽四年四月任延曆寺座主、中略、貞觀六年正月十四日逝、年七十一、中略、同八年七月賜諡慈覺大師云、

○聖女塚 前唐院より、中堂に至る路の傍の西にあり。

【山家要略記】曰、法性坊傳云、延長四年五月十六日夜、花麗飾車從戒壇院半空至大講堂前庭、不懸牛而如飛下來見車内、有一人貴女、容貌優美麗質端嚴、問曰、吾山大師結界以來、于今不許女人、何輒登山乎、貴女答云、吾是雖女人非凡女、聖女也云、是等の事より塚を築けるなるべし。

○名古會谷 是東塔西塔の界なり。【聖之記】曰、東西兩院の界に、名古會の谷とあり。是は天人影向の靈地、名古會と申にも、因縁物語ある處なりと云。【山城名勝志】曰、下淨土院而從谷川西塔也云、【先德明匠記】曰、西塔五谷、北谷・東谷・南谷・南尾・北尾云、

○椿堂 西塔の入口松村の中にあり。【以呂波字類抄】曰、椿堂在延曆寺西塔云、【山門記】曰、傳教大師叡岳建立以前、上宮太子攀躋當山求於勝地之時、得此靈地爲安宿生御本尊救世觀音、所被浴之洪基也、被立置椿御杖於伽藍之傍之後、彼木枝葉繁茂、故俗呼號椿堂、聖德太子宿生本尊有三軀金二臂如意像、六角堂銀四臂如意輪像椿堂云、【溪嵐拾葉集】曰、聖德太子登東嶽卜分地建一堂、今

椿堂是也云、【新拾遺集】に、山の椿堂の櫻のもとにて

圓嘉法師

植置し春をみしかは八重櫻、かさなる年を身にしられける

○王子社 椿堂の北にあり。

○毒龍石 【元亨釋書】增命傳曰、寬平三年夏坐西塔釋迦院北菴、南峯側有大巖、其形如蛇、口舌皆備、其勢似吞、故老相傳、學徒居此多夭亡者被此巖吞、命對岩持念一七日、其終之日午時、震雷俄擊岩碎、後亦無天者云、【宇治拾遺物語】曰、今は昔靜觀僧正は、西塔の千手院といふ處に棲給へり。其處は南に向て大嶽を守所にて有けり。此大嶽の戌亥の方に傍て、大なる巖あり。其巖のありさま、龍の口をあきたるに似たりけり。其巖のすしに向て住ける僧命もろくして多死けり。暫は、如何にして死ぬるやらんと、心も得ざりけるほどに、此岩の有故ぞといひたりにけり。此岩を毒龍の巖とぞ名付たりける。これによりて西塔のありさま、たゞあれにのみあれまさりけり。此千手院にも、人多死ければ、すみ煩ひけり。此巖を見るに、誠に龍の大口をあきたるに似たり。人の云言、けにもさありけりと僧正思ひ給ひて、此岩の方に向て、七日加持

し給ひければ、七日といふ夜半許に、空曇震動すること夥し、大嶽に黒雲かゝりて見へず。暫ありて空晴、又夜明て大嶽を見れば、毒龍巖くだけて散失にけり。夫より後彼西塔に入住けれども、たゞりなかりけりと云。【三國傳記】曰、此石自有毒氣、西塔住僧爲石多短命也、因茲靜觀僧正加持、大雨、石半碎、然後無障云、

○法華堂 西塔にあり。南向の堂、常行堂の東にあり。本尊普賢菩薩。【山門記】曰、天長二年十一月三日、寂光大師

延秀建立之云、法華堂、常行堂、并渡廊あり。【叡岳要記】曰、天台法花院住持、佛法爲護國家、仰願十方一切諸佛、般若菩薩・金剛天等、八部・護法善神・夜叉等、大小比叡王子眷屬、天神地祇、八大名神、七千夜叉、同正覆護大日本國、陰陽應節、風雨順時、五穀成就萬姓安樂、紹隆佛法有情盡未來際恒化佛事、弘仁九年歲次戊戌四月二十一日、一乘澄化願、同十三年六月四日大師入滅、十四日春義真・圓澄・圓仁等諸弟子所造營寶塔、聖主内之勅造塔祈穀於四方、仁壽三年總持院始作、文德天皇貞觀四年造畢、清和同八年七月十三日供養、大師大願主千部法華也、導師少僧都道昌咒願・少僧都命惠云、

○常行堂 法華堂の西にあり。始は般舟三昧院と號す。

【叡岳要記】曰、常行三昧堂、亦名般舟三昧院、今云常行堂

(院昧三舟般)

也、葺檜皮五間堂一字、在西孫庇、堂上有金銅如意寶珠形四方、列圖九品淨土並大師等身影像、安置金色阿彌陀佛座像一軀、同四柱菩薩像一軀、或記曰、胎藏阿彌陀五佛像、依相應和尚勸進、東大寺會理阿闍梨所造、本在虛空藏尾、元慶七年相應和尚、依慈覺大師遺命移此地畢、右堂四種三昧、令傳教大師弘仁九年七月二十七日、分說弟子配四種三昧、慈覺大師便始常座三昧堂、同年九月土木功畢、自入三昧六年修行、大師承和五年歸山、新建立常行三昧堂、仁壽元年移五臺山念佛三昧之法、傳授諸弟子等、永期未來際、始修彌陀念佛、貞觀六年正月十四日、于時慈覺大師遷化、七年八月十一日、相應和尚依大師遺言、始修本願不斷念佛、軌邈大哉、昔支那國法道和尚入定現身往生極樂國、親聞水鳥樹林念佛之聲、於是以傳彼法音流布五臺山、慈覺大師入唐求法之時登五臺山、一夏之間學其音曲、又傳教師資之所承、不可輒置、定始自今年、永加歲、國內祖施入天台山東法華・西三昧堂佛僧料米三十一石五斗、法華三昧堂讖法料十五石七斗五升、正米十五石七斗五升、佛燈料一石、供料十四石、右三昧者傳教・慈覺兩大師利他弘願也、應和元年十月十九日云、【山門記】曰、阿彌陀坐像、寬平五年靜觀僧正建立之云、【帝王編年紀】元慶七年癸卯、相應和尚、承慈覺大師遺命建立堂行堂云、【元亨釋書】慈

覺傳曰、仁壽元年、以五臺山念佛三昧法授諸徒、修常行三昧、同贊云、授弟子於三昧、謀營常行之堂云、【盛衰記】曰、常行三昧院、慈覺大師建立、法道和尚引聲念佛、此道場遷云、【帝王編年紀】又曰、寬平六年甲寅八月十一日、常行堂始修引聲念佛云、【東鏡】曰、常行堂、法華堂、各二堂相並、中間渡廊云、

【新拾遺集】に、心海山の、常行堂の流通の鐘に鑄付侍りける。「本覺の山の高根の鐘の音に、長き眠をおとるかす哉」

○惠亮堂 法華常行堂より坂を下り、左の方にあり。【元亨釋書】曰、釋惠亮、叡山圓澄之徒也、兼稟慈覺云、

○食堂 惠亮堂の東にあり。

○小禪師 慈惠大師堂の東に當て有。

○慈惠大師堂 小禪師の西あり。大師名良源、台嶺座主、永觀三年正月三日寂、歲七十四、勅諡慈惠、世云元三大師是也、存日自謂、置我像之處必避邪魅、從是摸印天下爭傳、事詳載人物門、

○經塚 椿堂より未申の山にあり。

○かまところ岩 經塚の南に有。

○大龜岩 かまところ岩の南に有。

○釋迦堂 法花常行堂より、坂を下る事半町にあり。法

(堂輪法轉) (院懂實)

華延命寶幢院と號す。西塔の本堂なり。又轉法輪堂と名づく。【帝王編年紀】曰、天長三年十一月三日、圓澄傳教大師弟子天台座主與延秀菩薩傳教弟子建立西塔釋迦堂法輪堂、承和元年三月晦日供養云、【山門記】曰、半金色釋迦像一軀長三尺、金色普賢・文殊各一軀、彩色梵天・帝釋像各一軀長三尺、彩色四天玉像一體長三尺、【三代實錄】曰、仁和二年七月五日勅、延曆寺西塔院釋迦佛衣長燈油料宛入云、又曰、貞觀元年八月二十八日辛亥、十禪師傳燈大法師位惠亮表曰、伏冀天慈幸降恩勅、不改素願永歲三月下旬、於比叡山西塔寶幢院將試度之、

【慈惠大師傳】曰、永觀二年營塔婆於西塔寶幢院云、【妙法院相承次第】曰、惠亮、寶幢院第一院主云、

○觀音堂 釋迦堂の東にあり。【山門記】曰、傳教大師點定地建立云、貞觀皇帝御願、嘉祥年中惠亮和尚奉勅建立之、安置千手觀音・不動・毘沙門各等身云、

○香爐岡 釋迦堂より此邊を惣じて呼り。【聖之記】曰、轉法輪堂の本尊を、根本大師手自、釋迦・彌陀・藥師の三尊を、同印相に造り玉ひたりけるほどに、釋迦かとおもへば彌陀、彌陀かとおもへば藥師にて御座ける間、導師供養を宣とし給ひけれども、何れの尊ともおもひわきまへ玉はざりけるに、天人、膳御答を備、香爐を持來敬禮、天人大覺尊と唱へたまひける時、さては釋迦にて御座け

近江國輿地志略卷之二十五

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十

るとおもひ、印相同時にて、供養を宣させたまひけるとかや、其時御箸と香爐を捨て、天人雲をかけて入給ふ。夫よりして香爐を彼塚にうづみ、かの箸を釋迦堂の内陣に收む。さてこそ香爐が岡といふと云云。

○相輪サカシノ 釋迦堂の北西にあり。寶幢一基四丈五尺、【山門記】曰、山城以西三道、并北陸諸州結緣幢、令建山城北叡峯北邊、名淨菩提心無垢光摩尼幢相輪幢、亦曰、法華延命寶幢釋云、【溪嵐拾葉集】曰、寶幢臺基高四丈五尺、頂上金銅相輪幢、故亦曰相輪幢、相輪幢高三尺三寸、有九層形似盤、最上層徑八寸、最下層徑一尺六寸、下層懸十一寶鐸、每層有十一金銅小筒形如小、每筒納摺木無垢淨光眞言、幢頂上輪幢下、置金銅桶一口、高一尺三寸、桶裏納造幢碑文並寫經眞言等、寫經妙法蓮花經二部、毘盧遮那經一部、密嚴經一部、福德三昧經一部、金光明經・文殊所說經・首楞嚴經・般若三昧經・諸法無行經・梵網經・無量義經・普賢觀經・請觀音經・圓覺修多羅了義經・寶篋經・不必定印經・無垢淨光陀羅尼經・佛頂尊勝陀羅尼經・梵漢兩字大佛

近江國輿地志略卷之二十四 終

頂真言・梵漢兩字隨求真言・大方等不增不減經・大乘法界無差別論、以上都合五十八卷、各長五寸、紺表紙金銅輪金字外題、右弘仁十一年九月、根本傳教大師所書寫安置之、無垢淨光根本真言七十四本外題、注貞觀皇帝之御願、無垢淨光相輪檀中陀羅三卷、一卷奉爲三界諸天八道神祇、一卷奉爲賀茂下上一卷奉四恩法界、右右、大臣藤原良相願者、佛頂尊勝陀羅尼二十一本外題下注奉爲中宮殿下、同真言二十一本外題、注奉爲太政大臣、無垢淨光真言三卷題下注法界衆生、般若心經一卷、仁王經二卷、白綾造花十房如新不損、名香二裹各二兩許、以上貞觀二年實和尚新加矣。

延曆寺寶幢院相輪檀銘

葦芽開廓	天主下生	短歌長歌	未防魔兵
第三十主	初開梵藁	沉像燒舍	法鼓未鳴
聰耳立憲	乃倍三明	使歸南岳	請經野卿
因果冷然	開悟群盲	時機未熟	陶汰五驚
天王出家	感得天平	受菩薩戒	四車轟々
海內諸州	制底縱橫	雖敷法筵	未遺五莖
豈若先帝	憑天台評	新立圓宗	永填大坑
年々兩度	紹隆妙行	爲悅冥道	起斯輪檀

(鉦の檀輪相)

叡嶺秀聳	朝影北都	神岳嵯峨	夕臨東湖
山王一等	思存給孤	法宿爲號	開顯毘盧
爾塔爾幢	延壽安身	惟經惟咒	護國濟人
金利放光	汲引迷津	寶鐸流聲	發開龍神
我等發願	渴仰文殊	十生出現	普施鬘珠
信謗兩友	俱會四衢	同乘寶車	恒遊寂區
長請妙法	恒轉妙輪	五忍恒說	永息魔墳
生界未盡	此願不泯	成住壞空	不散此塵

于時弘仁十一年歲次庚子九月十一日
貞觀二年八月二十七日改立幢緣起曰、惟相輪檀建立以來四十二年、其中間改換男柱一度、方今輪檀朽損、基構傾斜、因茲供奉大法師惠亮、作備件檀諮問太政閣下、傳奏貞觀皇帝既訖、右大臣正二位藤原朝臣良相奉勅、與太政大臣從一位藤原朝臣良房爲莊先師之大願、賜金銅并妙工等、塗治輪檀新鑄造男柱頭銅相輪、無垢淨光陀羅尼八百七十一卷、佛頂尊勝陀羅尼四十二本安置檀中、以貞觀二年歲次庚辰八月二十七日修理建立、散位從七位高向珍高、散位從五位下高向朝臣公輔、大炊頭從五位下丸子木工權允、從六位上志紀縣主貞成嚴造、妙工左兵衛少屬、

臣按ずるには、檀柱の義なり。相輪は是俗間に所謂丸輪也。在當山もの、浮屠を不造、單に相輪柱をたて、塔婆

とす。かるがゆへに相輪檀と云なるべし。蓋言は、相輪は僧祇律の中、塔上の盤を相輪といふ。佛書の中、多相輪といへり。或る仰望て瞻相するの故にや。相は視也。此妙輪を轉じて迷路を開の印にして、佛法鎮護の表なりと云意なるべし。

【溪嵐拾葉集】曰、五大院記曰、推古天皇御宇、上宮太子至山城國視四方曰、東嶽現寶幢、中央顯王氣、今經二百余歲、有一法師弘一味教、有一聖皇開萬乘道、云、聖賢遺詔無違、而傳教大師者建比叡山弘於一乘教、桓武皇帝者開平安城興萬乘道、山家大師弘仁年中建立相輪檀事、有二緣起、一者依無垢淨光陀羅尼經說、二依寶幢示現相也、所謂聖者說法之地、賢者屈起之處、必現寶幢於虛空也、然則今寶幢院之相輪檀下者、釋迦如來成正覺金剛座、三世常住轉法輪處也、仍寶幢現虛空也、人今呼堂號釋迦如來轉法輪堂事、深可思也、山家大師於高雄寺初行灌頂、清瀧明神現天女形來曰、我姉龍女者獻一顆寶珠於釋尊、唱正覺於南方、我者沉没于生死海未得出離、奉獻一顆寶珠於大師、大師以此寶珠奉納相輪檀頂上、爲恐紛失也、故惠亮和尚入石櫃地底五尺埋之云、垂加翁【大和小學】曰、天神と申奉、日吉は比叡なり。日吉の訓、比叡の音と一轉語なるにより通用、比叡山はをのこ路島にて、山上の柱は二神の廻給ふ

御柱のしるし也。【伊勢の宮心の御柱の記】に載るところの圖、案じ見るべし。弘仁十一年に、傳教大師是を相輪檀となづけて、銘をきさみしより、世の人の御柱なることをしらで、相輪檀と今にいふなる。惠感法師が、【溪嵐拾葉集】の女子珠のことは、付事の中のつけごととなるべしと云。

臣按ずるに、此説いふかし。心の御柱といふもの、中々かゝる類のものにはあらず。たゞ傳教西湖の體を摸してたてしなるべし。【西湖勝覽志】を見るに、相輪檀のごときものあり。【聖之記】にかけると合へり。【大和小學】の説は誤りなるべし。

【聖之記】曰、相輪檀を拜見するに、此塔婆常の塔にはかはりたり。これは天竺の靈鷲山、漢土天台、我朝には此山、三國に一基づ、ならではなき塔婆なり。是三國ともに、法華一乘の説法の砌なしではなき塔婆なり。

○六所社 相輪檀の傍にあり。西塔東谷の鎮守なり。いはゆる六社は、伊勢大神宮・男山八幡宮・賀茂大神宮・鹿島大明神・熱田大明神、以上六所なり。是より横川へ山路五十町あり。

○武藏坊舊跡 西塔の本堂より左へゆき、北谷へ出る路の傍、杉林の中にあり。是武藏坊辨慶が住坊の古跡なり

といふ。辨慶が傳、諸書にしろしたれども、虚偽の説多し。印行の諸書に多く辨慶を以て、紀伊熊野の別當湛増が子とせり。此言誤なり。【紀伊名勝志】等に、辨慶が事跡かつて以てなし。辨慶は出雲の國島根郡枕木里の産にて、枕木山華藏寺の兒となり、また父は意宇郡熊野山に住す。永見といふ處に、辨慶産水、辨慶が母の墳墓あり。又辨慶島・辨慶水といへる事蹟ありと、黒澤氏の【懷橘談】に載たり。【後太平記】には、出雲鰐淵山のふもと、武藏坊辨慶が育たる屋鋪とあり。是等を以てかんがへ見る時は、とかくに出雲の所産にして、華藏寺の兒となり、後當山に登り西塔の武藏坊に住し、後源義經に隨從し、西海の戦功あつて、義經陸奥に沈淪のとき猶隨從したる事、決して疑ひなし。紀州熊野とおもへるは、出雲の熊野を取違へたる事明らけし。西坂本に櫻木屋鋪とて、櫻木里坊の跡あり。是にも辨慶住せしといふ。

○八瀬路 是相輪檜より左へ行路にて、黒谷へ出、八瀬・大原へ行路なり。

○勝蓮花院 今其跡未詳。【以呂波字類抄】曰、勝蓮華院、一條院御願、座主覺慶大僧正、申寄阿闍梨五口、【日本紀略】長保三年四月二十六日云、【今昔物語】曰、陽勝といふ人ありけり。能登國の人なり。俗姓紀氏、年十一歳にし

(谷黒本と谷黒新)

て始て比叡山に登て、西塔勝蓮院空日律師を師として、天台の法文を習、法華經を受持云云。【野府記】長元元庚寅十二月廿日、關白御消息云、勝蓮華院附屬文送之。○石泉院 是又未詳。西塔北谷といふ。【親長卿記】曰、有石泉院忠宴僧正、【二水記】云、享祿五年十二月二十七日、石泉院常寂院齊招請了。○黒谷 西塔北谷にあり。西塔より西北の谷底に見ゆる標の木あり。是より下路極めて峻なり。此ところの寺を青龍寺と號す。本尊文殊・十一面・淨名居士とを安置す。普法然上人、始此ところに住す。故に法然上人の像をも安置す。洛東黒谷金戒光明寺を開基するに及て、洛東の黒谷を新黒谷と號し、當所を本黒谷と云。【源氏物語】手習卷曰、黒谷とかいふかたより、ありく、法師の跡のみ、まれくはみゆるをと云。【今昔物語】曰、比叡山の西塔に明秀と云僧ありけり。天台座主還賀僧都の弟子也。年四十になる時道心發して、西塔北谷の下に黒谷といふ別所あり。其處に籠居て、靜に法華經を誦すと云。【後拾遺往生記】曰、西塔黒谷の上人善意は、備中の國の人なり。初登台嶽作比丘云、【十六門記】曰、源空法弟聖覺、黒谷の爲體鏡見るに、谷ふかふして流淨置亂迸去り、路細くして跡幽なり。隱居尤便あり。上人此に住云。【保元物語】京師

本】に曰、源爲義西塔の北谷黒谷といふ處に行、月輪房の堅者の許に立入て、墨染の姿と成、御前の過去帳に、我法名を自筆に書入て、其下に一首の歌をぞ書付ける、梓弓はつるへしとも思はねは、なき人かすにかねて入哉

と云。【岷江入楚】曰、叡山に五ヶの別所とてあり。黒谷も其一所なりと云。

○瑠璃堂 相輪檜の西北にあたり。

○大納言岡 今其地不詳。【盛衰記】曰、學匠等西塔の東谷大納言岡に楯籠て、城郭を構てと云。是を以見れば、西塔東谷の中とは見へたり。

○大林 【長明發心集】曰、山に正華僧都といふ人ありける。我身は貧て、西塔大林といふ處に住けると云。是も又其地未詳ならず。

○四明洞 牛が額より東南にあたる。峰より西を四明洞と號し、夫より西は山城國也。峯より東を大岡と號して、近江國也。大岳四明洞兩國の界なり。

○牛額 雲母坂を下路の左なり。其形牛の額に似たり。故に名づくならん。

○雲母坂 是比叡山西坂の大路也。【三塔順禮記】曰、雲母坂を登りぬ。きら、とは雲の母とかけるにや。誠に雲

(坂動不)

の立ごとく見へたりと云。【園太曆】曰、觀應二年正月十三日午刻許、自幾良々坂大勢群下、雲母坂は惣名にして、下の方にては不動坂ともいへり。是不動堂あるを以てなるべし。又この不動堂を雲母寺とも云なり。比叡山より山城國修學院村へ至るの坂なり。雲母坂口より、山門西谷のとりつき千手堂の辻まで、三十六町なり。右の路筋より、四明洞の頂上まで一町五十二間上なり。此坂の道筋に、蛇池の所より頂上へ上路有。此坂路を雲母越とも、又は水飲尾ともいふ。堅田より國境へ三里、國境より京へ二里半なり。

○水飲 雲母坂の上にあり。昔地藏堂有。脱俗院と號せる地にして、此處山門結界の一也。路傍の岩間に水あり。叡山に登者掬之。【叡岳要記】に、光孝天皇の時の太政官符の四至に、西は下水飲を限とし給へり。慈惠大僧正【二十六條式】曰、不可籠山僧出界内地際、西限水飲云云。【元亨釋書】皇慶傳曰、至翠微有館宇、降陟人憩息焉、故置藥湯而備渴乏、俗呼爲水飲云云。【黒谷上人傳】曰、後白河院文治四九十三、首楞嚴院に臨幸あり。長吏圓良法印の沙汰として、水飲に御所を備供御并御行水を用意す云云。

【散木集】に

比叡の山すの大嶽はかくれねと、猶水のみは流て

を經る

【三島千句】に

家祇法師

大原やのほるおひえの道遠み、水のみ近き山もとの里

此邊古昔觀音もありしにや。【朝野群載】曰、水飲道場觀音像碑文、僧唯普照聖是觀音發心不淺、弘願甚深云、今水飲の地、和勞堂一字あり。

○裝紋童堂 今の和勞堂のことなりといへども非なり。和勞堂は、やどりなり。此和勞堂有地に、古昔裝紋童堂ありしなるべし。裝紋童堂とは、登山の兒の裝束刷所なり。或云、將門とて門ありしと。【太平記】に、大宮へをり下て、三塔會合しける大衆、上下歸山して將門童堂の邊に相支てといへり。或云、將門堂なり。昔承平將門・藤原純友、相ともに此地に來、帝城を眺望し、相約して叛逆す。故に號すと。或云、將門調伏のために一堂を建、四天王を安置せらる。是を將門討堂といふと。孰か是なることを不知。蓋四天王を安置して、將門調伏の事は、【太平記】にも載せり。

○禪師坂 【吉記】曰、壽永二年七月二十六日戊子、出逢門自西坂駕肩輿、於禪師坂邊逢前右馬助經業、於水飲邊逢前源中納言云、

(堂勞和)

(堂門將)

○蛇池 雲母坂を下れば、右の路の傍に窪處あり。今瀕て池不見。【太平記】に、さしも儉しき雲母坂蛇池を弓手に見なし、大嶽までぞ攻上けるといふは此處なり。

○柿樹 【元亨釋書】皇慶傳曰、甫七歲登叡山、近山下有柿樹、絕不結子、俗名其地曰不實柿云云。【今昔物語】曰、法性寺道乘、初は比叡に住けるが、後には法性寺に移て年來を經たり。夢に、西坂の柿の木に至て、遙に山上を見上れば坂本より初て大嶽にいたるまで、多の經卷を安置し奉れり。老僧あり、いはく、此は汝が年來讀誦せる處の法華大乘なり。大嶽より水飲に至まで積おける經は、汝が西塔に住せしとき、讀誦せし所の經なり。水飲より始て、柿の木のもとまで積おけるは、法性寺にて讀誦する處の經なりと云云。

○音羽瀧 相傳、古昔雲母坂不動堂より、七八町上の南の方の谷にあり。【類字名寄】曰、西坂本松室といふ處にあると云云。或云、台嶺の坤則愛宕谷の中にあり。瀧は日枝山の音羽瀧是也と云云。

【古今集】

忠 岑

ひえの山なる、音羽の瀧を見てよめる、
おち瀧つたきの水上年つもり、老にけらしな黒き筋なし

(谷田尾と谷羽音)

【古今集抄】曰、白川音羽瀧は、雲母坂の上、水呑峠の地藏堂のわきより流る、瀧なり云云。【八雲御抄】云、音羽瀧は比叡山の麓なりと云云。此邊を惣じて音羽谷といふ。土人誤て尾田谷といふ。古昔瀧有、いまは滅して水所々に流る。昔此所より石を伐出すと、今の白河のごとし。其とき瀧も滅しぬ。秀吉公、京大佛殿建立のとき、初て白河より石を出す。其後、此處より石を出すことを禁す。

○權中納言敦忠山莊 昔此邊にありしものなるべし。今はそこだにしれず。【拾遺集】に、伊勢が歌の詞書に、權中納言敦忠が西坂本の山莊の、瀧の岩に書付ける、音羽川せき入て落す瀧つ瀬に、人の心のみえもする哉

といふ。是を以てみれば、此邊なること明けし。

○不動堂 雲母坂の山下にあり。是はいにしへの修學院の本堂なりといふ。門は南向、堂も南向、額横にして雲母寺と書す。石川丈山筆也。本尊不動明王立像、八尺許、傳教大師の作なり。或云、會理阿闍梨の作也。未知孰か是なり。

○五智如來 四明洞にあり。

○辨才天遙向石 四明洞の東の山にあり。

○兒塚 西塔より横川へ越路の傍にあり。

○三尊石 是又横川路にあり。阿彌陀の三尊と觀念する事なりと【聖之記】に見へたり。

近江國輿地志略卷之二十六

臣 寒川辰清編輯

志賀郡第二十一

○鳥居岡 是より横川の界内なり。修善鳥居あるが故に名づく。此處より八瀬へ二十町ある處也。【黒谷上人傳】曰、後白阿院首楞嚴院へ臨幸あり。法皇鳥居岡より御歩行云。○修禪大鳥居 始は石にて造れりといふ。傍に古昔の石柱、土に埋もれてあり。今は木にて造、其上をからかねにてつゝめり。昔時は慈覺大師の額あり。其額に書して曰、願請來向者皆入不二門。今は其額なし。修禪或は修善に作る。此地に、古昔は修禪三百坊ありしを、後三井寺へ遷すといふ事、【太平記】にも載たり。此修禪鳥居を不二門とも號せり。

○阿彌陀峰 鳥居岡の東北に續ける峰なり。相傳、惠心僧都、阿彌陀の來迎を拜せる處なり。俗に峰越の阿彌陀といふは、爰にての事なりといへり。惠心の歌に、

空蟬のからをばこゝにとゝめなん、あみたか峰と御名も待まし

○横川 比叡三塔の其一なり。【聖之記】曰、行門には東塔は金剛界の峰、西塔は胎藏界の峰、横川は蘇悉地法身の峰とも、金胎不二門の鳥居、法華の本迹不二即事而眞と習也。されば法華の意にては、蘇陀峰とも申。是は梵語なり。然ば妙法蓮華峰とも申。是則横川院の事なり。【新古今集】に

少將高光、横川にのほりて頭をろし侍りにけるを、聞せ給ひて遣しける。

天曆御製

都より雲の八重たつ奥山の、横川の水は住よかるらん

高光入道如覺

百敷の内のみ常に戀しくて、雲の八重立山は住うし

と、勅答申上けり。

見渡せば烟絶たる山里に、いかにほさまし黒染の袖

とよみしも此處にて、高光の詠なり。また【高光日記】曰、ひえの山に住侍りける頃、人のたきものを乞てはべりけ

(堂法如)

れば、侍りけるまゝに少將、梅花のわづかに散残りて侍る枝に、つけて遣しける。

春過で散過にけり梅花、たゝ香はかりそ梅に残れる

【未木集】に 爲 家

久しかれ横川の洞の水莖に、よのあか迄もさそすゝくらん

【頼阿家集】に

奥山の横川の峰の花さかり、八重立雲と猶や見るらん

○横川中堂 修禪鳥居より六丁許を過、杉の繁茂せる谷路を行、谷川に傍て行事二町許にして此堂あり。南向、堂の形唐船を模して造と云、或は此堂、いにしへの如法堂なりといふ。首楞嚴院と號す。東塔根本中堂より五十町あるなり。又山王石の鳥居迄も五十町あるなり。この堂本尊聖觀音、慈覺大師作、脇士毘沙門・不動、中興慈惠、檀越九條師輔公、【元亨釋書】慈覺傳曰、天長十年、其身疲眼昏思命不久、於叡山北澗結草菴、屏居三年、修練待溘然、夜夢天人與藥、其形似瓜、割食半片其味如蜜、有一人告曰、是初利天妙藥也、覺而口中有味、然後羸形更健、昏眸益明、於是石墨草筆書妙法華、且修四修三昧、以所書經藏

小塔置一卷名曰如法堂、其菴今首楞嚴院也云云。【山門記】曰、嘉祥之年右大臣藤原忠仁公造立、檜皮葺方五間堂一字、安置如法々華經、塔左安置金色釋迦像一體、塔右安置多寶佛一體、四角安置普賢・彌勒・觀音・文殊菩薩像各一體云云、或說曰、如法堂廢墟、其基址慈惠大師堂後也云云。【山門三院記】曰、首楞嚴院・根本觀音堂在砂碓堂西、檜皮葺七間堂一字、在安置聖觀音像一體、不動・毘沙門像各一體、右慈覺大師入唐求法之後、解纜浮舟、現毘沙門身、大師即使畫圖彼像、風靜波平須臾着岸、歸山之後建立一堂、安置觀音像・毘沙門像、依彼海上願所被果遂也云云。【叡岳要記】曰、天延三年正月一日、慈惠大師、改造横川中堂、兼奉造等身不動明王像、設大會奉開眼供養、導師增恒佛師明定云云。【元亨釋書】慈惠傳曰、天慶九年藤僕射師輔、於楞嚴院營法華三昧堂、集衆擊火燧、而誓曰、若因三昧力光榮家族、所擊之火不過三便、擊之、應手火星迸出不至于再、僕射便手以此火點長明燈、于今不滅、乃以此宇屬源之法葉矣、爾來藤葉益昌云云。【盛衰記】には、慈覺大師の歸朝の時、觀音海上に現じ、不動・毘沙門艦舳に現す。赤山明神守護し給へり。彼三體を中堂の本尊とし、明神をば東坂本に崇むと云云。【扶桑略記】【古事談】並曰、天慶三年正月二十二日、善相公清行男定額僧沙門淨藏貴所、爲降伏將

(池赤・池龍)

門、於延曆寺首楞嚴院、期三七日修大威德之法云、日吉中の神門よりは迄一里五丁。

○如法水 龍池の源泉なり。則池の南にあり。是横川の中堂の闕伽井是なり。或説に、根本杉洞此處にあり。又爰に法界坊三十萬神如法堂あり。今は舊墟と云。

○龍池

○横川水 横川中堂の西にあり。龍池とも、赤池ともいふ。横川の水といふは此事なり。此水龍池に入て八王子山の間を流れて下て、小谷川といふ。赤池といふは、如法水、闕伽井の流なれば、闕伽池といふ。當時是を蛇池と云ものあり。非なり。蛇池は雲母坂の傍にあり。今池涸て其形なし。龍池をあやまちて蛇池といふなるべし。非也。天和年中までは沼にて、水少し有し沼なりしを、禱雨とて堀ひろげ、貞享のころ、端の石垣を築く。池の廣さ東西十八間、南北は六間なり。

【新千載集】に

風渡る夜川の杉の下陰に、心の水を手にむすぶ月

公 澄

【新後拾遺集】に

いと、なを八重立雲の五月雨に、横川の水もさそまさるらん

【新葉集】に

秋風や八重立雲を拂ふらん、横川の水に澄る月影

氏 定

【新續古今集】に

後深草院、横川の安樂谷に御幸のついでに、思ひ出る雲井の月の佛も、横川の水に澄してそみる

眞縁上人

○護法石 横川中堂東階の下、右の方に有。或は赤山石といふ。赤山明神影向の石なりと云。一説に、惠光院庭中南の方の門の、西脇にある石なりといふ。然れども此石を以て是とすべし。

○赤山明神社 横川中堂の前、右の方にあり。蓋明神を此處に祭ることは、詳に横川中堂の條下にのするがごとく、慈覺大師歸朝の時、赤山明神海上にあらはれ、大師を守護し玉へり。依て歸朝の後、此處に祭ると云。天台の護法神なり。此神智證大師、唐より歸朝の時、共に來朝の神なり。西坂本にも社あり。赤山と號することは、彼國に於て鎮座の地の名なり。【元亨釋書】智證の傳に載。【盛衰記】曰、赤山とは震旦の山の名なり。彼山に住神なれば赤山明神と申にや云。

○蟻塚 横川中堂の近處路傍石橋あり。此處北嶺行者の

通路なり。傳云、昔相應和尚此地を通時、大雨降て道路崩前徑を隔。しかる處に、蟻數萬聚て、通ふ路を開く。その遺跡を名づけて蟻塚といふなり。

○鐘樓 横川中堂より一丁許東にあり。

○四季講堂 横川中堂の北東にあり。本尊彌勒・如意輪不動・山王、又慈覺大師の像あり。【叡岳要記】曰、四季講堂、金色等身坐像彌勒安之、四季立義元三八講修之云、康保四年於横川定心房始四季講、講論五部大乘兼修立義云、定心房とは今の講堂の事なり。【四峯掌中記】曰、四季講堂、村上天皇之御願、慈惠大師之神創云。

○甘露山王社 慈惠大師廟の東南にあり。山僧皆云、神祕なりと。當時坂本邊の土俗の云、山門貧窮を山王憐れみ給ひ、毎朝食に甘露をかけ給ふと云。嗚呼獨横川の山王のみ、甘露山王といふべけんや。然ば坂本山王をも甘露といふべし。此説太甚信するにたらず。所以あるべし。

○文殊石 甘露山王社の東にあり。或ば文殊塔と云。近世建之歟。大凡四尺ばかり。

○彌勒辻 文殊石の邊なり。石の塔あり。【聖之記】曰、爰をば彌勒の辻と申、石佛の彌勒多立給ひたる處なり。慈惠大師、自造給ひしと申彌勒一尊御座すと云。今芝原の中に、彌勒の石佛一體あり。

○寂場堂 鐘樓の東北にあり。

○山王社 寂場堂の北にあり。

○慈惠大師堂 横川中堂より北にあつて二町餘にあり。世に横川の元三大師と曰は是也。元三大師傳、人物門及淺井郡三河村の條下にしるす。宜照見也。此處の繪像、時有て飯室に下ます事あり。其時は參詣の人、かならず飯室に詣ず。此事飯室の條下にしるす。考見すべし。

○香芳谷 此慈惠大師の廟の近邊をいふ。横川六谷の其一なり。土俗樺生に作るは非也。

○日蓮塚 香芳谷にあり。日蓮は安房國の人、三國氏、文永八年十月流佐渡、弘安五年十月十三日寂、歳六十一、後醍醐天皇勅賜大菩薩之號、蓋因洛北妙顯寺妙實祈雨之賞、詳に注畫贊にみえたり。

○龍馬場 慈惠大師の廟前をいふ。

○般若谷 護法石ある邊を然といふ。

○惠心院僧都廟 横川土佐唾にあり。鐘樓の南一町ばかりにあり。惠心院は、【拾芥抄】を按するに、九條殿建立歟。或云、高光少將入道如覺住之といふ。如覺の詠等は、横川の條下にしるす。一説には、冷泉院の御願にして、法興院兼家公の建立、本尊阿彌陀如來、脇士六觀音といふ。惠心院僧都とは、源信の事なり。【元亨釋書】源信傳曰、姓卜氏

和州葛木郡人也、父名正親、母清氏、父母詣郡之高尾寺求子、母夢、一僧以一顆玉與之、即有妊、信幼時夢、高尾寺有藏、藏中有數鏡、或大或小、或明或暗、沙門取暗小鏡付信、信曰、此小暗鏡有何用、欲得大明鏡者、沙門曰、只以此鏡至横川瑩磨、覺而大怪、又不知横川何處、後上叡山事慈惠、始思夢事、勵精修學、天性聰明、究顯密教、五種法師三昧無不薰練、過壯歲忌榮名、屏居横川以著述爲己任、所謂【一乘要訣】【往生要集】【阿彌陀經疏】【大乘對俱舍抄】【因明相違注釋】等也、台嶺教法此時爲盛、負笈承業者多、時號惠心僧都云、寬仁元年六月十日寂、歲七十六也、【袋草紙】曰、惠心僧都は、和歌は狂言綺語なりとて讀給はざりけるを、惠心院にて、あけほの湖を眺望し給ふに、沖より舟の行を見て、或人、漕行船の跡の白波といふ歌を、詠じけるを聞いてめで給ひて、和歌は、觀念の助縁となりぬべかりけりとて、夫より讀給ふと云。此或人の歌は、

世の中を何にたとへん朝ほらけ、漕行船のあとのしら浪

といふ歌なり。【扶桑拾葉集】に、筑紫宗久が【都のつと】には、日出るほどに、志賀の浦をすぎ漕行船の跡遂に見渡されて、彼滿誓沙彌が何にたとへんと詠せる風情

(曲八十四)

も心にうかび侍り、比叡山楞嚴の先徳、和歌は戲論のもてあそびなりとて、とめられけるが、或時惠心院にて、曙に湖水を見渡しておはしけるに、沖に船の行を見て、人の此歌を詠吟しけるを聞給ひて、觀念の助縁となるべかりけるとて、其後二十八品・極樂の歌など、多よまれけりとぞ申傳はべると云。惠心僧都のよみ給ひし歌多し、その中一代一首の狂歌といふは、
鏡山人の志賀からさき見へて、我身の上はかへりみつ海
○横川本坂 日吉二宮の後より、西に向て上、阿彌陀峰の東を北へ、惠心院の前へ出る坂なり。此坂中に和勞堂とて、屋上のみをしつらひし休處所々にあり。山嶮の辛勞を和る所なり。
○府袋洗水 横川本坂の半途にある清水なり。相傳、慈覺大師、印袋を此水に洗。故に名付と云。
○戒心谷 横川中堂よりは東の方、飯室へ行路の北の谷をいふ。横川六谷の其一なり。
○元三林 戒心谷の東につきてあり。
○栗柏子谷 元三林の次にあり。
○岩鼻 これ戒心谷の下にあり。或は四十八曲とも號す。
○中尾坂 戒心谷の上の峯をいふ。

(しほることば)

- 三石 解脱谷の東谷にある大石なり。其數三つあり。
- 野平 三石の下の方にあり。
- 黒見原 野平の双の岡なり。此下を槽ころばしといふ。ほだころばしの下は千野村也。
- 飯室坂 是當時横川へ上る坂路也。横川本坂へは上る人希なり。横川中堂より飯室迄二十一町ある也。
- 飯室谷 是横川六谷の其一なり。【袋草紙】云、花山院の御時、中納言義懷出家、飯室に住て讀見し人も忘れのみする古里に、心なかくも來る春哉

此事【榮花物語】【大鑑】等にも出たり。

○安樂院阿彌陀堂 飯室にあり。本尊阿彌陀如來、叡桓・源信の二像あり。或人曰、叡桓僧都此地に住、法華一萬部精誦功成、終に感見釋迦普覺といふ。

【元亨釋書】曰、釋叡桓居台嶺學教觀、兼持法華、嘗作思惟、初散若僻萬行徒施、當散圓教大心修實相妙行、誘引六道衆生、悟入一實知見、我見近來行人或營外相苦行、不作内心觀念、或施依報資財無正報信惠、徒感人天果報、無階三乘位次、是以率身戒律、午後厨不起烟、科義定心相應誦經、纒涉散念、雖誦捨數、如是精誦一萬餘部、釋迦放光照室、普賢摩頂慰誘、如是奇瑞多藏不語、鳥獸掌中受食、鬼

(院五妙)

神隨侍供給、臨終手執香爐誦法華、端坐而逝云、或説、曰惠心院、僧都源信居之、寺前有菩提樹、昔源信作【往生要集】贈於宋、時四明智禮禪師閱之、隨喜酬以菩提樹一株、祝云、君法材如是樹爲榮焉、源信植之翌日榮、然元龜之兵火枯、又此時叡山炎上、而後經十九年枝葉再生、山門亦繁昌、此樹偏法流隨盛衰榮枯乎、當時其實取百八爲珠數、菩提樹の事詳に土産門にしるす。當院有御朱印。後に記。
近江國滋賀郡比叡山飯室谷安樂院者、大戒弘通の舊跡也、因茲爲律院相續、同郡衣川村之内百石事、今度寄附訖、全可收納者、天下安全懇祈令法久住之律儀、永不可怠慢者也。
元祿十年八月九日 御朱印
○寶滿寺不動堂 是飯室谷の本堂なり。安樂院の西南にあり。
○鐘樓 不動堂の右にあり。
○慈忍和尚廟 飯室不動堂の南東に有。慈忍の本坊を妙香院と號す。舊墟となつて、今其廟而已殘れり。世に横川の小型と號するは、慈忍和尚の事なり。【元亨釋書】曰、釋尋禪、右僕射藤師輔第十子也、叡山慈惠、與僕射道契尤深、故以愛子與惠、又異願性聰明、學涉顯密、安和帝不豫、連年不差、勅禪加持、禪侍御坐側、帝狂嘖、拔劍欲擊禪避之、

衣篋尙在堂上、護神守篋、帝於篋傍自練倒蓋護法神、爲之帝病即愈、自是名顯、天延二年勅爲一身阿闍梨、台徒此任從禪始、永觀三年補座主、永延三年九月二十八日寂、諡慈忍云、

○赤山明神社 不動堂の東にあり。此神の事、前にしるす。

○定家卿墓 飯室龍燈石の邊にあり。相傳、藤原定家、一日登山して、没後の小石塔を建といふ。

踏たるもろにしなるてふ此山の、土となる身は頼もしき哉

此和歌も此時の詠なりといふ。定家は五條三位俊成の男、京極黃門と號す。中興の歌仙、仁治二年八月二十日卒す。歳八十二、法名明靜。

○光定塚 飯室にあり。【高僧傳】曰、釋光定者豫州風早之人也、姓贄氏、始台山大乘之戒壇、爲南衆所沮、傳教大師滅後、得以重開者定之、力居多焉、嘉祥四年秋八月逝云、

○日蓮塚 飯室にあり。姓は三國、父は遠江の人、實名重忠なり。母は清原氏・日天胸を照すと見て胎る事あり。貞應元年二月十六日に生。

○西方坂 是飯室にあり。西に向て直に阿彌陀峰に至るの坂なり。故に此名有歟。

○帝釋寺 奈良坂の南にあり。是叡山の別院なりといへども、今は纔の小堂なり。

○奈良坂 飯室より、西教寺の前にいたるの坂なり。

近江國輿地志略卷之二十六 終

近江國輿地志略卷之二十七

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十二

(谷寺動無)

○無動寺 或は號無幢寺。別に無動寺谷とて、東塔五谷の其一なり。行者派居于此、慈覺大師以來、顯・密・修驗の三道あり。顯密戒記の四重修驗有。兩門・南山・北嶺是なり。南山は役の行者の流、山臥道なり。北嶺は無動寺の相應和尚の門派、毎日往復七里半を歩行巡禮して、七百日を滿願とす。又滿願の夜より九日、明王の座前に斷食して是を曰滿願之結事。詳に【延曆寺日記】【相應和尚の筆記】あり。【元亨釋書】相應傳曰、貞觀五年、應等身長、刻不動像、六年創一字安置號無動寺云、【聖之記】曰、清和天皇の御宇貞觀五年に、不動明王の靈像を奉造、相好の月圓にして、靈驗日にあたらなり。同七年、今の南山の勝地を打はらひて、尊像の堂舎を建立し、中壇に尊體を安置して無動寺と號す。則公家に奏聞申して、供養をとけら

る。貞觀九年ひのとる九月三日、檀主相應和尚、呪願智證大師、導師安惠和尚、唄師は猷憲、三禮は長念僧正、誠にめでたき供養なり。山は飛來峯、彼異域五臺山一片也、洞是古仙嶺、即佐々名實長等山也、今亦法性無動之靈山、生身明王之所住也云、【叡岳要記】曰、貞觀八年、西三條右大臣被施入備前國福庄畢、元慶六年依堀川太政大臣諷諫、宣下官符、以無動寺爲天台別院、葺檜皮五間四面、經藏一字、安置【一切經律論】【賢聖集】并【唐本天台宗章疏】【新寫經傳記外典】傳教大師平生資具八幡給紫衣等、右經論大師所書寫也、又大安寺沙門圓寂、招提寺僧道慈殊成隨喜、書寫經論二千餘卷、新秩滿設萬僧齋會、以供養也、今所安置經論藏是也、傳教大師

うんたらや無動寺山のたらたかまん、あへてはまなにまさりこそすれ

【頓阿高野日記】に、賴朝大將の取苑艸、無動寺にて見侍。西行筆に似たりと云。此處にて見たるなるべし。

○不動堂 無動寺本堂是なり。本尊不動明王の像、相應和尚の作なり。【今は昔物語】には、昔叡山無動寺に、相應和尚といふ人おはしけり。比良山の西に、葛川の三瀧といふ處にかよひて行し給ひけり、其瀧にて不動尊に申給はく、我を負て都率の内院、彌勒菩薩の御許にいて行

給へと、あながちに申ければ、極て力なき御事なれど、しひて申事なればいて行べし、其尻をあらへと仰ければ、瀧の尻にて水あみ、尻よく洗ひて明王の頭にのりて、都率天に上り給ふ。爰に内院の門の額に、妙法蓮華とか、れたり。明王の云、是へ参入のものは、此經を誦して入誦せざれば、いらすとたまへば、はるかに見上て相應の曰、我此經讀はよみ奉る。誦する事未叶と。明王扱は口惜き事なり、其儀ならば参入叶べからず、歸て法華經を誦して後参り給へとて、かき負給ひて、葛川へ歸給ひければ、泣悲しみ給ふこと限りなし。扱本尊の前にて經を誦したまひて後、本意をとけ給ひけるとなん。其不動尊は、今に無動寺におはします、等身の像にておはしけると云云。

○相應和尚墓 不動堂の前にあり。和尚の傳、詳に人物門にしるす。考見るべし。

○閻伽井 無動寺の閻伽井也。【聖之記】曰、建立の大師、一字の靈場を建立し、生身の明王を安置し給ふといへども、此山高して閻伽の便なし。然開爰にて和尚、天に仰て、願くは龍神八部流水を出し給へ、明王の閻伽に備んと祈り給ひけるに、一龍降て、尾を以て此地を扣くに、忽然清泉みなぎり、三重の瀧と流る。是則根本中堂の閻伽井と同じ、無熱池より流出たる靈水なり、其よりして

此山を瀧尾山と申、流れを天龍川と申なり。是亦八ヶ瀧の隨一なり。

○枝山 無動寺山の正北にあたる山なり。

○迎坂 此坂無動寺より坂本へ下る坂にて、下にて二坂となる。一は穴太盛安寺の南へ下り、一は坂本大和の庄へ下るなり。下にては不動坂といふ是なり。不動坂より上れば、坂口より上迄二十三丁あり。此坂の下の方の方に、送火山といふあり。送火山・迎ひ坂、子細ある事にや、いまだ詳ならず。

○はしづかの松 無動寺迎坂にあり。

○たうの岩 はしづかの松の東にあり。

○青山 無動寺谷より東にあたる山なり。彼迎坂より下りて南に分るもの、此山の北を過るなり。

○壺笠山 青山の南にあり。元龜の比、織田信長の軍勢、青山壺笠山の邊に在陣の事、【淺井軍記】にみえたり。

○白鳥山 壺笠山の南西にあり。【太平記】に、無動寺の麓、白鳥の方を見上たりければとあるは此事なり。

東塔東谷十一坊

○三光院

○光壽院

○延命院

或は曰、古跡ある處の延命院にはあらず。又

(山火送) (坂助不)

(坊一十谷東塔東)

(坊二十谷北塔東)

東塔北谷十二坊

○寶乘院

○安禪院

○觀明院

○惣持院 相傳惣持院者、九院之其一也。【叡岳要記】曰、惣持院供養、天祿三年壬申正月三日、圓融院御宇、葺檜皮

五間堂一字禪頂、安置胎藏大曼荼羅一復、葺檜皮多寶塔一

基、又置胎藏五佛、同方五間堂一字之西也、安置熾盛光大曼

荼羅一復、同三間昇廊東西各一字、同廻廊同五間樓一字

左右、舞臺一基在塔、同三間廻廊左右各一字、同七間瀧頂阿

闍梨坊一字、同七間僧房一字在院、右院、文德天皇御願、始

自仁壽三年至于貞觀四年、惣十箇年所造立矣、佛壇・堂塔

及僧房等、構造美麗多越古今、見者發心、拜者致信、御

願熾盛光法於此院修之云云、太政官牒延曆寺惣持院供料

事、佛供每日白米六升、十二天供每日白米三升、燈分油每

日四合、雜香每日一升、十四僧供料一准定心院十四禪師、

雜師五人糴每日白米七升四合、都有數通官符、今略之云云、

是等を以て見れば、今の惣持院とは各別かはれり。今按

ずるに、七間の僧房一字、院の西にあるとしるせるもの

是なるべし。【保曆間記】曰、源氏の兵、林六郎光明を山門

に指上す。惣持院を城郭とすと云云。

云、然と。兩院何れか是なる事をしらすといへども、しば

らく備後考。【叡岳要記】曰、延命院、葺檜皮五間堂一字、

安置延命像一體、居高三尺、彩色梵天帝釋像一體、右院朱

雀太上天皇御願、承平六年座主少僧都尊意奉勅造作件院、

天慶元年土木功畢、冬十月二十一日甲午、安置延命像、率

二十口伴僧、限以七箇日夜、修金剛壽命菩薩秘法、天慶元

年五月二十五日、佛僧供官符下近江國、同年八月七日、七

僧官符下、新延命院葺檜皮五間堂、安置普賢延命像一軀、

右朱雀院太上天皇御願也、天慶年中下所司建立、昇遐之

後置之僧、天曆八年四月二十八日、供僧三人官符下同日

云云、

○花王院

○五智院 【叡岳要記】曰、五智院、康保四年藤原氏蔭子

所建也。

○理性院

○習禪院

○莊嚴院

○藥樹院

○正學院 文殊樓より十四・五間下東にあり。文殊樓へ

さしたし三十四・五間ほとこれあり。

○壽量院

○教王坊 中堂よりうしろの方、二間ほど上にあり。中堂へさしわたし二十間許あり。

○竹林坊

○善學院 【叡岳要記】曰、葺檜皮三間堂、金色七佛樂師像、仁親律師房也、賀靜贈僧正受法弟子、承平年中、中納言從二位平時望願也云、

○善光坊 中堂のいぬるの方三間程上に有。中堂へさしわたし二十間ばかり。

○不動院

○廻向院

○蓮華院 【叡岳要記】曰、葺檜皮五間堂、五大尊立高五尺、冷泉天皇儲君之時、天曆七年明達律師御房爲御願云、

○圓壽院

東塔南谷十二坊

○住心院

○龍城院

○日増院

○吉祥院

○遺教院 或は遺教坊ともいふ。講堂の岸、八・九間程隔て南の方の下にあり。講堂よりさしわたしは三十間ばかりなり。其古は法性坊と號せるにや。

(坊二十谷南塔東)

○法性坊尊意舊跡

○遺教坊 東塔南谷にあり。是法性坊尊意の舊跡なり。【元亨釋書】曰、釋尊意姓丹生氏、平安城人、其先應神天皇之胤也、元慶三年上台山、延長八年六月、戶部尙書藤清貫尙書右中丞平希世、二人於清涼殿逢雷震死、皇帝惶怖玉體不豫、乃移常寧殿、召意宿禁中持念、初意在叡山、一月菅丞相化來語曰、我已得梵釋許與欲償夙懃、願師道力勿拒我也、意曰、然率土者皆王民也、我若承皇詔何所辟乎、菅作色、適薦柘榴、菅吐哺而起、化作烟、坊戶烟騰、意結瀉水印擬之、其火即滅、燒痕尙在焉、已而菅靈踏石登天云、

臣按するに、虎關【釋書】に、此説を載しより以來、俗説ますく盛にして、俗間印行の書にも此説を書記す。猿樂者流の舞車などいへる謠にも、此を謠もて行ほどに、兒女子皆此説を信用して、彌一盲衆盲を引の迷惑となれり。歎息すべし。師鍊もさばかりの人なりといへども、浮屠氏の癖にならつて、尊意が徳を稱せんとして、却て意が不徳を顯はすものなり。斯いは腐儒の見解、不可思議の理を知ざる故なりと笑ふべけれども天地の間、豈理に二つあらんや。菅公は凡人にあらず。忠誠鹽梅の臣たり。左遷を以て君を恨憤り給ふ事、いさゝかも有べからず。菅公左遷以後の詩文を以て見る

べし。如何ぞ君を怨み給ふ事あるべけんや。君々たらずとも、臣以て臣たらずんば有るべからざるの理、菅公の常にの給ふ處なり。都に火災あり、雷電し、震死せし人有しは、自然と天の惡氣に感じたるにて、菅公のかつてあづかりし給はぬ事なり。菅公もし讒者を怒て、震死せしめ給ふならば、讒人藤原時平・菅根・定國等なるべきに、此輩は恙なくして、清貫・希世が震死せしを以て知べき事なり。人死して、暫く崇を成事なきにしもあらず。【左傳】に、伯有は厲の事を載す。しかれども是は凡人なり。豈菅公と日を同じくして語るべけんや。決してなき事なれども、若菅公、梵天帝釋のゆるしを得て、一天の君をわさはひし給ふことあらば、何すれぞ尊意等が力を以て、是をふせぐ事あらんや。亦菅公も、尊意が都に來ることを恐れ給ふべからず。是等を以て、其偽りなる事をしるべし。近比丹羽橋山の【田舎莊子】にもしるせる様に、もし實に尊意が坊へ左様のもの來る事あらば、狐狸の妖怪なるべし。或は尊意が心魔なるべしといへり。理なる哉。大凡物皆、己が心を以て是非を論ずるが故に、公論となりがたし。或人、僕をなじつて曰、何ぞ菅公を知りがほに論をなす。菅公は儒臣なり。【孟子】に、君視臣如土芥、則臣視君如寇

讎とあり。左あれば延喜帝の讒者を信じ、菅公を土芥のごとくし給ふ時は、菅公もまた寇讎のごとく怒て雷となり、讎を報じたまふべき事なり。汝が見解笑ふべしといへり。臣これが爲に歎息せざる事あたはず。孟子にあるは、君たる人々の教なり。臣たるもの、いづくぞ視君冠讎のごとくすべけんや。君きみたらずとも臣以て臣たらすむば有べからず。君の、土芥のごとくし、讒者を信じ、誤なき菅公を筑紫へながし給ひしは、延喜帝の罪にして、菅公の罪にあらず。菅公なんすれぞ怒り給はんや。殷紂王は獨夫なり。武王は聖人なり。聖人、獨夫の紂をうち給ふさへ、吾日本にては忌憚事なきにしもあらず。是神國の神道、君は君たり、臣は臣たるの故あるを以てなり。菅公何ぞかゝる事あらんや。默識すべし。

○登天石 遺教院の門前にあり。菅公の靈、此石を踏て登天し玉ふと云。是も【元亨釋書】の説に依て、後世好事のもの、設しなるべし。かゝる類多し。【源氏物語】は、紫式部が寓言にして實事なし。源の高明公などを、光源氏になぞらへ思ふて、作しなど、いへども、實に光源氏といふ人はなし。然るに攝津國須磨に、光源氏の家敷といふ處あり。京師堺町通松原の北に、夕顔の塚あり。石山に

夢の浮橋あり。皆後世好事の者のなす處にて、信用すべ
きにあらず。登天石も此類にや。後考をまつのみ。
○天満天神社 右同所にあり。菅公の靈なり。法性坊尊
意、方外の交りあるを以て、此處に祭といふ。天神の御事、
別に伊香郡余湖の條下にしるす。

○禪林院
○寶積院

○南光院 天海僧正の在任の院なり。天海僧正を、南光
坊と號せしも是によれり。僧正の事、坂本慈眼大師の條
下に記す。考見るべし。

○圓龍院
○井の坊

○松林院
○松壽院

東塔西谷十一坊
○玉泉院

○妙音院 大講堂の西の方、五・六間許上に有。さしわた
し講堂へ四十四・五間許有。

○常智院
○佛乘院
○千光院

(坊十谷南塔西)

○行光院
○密嚴院
○圓行院
○相住坊
○覺林坊
○法光院
西塔南谷十坊

○眞藏院
○行陽院
○大興坊

○禪光坊
○星光院
○大泉院

○本住院
○無量院
○法華院

○上乘院
西塔東谷九坊

○本覺院
○西樂院
○金剛院

○戒光院
○南樂坊
○鷄足院

○華藏院
○獨鈷水 華藏院の内にあり。是慈惠大師、獨鈷を以て
鑿ちひらく處の水なり。一名を寂靜水とも號す。

○惠心院 惠心僧都住房の地なり。事詳に惠心僧廟の下
に記す。考見すべし。

○雞頭院
○顯壽院
○藤本坊

○一音院
○龍禪院
○覺成院

○妙行院
○般若院地藏 妙行院にあり。此地藏、初は横川中堂の
ひがし、般若谷にあり。故に名付となり。此地藏の事、諸
書に出たり。【元亨釋書拾異志】に曰、役夫賀能者、過叡山
横川般若谷、逢雨寄一破宇、有地藏像、其像漏濕甚、能見
像庇不全、雨濕被體、脱自小弊笠覆佛頂而去、晚年受病而
氣絶、能生平無善事、動多惡業、便墜地獄、猛火燒身其痛

(坊二十谷北塔西)

○妙觀院
○智光院
○寶幢院
○等覺院
○自定院

西塔北谷十二坊
○覺仁坊
○寶嚴院
○松壽院

○定泉坊
○金臺院

○正教坊
○金光院

○觀住院
○行泉坊

○正藏院
○正觀坊

○金仙坊
横川十四坊

○定光院
○養壽院

(水靜寂)

○戒光院
○南樂坊
○鷄足院
○華藏院
○獨鈷水 華藏院の内にあり。是慈惠大師、獨鈷を以て
鑿ちひらく處の水なり。一名を寂靜水とも號す。
○惠心院 惠心僧都住房の地なり。事詳に惠心僧廟の下
に記す。考見すべし。

不可言、時有一比丘、以右手提能出鐵釜、其比丘右邊顏
肩足及臂皆焦、然而告曰、我在膽部州叡山般若谷時、雨
濕不可忍也、汝以一笠蒙我、其志難酬、故我入火聚濟汝、
不顧自燒耳、言已蘇息、能使詣般若谷拜像、像之燒爛、果如
獄所見云、尙、宇治拾遺物語にも此事をのす。

飯室五坊

(坊五室飯)

○松禪院 【四海太平記】に曰、山門松禪院、草創の始を委
く尋奉るに、往昔人皇八十六代四條院御宇、江州守護佐々
木九代正院六角壹岐守泰綱朝臣、一年子孫繁榮の禱の爲
竹生島に詣て一七日が其間、般若院に籠居あり、己に満
する日の夕より、神前に踞踏して通夜祈請し給ひける。
秋もなかばの空高、くも收風徐ろにして、孤島の景かぎり
なふ面白かりければ、泰綱法施の暇に、神殿の御階を下
つて、獨り松間の月に嘯き、心をすましておはしけるに、
何處ともなく、びんづらゆふたる童子一人、忽然と顯れ、
泰綱に打向ひ、汝が信心親切なり。斯のごとく願を満む
事を欲せば、比叡山におるて、一院を建立し、永一乘圓頓
の宗に歸すべし。然れば子孫いよく繁昌して、威名天
下にか々やくべし。汝あへて疑ふ事なかれ、吾は是宇賀
神明菩薩大辨財功德尊天の使者なりとて、一部一卷の法
華經を、泰綱にあたへ給ふと思へば、夢覺ぬ。頓て馬淵左

(坊三十谷寺動無)

衛門泰綱を奉行として、山門に一字の精舎を建立す。今
の松禪院是也と云。
○山本坊
○圓乘院
○戒定院
○本門院
無動寺谷十三坊
○寶滿院
○金藏院
○善住院
○千手院
○眞乘院
○法照院
○一乘院 本大乘院と號せる坊の遺跡にして、則慈鎮和
尙の本坊是なり。「我戀は松を時雨のそめかねて、眞葛が
原に風さはくなり」の詠も、此處にての事なり。無動寺の
籠を、惣て眞葛が原といふなり。或は坂本大和の庄小島
の坊にて、慈鎮和尙、此詠ありともいひ、或は云、洛東吉
水花頂山の邊を、眞葛が原といふ。則和尙は青蓮院の開
祖にて、吉水の和尙と號す。松を時雨の詠は、花頂山にて
の詠にて、則今洛の東山知恩院大谷寺の方丈の南庭に有

石、和尙の腰をかけて、松を時雨の詠ありし石也といふ。
此石初は山門院の上にあるしを、今の地にうつすと、【山
州名跡志】に書せり。然ども大乘院は、和尙の本坊にして、
此山麓を眞葛原といふ時は、決して此地にあらずともい
ふべからず。又洛東吉水の地にあらずとも決しがたし。

【聖之記】云、慈鎮和尙の舊跡、今の青蓮院宮の御相續の
御房の在處にて候へ。御房は、近年迄ありしが、一年の大
風に顛倒して、礎のみ残り。此こそ西行法師が「植たる
櫻絶朽たる埋木に、其名をのこすあはれさよ」と、其古へ
思ひ出せしに、此庭上にてこそ、西行東國修行し立歸り、
和尙を拜したてまつり、東路の名所物語のとき、富士の
詠は如何にとありけるに

駿河なる富士の烟の空にさへて、行來もしらぬ我
おもひ哉

と申けるに、和尙、風になびく五文字如何にとありし
より、名歌とはなれり。又寂蓮法師に、和尙の御在處見て
まいられと、勅定有しかば、寂蓮此庭上にて、
麓には千里の波をかたしきて、枕の下のあり明の
月

と詠じて、和尙の御座所、斯のごとしと奏聞有と云云。此
一乘院にて 慈鎮和尙

麓には千里の波をかたしきて、枕のしたに有明の
月

微書記、其跡を尋來て、坊の柱に書つく、

夢なれや枕の底と見し人も、苔の下には有明の
月

其跡を見て

長 嘯 子

我も今宵枕の下にとはかりは、おほけるきさのさ
、波の月

【新古今集】に

例ならぬ事侍りけるに、無動寺にてよみ侍りける、

慈 圓

頼こし我古事の苔の下、いつしか朽ん名こそ惜け
れ

【新勅撰】にのせたる處の

思はざりき命長等の山のはに、たひく、法の花を
みんとは

件の二首、皆無動寺にて詠といふ。或書云、かの寺は長等
山の中頃と云云。

臣按するに、無動寺を以て、長等山の中といふものは
非なり。無動寺はもとより、比叡山の中、東塔五谷の其
一にして、寺は天台の別院たり。天慶六年の官符に見

へたり。此寺より南三井寺邊迄を、志賀山とも、長等山ともいふべし。長等とは、山尾連續して長く等しき意なれば、此山よりの續きなれば、和尚、望て詠せしなるべし。居ながら千里の遠きを詠するも、歌仙の例也。いはんや長等の近きをや。山の尾の連續せるをや。慈鎮和尚、法性寺入道前關白太政大臣忠道之子也、本名道快改慈圓、慈鎮其諡也、號吉水和向、第六十二代天台座主、法流者三昧院流、山務四箇度也、人皇七十六代近衛院久壽二年四月十五日生、人皇八十五代後堀河院嘉祿元年九月二十五日死、人皇八十六代四條院嘉禎三年三月八日諡慈鎮、青蓮院之開祖也。

○蓮光院

○十善坊

○松林坊

○寶珠院

○十妙院

○正照院

○比叡山古戰場 後醍醐天皇、二度山門へ臨幸なつて、八王子、山に城を構、戦ひ有し事、【太平記】に見えたり、元龜二年九月、織田信長の爲に炎上す。武田信玄、密に源義昭に通じ、且淺井・朝倉と牒合せ、上洛の志あり。台徒

是に應ず。かるが故に、淺井・朝倉山門に入て、信長をかこむ。信長いかつて淺井・朝倉を亡し、山門を燒やぶる。其餘三井寺との戦ひ多し。

近江國輿地志略卷之二十七 終

近江國輿地志略卷之二十八

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十三

○雄琴莊 千野・苗鹿・雄琴等の諸村をいふ。

○千野村 坂本の北にあり、本千野・いま千野の二つあり。惣名を千野村といふ。ちの或は一に乳母につくる。

○若宮權現社 千野村にあり。祭神いまだつまびらかならず。

○源光寺 同村にあり。坂本西教寺の末寺なり。

○安養院 同村にあり。天台宗、界内に妙見堂あり。土俗云、元三大師の母なりと。あやまりなるべし。【叡岳要記】

【山門記】【日記】【山家要略記】等を考るに、傳教大師の母を妙見といふと。然ば、もし是にや。又妙見と號せる佛あり。其ほとけにや。いまだつまびらかならず。

○苗鹿村 千野村の北にあり。

○苗鹿大明神社 苗鹿村にあり。上・下の社は、土俗上の

(寺大傳)

宮・下のみやと號す。兼熙番神の注に、曰、天太玉命化老翁、鹿負稻導之故名焉、これによつて見れば、祭神は天太玉命也。【神祇正宗】曰、人皇三十九代天智天皇七年營社、【延喜式】の神名帳曰、近江國滋賀郡八座那波加神社、【拾芥抄】三十神名の中廿九日とのせらる。【參考保元物語】には、直河に作、【盛衰記】には、榮岡社に作る。祭禮毎年四月二のつりの日。土俗に云、此社は壬生官務の氏神なりと。因おもふに、此地往古壬生氏の舊領なる事は、法光寺の條下に出す。

○河内社 苗鹿村桃かせんしやうにあり。祭神未だ詳ならず。

○すこの御前社 苗鹿村すこの原にあり。祭神未だ詳ならず。すこの文字も正しからず。

○大將軍社 苗鹿村のはしの詰にあり。

○夷社 同村北出にあり。○傳大寺山 同村にあり。相傳、往古この地に傳大寺と號せる佛宇あり。何のとしか、其寺烏有となつて其あとだにもなし。今その舊址を傳大寺山と號す。

臣竊に按ずるに、今蓮臺寺といへる天台律宗の寺あり。疑らくはかの寺の舊地なるべし。傳大寺・蓮臺寺、音相似たればあやまり傳る成べし。

○正念寺 苗鹿村にあり。天台律宗。坂本西教寺の末寺也。

○蓮臺寺 苗鹿村にあり。天台律宗。坂本西教寺の末寺也。

○法光寺 同所にあり。

緣記曰、今雄者法光寺之本願、近江國滋賀郡建立堂、蓋是爲鎮護國家也、號法光寺、建立以降四至内田地山野、偏爲寺家進止、因茲慈惠僧正御時、或爲定心院木屋鋪地、被請寺領畠一段、或依母堂之命、被請作、彼近邊少田之時、皆觸氏人所被請也、是依爲氏人之進止也、雖爲台嶽之四至非彼寺之管攝、偏爲氏人成敗矣、從今雄四代忠臣、殊加潤色修補堂舍、紹隆佛、更建一堂修三昧、爲楞嚴院麓之上、忠臣深歸依彼院住侶、舍弟權律師安眞補別當、偏爲氏人之進退、取定補檢校別當職也、從今雄七代孝信法光寺内建立一堂號多寶院、九十五代後醍醐帝元亨二年六月十三日御教書、同十四日官符案宣旨、春宮大夫左大史小槻宿禰于宣等申請、且依代々宣旨官符以下證文、且任今度給旨、向後停止定俊僧都餘流并妙法院門跡坊、當氏長者永代管領不可有相違由被下宣旨、當家累代之氏寺近江國法光寺、同末寺所領并氏神雄琴社等事、仰依請、右 宣旨早可被下知之狀如件 六月十三日 大夫史殿中辨平判奉 大政官牒

法光寺應向後停止故權小僧都定俊餘流并妙法院門跡坊、且依代々宣旨官符以下證文、且任今度給旨、令小槻氏長者永代管領當寺同末寺所領及氏神雄琴社等事、右得修理東大寺大佛長官、正五位上行左大史小槻宿禰于宣等、今月一日解狀備、謹考案内、件法光寺者曩祖勸解由次官今雄宿禰令建立、以降代々爲氏之長者之管領、送數百年之星霜、本末寺社田地所領至巨細之雜務、併爲長者之進止、雄琴社者彼所之鎮守當家之氏神號大炊神、所謂今雄宿禰是也、爰至嘉祿年中八十五代後醍醐天皇、當寺檢校慈快阿闍梨、氏長者國宗孫有家舍弟之後見也、定俊僧都非領主、爲一代寺務之後見、無故以當寺竊令寄進、綾小路二品親王後高倉院皇子性法親王、妙法院之門、橫御押領之間、氏人雖申子細、依御權威不達早聽、而文永十年三月就申披根元之道理、停止定俊僧都遺弟并甲乙人之妨、氏長者有家可濫謀之時、法光寺之事於定俊奸謀之企者、重々經沙汰、文永聖斷炳焉、此外無可被立申之子細者、官所申非無其謂之由被下院宣於彼門跡、被止其妨畢、而正應二年九十一代伏見、無是非被付門跡之間、氏人連々就訴申、正安二年十月爲氏寺之上者、如元可管領之由預勅裁、領掌無相違之處、同四年就兼覺法印掠申、限五箇年被付山門戒壇院造營料所之間、氏人申子細之處、帶文永之官符之上雖可被返付之由、被下勅約院宣之間、乍

歎相待年紀之最中、妙法院自傍令押領畢、仍于宣就訴申之

以二問二答之訴陳、去月一日被逢議定、天永以後度々勅裁

分明之上、當氏長者宜管領之由同日被下給旨、定俊非

據寄進門跡、縱橫之濫妨無其謂之子細被聞召披畢、且掠

取道繼法印遺跡、文書沽却定俊僧都之犯人成全阿闍梨召

渡使廳之條、安貞後堀河院、六波羅狀明白也云、給旨曰、近

江國法光寺事、天永以來代々勅裁分明之上、當氏長者宜

令管領者、給旨如此、仍執達如件、元亨二年後五月一日、大

夫史殿春宮大進判 院宣曰、法光寺領近江國苗鹿雄琴庄

土民以下濫妨事、奏聞之處、事實者太不可然、早停止其妨

可被全所務者、院宣如此、仍執達如件、建武四年正月二十

八日、大夫史殿内藏頭判堀河院、將軍家御判并御教書等之案、法光寺事不及關東沙汰之由

候也、仍執達如件

文永四年三月二十六日

御判應仁將軍慈照院

義政公之判也

相摸 守判時政
左京權大夫判時宗

官長者晨照宿禰與長興宿禰、相論近江國法光寺同寺領苗鹿村事、長興號別納地、雖申子細不支證分明之上者、非許容之限、動企奸訴之條頗濫吹之至也、於晨照者、帶代々之證文、殊元亨・元弘・建武等給旨、爲小槻氏長者可致知行所

驗明白哉、然早所返付也、晨照如元可令領知之狀如件

應仁元年五月七日

官長者兼治雜掌申、近江國法光寺同領事、申狀具書如此、

中道房募武威押領云、早止彼妨可被沙汰付雜掌之狀、依

仰執達如件

明德元年八月四日

左衛門佐判

佐々木大夫判官殿

明德三年閏十月二十九日

同四年八月十一日

同三年八月二十五日

同三年八月二十八日

應仁元年五月七日

文明十五年十一月十二日

天文三年十一月十日

法光寺檢校別當次第

安眞始補此職、檢校權律師慈惠大僧正弟子、長德四年月日入滅、崇福寺別當依本寺修治之功、一條院御宇抽補律

右京大夫判
左衛門佐判
右京大夫判
同 人 判
信濃守判
河内守判
散位判
左衛門尉判
前信濃守長俊判
散位判

師、左大史小槻宿禰忠臣之弟也、應大夫史季連嚴命、不顧後嘲漫馳筆訖、貞亨二年五月三日、左官掌紀朝臣判、法光寺者、當家氏寺管領之地也、子細見中古以來、及陵遲、寺家文書等令紛失、因茲披當家舊家爲一卷、仰左官掌紀氏辰令寫之、下遣于彼寺住侶圓清房、是彼房依所望也、願爲再興之地者幸甚矣、左大史小槻判云、壬生官務季連、小野和泉守氏辰皆臣幼雅知人也、季連死、和泉守亡、今年見此緣起不能無感慨、

○雄琴村

○金葉集

敦光

松風の雄琴のさよに加よふにそ、治れる世の聲そきこゆる

○調岡

庭田正惟

かよひ來て雄琴しらのの岡の松に、ふく浦風もちよの聲する

○二岑社

○雄琴大明神社 雄琴村にあり。祭神白山大權現なり。

○崇道盡敬天皇社

雄琴村の上にある。祭神舍人親王也【垂加草】載【藤森弓兵政所記】曰、舍人親王者天武帝皇

(宮の位一)

子【垂加草】云、按日本紀曰、天武天皇第六皇子、稱日本親母新田部皇女、曰第五皇子、稱日本親母第三之皇子、未知何是也。舍人其諱也、天平七年十一月乙丑【社記】曰、此月親王于十四日乙丑。親王薨、壽六十歲、葬于山背國深草山麓藤尾、今藤森也、贈太政大臣、奉崇道盡敬天皇、天皇疆識清雅達於神道涉於冊書、蒐輯日本紀三十卷、又得弓兵神妙之法、其兵法秘在焉云、此地に奉祭いづれの時といふことを知らず。むかしは大社と見えて、今山間の廣野に、鳥居下・鳥居の向・御手洗・神の上・垣の内、塔の口・馬場尻・神樂田杯云田畑の名あり。往古者土俗これを一位の宮といふ。【江源武鑑】に成務天皇、景行帝の禪を受、この處に御座す。天文十年辛丑、近江國守護職佐々木義實、絶たるを繼廢たるをおこし、一社を建立して一宮大明神と號し奉るといふ。大に非なり。崇道盡敬皇帝の社を、往昔土俗の一位のみやと呼しを附會して、この言を載たりと見ゆ。一宮は六十餘國、一國に一社ならではなき故に、一宮とはいへり。當國の一宮は建部大明神なる事は、【六十餘劔一宮記】に見えたり。【江源武鑑】は是のみに限らず、孟浪荒唐の言のみ多き僞書なり。

○地主權現社 雄琴村民家の北にあり。祭神王生氏の祖小槻今雄の宿禰なり。古昔雄琴の庄は、壬生氏代々の領地なり。小槻氏【法光寺緣起】曰、雄琴社者彼所之鎮守、當家

之氏神、號大炊神、所謂今雄宿禰是也云云。

○樟下社

雄琴村民家の南にあり。

○常樂寺遺址 雄琴村の北にあり。今松林田畠となる。其邊土中に往古の布目瓦おほく埋あり。雄琴の村民好事のもの、この瓦を以て硯師に見するに、皆云、七百年許も以前の瓦といふ。此寺宗旨事實等も不知、唯其寺號のみをつたふといふ。

○雄琴古城跡 相傳、和田源内左衛門秀純居城の跡なりといふ。【明智軍記】曰、雄琴の城には、和田中務承秀純と云、【四海太平記】には、雄琴の城主和田兵部少輔といふ。按するに、秀純は佐々木六角高頼の弟、大膳大夫高盛が子なり。

○仰木莊 上仰木・下仰木・平尾・辻が下、以上を仰木庄四箇村と云。

○上仰木村

○田所大明神社 上仰木村にあり。所祭神いまだ詳ならず。所謂仰木五社といふは、新宮權現千野村、大宮權現下仰木村、田所社上仰木村、若宮權現下仰木村、今宮權現平尾村、田所の社に、置文といふ一通あり。其詞に曰、仰木庄に社あり。田所大明神と號し奉る。其村を本村と稱す。是本社なり。餘社は其以後の事也。毎年神祭す。彼明神の本地は、不動明王也。

(社五の木仰)

其初、この地民家なく人迹なし。田所大明神この地を開發し、樹木荆棘をかりはらひ給ふ。其斧をとき給ふところ、今の斧研、是最初の地。あるとき一老翁來、明神に問て曰、汝何なる人にして此地を開發せんとするや。明神答曰、吾此山に住事既にひさし。伽大夫と名づく。吾を問處の汝はいか成人にや。老翁云、我はこの國の主なり。汝が開發此地せんとするの意を語。明神又曰、比叡山を開發せし傳教大師と同志の我なり。此山に古佛あり。能滿虚空藏菩薩也近代慈惠大師建立小堂、號高月寺、叡山語堂之中也。我こそ此山の主なり。翁なんそこれを拒や。はやくさるべしとて、一首を詠す。おほひえやはひろの山のやま本に、仰木のみさきふねや出らん。此咏歌によつて翁さる。翁はすなはち山王大權現也。依之白山權現を勸請し、當座の大宮と號す由、故老の申傳へ也。元曆年中妙法院の門派、新宮・今宮相論によつて、この庄すでに滅亡に及ばんとす。本社の神託にまかせ、兩社を勸請し、毎年祭禮をなす處、無程靜謐す。因茲田所明神を本社と號すべき事也。この村の神人等皆く、此由可存也。爲末世傳聞する處の置文如件。文明七年乙未卯月日と云。この文亂雜、わけ不正、その大意をとつて書しのみ。

○新宮權現社

- 大宮權現社
- 若宮權現社
- 今宮權現社

○辨内侍舊蹟 其舊跡今詳ならず。然れども此邊なる事明けし。辨内侍は、右京大夫藤原信實賴臣寂西入道の女にして、後嵯峨天皇の官女なり。和歌に於て最その聞えあり。年衰て後、この地に世をのがれて間居す。龜山天皇、七月七日和歌の御會、辨の尼に題を賜て、うたよめと仰ありければ、「秋來ても露を袖のせはければ、七夕つめに何をかさまし」とよみたるも、此地にての事也。此内侍、或時賢聖の障子を見て、我朝の忠臣義士を擇て、圖したらししかばと嘆せし名女なり。辨内侍の妹、少將の内侍、漢壁門院の少將、兄弟三人何れもみな和歌に譽あり

○仰木越 或は是を篠が峯越ともいふ。上仰木村より、山城大原へ出るの路なり。大津より仰木へ貳里、仰木より大原へ二里半、馬道よきなり。堅田より國界へ三里半、國界より京へ三里なり。

(起峯が篠)
(塚所御)
○五社塚 上仰木村より、比叡山横川まで二十町許ありて、其路に小き塚五つあり。是也。土俗に云、仰木五社の神の塚なりと。誤なるべし。故老曰、五社塚は御所塚なり。五社、御所、音の近きを以誤。蓋御所塚とは源滿仲の武具

を埋ところなりと。此せつも又是なるや否をしらす。しばらく兩説を存て後考に備ふ。

○平尾村
○多田滿仲社遺址 平尾村辻が下村へかゝりて有之。今松林にて、御所の山といふ。十五間に百貳十間許もあり。山の巡りを御所と云。田地の字なり。土俗あるひは古城共、滿仲山とも呼。相傳滿仲老後こゝに退隱と云。【江源武鑑】に、貞永二年乙丑七月十一日、源滿仲、攝津國多田より江州滋賀郡仰木の里にうつる。同年八月十五日、於横川惠心院出家す。法名滿慶と號す。毎月六度、詣惠心院、聞法義、天台の奥義に達す。丁酉八月廿七日卒す。多田院と號すと。然後に星霜推移、其跡絶。天文十七年戊申のとし、近江國の守護職佐々木義實、舊蹟の絶たるを歎、一社を興立し、多田宮と號す。此事叡聞に達し勅書を給。義實謹て當宮に納め奉るとしるせり。

臣按ずるに、【江源武鑑】に所載、信用しがたし。佐々木家に義實といふ者なき時は、惣て偽なるべし。然れども、此社元祿年中までは存在しぬれば、決して滿仲、此地に寓居の事なしとも云がたし。【元亨釋書】院源傳に、源滿仲、累葉武略勇俠蓋世、聽院源之唱導即坐祝髮、拜爲戒師從官數十人同時剃髮と有り。此後此地に寓居せ

○南庄村

- 正一位南庄大明神社 在南庄村 祭神いまだ詳かならず。祭禮毎年四月朔日。
- 新宮大明神社 在南庄村
- 光明寺 在同村。淨土宗。
- 正傳院 在同村。淨土宗。
- 積善院 在同村。淨土宗。
- 正明寺 在同村。淨土宗。
- 歡喜院 在同村。木尊不動明王。號瀧不動。有瀧。別當天台律宗。

しにや。【日本人物史】【滿仲五代記】【大系圖】其餘滿仲の事をしるせる諸書に、仰木寓居の事見へず。然る時は、滿仲の勳功をしたふとあつて、此に記せしなるべし。元祿年中まで小祠存在して、滿仲の木像を安置す。小祠廢亡して後、此像を田所明神の社内に納めたり。滿仲は清和天皇の曾孫、桃園親王孫六孫王經基の子なり。攝津國多田に居す故、世に多田滿仲と號す。武名勇功は人皆知之。高明の不虞に當て、禁中を警衛す。晩に祝髮して多田の新發意と號す。或は滿慶と云といへり。

○滿仲遺址碑 在同所石碑也。其高さ三尺幅一尺、厚さ八寸、臺石横一尺八寸、竪一尺四寸、其表に書し彫刻す。滋賀郡仰木邑有源滿仲祠、居民傳言、滿仲任近江守食采此邑、因奉木像於茲、然山郭陰濕、祠宇朽廢乃遷像異地、重庸竊恐舊址永沒、謀之同僚、樹石以表其攸云。元祿六年癸酉秋八月日

女五公主元臣
小倉重庸建之

是、女五の宮の屬臣小倉内記と云者の建るところなり。其舊跡を存るの志、尤感心すべし。

○辻下村

近江國輿地志略卷之二十八 終

近江國輿地志略卷之二十九

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十四

○伊香立莊 生津村・上在地村・向在地村・下在地村・北在地村、以上五村を云。相應和尚、生身の不動明王を拜せんといふ大願を發し、葛川の瀧に至り、子日の安居をはれば、不動明王形を現じ玉ふ。相應和尚、件の尊像の御衣木を負、この地に至りて大石の上におろし奉り、あはれ此地を聖供料所になさばと獨言せしに、異香くんじて其廻りに満ちたり。されば其時の祈念通じけるにや、染殿后明子の病腦を祈念し、忽に平癒せしむ。於是、忠仁公藤良房、所領を割て和尚に寄附す。伊香立の庄是なり。彼異香薰じたるに因て、始異香立と書し、今は伊香立又は伊香達に作。事は【無動寺の記】【諸國行脚記】等に見えたり。此庄より堅田へ壹里半、途中村へ一里半あるなり。

○生津村

○城山 生津村にあり。相傳、林宗林坊居城の跡なり。今は比叡山の墓地となつて墓多し。

○昌峯院 同村にあり。淨土宗。長榮山昌峯院と號す。秀譽上人、初此地に來、先當寺を草創す。

○昌林寺 同村にあり。林宗林坊の開基なり。

○常徳寺 同村にあり。

○上在地村

○金蓮寺 上在地村にあり

○蓮徳寺 同村にあり

○下在地村

○安養寺 下在地村にあり

○新知恩院 下在地村にあり

大谷山新知恩院と號す。應仁元年八月十五日、東山知恩院三代、秀譽上人開基す。故に新知恩院と號す。秀譽上人は、伏見宮の御末子なり。其時圓光大師御忌三年の間、於新知恩院修之。彼忌料として、五十石の御朱印を下さる。本尊は阿彌陀の立像、惠心の作なり。相傳、此本尊は洛東知恩院にありしを、亂世を避て此地にうつすといふ。其始、惠心於叡山之横川、正眞の本尊を拜せんといふの念願を發せしに、或夜阿彌陀出現す。惠心臨終の時來迎すべし。其しるしの爲にとて、左の袖を引きつて惠心に賜。その

袖尙横川にありしといふ。件のそでを引きり玉ひし容貌を、惠心自彫刻する處の像是也と。圓光大師自作の像あり。多田滿仲、自筆の二十五菩薩來迎の圖あり。相傳、滿仲臨終の七日前に、二十五菩薩來迎すると見て、筆する處也といふ。小野篁筆の六道の圖あり。相傳、小野篁六日の間冥府に至り、二日に一幅つゝ書する處なりといふ。其餘の什物尙以多し。塔頭二箇寺あり。養源院と云、光雲院といふ。

○藥師堂 新知恩院の門前にあり。叡山中堂の藥師と同作なりといふ。

○八庄大明神社 客人宮を勸請すと云。伊香立五箇村の産土神なり。則新知恩院の鎮守として、新知恩院領知五十石の内十石を神領とす。普賢院と云。眞言の僧守之。祭禮毎年四月午の日、競馬あり。

○若宮權現社 生津村にあり

○北在地村

○宗清寺 北在地村にあり

○伊香立越山城路 堅田より國界へ三里、國界より山城大原村へ三里なり。

○谷口村

○西勝寺 谷口村にあり、比丘尼寺なり。界内、四十六間

に二十三間餘これあり。眞盛上人開基。明應元年の建立。天台律宗。寺領十石は家田村の内にある。天正十六年三好左京大夫長慶證文、慶長八年天羽吉右衛門・戸田藤左衛門證文あり。

○牛頭天王社

○八幡社 俱に谷口村にあり

○大伴黒主屋鋪跡 同村にあり。黒主の傳、前にいだす。

○家田村

○十禪師社 家田村あんの山にあり。祭禮毎年四月申の日。

○八幡社 同處にあり。

○若宮社 家田村たふの上にある。

○西源寺 同處にあり。天台律宗。坂本西教寺の末寺なり。

○大野村

○河内大明神社 大野村にあり。祭神未詳。

藏王權現・若宮權現・威神大將軍等の末社なり。

○如意院 同村にあり。洛東知恩院の末寺。淨土宗なり。

○光月院 同村にあり。京善光院の末寺なり。

○佐川村

○十禪師社 佐川村にあり。

○六時院 同村にあり。京善光院末寺なり。

○普門村
○神田大明神社 普門村にあり。勸請の年號いまだ詳かならず。蓋【延喜式】に所謂神社にや。不審。【延喜式】神名帳曰、近江國滋賀郡八座神田神社と云。是なるにや。別當を光明寺といふ。眞言宗雄徳山辻本坊の末寺なり。

○專修院 普門村にあり。淨土宗。伊香立新知恩院の末寺なり。

○曼多羅山 普門村の西にあり。

○栗原村

○八大龍王社 栗原村にあり

○岩神社 栗原村岩神野にあり

○岩神野

○大將軍社 同村にあり。畑氏の祖神なり。祭禮毎年四月三日。

○今宮社 同所

○大畑關所跡 栗原村の内、大畑といふ處なり。是を、往古の龍華の古關の跡にやといひ傳へたり。上龍華村の内にも、古關の跡あり。この方はなるか、いまだ詳らかならず。故に兩説ともに出ず。後考をまつのみ。委は上龍華故關の條下にしるす。

(關古の華龍)

○上龍華村 相傳、相應和尚、葛川にて生身の不動を拜し、抱とつて見るに一木なり。則背に負てこの地に來。和尚彼木に向て曰、不動の本誓には、行者を頂戴して、都率の内院に入て龍華下生の曉を待玉ひ、彌勒慈尊に合玉ふと承は不審。願は本尊我所願を成就せしめ玉へと、祈誓申給ひければ、爾也と答給ひたりし處を、龍華と申なりと【聖之記】に見へたり。【聖之記】は、比叡山上下、をよび其邊の事をしるす實記なり。途中村・栗原村・龍花村、惣名みな龍華なれど、今は別々となれり。

○還來大明神社 上龍華村にあり。所祭淳和帝の后旅子。上龍華村より途中村札場まで十八町あり。其半途にこの社あり。此社まで、上龍花よりも、途中村よりも九町あるなり。祭禮毎年四月初巳日。

○檜椰 還來社の右に在。明神の神木なり。相傳、往古この神、淳和帝のた后りし時、此椰木を愛し玉ふ故に、禁中よりおくり玉ふ。右木は十年以前に枯倒、もの跡に實生自然と生じ、今長貳尺許ありと云。按ずるに、淳和帝の旅子にや、旅子は葛川寺の本願主なり。

○下司殿 是還來社の末社なり。下司中原包高が靈なり。

○じろうち山 上龍華村にあり

○かし山 同村にあり

○かし山 同村にあり

○ふなしほ山 同村にあり

○清泉寺 上龍華村にあり。禪宗。京北大徳寺國林院の末寺なり。

○龍雲院 同村にあり。右に同じ。

○福聚菴 同村にあり。洛北大徳寺内碧玉菴の末寺なり。

○慈照寺 同村にあり。

○小父母山古城跡 還來明神の前川より、向坤の方にある山なり。此城跡は、下司中原包高が居城の跡なり。則包高が靈は、今の還來社の末社、下司殿といふ是なり。

○下龍華村

○下生菴 下龍華村にあり。洛北大徳寺碧玉菴の末寺なり。

○寶泉菴 同村にあり。下生菴の末寺なり。

○長福菴 同村にあり。禪宗。

○龍華故關 上龍華村の内、畑山といふ處に其跡あり。村老皆云、往古の關跡なりと云。栗原村の内、大畑といふ地をも、關所のととなりと云。兩説何れか是なる事を知らずといへども、此處是なるべき歟。

【文德實錄】曰、天安元年四月庚寅、始置近江國相坂・大石・龍華等三處之關割、分配國司健兒等鎮守之、唯相坂、

是古昔之舊關也、時屬聖運、不閉門鍵、出入無禁年代久矣、而今國守正五位下紀朝臣今守上請加二處之關、而更始置之也云云、是を近江の三關といふ。【康富記】曰、寶徳二年五月二日、今夜、四角四堺祭被行之皇居之四角堺外、四堺會坂・大枝・龍華・山崎云云。今按ずるに、此地の西に龍花・椽生村、その上に山城峠あり。是堺なり。

○氷室遺址 是も村民古老に尋求むといへども、曾以しれず。抑氷室の始は、仁徳天皇六十二年五月、額田大中彦皇子、鬪鷄といふ處に獵し玉ひて、山に登り野中を見やり玉ひしかば、菴を作りたる様なる處あり。人を遣して見せ給ふに、窟なりと申。其時彼山のあたりに侍る人をめしてとはせ給ふに、氷室なりと申す。皇子曰、その氷をいかやふにしておさめたるにか。答云、土を一丈餘り掘て、草を其上に葺く、茅葺などを厚取鋪て、氷を置たるに、こほりて如何やふなる大旱にも解ず。是を取て熱月に用るとなん。其時皇子、此氷を仁徳の聖の御門に奉らせ玉ひければ、なめならず叡感ありしよし、やまとぶみにも載たり。是氷を奉りし始なり。其後季冬ごとには、是をおさめて、國々所々氷室を置れ侍しなりと、【公事根源】にも載たり。此時より龍華の氷室もありし事にや。【延喜式】の主水司の條下に曰、氷地風神、所祭、近江國一所云云、

【江家次第】曰、龍華往古藏水地也云云、【延喜式】四十卷曰、水室、近江國志賀郡龍花に一所三丁一畝云云、今其所在は、遺址つまびらかならずといへども、誠に此地のやうす、太甚山中にして寒氣つよく、氷をたくはふべき地なり。定めて上龍華か途中かにありし成べし。好事の者もなき故に、自ら古跡も云傳ものなし。千年の後は、いよく故蹟の一・二のこりしも、皆となへ失なるべし。是臣が深愛とする處なり。

○途中村 相應和尚、葛川の瀧にて不動現形の御衣木を負、此地に來て、此處は山門無動寺と葛川との途中かと、の玉ひしより途中村とは云なりと、【聖之記】に載たり。貝原篤信【諸州巡の記】には、是を龍花・椽生と記るせり。然ども、途中の義かなひ侍にや。篤信曰、此瀧水は、近江の龍花へ出る。此故にえい山の續きの山、こゝに至て絶たり。えい山と比良の高峯の間つゝかす。朽木にも椽生村ある故、まぎれさらむためにとて、朽木椽生・龍花椽生と云。たとへば、山城の宇治田原・大和の奈良田原、河内のくらがり松原・丹南松原杯と云がとし。龍花椽生より谷川を下、堅田へ出る路ありと云云。

○大將軍社 途中村にあり
○臥雲菴 同村にあり。禪宗。洛北妙心寺の末寺なり。

(越華龍)

○勝花寺 同村にあり。相應和尚開基也。寺内に石の手水鉢あり。銘に、長享年中越後介國元と記す。
○笈懸岩 勝花寺の傍にあり。當時相應和尚、葛川に行て生身の不動明王を拜し、水中に飛入て抱取玉ふに一の木となりし。自負て無動寺への歸路、この地を過玉ひし。ばらく彼木を此石上におろし、憩息し玉ふ。其石是なり。
○山城嶺 是山城・近江國界なり。途中村札場より嶺まで、十三町許あり。此山の峠に石佛の地藏あり。

○途中越 或は龍花越ともいふ。途中村も、昔は龍花村の中なれば、龍花越とも云なるべし。途中村より山城峠を經、山城大見村を過、小出石村へ出るの路なり。小出石村より大原勝林院へ壹里あり。山城嶺より小出石村まで一里あり。堅田より國界へ三里、國界より京へ四里半なり。【康富記】曰、四堺祭龍華堺、【平治物語】曰、横川法師四五百人、信賴・義朝が落なん打留とて、龍花越に逆茂木ひきかひ楯かきてと云云。かの齋藤別當實盛が、衆徒大勢の中へ冑を投與へて爭奪中に、打破て通しも、中宮進朝長が、膝の口を篋深に射させしも、此處にての事なり。

(道新智明)

○七谷越 或は是を明智が新道ともいふ。明智日向寺光秀、坂本在城の時、丹波篠山へ通路のため、あらたに開と

ころの路なればとて、かくの如くはよべり。途中村の札場二町南より行、西の方大見・桃井といふ村へ二里あり。大見・桃井、共に山城國なり。大見・桃井より丹波國篠山に至るなり。

○轆轤谷 是途中村より九町許北にあり。相傳、平治の役、源の義朝、待賢門の軍に打まけ都を落。賴朝をくれて路に迷ふ。郷人あはれにおもふて道筋を教、夫より引かへし、西近江の守山へ出るといふ。其時賴朝の馬蹄の痕とて、大石に馬蹄のあとあざやかに見ゆる。賴朝時に十三歳なりといふ。

臣按するに、此地のみに限らず、所々にこの類多し。是は其馬蹄の跡にはあらず。石の自然としかる象ある物なり。西土にも多ありと見へて、【金臺紀聞】に、平陽府候馬驛滄河の兩岸、灰土の上に、みな婦人の手のあと、或は掌、あるひは拳のあと儼然として印するが如しとしるし、【瀛涯勝覽】には、王都の大山の石に足の跡あり。深さ二尺、長さ八尺に餘ると載たり。方圓凸凹のいしあれば、馬蹄のあとつきたるに似れる石もあるはづの義なり。何ぞ賴朝の馬蹄、石に跡つく事あらんや。其偽明らかなり。

○花折嶺 或は高坂嶺ともいふ。途中村より半里なり。

(嶺坂高)

轆轤谷より八九町許北なり。是途中村より葛川明王堂へ至る路の中間也。此嶺に、手向の花とて櫛あり。此葉を葛川瀧入の行者、此處にして件の櫛を折取て齋戒す。是より奥葛がはまでに櫛かつてなし。故にこの所にて折採のゆへ、花折嶺とはいふ也。櫛の葉を、はなといふは俗稱なり。或る句に、葉を花といふは、櫛に限れりといふを以しるべし。途中村より葛川迄三里なり。

○折立山 山城嶺の北にあり。山城・近江の堺なり。
○崩坂 高坂の北にあり。其間に中平とて頗ひろき地あり。凡そい山のつゞきの山は、龍花途中の谷に至て絶たり。此邊より高島郡荒川まで七里の谷つゞきなり。兩山の間纔に五町・三町、或は一町・半町あり。この邊に奇草多し。亦川鳥もあり。朽木谷のつゞきなり。或は共に朽木谷共いふとぞ。然ども、朽木谷は高島郡なり。

○比良山 比叡山の北にある大山なり。直立八町。山上に樹なし。篠茂りて猛獸栖といふ。山上に池あり。長十四間、廣さ五・六間許、本郡七高山の其一也。事は【拾芥抄】にみえたり。【風土記】及【前代舊事本紀】曰、神代栗樹穿空入雲、此樹枝並山嶽、故曰並枝山、又並聯高峰、故曰並聯山云云。

臣按するに、此【風土記】偽書なり。【前代舊事本紀】尙

以偽書なり。一名を『大成經』と號す。印板にありしか共、故あつて板を滅す。比聯の説、採用すべからず。『名所方角抄』に、比良山は京より北國への路なり。十二里あり。京より丑の方に高く見ゆる山なり。麓のうみのみぎはに、白鬚明神御座なり。比良の北に小松といふ名所ありと云。或云、五月晴てこの山上に登てはるか

に望ば、駿河國富士山を見るといふ。未試其是非也。『類聚國史』七十九日、弘仁九年十二月辛亥、禁伐近江國滋賀郡比良山材木、以備官用也云。

【千載集】

範 兼

さ、波や比良のたかねの山おろし、紅葉を海の物となしつる

【月清集】

後 京 極

櫻さくひらの山風ふくま、に、花に成行志賀のうら波

【新古今集】

宮 内 卿

花さそふ比良の山風吹にけり、こき行舟の跡みゆるまて

【新勅撰集】

西 行

おほはらは比良の高根の近ければ雪ふる程を思ひこそやれ

【續後撰集】

見わたせば比良の高根に雪消て、わかなつむへく野は成にけり

【新百人壹首】

頼 政

あふみ路や眞野、濱邊に駒とめて、比良の高根の花をみる哉

元政の『草山集』に、比良山獅子谷の八境を載。今因に記す。

其一日無露頂 帶露入雲浮逼然、未看頂相在那邊、向言

新額莫勞眼、卓透眞須天外天、

其二日佛座峰 躑躅花開百億春、峯高千丈紫金身、誰知

一座天真佛、不用雕鑄瞻仰新、

其三日紫雲嶺 嶺頭日沒影氤氳、方見白雲成紫雲、望眼

力窮天漸暗、色空初了本無分、

其四日法華灘 無說無言眞法華、如何開口事誼譁、見聞

須是實講相、誤向灘邊莫算汝

其五日櫻桃溪 甚愛櫻桃遠隔塵、特來親見別天春、莫令

花落溪源水、只恐流香誘客賓、

其六日瀑布泉 透石穿岩落碧空、爲霖爲雨氣朦朧、何年

參得馬師喝、巖舌吼雷令我聾、

其七日栗原村 七十餘家側岸向、石泉啞落水如歌、獨藏

(谷瀧)

身世大雖好、其奈林間栗棘多、其八日龍華村 松岡竹澗色如藍、茅屋高低一二三、知在當來慈氏會、龍華村外使吾庵、

此處の暮雪、近江八景の其一なり。詩歌あり。悉琵琶湖の條下にいだす。考見すべし。

○比良瀧 比良山間にあり。此瀧一名を遙拜の瀧ともいふ。此瀧ある谷を瀧谷といふ。瀧のたかさ一丈貳尺許、この瀧谷の川筋より葛川への路あり。

臣曰、たきはたかきの中略の訓なり。高ところより落水なり。飛泉也。瀑布也。亦瀧は急瀧にして飛泉にあらず。今俗間瀑布をも瀧の字を書す。誤なり。此比良の瀧は瀑布也。比良の瀑布と書すべし。しかりといへ共瀧の字を用ひたる事久し。故に是にしたがふ。瀧は栗太郡大戸のたきなど、瀧の字を書すべし。

○冠石 比良山、一の谷にあり。

○卒都婆辻 比良山間、谷合の名なり。○最勝寺野 比良山間、ひろき野原也。是いにしへ最勝寺の遺蹟なりといふ。今按ずるに、『續日本後紀』曰、宣承前十二人外、妙法蓮華經、最勝王經誦之人、經別一人、毎年聽度隨業、各入近江國妙法寺并最勝寺云。

【三代實錄】曰、貞觀九年六月廿一日戊子、詔以近江國

(講八の良比)

滋賀郡比良山妙法・最勝兩精舎爲官寺、故律師傳燈大法師位靜安所建也。靜安弟子傳燈大律師位賢眞、從唐還此、自申牒請預於官寺、從之云云。【元亨釋書】曰、靜安從西大寺常騰學法相、嘗居比良山讀十二佛名經、禮拜修懺、其聲聞帝闕、諸州間有聞者、因茲勅賜僧官云云。又曰、釋惠達、姓秦氏、美州人、事藥師寺仲繼學法相、嘗上比良山修練者久云云。

相傳往古每年二月廿四日、此寺にて法華八講を修す。是を比良の八講といふ。中世寺亡、八講も亦絶と云。今に毎年二月廿四日を、土俗比良の八講の安禮はてといふ。蓋此日かならず風烈敷、寒威また強し。その年によつて寒暖遲速あれども、多はこの日すぐれば暖氣少く催、寒威のおはるを以、あれはてといふ。比良八講の謂にはあらず。時候の然らしむる處なり。此日湖上烈風して、木の葉だもおかじと、比良明神の誓なりとて、船人甚つ、しむ。俗諺なり。

○いばが石 最勝寺野にあり。還來明神の御誕生所なり。いばが石は大石也。明神の幼名蓮花夫と云つとふ。信用しがたし。

○大鏡寺野 最勝寺野の内にあり。往古大鏡寺の在し地也と云。妙法寺の事、【續日本後紀】【三代實錄】等に

見へたれども、其跡今詳らかならず。

○かるかまの穴 大鏡寺野にあり。この穴底しれずといふ。

○父母原 瀧谷のつゞきにあり。

○白毫原 父母原のつゞきにあり。今は桔梗が原といふ。

○不動塚 瀧谷の道すぢ、みそ辻といふ處にあり。櫻木をうゑてしるしとす。

○夫婦岩 是瀧谷の内、しほろ谷にあり。

○船岩 同所にあり。

○墨染櫻 七木谷川筋にあり。相傳、往古は墨色のはなさくといふ。古木は枯倒、今其あとのみなり。

臣按ずるに、くろき色の花さくべき理なし。山城深草の墨をめ櫻は、上野の峯雄が、帝のわかれをなげき奉りて、「深くさや野への櫻し心あらは、ことし斗はすみそめに咲」と讀しより、墨染の名はあり。花の黒き事にはあらず。此地の櫻もかゝる事なるべし。

○坂下村

○木戸口村

○中村

○坊村

近江國輿地志略卷之二十九終

近江國輿地志略卷之三十

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十五

○葛川谷 此邊を葛川谷といふ。朽木谷と同じつゞきの谷にて、名を別にす。朽木谷は高嶋郡なり。

○葛川寺 坊村にあり。北嶺山息障明王院葛川寺と號す。開山無動寺相應和尚なり。淳和天皇の后旅子の創立にして、其後又、清和天皇の御建立。本尊は觀音にして、脇侍の不動明王は相應和尚の所作也。毘沙門天は慈覺大師の作也。【帝王編年記】曰、貞觀元年、相應和尚於葛川第三瀧拜生身不動、日域顯現不動、叡岳留身之明王也云々。【行脚記】曰、相應和尚廿九歳の時、三密瑜伽功積り、五相成身秋深成て、漸行業に誇て、生身の明王を拜せんと思ひ、祈念し給ひし所に、今の靈場の地より、五色の雲立て三津の濱に躡き、遙に比良の峯の西、阿曇川に至る。和尚不思議の瑞雲也、我祈念する所の本尊に可奉値瑞雲也と思召

て、彼雲を尋て比良嶺の西葛川に至り、件の瀧川水上をたづね上たまふに、一の瀧有り。則千手千眼の光あざやかに出現し給ふとき、さればこそ不思議の所なりと思、則第一の瀧と申なり。其後またその水上にたづね入玉ふに、また一の瀧あり。生身の毘沙門あらはれ玉ふ。是も我祈念の本尊にあらずといひしかば、忽に尊像かきけす如くに見へ玉はず。瀧つほに亦大威徳明王出現し玉へり。是も我たづね申所の本尊にあらずといへば、則瀧つほに牛形にて大石と成て、今にいたるまで是御座。是第二の瀧と申なり。さてその後阿曇川の源に尋入玉ふに、峨々たる峯には千里白雲まよひ易、幽々たる深谷には一聲山鳥わづかに聞、深山に入て思惟佛道し玉へば、爰に一の瀧有り。碧岸靜にして白浪はるかに流れたり。瀧の中に一石あり。其形禮盤に似たり。和尚禮石に座し、一心に明王を祈念し、一七日の間、刹那も座を動かさずして座し玉ふ所に、一人の老翁忽にあらはれ、頭には霜を重ね、眉には月を垂がごとし。和尚問曰、化現の老翁は何人ぞや。老翁又問曰、われをとふ所の汝は誰ぞ。此深谷の清瀧、凡夫の不來所なり、何故に來るや。和尚答曰、われは是天台山圓仁和尙の門弟なり、生身の不動を拜せんために、修行して來なり。時に老翁歎じて曰、善哉々々、此劫初より以

(菟川葛)

來惣じては、三界を領し、別しては此刹を領して、暫時此所を不離、この領地の内に、十九の清瀧、七流の清川あり。この内へは昔しより人不來。和尚は是大聖明王の化身なり。爰を以て佛法修行、靈驗の勝地として、慈尊出世三會の曉を期し、正しく大菩提の行を修し給ふべし。此瀧は是十九の内第三の清瀧、都率の内院に通ず。是を菟川瀧と名づく。自今以後は、我佛法修行の人を擁護して、龍花の筵をまたん。我名を信興淵大明神と申す。本地は三世諸佛の智母、大聖文殊の化現なりと、云ひ終て隠れて見へず。和尚おもへらく、是明王の化現か、もしくは魔王の變化かと、尙明王を拜せんとおもひ、兩眼をどちて清瀧に向て合掌し、觀念をこらし玉ふ。信力熾盛にして涙を双眼に浮べ、日を経て眼を開給ふに、瀧上に生身忽ちあらわれて、忿怒の形を現し、迦樓羅炎を帶し、猛火熾盛也。ときに和尚、踊躍歡喜のあまり、瀧水に飛入て是を懷取玉ふに、現形等身の明王なり。清石の上に安置して後、拜したてまつり玉ふに、慈悲御姿、眼前返て枯木となり、只獨古杵の體なり。その後はを以て尊體として、三年を限、食を絶て萍を喰、後山に安置して智恵を祈玉ふに、夢中に普賢の云、汝が行の一分は、智恵の種子なりと、其後は苦勞して學たまはずといへども、大小の法門豁然と

して朗に悟玉ひ。又菟川千日の安居終て、件の現形をおひたてまつりて、無動寺に歸山し玉ふと云。其路途中村・龍華邑・伊香立庄等の事有り。皆それらの條下にしるす。又【聖之記】曰、明王御衣木三にきり玉ひて、第一は當寺の明王無動寺の明王なり、第二は菟川明王、第三は伊崎寺の明王なりと云。
毘沙門天の像は、慈覺大師の所作なり。山門の僧百日行法して、此に來て碑傳札を立。いにしへは高貴の人も多く參籠有り。鹿苑院義滿・慈照院義政・常徳院義尚等なり。女には義滿の室藤の富子、其外群臣の札、本堂に掲て今にあり。

○菟川瀧 菟川寺明王堂の傍にあり。古へは長さ四十四間許有といふ。いづれの年にも、洪水出て、今壹丈餘の瀑布となる。いにしへのたきつほは、今ふちとなれり。

○地主權現社 坊村にあり。菟川寺の鎮守なりといふ。然れども、菟川寺創建の以前より有る社なり。【行脚記】曰、信興淵大明神、是社なり。具原氏の【諸州巡の記】に、色佛大明神につくる。或書に思子淵に作。思子淵の事子細あり。

○温井村 あるひは貫井に作。具原氏の【諸州巡の記】曰、温井村、此邊にむかしは町井・柚の木とて、兩村あり。

寛文二年五月朔日、大地震のとき、東山崩れて村里を埋む。兩村の人皆死といふ。東の山は比良の高根の西側なり。また谷の西にも高山有り。その間には谷川流れ、町井・柚の木は川端に有りし村なりといふ。

○久田越 温井村より、山城國久田村へ出る路也。其間鍵坂を歴なり。

○細川村

○鵜川村 名有つて民居なし。相傳、いにしへ此地に鵜つかひ住けるゆへ、名つくなりといふ。蓋鵜つかひども、夏はやみの比、ふねにのりて鵜つかふ事を、夜川とも、鵜川ともいふなりと。【和歌吳竹集】に見へたる鵜川の名も、鵜つかひの村によぶ事、理りなり。

○白鬚大明神社 鵜川・打下二村の間にあり。打下村は高嶋郡なり。此社有る地は、郡界なり。小松より四拾六町あり、所祭神猿田彦命也。緣起曰、白鬚大明神は、皇孫天津彦火々瓊々杵尊降臨のとき、天のやちまたにて、天鈿女尊に逢、吾是猿田彦大神なりと名のり、伊勢狹長田の五十鈴の川上に到る。垂仁天皇二十五年、倭姫命に逢て曰、翁が世に出る事既に二百八十萬餘歳とのたまふ。亦齋の内親王に謂て云、われ壽福を人に授故、太田の神と名づく。然後國々をめくり、此湖に來りて釣を垂る。湖の三度變じ

て桑原となりしを見たり。老翁のかたちを現じては、白鬚の明神といふ。山門の横川にも釣垂石あり。もとより社邊にも釣たれの大石あり。承和八年、叡山の法勢和邇村を過る時、婦人、我は比良の神なりと名のり、觀音經を聽聞せんと願ひ玉ふによつて、釋迦の出世を見玉ふやと問ひしに、其時にや、諸天多く西に飛しと語り玉ふ。淺井備前寺長政の娘、今の社を造營せり。此明神は、日吉の早尾、熱田の源太夫、三州男川の神、同一體にして、本地不動明王なり。又庚申を守と申も、此神を祈る事なり。此神の苗裔伊勢の神宮に仕へて、玉串の某とてあり。龍燈あがるときは、社邊の梢にやどり、其後内陣へ入る時、社内震動す。此夜燈をとほすに、誰か、ぐともなく、油をそへねども、晝夜二三日消えぬ事、今に度々あり。明神の鉢今にあり。そのかみ船の往還に勸化せしかば、是をあざけりしに、七日船動く事なし。後は山へ引上られて破壊せしなり。壽命の守札を出す。此神壽命を守り玉ふゆへ、御闈を以て男子女子の名を付。例年八月五日の祭禮には、遠近の輩參詣して名を乞う。渡海守護札、明神の御影、本地不動の像、拔苦與樂の印文、攘雷の御守等を出すといふ。別當を福壽院といふ。毎年四月辰の日より巳の日に到りて、神輿を打下村の十禪師の社に出す祭禮なり。

社司高橋氏・入江氏祭事にあづかる。社領百石。鵜川村の内にも有り。毎年八月五日、山門の僧徒、こゝに來て法華を講ず。夫以て、當社の御神徳は、【日本書紀】倭姫世記【太田命傳】等に顯然たり。【三代實錄】曰、貞觀七年正月十八日庚子、授近江國比良神從四位下、

臣按するに、當社に今存在する所の縁起、孟浪荒唐の言多し。採用にたらず。其中白髭の神は湖水の主にて、七度變じて菅原となれるを見るといふは、【事文類聚】【列仙傳】等に記せる、麻姑が東海の桑田となれるを見ると云事を假て、設たるのみ。釋迦西土に來らず、況日本をや。白髭の神、坂本濱叡山を去て、佛に讓てといふは、定光真人が、天台を智者に讓るの古事を牽合せるものなり。庚申を守とは、此大神を祈るといふ事、近世垂加翁の神道をとくもの、庚申傳として一箇の口決となす。能引合するとは雖も、附會採用すべからず。いかにいふとも、庚申は西土道士の法なる事明らかなり。庚申の事は、甲賀郡山上庚申の條下に委しくしるす。亦龍燈神火の事は、此地のみにかぎりず。筑後の高良山の神火、肥後八代の神火の類多し。是等の事はおそれあるゆへ不辨。因に書するのみ。【神社啓蒙】曰、白髭神社、在近江國志賀郡界、所祭神一座、【神祇正宗】曰、打鬣白

髭大明神は、猿田彦命なり。鎮座年記等未分明。今社は山の出崎のふもと、湖水の傍にあり。社の正面は湖水なり。土俗傳云、當社の鳥居は前汀湖水中にありとぞ。昔時は陸地にて有しに、湖水増して今水中となる。拜殿水際に有り。其汀、船を通す事を憚といふ。【江源武鑑】曰、永祿五年九月十九日、白髭大明神前海一町汀、石の鳥居を顯す。同二十四日失と云。【太平記】曰、康安二年、南朝正平七年、北朝改元貞治夏より十一月に至て天下旱魃、此時近江國湖三丈六尺天正本作四五尺、白髭明神の前の澳に箕浦澳、貳人して抱許なる檜の柱を、間一丈八尺づゝに立并べて、貳町あまりにわたせる橋見へたりと云、御朱印の寫後に記す。

白髭大明神領近江國志賀郡鵜川村之内百石事、任先規寄附之託、全可社納并山林竹木諸役等免除如有來、彌不可有相違、守此旨可專神事祭禮之狀如件

慶安元年八月十七日

御朱印

○鵜川 北小松村と、白髭社の中間にある小川なり。源は高島郡の山中より出て、東に流れて湖に入。昔此邊にて鵜をつかひしなるべし。

○鎧岩 白髭社の南にあり。小松よりは十八町許北なり。高さ二十五間ばかり、長さ四町ばかりの間、岩の體鎧

に相似れり。昔生じ青赤相交り、宛も鎧のおどし毛のごとし。俗、かくの如くよぶものも理なり。

(津の松小)

○小松村 南北の二村ありて、相わかるるがごとし。亦新在家村・間中村有り。ともに小松の中なり。此地も往古は繁昌の處にして、商船着岸の津にて、小松津といひたるを見へて、【歌枕】にも、先達津の部に入るとしるせり。北越の街道也。

【堀川後百首】

仲實朝臣

さ、波や小松にたちて見渡せば、みゑの岬に田鶴むれてなく

【明玉集】

右馬内侍

小松といふ所に、すみける人につかはしける、朝ほらけおもひやるかな程もなく、小松は雪にうつもれぬらん

○天満宮 北小松村にあり

○十禪師社 同村にあり。祭禮毎年三月十五日。

○海藏庵 同村にあり。禪宗。洛南東福寺の末寺也。

○德禪寺 同村にあり。一向宗。東本願寺の末寺なり。

○寶泉寺 右同斷

○德正寺 同村にあり。一向宗。西本願寺の末派也。

○正覺寺 右同斷

○古城跡 小松内膳・福島内匠居住の地なりと云。
○八幡社 南小松村に在。祭禮毎年三月十五日。
○大仙寺 同村にあり。坂本西教寺の末寺なり。
○門妙寺 同村にあり。一向宗。東本願寺の末寺也。
○泉徳寺 同村にあり。一向宗。西本願寺の末寺也。
○願正寺 右同斷

○小松山 小松村より西の山なり。小松・比良の兩村、鹿瀬・畑村の山界に、十九の瀑布あり。鹿瀬村・畑村は高島郡なり。

【家集】

信 明

いかにして君か衣に立つらん、小松の山の墨染の雲

【家集】

定 家

暮て行秋やかなしき嵐吹、小松か峰に鹿の鳴なり

○楊梅瀧 小松山にあり。小松山は其高さ四町半あり。瀧は山の八分より流る。瀧つほ五間四方許、たきはゞ上にては三間、中にては四間、下にては亦三間ばかり。この瀧、長さ二十間、はゞ三間許、水は西の方より流れて東へ出、曲折して南へ落、白布を引がごとし。故にあるひは布引の瀧といふ。瀧の邊、岩に昔生じ、小松

繁茂し、甚壯觀なり。小松街道より此瀧まで十九町あり。此瀧も瀑布なれども、俗にしたがひ瀧の字を書き、以下皆是にならへ。

(寺勝佛)

○荒川 南・北小松村の中間に有。楊梅の瀧の下流なり。
○佛勝寺野 南小松村と比良村の中間に有。豎三町、横貳町許の野也。是往古佛勝寺といへる寺有し遺址なるべし。松一株もなし。土俗の妄説に、弘法大師、この野の松を封じ玉ふ故に、松一株もなしといふ。笑にたへたり。空海は有驗有徳の僧なり。如何ぞか、る奇怪の事あらんや。空海九原にももの知る事あらば、豈怒らざらんや。此地のみに限らず。此水は弘法大師の封じて出し玉はざるの、或は此桃は封じて實のらしめずなどいへり。笑にたへたるもの也。庶民に益なきものならば、封ずるとも、とずるともせめ。それさへ天地の生ずるものを、みだりに封ずる事如何。既庶民に益用ある松を、何ぞ封じらる、事有らんや。かゝる事は齒牙を勞する事はあらざれども、暫兒女子の惑をとくのふ。

○比良川 砂川なり。川は三十間餘、常は水なし。源は小松山比良山より出。山谷の滴、二に流。比良村・小松村の間に合して一流となり、湖へ入るなり。

○比良小松崎 則比良川の下流の崎なり。往古よりふる

き松二株有り。湖上の船の上下のめあてにす。

【長秋詠藻】 俊 成
子の日して小松か崎をけふ見れば、遙に千代の影
そうかめる。

○比良村 南比良・北比良の二村あり。比良山の東のふもとなり。比良浦・比良湊などいふも、此地の事也【日本紀】齊明天皇紀曰、五年正月庚辰、天皇幸近江平浦此平浦此云【萬葉集】山上憶良大夫類聚歌林引曰、戊申年幸比良宮大御歌但紀曰、五年春正月己卯、朔辛巳、天皇至自紀溫湯、三月戊寅朔、天皇幸吉野宮肆宴也、庚申日天皇幸近江之平浦云。

右大辨光俊

【歌林拾葉集】
やとりする比良の都のかりいほに尾花みたれて
秋風そふく

皇極天皇、比良の宮に御幸ましますなり。宮を都といふ事なりと云。是等を以て考れば、此地往古は行宮も有りて、度々の御幸も有しと見へたり。

【萬葉集】

吾船者枚乃湖爾榜將泊、奥部莫避左夜深去來

【新拾遺集】 宗 尊

ふけのけは風やさへてさ、波の、比良の湊に千鳥

鳴也

【家集】

傾 阿

ふねとむる比良のみなとにうき寐して、山郭公枕にそきく

○天満宮社 北比良村にあり。祭る所菅丞相の靈なり。其縁起略にいはく、江州志賀郡比良天神は、天慶五年七月十三日、文子といふ女にかゝり、御託宣あつて、山城國北野右近馬場に鎮座の地を構よとありけれども、身貧賤にして社を營事もならず、竹の籬に注連引崇たてまつる。同九年三月十五日、近江國比良の禰宜三好良種が子、太郎丸と云七歳の兒にかゝりて御託宣有り。先に西京の文子といふものによつてしめすといへども、人々信ぜず。我居せん所には松の種をうゆべしと。良種こゝにおいて西京に至り、文子をよび朝日寺の僧最鎮に告しめし、ともに請官營社。其夜北野に千株の松を生ず。又比良村に松を生ず。因茲二處に建社云。縁起繁文なり。故にその要をとつて載す。縁起に添状有り。曰、江州志賀郡比良郷天満大自在天神者、昔在一夜松神詔之靈地、當與帝都北野社合徳同榮者也、是以神徳無窮、靈跡長存、然及戰國大破以甚粵、大鳥居權大僧都信祐、有繼絶起廢之志、奉納縁起一軸、令州人知其濫觴、以祈天下泰平國家安寧云云。

元祿四辛未年三月二十五日 中務大輔菅原朝臣長時
臣按するに、當社は北野社鎮座より以前と見へたり。
【神社考】及【元亨釋書】等、天慶九年三月、比良社禰宜良種に託して、北野に一夜の中に松千本を生ぜしめ玉ふといふ事をのせて、此地に松を生ぜし事を載せず。然れども、縁起の趣疑がふべからず。縁起奉納せし信祐といへるは、初は大鳥居三郎右衛門と號し、毘沙門堂公海の家人なり。後武藏國豊島郡龜井戸天神の別當となる人なり。

○西福寺 同村に有り。一向宗。西本願寺の末寺也。

○福傳寺 同村に有り。一向宗。西本願寺の末寺也。此寺地は、古佐々木治部少輔が城跡なりといふ。福田寺に、傳書武具等存在す。福傳寺は、件の治部少輔末葉なりといふ。

○野々口丹波守城屋鋪遺址 北比良村上の街道より、山の方十四町に有り。

○團田坊寺屋鋪 北比良村より西の方、二十町許に有り。今に石垣存在す。

○本隆寺 南比良村にあり。一向宗。東本願寺の末寺也。

○大物村 南比良村の南に有り。此地より葛川への道あり。
○流石 大物村の湖邊にあり。相傳、古昔は石面廣大に

して、里民遊會の席となりしに、日々かけちびて、今わづかに残り。

○長圓寺 大物村に在。法華宗。大津本長寺の末寺也。

○長清院 同村にあり。一向宗。西本願寺の末寺なり。

○觀慶院觀音堂 大物村西の方十八町、山の奥にあり。南向、二間四方の堂なり。本尊觀音、長五尺。相傳、往古は伽藍にして、大寺なりし。今此邊所々伽藍諸堂の舊跡あり。

○荒川村 大物村の南にあり。

○滿福寺 荒川村に有り。一向宗。東本願寺の末寺也。

○木戸村 荒川村の南に有り。小松より此所まで二里八町あり。是北國の順路なり。

○十禪師社 木戸村に有り。祭禮毎年四月初の酉の日。北舟路村の八所大明神の神事と五箇村立會也。

○安養寺 木戸村に有り。洛東一心院の末寺。淨土宗なり。西法寺の本尊、此所に安置す。

○正覺寺 同村に有り。一向宗。東本願寺の末寺也。

○長榮寺 同村に在。法華宗。大津本長寺の末寺也。

○最勝法恩寺遺址 木戸村の西山の奥一里にあり。古昔は大伽藍地にて、降安法師も在住せしよし。西法寺もその界内なるにや。今本尊觀音は、安養寺の内には有り。觀音長四尺、行基の作なり。

(尾の城)

○木戸古城跡 荒川村・木戸村の間、西の山にあり。則今その名を城の尾といふ。里民傳云、十乗坊といふ者在城すると。木戸十乗坊の事は、【武家中興盛衰記補】にもあり。或云、木戸越前守在城せしといふ。信長と朝倉爭戰のときは、朝倉方田子左近兵衛氏久といふ者居住す。

○森山村 或は守山に作。湖東の野州郡の守山に分かたん爲に、森山と書す。木戸村の南に在。

○西福寺 森山村にあり。坂本西教寺の末寺也。

○北船路村 森山村の南にあり。

○八所大明神社 北船路村にあり。祭禮毎年四月初め酉の日。

○光明寺 北船路村にあり。京乘願寺の末寺なり。

○小女郎池 北船路村の山の頂上にあり。南北一町、東西半町許あり。池の中に大木一本横になりて有り。相傳、昔より此木不朽といふ。その池の東の方の山に、小女郎といふもの、いにしへ池へ身を投、今に主となるといふ。

○小女郎枕石 小女郎が池の東の方の山にあり。石二あり。相傳、いにしへより苦生ぜずといふ。

○南船路村 北船路村の南にあり。

近江國輿地志略卷之三十一 終

近江國輿地志略卷之三十一

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十六

(村邊和は元)

○和邇莊 北濱村・中濱村・南濱村・高城村・今宿村・中村・小野村、以上七ヶ村を和邇莊と云。初は和邇村とよべりと見へて、【類聚國史】及【類聚三代格】等に、皆和邇村に作。今按するに、往古は中村を和邇と稱して、それにのみ民居有しと見へたり。其餘の五ヶ村は、その後出來たる村なり。然れども、和邇莊といひ來る事、近き事にもあらず。建武の比より稱する事と見へて、三井寺の實錄【寺門傳記補錄】曰、後醍醐院、建武三年九月二十四日御寄附狀、園城寺領

近江國 和邇莊 崇福寺

是を以て見るときは、和邇莊、古來崇福寺領なりしを相續して、園城寺に御寄附の事と見へたり。【類聚國史】十九日、弘仁四年十月丁未、從四位下左中辨攝津守小野朝

臣野主等言、媛女之興國史詳矣、其後不絶、今猶見在、又媛女養田、近江國和邇村・山城國小野郷、今小野臣・和邇部、既非其氏、被貢媛女、熟搜事緒二氏之中、貪人之利田、不顧耻辱、拙吏相容無加督察也云、【類聚三代格】曰、媛女之養田、在近江國和邇村・山城國小野郷云、【姓氏錄】を按するに、和邇部臣鳥務の忍勝等、志賀郡眞野村に居住の事あり。和邇部居住のへに、和邇の名ありや。宮城四角四界の祭とて、四所の鬼氣をまつらんとために、陰陽寮の人々を、四所に遣さる、和邇界も此四所の内なりと、【朝野群載】の第十五卷に見えたり。六月三十日の事なり。道饗の祭といふ。疫神祭の事なり。【日本紀】曰、大彦命到於和邇之坂之上、又此地の事なり。

○北濱村

○三宮 北濱村に有り

○住吉大明神社 同村にあり。攝津國住吉大明神を勸請する所なり。祭禮毎年四月初の午の日。

○八幡社 同村に有り。彌勒・藥師・大日・觀音の像有之。

○眞光寺 同村に有り。天台宗。坂本西教寺の末寺也。

○中濱村 北濱村の南に有り。

○大將軍社 中濱村に在。祭禮毎年四月初の申の日。

○金王丸塚 同村に有り。澁谷金王丸は、源義朝の家臣な

り。義朝、野間内海にて長田にうたれし後、金王丸都に上る事を、義朝の妾常盤に告、或る寺に入て剃髮す。俗間金王丸を以て、二階堂土佐坊昌俊とする者は大に非なり。澁谷は源氏、二階堂は藤氏なり。その出自懸隔せり。

○十禪師社 同村にあり。

○南濱村 中濱村の南にあり。

○木本大明神 南濱村に有り。祭神未詳。末社に八幡社・夷社有り。祭禮毎年四月初の申の日なり。此日此村より中村天王社へ御供を備ふ。

○慶福寺 同村に有り。一向宗。

○高城村

○法恩寺 高城村にあり。比良山法恩寺と號す。坂本西教寺の末寺なり。本尊觀世音は、惠心僧都の作なり。秘佛と稱す。

○若宮 高城村に在。祭禮毎年四月初の申の日。

(川華龍)

○和邇川 あるひは龍華川ともいふ。源途中村より半道北高坂より出。途中・龍華の兩村を過、今宿村・南濱村の中間を歴て、湖に入る。此川長さ高坂より和邇濱まで二里八町、石川なり。

○今宿村 南濱村の南にあり。

○若宮八幡宮 今宿村にあり。小社なり。

○善福寺跡 昔時は寺ありし由にて、今は田地の字となり。今宿村の中にあり。

○中村 今宿村の西にあり。

○天王社 中村に有り。祭神未詳。祭禮毎歲四月初の申の日。

○松殿社 天王社の界内にあり。

○夷社 右同斷

○藥師堂 右同斷。本尊藥師は行基が作也。長四尺五寸。

○榎茶屋塚 是、天王社の馬場先に有る一里塚の名なり。

○小野村 中村の西にあり。茨多親王【姓氏錄】曰、小野朝臣・大春日朝臣同祖、彦姥津命五世孫、米餅搗大使王命之後也。大徳小野臣妹子家于近江國滋賀郡小野村。因以爲氏云、則此地の事なるべし。妹子の舊跡知る者なし。

○小野神社 小野村に有り。土俗相傳、祭所神伊弉諾伊弉册尊也。此説信用しがたし。【姓氏錄】曰、小野朝臣は、天足彦國押人命の後なり。

臣按するに、饒速日命三世孫、天忍男命、娶葛木姓之祖、御根命之女賀奈知姫生襲足姫命。

孝昭天皇立之爲皇后、生小野祖天足彦國押人命、及孝安天皇【延喜式神名帳】曰、近江國滋賀郡八座小野神社と云、則此社の事なり。【三代實錄】曰、貞觀四年十二

月二十二日、近江國正五位上小野神授從四位下云云。【續日本後紀】曰、小野氏神社、在近江國滋賀郡、勅聽彼民五位以上、每至春秋祭、不待官符永以往還云云。【神家常談】曰、光仁天皇の御宇、西大寺の西塔に地震す。是を御占あるに、近江國滋賀小野の社の樹を採て、塔を作故に崇り有りとあれば、則當郡の戸々烟を充て、神の怒を解玉ひきと云云。

○小野篁社 同處に有り。篁は小野岑守の長男なり。參議に補す。故に野相公といふ。父母に事て至孝あり。身の長六尺二寸、博識能書、詩歌の達人也。隱岐國へ配流のとき、旅中七十律の詩作あり。惜哉今纔に一首【朗詠集】に見へたり。或云、篁は岑守竹林にて拾ひ取し兒なるゆへ、篁と名付と。此説妄なり。笑べし。【本朝孝子傳】曰、世之知參議者多不過稱博識洽聞及詩文和歌之才、何其知之之淺乎、或語余曰、【日本地理志略】載、小野篁、讀書於下野國足利郷、其處安先聖像、教授者相續居之。【五經正義】【孝經】論孟注疏等有之、余嘗聞之略知參議之學之不止於記誦詞章、今又讀【文德實錄】審他孝狀、以見其踐履之實、真是本邦儒臣之傑者也、而師鍊【元亨釋書】曰、篁不測之人也、身在人間、神遊冥府、惡是何言也、亦欲援儒入佛之姦謀歟云、此書の言能篁を知る者と謂べし。凡無極大

(塚足具手町小野小)

極の理なり。陰陽五行は氣なり。人の生ずるは理と氣と相合して、形質の中に心神をそなふ。死するに及て魂魄既に散ず。形質則土となる。一度死して二度生ぜざる事、水流れて又かへらざるにひとし。況や身人間に有りながら、魂を冥府に遊ばするの理あらんや。今ははむれに俗説によつて評するに、若此説を誠也とせば、天子につかへ、閻魔王に仕るは二心なり。不忠の罪五刑にあたれり。篁何ぞか、る行有らんや。

○小野道風社 同所にあり。道風を葛弦の男にして、篁の猶子なり。書を能す。世にいはゆる野蹟は是なり。康保三年十一月卒す。歳七十一。

○般若塚 同處に有り。一説には、篁般若經を書して、地中に埋む處なりと。一説には、小野小町が手具足塚と呼て、是小町が常にもて遊びし調度を、埋むるなりともいへり。然ども般若塚の説是なるべし。

○上品寺 小野村に有り。小野山三昧院上品寺と號。天台宗。坂本西教寺の末寺なり。相傳、小野篁の開基なりと云。

○眞野村 【姓氏錄】曰、眞野臣天足彦國押人命三世之孫、彦國尊命之後也。男大口納命、男難波宿禰、男大矢田宿禰後、從氣長足姫皇尊、謚神功、征伐新羅凱旅之日、便留爲

鎮守將軍、于時娶彼國之王猶揚之女、生二男云、兄佐久命、次武義命、佐久命九世孫和理部臣鳥務大肆忍勝等居住近江國志賀郡真野村云、

○正一位神田大明神社【延喜式】に、いはゆる近江國滋賀郡八座の中、神田神社といふは是なるべし。普門村にも、神田神社有れども、此神を普門村へ勸請せしなるべし。

○真野入江 今は埋れて田地となれり。浦とも濠ともいへり。

【金葉集】 俊 頼

鶉なく真野の入江の落風に、尾花波よる秋のゆふくれ

【歌枕】 大貳重家

真野の浦漕出て見ればさ、浪や、比良の高根に月かたふきぬ

○中村

○法界寺 中村に有。淨土宗。京淨華院の末寺なり。

○澤村

○淨國寺 澤村に有り。洛東禪林寺の末寺なり。

○北村

○願生寺 北村に有り。洛東禪林寺の末寺なり。

(軒千田堅)

○濱村

○祥聚寺 濱村にあり。右同斷

○真野川 源は普門村・佐川村の西を出て、真野の南をへて湖に入なり。

○柳田莊 本堅田・今堅田・衣川をいふなり。畢竟は皆真野莊の中なれども、何れの時よりか如是稱し來れり。

○堅田村 堅田村は、湖に傍て有る村なり。北國街道にはあらず。街道より十町許東にあり。堅田は惣名にて、北獵師・東獵師・外輪・野内・東の切・宮の切・大道・中村・西浦等の小名有り。本堅田と今堅田との間に、堀一隔橋有り。今堅田を北獵師、あるひは小判木とも云。堅田千軒といへるは古の稱にして、本堅田・衣川を合ての事なり。然れば、衣川も堅田の中なりや。本堅田・今堅田・衣川三ヶ村にて三千石の地なり。堅田より真野へ二十町、衣川へ七町、和邇へ一里半有るなり。此地の落雁、近江八景の其一なり事は湖の條下に出す。此地に漁人多く住居し、湖土浦々へ船を出し、小糸網をおろし釣をたれたつべをつけ魚を捕て渡世とす。此漁人の惣名を堅田といふ。其魚の事は、ことごとく土産門に出す。

【古今六帖】

衣笠内大臣
いにしへはいとまかしこし堅田鮒、つゝみやきな

る中の玉章

是は土俗相傳、天智帝崩御の後、大友皇子、天武帝を討たんと謀玉ふ。その時、后此事を聞き召、御弟の大友かくのごとく謀玉ふよしを、御文にした、め密に大なる堅田鮒の腹中にかくしいれて、天武帝へ告知らせ玉ひしとなり。此事【歌林拾葉集】に出たり。【堅田物語】の説大に同して、すこしく異なり。【日本紀】等の正史に、記し玉はざれば信用にたらず。

【千五百番歌合】 家 長

波かへる君に近江の堅田ふね、しけき昔間を行方そなき

【拾遺家集】 定 家

月に出る堅田のあまの釣ふねは、氷かなみか定めかねつ、

【續後拾遺集】 祝部成資

心引甲斐こそなけれ逢事は、堅田の浦のあまのかけ繩

【盛衰記】時忠卿流罪の條下に、菜岡の社を過玉へば、比良のすその、堅田の浦と申しければ、涙ぐみて 時忠歸こんことも堅田にひくあみの、目にあまりたる 我涙かな

此堅田の浦にて、八幡太郎義家が子、陸奥六郎義隆の首を沈めし事有り。【参考平治物語】曰、左馬頭義朝、堅田浦に出て、義隆の首を見、八幡殿の御子の名残には、義隆おはしつるに、後れたてまつりて彌ちからなくこそ覺れとて、念佛し、湖へ馬の太腹ひたるまで打入、此首を收られけり。相模の森を知行せられたれば、森の冠者とぞ申けり森六郎源作毛利、今森冠者、據系圖等改之云云。また佐々木源三判官秀綱討死の地なり。【参考太平記】曰、文和二年六月、依山名伊豆守之謀叛、主上帝都を去玉ふ。新田掃部助貞祐堀口貞祐得山名謀叛之節、於堅田浦、奉襲於君時、秀綱打死と云。【常樂記】曰、文和二年六月十三日、佐々木近江守秀綱、於堅田討死と云。秀綱は秀詮が父なり。【堅田物語】曰、足利殿の御出の事は、元弘の比かとも。堀口掃部介、今堅田に楯籠の處に、尊氏公より、數百騎にて御攻被成といへども、要害よければたやすく落城しがたし。當所の侍ども、是を見て、所に軍はあるを、加勢に入らで有るべきと、尊氏公の御味方に参り、案内は知る事なれば、時日を不移責落し候ひき。足利殿御感不斜、則御感狀を被下候。其御狀曰、野心之輩楯籠今堅田處、依入魂三方之諸侍、不移時日責落、達上聞條爲神妙者也、然上者、靜謐之砌、可有恩賞由、赤橋彌六郎申含候畢、仍執達如件

元弘二年六月十三日

尊 氏在判

本堅田沙汰人御中

(堅屋關)

○關濱 今堅田と號する地是なり。或は關屋濱ともいふ。相傳、往古關有て船の往來を改し地也。故に號すといふ。此地の土人、いにしへ尊氏將軍よりの免許を得て、往來の船の十分一を取、是を抄の錢といふ。今はなし。此處より湖東木の濱へ二十一町、船渡有り。堅田の渡し十八町といふ。此渡し之事なり。

○鶴池遺址 諸書に堅田に有りとするせども、其所在今不詳。

○千鳥淵 堅田に有り。或は千鳥濱・千鳥道といふ。

○神田明神社 堅田西浦に有り。祭神末詳。祭禮毎年四月初巳の日。【堅田物語】に、祭神平將門といふ説は、甚非なり。細川幽齋、當社へ參詣、紺屋の何某といふ老人參あひければ、幽齋、鬼のやうなるとしよりぞ有る。彼者とりあへず、一口に喰はんとすれど齒はぬけてと、仕りければ、殊の外感心し、吳服を給ふとしるせり。

○走湯權現社 堅田宮の切にあり。此地の景色、粗伊豆國三島に似たり。比叡山法性坊、則走湯權現を勸請す。祭神は忍穂耳尊なり。祭禮毎年四月寅の日。【堅田物語】曰、正一位伊豆大權現と申たてまつるは、是山門法性坊阿闍梨、

(寺月滿)

諸國修行なされ、伊豆の三島を御通被成候處に、權現、笈に御乗移被成候よし。此處にて法性坊御休み被成、笈を枯木にもたせおかせられ候處、此笈木よりも離れ申さず、法性坊不思議におほしめし、神子を召され、神託を聞せられ候へば、此處三島の風景に似たる間、是に御座なさせられんと、御神託なり。法性坊奇異の思ひをなし玉ひ、則社を建、笈をも内陣に納玉ふとなり。永祿年中に、織田信長公と、朝倉義景と、當地において合戦におよぶ事あり。其刻、寺社とも炎上仕候。その節、かの笈も焼失仕候と云。

○海藏寺 堅田に有り。龍松山海藏寺と號す。文祿二年、守眞の開基。大津大練寺の末派なり。

○浮御堂 堅田にあり。海門山滿月寺と號す。岸より十四間ばかり、湖中へ築出して建之。堂の表は東向にして、岸の方は裏なり。湖中に建をもつて、浮御堂とよべり。阿彌陀佛の像千體を安置す。相傳、往古は千體ともに惠心の作なりしに、中古の兵亂に紛失す。一僧是を憂へ、自彫刻して其數にみつるといふ。此堂初は千體佛堂と號す。一條院の御宇、惠心僧都の創造にして、惠心自、千體の阿彌陀佛の像を刻て安置すと云。【江源武鑑】に、元弘の亂に、千體の中三五拾二體紛失せるを、佐々木義實、大佛

師貞長といふものをして、闕佛を補しむとしるせり。【武鑑】の説信用にたらず。

○正觀音 聖德太子の作。長二尺四五寸許。相傳、大伴黒主の護持佛なりといふ。

○藥師如來 傳教大師の作なり。

○石地藏 滿月寺の門前に有る小堂是なり。石地藏の像は、弘法大師の作。堅田の土人、北村道下が寄附する所なり。道下は茶人幽安が父なり。

○祥瑞寺 堅田にあり。太平山祥瑞寺と號す。禪宗。華叟の開基。寺領四拾石。御朱印地。洛北大徳寺の末寺なり。

○大友櫻 堅田にあり。土俗、是を昔長等の山櫻といふといへり。然ども、一株をさして、長等の山櫻とはいふべからず。

【千載集】

よみ人しらす

さ、波や志賀の都はあれにしを、昔ながらの山櫻かな

と讀みしは、志賀のさくらを見て詠せしなるべし。

○本福寺 堅田に有り。夕陽山本福寺と號す。開基 釋善道。西本願寺の末寺、内陣の院家なり。應仁の亂に、蓮如上人、此寺に三年滯留す。

○波浮如來 是本、海門山滿月寺淨御堂の千體佛の中の

佛なり。山名、細川が亂に、千體佛所々に散在す。漸此一體をば、後に北郡の獵師、湖中に此佛を網し得たり。此漁父本願寺の門徒たるにより、本福寺におくる。波浮如來と號し、本福寺に安置す。則惠心の作なり。

○光徳寺 同所にあり。東本願寺の末派なり。

○慈教寺遺址 往古は此地に有り。今は高島郡に引移し、此地になし。

○古城址 堅田にあり。相傳、山田民部居城の跡なりと云。【明智軍記】を按ずるに、堅田の主、澤田兵庫介宗忠、信長の威勢におそれて逐電し、其後信長、青地駿河守泰資をして居らしむ。朝倉義景は、朝倉中務・山崎長門守・魚住備後寺・朝倉出雲寺・大陽寺右馬介・印牧丹波守等をして、五月十九日、宇佐山へ攻かゝる。織田九郎信治・堅田の城に在陣なりしに、宇佐山へ加勢すべしとて、猪飼甚助を堅田の留守居に残し打て出で、終に戦死す。その後廢城。夫より天正元年、將軍義昭、信長を討んと欲し、湖水の要害によつて堅田の古城をつくるひ、大館伊豫守・一色播磨守・磯貝新右衛門等を籠置。其後信長此城を明智十兵衛光秀に賜。初て日向守光秀と號す。然後、明智十郎左衛門光近在城す。

○衣川村 或は絹川に作。古昔は今の村よりは二・三町ば

かり西に有しが、驛馬の便悪しとて、民家を今の地に移す。本衣川村の跡、今田畑の名に残れり。衣川村は北國街道の驛次也。

○衣川 源は叡山横川の峯、および仰木の山中より流れ出て、仰木村・平尾村を過て、衣川村と堅田村との中間をへて湖に入るなり。あるひは、ころも川ともいふ。衣川と書を以て、誤唱へしなるべし。川の長さ凡二里許、小石交の川なり。

【懷中抄】

なに、かはかけて見るへきわかるとて、かたみといひし人の衣川

○天神社 衣川村にあり。祭る所天満天神なり。民家より北の方、松山の内界内、凡一町四方許、末社二社有。天文六丁酉の年五月二十五日、佐々木高頼勸請する處なりといふ。

○鞍懸社 衣川村西野の中に有り。

○梅宮 同處に有り

○古城跡 山内駿河守宗綱が居城の跡なり。朝倉貞景と戦ひし人なり。

○龍瑞寺 衣川村に有り。天樂山龍瑞寺と號す。黄蘗山萬福寺の末寺なり。本此寺地は、往古の尊法寺の舊址なり。

○り。中興堅田の領主堀田内記正尊、一寺を建立し天樂山龍瑞寺と號す。黄蘗山の雲巖禪師を招て開基とす。雲巖禪師は、黄蘗臨濟三十四世なり。此寺の界内一町四方許是有り。界内に古塔の石二有り。是往古の尊法寺の遺石成べし。

○櫻井稻荷社 是寺の鎮守として、界内に有小社也。

○圓成寺 衣川村に有り。一向宗。本願寺の末寺也。

○高橋 是衣川村と雄琴村との中間に、少しき川にかゝる板橋なり。それより南の方を、山の端といふ。または茶崎が藩ともいふなり。

(藩が崎茶)

○めうが坂

○にしら坂 是皆、衣川村より仰木村に到る間の小坂なり。

○水呑越 衣川村より八瀬へ出る路なり。

近江國輿地志略卷之三十一 終

近江國輿地志略卷之三十一

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十七

○玉造莊 古老傳云、松本馬場の邊を云と。今詳ならず。

【前々太平記】に、小野良實大和守に任じ上洛の時、近江國玉造庄にて、小女に逢て猶子とす。是小野小町なりと載たり。小野小町と、玉造小町とは別人なり。【前々太平記】未定の説多く採用しがたし。或説に、玉造とは瓦造の事なり。今に此地に瓦造あるは、玉造庄たる證なり。攝津國大坂にも、玉造と云地有て、又瓦造多し。是も其證なりといへり。然れども、物のたとへに、玉となつて碎くるとも、瓦となつて全きことなかれと、懸隔の義とせり。如何ぞ瓦を玉といふべけんや。或説に、玉敷の都と古歌に詠するも、敷瓦ある大内裏を詠することにて、旁瓦を玉と云の證なりなどいへども非也。大内裏敷瓦ある殿は、大極殿のみなり。玉敷の都と詠するは、たゞ金殿玉樓な

ど云意にて、尊敬の詞なり。なんぞ敷瓦ある故に玉敷といはんや、故に玉の都とばかりも、多詠せり。此地の玉造に瓦造あり。大坂の玉造に、瓦造あるは自然の義にして、決して然る理にあらず。出雲にも玉造と云處あれど、【風土記】及【懷橘談】に、瓦造の故を載す。常陸にも玉造と云地あれど、【常陸國誌】に、瓦造の子細を記さず。是を以てするべし。瓦造在住する故に、玉造といふにもあらず。玉造と云地故に、瓦造居住するにもあらず也。玉造と云は、上古、御保伎玉とて、吹物の玉を禁庭へ獻る。其保伎玉を造ものの、居し地を玉造と云也。定て古、玉造居住せしなるべし。當國に玉野・玉河・玉出などいへる地あり。又故あるべし。栗太郡にも玉造あり。

○松本村 大津の續にある村なり。馬場村の北にあり。古老云、此地を松本と號する事は、其古、天智天皇の詔にて、此地の松を辛崎へうゑしめ給ひ、一松と名づく。其松の、本有し地なる故に、村の名とすといへり。不審し。辛崎の松は、琴御館の庭前の木なりと、【日吉記】にあれば、その始、外より移し植る物にはあらざるべし。然ども、しばらくその説をしるして後考に備るのみ。大津の町家連續して、大津の京町通にては、高見町を限とす。高見町は松本也。中町通にしては恒川の橋を限とす。松本の方を高木町と

いふ。是古、楠の大木ありし故の名なりと云。濱町通にては肥前町を界とす。

○恒川 或は常川に作る。大津松本の界にあり。源は、南の山の滴流れて、休場の谷・別れの谷・椿谷を歴て百々川へ入て、恒川となれり。川幅四尺許、肥前町稻荷社の南より湖に入也。此川西方寺より上にて、百々川といふ。下に恒川と云。蓋古、此川湖へ入處の東の岸に、恒世の社有り。故に川の名とす。恒世社は今平野神社の内に遷座す。故老云、此川を王造川と云といへり。此邊を王造庄といへば、玉造川といふも據あり。

【夫木集】

清原元輔

幾千度君か御代には近江なる、玉造川すまんとすらん

同

讀人不知

ひとつして萬代照す月なれば、底も見えけり玉造川

○戒光寺遺跡 松本にあり。往古此地に在しが、ゆへあつて山城國嵯峨にうつす。

○狐谷 平野神社の六・七町西南に有。是古平野神社ありし地なり。故に土俗は本宮と云。今松樹數株あり。此地を狐谷と號する事は、其古、大いなる狐棲止しける故の

(宮本)

(川造玉) (川々百)

名なりとかや。

○民部古城址 土俗相傳、むかし松本民部と云者あり。三井寺の僧と戰て死すと云。其城地の跡也と云。今は田の字となれり。今土人瓦土を採取處也。此邊惣て好風景なり。東川の堤斜に、後は山、前は田也。長等・比叡・比良も山續にして、大津の人家及湖水等までも見渡され、景色よし。此邊の土性、よく瓦を造に勝れたり。此邊の瓦造、土を穿取、高き處も日々低くなり、樹木有山も次第に切開て田畑となせり。百年の後は、地形も遙かはりて、今のむかしを見る如くなるべし。扱此松本民部は、【武藝小傳】及【射家系譜】を按ずるに、松本民部少輔は、佐々木源氏の家族にして、吉田上野介道實が季の子也。大津松本に居して後、越前にて戰死すと見へたり。三井の僧徒と戰ひ死せしこと見へず。誤傳ふるなるべし。

○洲山清水 同所にあり。相傳、是古松本民部が用水とする處なりといふ。

○平野大明神社 松本村に有。此社の鳥居の前を、平野町と云。蓋神號によつて名づくるならん。則大津よりの町續にして、東海道の順路、甚にぎやかなる處なり。社は町より南、小高き岳にあり。社東向、拜殿同じ。鳥居は北向なり。祭所の神、本殿仁德天皇、左・右には小社有。左は

恒世神、右は鎮火神也。或説に、此神社は山城國平野社の第四座の神、比賣大神を勧請する處也。故に平野大明神と云と。又一説には、白髭大明神を勧請する處なりと。白髭は比良の明神なれば、比良の、平野、訓相同きに依て、平野の文字に作ると云。

臣竊に按ずるに。仁德天皇を祭奉ると云説是也。又別保八幡宮の神記をみるに、當社の事を載たり。その略曰、仁德天皇、攝津國平野庄より近江國の松本村に遷座有と云。是二の證なり。又【續古今集】に、家隆難波津に冬籠せり春なれや、平野の松にかゝる白雪

これ等を以て、平野大明神は、仁德天皇たる事をしるべし。古は五月朔日を以て毎年の祭禮とす。元祿七年以來、四月朔日を祭禮とす。古昔、此社今の社地より六・七町南、狐谷に有。慶長年中今の地へ遷し奉る。○清大明神 本殿の内に祭る。是蹴鞠の神なりと云。○恒世神社 平野神社の界内、本社右にあり。此社初は恒川の北の湖邊の東の岸にありて、湖上往還の船を守り給ふ。然るに天文元年の神託によりて、今の地にうつす。或曰、田中恒世といふものは、粟津の漁人にして、今中庄村の田畑の神と同體なりと云。然れども、中

庄村田畑社は、恒世の靈にあらず。事は中庄田畑の條下に記す。【日吉本記】【日吉新記】等を按ずるに、田中恒世は、粟津・馬場・松本邊の漁人なり。日吉の神鎮座の時、此恒世が漁舟にめされ、韓崎琴御館が庭の松へ臨幸あり。其時、船中にて粟飯を奉りしより、今に流例として、恒世が子孫、粟津の土人祭禮の日、粟の飯をそなへ奉る。恒世が靈を祭りしは、何れの時と云事を詳にせず。今日吉祭禮の日、松本・馬場の兩村、童子を出して祭禮に備、祭禮の三日以前、土人集て商旅荷物の十分の一を奪取て、右の童子の入用とす。土人以爲、此童子は往古恒世神事に隨從するの體なりと。誤れりと謂つべし。但日吉神事は大祭にて、其所役、村々へ課す。此村の所役も、童子を出すまでなり。なんぞ恒世か行粧を學ばんや。

○鎮火神社 平野神社の境内、本殿の右に有小社は也。【風土記】謂、在宮城四角、卜部等鎮火而祭爲防火災也。故曰鎮火云。此神を祭なるべし。

○天満天神社 本殿の左にあり。祭神菅丞相。享保十七年是を勧請す。

○地福寺 松本にあり。禪宗臨濟派。京北妙心寺の末派、無明和尚の開基、松本民部少輔建立也。始は地福菴と號

(寺日千)

す。寛永年中、改て地福寺と云。土俗は專千日寺と呼り。其古、僧徒千日の念佛を修行せし故なりと云。

(房野高)

○慈眼寺 松本に有。水照山慈眼寺と號す。淨土律宗、京壬生安養菴の末寺也。初は慈眼とのみ呼しに、天和年中、釋稱圓、今の寺號に改む。是より先、紀伊國高野山金剛峰寺の寶昌院と云僧、しばらく寓居す。故に土俗、是を高野房と云。

○御庵辻子 高見町より、中町へ通れる小路なり。相傳、中世御庵と號せる歌比丘尼。在住せしゆへの名なりとかや。

(井の水菊)

○蒲生關 肥前町の南の湖邊を云。土俗唱誤て、かもが關と云。相傳、蒲生飛驒守氏郷上洛する時、往還の船、着岸の地故に名つくと云。蒲生氏郷は、當國日野の城主也。假令ば、井伊掃部頭屋敷ある地を澤山駄屋といふが如く、井伊氏の城地、彦根澤山なるが故なり。

○糸繰井 蒲生關の傍にあり。清泉也。或は菊水の井とも云。相傳、往古の天子行幸の時、黒主、この邊に菊花をうへて奉ると云。今按ずるに、【大和物語】に曰、亭子の帝、つねに石山にまふで給ひける。國の司、民つかれ國ほろびぬべしとなん、わぶると聞召て、こと國の御莊などにおほせてとの給ひければ、もてはこびて、御もふけをつ

かふまつりて詣で給ひけり。近江の守、いかに聞しめしたるにかあらんと、なけきおそれて、又むけにきて過し奉りてんやとて、かへらせ給ふ。打出の濱に、よのつねならずめでたき假屋どもを造て、菊の花のいと面白をうへて、御まふけつかふまつれり。國の守はおぢ恐れて、外にかくれおりて、たゞ黒主をなんすへ置たりけり。おほしましずぐる程に、殿上人、黒主はなどてさてはさぶらうぞととひけり。院も御車をすへさせ給ひて、何しにこゝにはあるぞと、とはせ給ひければ、人々とひけるに申ける。

さ、ら波まもなく岸をあらふめり、渚清くは君とまれとそ

と、よめりければ、是にめで給ふてなんとまりて、人々にもの賜ひてかへらせ給ひけると云。【和歌威徳物語】にも此事を載たり。石山寺新製の五卷縁起にも、此事有。延喜十三年五月二十日あまりと有。右近少將俊蔭を勅使として、道の間をとひ奉り玉ひければ、國の守恐れて、假屋を設、菊花をうへ、黒主の翁を出して、歌よませたる事、【大和物語】の説のごとく、皆此地のことなり。

○福藏寺 松本にあり。一向宗。東本願寺の末派。長祿年中の開基也。

○打出濱 古老の云、松本村より、馬場村までの間の濱を云。【名所方角抄】を按ずるに、古昔の東路、相坂嶺より六・七町山麓を経て、松本の濱邊に出る。此間を打出の濱と云。【萬水一露】に曰、打出の濱は、大津近きわたりの名所也と云。【源氏物語】關屋卷に曰、此殿、石山に御願はたしにまふで給ひけり。京より、彼紀伊守などいひし子共、むかへに來る。人々、此殿、かくまでまふで給ふべしと告ければ、道の程さは、がしかりなんものぞとて、また曉よりいそぎけるを、女車おほく、處せうゆるぎくるに、日たけぬ、打出濱くる程にと云。【盛衰記】【平家物語】等を按ずるに、宇治の手既に破れしかば、木曾は兼平に逢んと、都より粟津をさして下り、兼平勢多の手防ぎ難かりければ、湖の西の渚を北へ向て歩行、粟津の原にて行會。木曾亦力を得て、追つかへしつ、粟津の原より打出の濱まで引退、引退こそ堪れれと云。是等を以て見れば、打出の濱は、いよく、馬場・松本の濱邊を云事明けし。【鷲峰文集】曰松本村水行者、自是乘船到矢橋、古人所謂打出濱者在

大津・松本邊乎云。【萬葉集】相坂乎打出而見者、淡海之海、白木綿花爾波立渡云、是より打出の濱の名はある歟。今矢橋の渡し舟、松本の濱石場といふ處より、船往復す。近衛政家公の、近江八景矢橋歸帆の詠に。

真帆ひきて矢橋にかへる舟は今、打出の濱の跡の追風
かたぐ、此邊を打出の濱とするの證なり。

【新拾遺集】 後鳥羽院

駒なへて打出の濱を見渡せば、朝日にさはく志賀の辛崎

【元眞家集】

諸共に打出の濱に立波の、かへらん程を思ひこそやれ

【堀川百首】 兼 昌

色々の袖も加はる唐衣、打出の濱の波なきかせ

【夫木集】 爲 相

關越て打出の濱の東雲に、跡よりおくる鳥のこゑ哉

【爲尹千首】

是やまた勢多にもかゝる道ならん、今は打出の濱のうき浪

○石場 松本の中の小名にして、馬場界也。相傳、中古石王此地に多在住して、此濱邊に石を積置ける故の名也と。今纔に石工一兩軒あり。近世は茶店軒を並べ、酒肴を調

へて旅人にひさぐ。旅人も又、湖魚の名産を賞して、必此に憩息。是湖西より矢橋へ、渡し船を出す處にして、矢橋よりの舟も、此岸に着す。故に甚繁昌す。一兩年以來、故あつて矢橋の船をこゝにつけず、船入に着る。穂長屋と云者、茶店の第一たり。此地より矢橋への渡し、五十町の湖上也。渡舟の事は、矢橋條下に記す。【扶桑拾葉集】烏丸光廣卿【東路の記】に曰、曉殘月に船に乗て、大津より矢八瀬へ渡る。蒼波漫々として甚興あり。北に志賀・辛崎・長等山、南に粟津の里、勢多の長橋、はるく見へたり。あまた、び見なれたれど、心をつくる事懇なれば、景も又勝絶也。船より上りてみれば、むかひに三上山まぢかく、跡には比叡の高根をおひたり。しばらく徘徊して一吟す。

行先にむかふ三上の山よりも、かへり見らるゝ、ひえの大たけ

○寶淨院 石場にあり。三寶院派の山伏也。湖岸に高燈樓をあげ、湖舟の便とす。故に暗夜着岸の眼當として、甚利用を得。寶淨院性蓮、渡船の乗人に錢を乞請、高燈樓の油料とす。

(坂返車)

○西方寺 松本に有。月見山西方寺を號す。淨土宗鎮西派、天津華階寺の末寺なり。相傳、月見山の額は、人皇九十四代花園院の宸筆なりと。開基は永享二年なりと。今詳ならず。

○月見坂 或は車返坂とも云。是馬場村領界、西の方岡山の名也。高處なり、大津の方へ下れる少し許の坂なり。相傳、花園院、此地にて月見の宴ありと云ふ。今考に詳ならず。天津向山寺を月照山といひ、此地を月見坂と云ふと、また故ある成べし。

○大津寺舊跡 今其跡詳ならず。相傳、往古、松本山大津寺と號せる寺なり。大津の皇子高市の皇子の本願也。年々の兵火にかゝり、寺廢し、大高寺とともに一寺となつて、大津寺へ移す。今の眞常寺是なり。

○大光寺遺址 是月見坂より西の方、田の字に有。相傳、古昔天武山大高寺と號す。高市の皇子の御殿を以て寺とす。因て天武山大高寺と云。後月見山大光寺に改む、その後、兩寺共に廢して、其跡皆大津の眞常寺に移る。大僧都義成和尚の開山にして、四宗兼學なり。後法華宗となる。其以來、度々の兵火にかゝつて荒廢す。本尊の御頭のみ持遁れて、右の御頭卓机等、洛北嵯峨相國寺に存在すと云。卓机の裏に、近江國志賀郡月見山大光寺の銘有と云。

又云、花園院の御持佛、一寸八分、閻浮檀金の千手觀音の像、此寺にありし。故あつて今岡の堂に存在すといふ。惣じて此邊、田畑の字に、或は經田と號し、あるひは辨財天など稱する類、甚多し。皆大光寺の舊蹟なりと云。然れども、土人の所傳にして詳ならず。

(川越森)

○毛呂子川 是松本・馬場兩村の界にあり。川幅四尺許。水源は南の山の滴落谷、大嶽・猿が尻・石谷・爪田に流れて、此處を経て湖に入也。或説曰、毛呂子川と云はあやまり也。森越川也。膳所城下の南、八丁繩手松原の中にも森越川あつて、二ツの中なり。言心は、此二川の間を、粟津の森とも、粟津の原とも云。西より行者は、粟津の森を越て八町松原の川を通る。故に則森越川と云、東より行ものもまた、粟津の森を越來て此川を越る故に、又森越川と云。然るを誤りてこ川・もろこ川と云といへり。又一説には、此川にてもろこ魚を多採取故に、名づくとも云。もろこ川は、兩河の義也。松本・馬場兩村の間に有を以て、兩川と號す也。兩川と呼しを、川の名と覺へ、又川の字を重言して兩河川とは呼來れり。然れども、以上の説信用しがたし。只やすらかに、粟津・松本の兩郷の間にある川故、兩郷川の儀通ず。あるひは木曾塚の傍にあるを以て木曾川とも云。土俗云小野小町老衰後、關寺邊に徘徊し、終

に此川へ身を投じて死す。其後もろこといふ魚、其骸より生ぜし故、もろこ川と云と。笑に堪たり、小町の事は逢坂の條下に記せば、詳に記さず。【冷泉家記】曰、小野小町、六十九歳、井手寺において死。光廣卿【百人一首抄】に曰、御子左の家の記事に、爲定云、小野小町のおはりける處は、山城國井手の里なりと云。是等を以て、其虛妄の説なることを知べし。

近江國輿地志略卷之三十二終

近江國輿地志略卷之三十三

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十八

○馬場村 松本村の南にあり。家續なり。相傳、往古、彼大光寺門前櫻の馬場有し地也。故に名づく」と云。

○岡堂 馬場村の民家の西南にあり。是も往古大光寺の界内なるべし。岡の堂と號す。今纔の一草堂也。本尊は一丈八分、閻浮檀金の千手觀音、花園院の御持佛なりと云。

(川の明)

○堂河 今明の川に作る者は非也。川幅六尺許、源は馬場村の山中より流出、曲流して馬場村の中を通過して湖に入。相傳、往古此河上に藏經堂ある故に、河の名とすといふ。今その跡に、經の田と云字あり。此邊皆往古大光寺の界内なるべし。

○義仲寺 馬場村にあり。木曾義仲が塚ある故に名づく。初一僧、此塚の傍に菴を結びて、義仲菴と號す。其後ついに義仲寺と云。三井寺光淨院の支配たり。【江源武鑑】に、

佐々木二十一代の屋形義實、此寺を草創して、石山寺の末寺となすといへるは、例の偽説なり。

○義仲墓 義仲寺堂の前にあり。初は、信濃柿の樹二株をうへて其しるしとせしに、近世好事のもの、墓を建、其石表に銘して曰、木曾朝日將軍義仲公、德音院殿義山大居士の墓と誌す。今按ずるに、義仲は、六條判官爲義の次男、春宮の帶刀の長義賢の子なり。木曾の冠者と號す。壽永二年八月十日、左馬頭兼越後守に任じ、從五位下に叙す。同十六日伊豫守に遷任し、十二月十日左馬頭を辭し、同十三日從五位上に叙し、元暦元年正月六日從四位下に叙し、同十日征夷將軍に任す。幾ならずして、驕奢日に長じ、上皇を逐、内裏を焚、その罪通るに處なし。源賴朝、舍第範頼、義經をして是をうたしむ。義仲、宇治、勢多の防戰盡て、粟津が原にをるて、石田爲久が矢に中て死す。後人塚を築く。往古此邊郊原にして、馬を深田に打入しといへる處、此塚の傍なりといふ。今に此邊はふけ田にして、泥土深し。義仲戰死の事は、【盛衰記】、【平家物語】等に詳なれども、事長く文繁き故、其要を摘て書すのみ。亦朝日將軍と云を、官名のごとくに記す。笑べし。朝日將軍とは、その武威の、か、やけるをたとへて稱せし異名なり。【石鼎西歸

録曰、項羽元暴悍、一炬燒感陽、壯氣覆天下、大楚稱霸王、當歐兵食竭、垓下徒悲傷、虞姬帳中淚、慷慨泣數行、千里離不逝、陷死大澤傍、終成烏江鬼、血食無廟堂、從來兵家術、須知柔勝剛、偶經義仲墓、荒艸露瀼々、後鑑戒覆轍、二將今則亡、

山崎闇齋詩 木曾昔日寇王都、垓上誰栽柿一株、死地縱然和物變、暴名必可與天俱、

○芭蕉墓 木曾塚の傍にあり。芭蕉、初は松尾金作、宗房と號す、伊賀國上野の人也。松尾桃次が孫なり。藤堂和泉守の家臣、藤堂新七が家に仕。新七が一子數馬疾病して死す。金作爲に剃髮して桃青と號す、松永貞徳に隨て俳偈の道を學び、自工夫發明し、其式を立て、大に此道をひろむ。門人尤多し。專中興と稱す。初京都に有。後江戸に來る。門人深川船大工町魚屋杉風といふもの、小菴を我屋の傍に構へて、桃青が行脚憩息の所とす。庵庭に芭蕉あり。因て芭蕉菴と號す。傍人、菴主をも呼て芭蕉翁といふ。此比は俳人只翁とのみ云。翁終に大坂に在て疾病して、元祿七年甲戌十月十二日死す。病中の句に、

旅に病みて夢は枯野をかけめぐり
遺言によつて此地に葬。門人榎本其角、墓の銘を書す。

(藪が屋鍵)

犬上郡平田村明照寺の界内に、笠塚あり。肥前長崎に尾花塚有。江戸深川に發句塚あり。越中に翁塚有。尾州笠寺に千鳥塚あり。又此邊に無名庵と云處あり。芭蕉翁、しばらく棲止すと。今岡の堂納堂が菴にうつさんとす。

○福正寺 馬場村に有。一向宗、東本願寺の末派也。

○光運寺 馬場村に有。一向宗、佛光寺の末派也。

○古城址 馬場西庄の界、今鍵屋が藪と云處是なり。何人の居住の跡といふ事を知らず。

○粟津庄 粟津七村と稱し、西庄・木下・膳所・中庄・別保・鳥居川に馬場を加へて七村と云。或は此中鳥居川を除き、松本を加へて粟津七村とも云。然れども、舊記を按ずるに、粟津庄といへるは、西庄・木下・膳所・中庄四ヶ村なり。別保は則粟津の別保也。源義詮、康安二年二月三十日、新羅社へ寄附の狀に、粟津別保四ヶ所と記されたり。是其證たる所以也。此寄附狀、三井寺に存在す。古歌に、粟津の里と云は、此地の事也。古昔は、今のごとく民家多建並ばず。こゝかしこに有し故、粟津野とも、粟津原ともいへり。元より湖水の波打際にして、往還は遙の山の麓なりと見へたり。膳所と號する處許ぞ、粟津の里の本也とぞしらるれ。中庄なりと云説もあり。然れども、粟津の市と、【日

本紀にあれば、往古久しき名なり。【日本紀】の全文後にしるす。粟津といへる名は、日吉社の祭禮に、粟飯を献よりの名にして、田中恒世が事に始れりといふ。

臣竊に按ずるに、粟津といへるは、膳所あるによりて也。事は膳所の條下に記す。膳所あるうへに、日吉の社に粟飯を献ことあれば、旁粟津とよべるなるべし。

【明玉集】

右衛門督基氏

關あらし夜寒に吹やさ、波の、粟津の里に衣うつなり

【日本紀】曰、大友皇子左右大臣等、僅身免以逃之、男依等即軍于粟津岡下、是日羽田公矢國・出雲臣狗合共攻三尾城降之、壬子男依等斬近江將犬養連五十君及谷直鹽手於粟津市。

西庄村 馬場村の續き、纒に溝河一をへだつ。今は膳所城下となるによつて、此境に惣門を建。此惣門より南を膳所の町と號す。

法傳寺 西庄村にあり。膳所町の中也。一向宗、京佛光寺教音院の末寺なり。開基の時代詳ならずといへども、正親町院の永祿三庚申のとしより以來の儀は、明らけし、本尊阿彌陀佛、長二尺三寸。惠心の作なり。

八大龍王社 西庄にあり。或は高木宮と云。一株の楠

(宮木高)

高さ二十丈許なるあり。靈木と云故に、宮の名とする歟。海神を祭ることばあれども、龍王を祭るとは、未唯一神道のきかざる處也。然れども、誓佛書の説によるに、難陀龍王・跋陀龍王・婆伽羅龍王・和修吉龍王・德叉迦龍王・阿那婆達多龍王・摩那斯龍王・優體羅龍王、是を八大龍王といふ。土俗或は云、佐々木高綱、宇治川を渡すの後、勸請する處なり。

(社神の座石)

【卜部記】曰、古老相傳、天智天皇御宇初示現焉、當時龍燈時々現山上、於是野老怪之、登高山窺望之、時龍燈及神忽現大檜樹上、焯々焯々焉。揚微妙音聲曰、我思和光同塵之利益、而救粟散早損之衆生中略、萬人感奇異之瑞、傾渴仰之首、仍詣帝闕以其狀、于時遣勅使察其實否、陟彼南山瞻其權迹、果有尾生信、而無垣平之誕、於是構假殿山上相神字邑里、永以爲氏神、當時每有靈應、是以吉日之祭祀、官家之奉幣、綿々無虛日云、殿を山上に構るとは、今の御靈殿山なるべし。今尙山上に一檜樹あり。臣按ずすに、【延喜式】に、近江國滋賀郡八座の中に、石座の神社と云あり。疑らくは此神なるべきか。然れども、明なる證なければ、決定しがたし。大凡、神道は明理と傳記とを合見されば、その本源を知事あたはず。當社に傳記なく、古老の口傳を記して、吉田へさし出たる一卷あれども、文旨鄙

(寺光清)

俚の言にして、傳記と成がたし。吉田家の記も又、里老の詞を書記したまへば、實に傳記ともいひ難し。文永三丙酉の年八月廿九日、神主佐々木高安と記せる棟札あり。是より外には古き棟札なし。文永は、人皇八十九代龜山院の年號也。祭禮毎年五月朔日。木下社の祭禮と共に、行。

○泉水寺 西庄にあり。僧夢睡が開基する處也。初清光寺と號す。故あつて泰長山遍照院泉水寺と改む。本尊聖觀音、弘法大師の作る處なり。相傳、その初別保村天満天神の社内、泉水の中より得たりと。故に泉水寺の號あり。寺、湖邊に臨めり。世に所謂近江八景を一に見るの佳境なり。一日毛利侯徳山人、こゝに憩息して感喜にたえず、東武に至るの日、佐々木女龍をして八景の詩歌を書せしめ、住僧にをくり給ふ。住僧額として是を掲。今眞言の僧こゝに住す。

○兵津川 此名、いかなる故と云事をしらず。是俗の河原と云、新堀と云川也。或は泉水寺の傍にては、泉水寺川ともいへり。臣も、此川の名をしらず。此頃川の水源さ、が谷と云處に至り、故老に問ふに、さ、が谷と云川の傍を、兵津の川はたと云ふを以てす。是を以て考れば、兵津川と云とも害なかるべし。

○木下村 西庄村の南つゞき也。今は膳所城下の町となる。

(堀新・原河)

(寺松長)

相傳、古昔西の庄の高木の陰、膳所の大榎の陰となりしより、木下と名付しといへり。

○正法寺 木下に有。一向宗、京佛光寺大善院の末寺なり。曆應二己卯年。釋超證開基也。

○敬願寺 木下にあり。一向宗、東本願寺の末寺、天正年中、釋宗永開基なり。

○靈照院 木下に有。鹽江山靈照院長松寺と號す。初惠照院と云。天和元年、桂昌院殿の諱を避て、靈照院に改む。承應三年、先君淨有公、當院を草創なさしめ玉ひ、大猷院殿の神儀を安置し給ひ、比叡山西塔定泉坊良英を招て、こゝに居しめ玉へり。延寶年中、先君曉雲院殿眞英公、東照神君を尊崇して、小祠を建て、且嚴有院殿及常憲院殿の神儀を安置し玉へり。

○八大龍神社 木下に有。祭所の神詳ならず。或云、八大龍王なりと云。祭禮毎年五月朔日。

○天満天神社

○稻荷大明神社

○天照大神社

○五社明神社

以上、俱に八大龍神社の界内、本社の傍にある小社は也。

○唯泉寺 一向宗。東本願寺の末寺なり。文祿年中の開基なりといへども詳ならず。大津唯泉寺の持分なり。
○天王 是木下村の西、田島の字なり。中の庄牛頭天王、初て降臨の地なりと云。

○石神 木下村のうち、川より西の田の字なり。臣按ずるに、今の西庄八大龍王社初在の地なるべし。此八大龍王の事、彼條下に記せるごとく、八大龍王は、【延喜式】の神名帳に、所謂石座の神社なるべし。此神、初御靈殿の嶺に鎮座し、後此地に社を建、其後又今の西庄にうつせるなり。此事は、古老のものがたりに傳へり。此地を石神といふを以て見れば、いよく石座の神社とする説是ならんか。後考をまつのみ。

○庄塚 山手にあり。山神といひならはせり。是粟津の庄塚にや。このみに限らず、粟太郎黒津にも庄塚あり。
○鳴瀧 古蹟にあらず。土俗の呼習はせる名なり。近頃は此瀧水にうたる、ものは、病平愈すとて、近村より集れり。

○御靈殿山 高山也。頂上に檜樹あり。西庄八大龍王初現の地なり。半腹に池あり。御靈殿池といふ。御靈とは、神君の儀、殿とは神殿を建たる故の名なり。

○山頭嶽 此邊にての高山なり。西山頭・東山頭と云

あり。いかなる故に、山頭といふ事をしらす。臣按ずるに、此邊にての高山なれば、土俗の呼習はせる名なるべし。千頭の文字に作るは誤なり。山川の名には、鄙野の俗名多し。茶臼山・袴腰山の類なり。山の打越は山城界なり。晴天には、攝津・伊賀等を望に明なり。

○膳所村 木下村の南、家續膳所城下町の最中なり。此邊を粟津の庄といへるも、此膳所有によつての名なりといひ、或は粟津の庄ある故に、膳所の名あるともいへり。古歌に、おももの、濱とよめるは此地の事にして、今の濱田と云處然り。土俗云、天武天皇、大津を出て吉野に赴き玉ふ時、此地を通玉ふに、村民粟飯を供御とす。夫より天皇叡感のあまり、粟津庄膳所の名を賜と。木下村田島の字に、天皇と云處あるは、此謂れ也と云。又或説に、愛護若田畑兄弟が、粟飯を献りしより粟津・膳所の名はありと云。今按ずるに、以上の説心得がたし。木下村田畑の字に、天皇と云處あるは、中庄牛頭天皇初て鎮座の地なり。天武、吉野へ赴き給ふ時は、いまだ天皇と稱し奉らざりし事顯然たり。亦愛護若が事は虚妄の説、もとより採用にたらざるの義なり。天智天皇、大津の都府し時の御厨の地にして、おもものを献ずる處也。故に、膳所と云膳所の神社あるを以ても明なり。膳をおものと云は古の詞にて、【禁秘抄】

(町田濱) (崎所膳)

及【朝野群載】源氏物語紅葉賀卷に見へたり。おももの所なれば、膳所の文字にかゝることは理也。膳所とかきておもものと呼しを、傳遷して膳とのみ呼り。何れの程にか、人、地の名をとへば膳々と呼しより、亦一傳してせよとはいへり。それよりやはり、古の膳所の文字をせよとは訓せり。是は義訓と云もの也。所の字にせの訓なし。せよと呼来りしも久しき事にや。【太平記】には是世に作り、【太閤記】には善逝の文字を記す也。膳所は、唯やすらかに、古昔の御厨の地にて、天子の御膳所と見る説是なるべし。粟津の名は、如何にも、田中恒世が日吉奉獻の粟飯よりの名なるべし。

○陪膳濱 或は膳所か崎とも云。膳所の惣名たりとはいへども、今濱田町と云處然り。古昔は、此處人家もなく、只湖水打寄の濱にて、漁人魚を取て天子へ獻じ奉り、又濱邊に田を作りて稻をうへ、天子の御料に獻る故に、濱田といひしを、今濱田村とは云也。【禁秘抄】に、御膳をおもの、濱田と云こと也。此邊に榎町と號する處あり。おももの、濱田と云こと也。此邊に榎町と號する處あり。是慶長の比まで、大木の榎ありし地なりと云。木下村を木の下と云も、此榎等の下陰になるの義とかや。慶長四年、石田三成佐和山へ蟄居の時、路次の見送として、東照大

神君、三河守秀康を差添らる。是三成が匹敵土人の妨もあらんかと、三成を援助し給ひて也。秀康主、既に膳所まで送らるゝに、松本邊より、追々三成が家士等迎に來たり。是に於て、膳所の大榎の木に、敷草打敷て、三成、秀康主へ謝禮を遂。此處より秀康主は伏見へ歸らる。其榎其後枯失てなしと舊記に見へたり。陪膳濱は多く古歌に讀

【拾遺集】

知 家

滯る時もあらしな近江なる、おももの、濱のあまの

ひつきは

【夫木集】

同

あま人もおももの、濱のはまつとを、月にあげぬと

今やいそかん

【兼盛家集】

萬代をもちそ榮へん近江なる、おももの、濱のあまのひつきは

○膳所城 西庄村と馬場村との界に門を設く。是を大津口と云。大津の方にあるが故也。別保八軒町の南に門を建て、勢多口と云。是又勢多の方にある故の名也。此兩門の中間、往還の大路に十四町を膳所城下の町と云。西庄・木下・膳所・中庄・別保等、多此中にいれり。故に或は稱し

膳所五ヶ村と云。町の名毎町あり。先、西庄馬場村の界より南を船町と云。其續を網町と呼木下町、扱其次を魚屋町と稱し、又其次を大須賀町といひ、夫より濱田町・榎町とつき、伊勢屋町・紺屋町・中庄町・宮町・八軒町と相續せり。家數、寺ともに五百九軒也。此城、東北は湖水也。東國の通路にして、然も帝都に近し。東南に勢田の大河を隔て、西に逢坂の嶮路有。甚舟車に便あり。初此城、東坂本にあり。織田信長の時、明智日向守光秀居す。然して後、豊臣秀吉大津に移す。是より先、信長、京極高次を召。高次戰功あり。豊臣秀吉、高次を以て大津の城に封す。慶長五年、石田治部少輔三成亂を成す。秀頼の命を託て諸將を招く。高次陣を深くし、門を閉て拒む。石田の黨三千餘輩、來て攻る事急也。高次和を乞て城を開き、高野山に赴く。路、關が原の捷を告るものに會ぬ。其後、東照神君、京極が地を増て若狹國小濱に封す。慶長五年夏六月、戸田左門一西に命じて大津の城を廢して官屋敷の地是なり。城を膳所が崎に築かしむ。今の城の本丸是也。藤堂和泉守高虎繩張也。城の石垣多く石佛あり。是坂本の城をうつせる證なり。坂本は、傳教大師佛法の地なれば、石佛甚多し。織田信長、山門を亡し、坂本に城を築く時、寺を多く破却し、石佛を取て石垣とすれば、今に此のごとし。二・三の

廓は、遙後に出來又。【創業記】及び【家忠日記】に曰、慶長六年辛丑六月、諸國の守に命じて、江州膳所崎に城を築しめ玉ふ。奉行八人、是を監す。天下普く治め玉ふの後、城を築しめ玉ふ初也。不日に城成る。戸田左門一西、大津の城より膳所の城に移る。一西、膳所にある事三年にして死すと云。一西の子を氏鐵と云、元和三年攝津國尼が崎にうつる。先君縁崇公を以てこゝに封じ玉ふ。淨有公の御時にあたらせ玉ふ。慶長六年、淨有公を三河國西尾に封じ玉ひ、菅沼織部正定芳を此城に居しめ、丹波國龜山にうつして、石川主殿頭忠總を爰に封じ給ふ。忠總の子を康勝と云。慶安四年、康勝を伊勢國龜山に移して、先君淨有公を、此に復封し玉ふ。然して後御歷世、他邦に移らせ玉ふ事なし。
林春齋詩
粟津昔聞勇夫疲、膳所今看武備奇、城有利兵堅甲在、況將湖水作湯池、
山崎闇齋詩
膳所湖水上、列樹畫圖中、驛騎鳴鞭去、景風散客仲云、
【玉露叢】家光公、寛永十一甲戌六月廿日御上洛、記曰、七月十日は、膳所の城に御止宿有て、都へいらせ給ふとぞ云。

(寺福長)

○緣心寺 梅香山緣心寺と號す。洛東知恩院の末寺也。慶長七年壬寅縁崇公建立し玉ふ。源蓮社洪譽法師の開基也。初此寺、三河國西尾に有。元和三年台命に依て、縁崇公封を此地に受玉ひ、寺も又こゝにうつる。先求院緣心公とは、酒井左衛門尉忠次公の諡なり。縁崇公、其追福の爲に寺を建。故に緣心寺と號し玉ふ。縁崇公は酒井忠次公の男也。縁崇公歸泉し玉ひて後、諡して梅香院殿と云、寺も又梅香山といふ。界内に先君累世の墓、及戸田氏の墓あり。戸田氏、今美濃國大垣の城主なり。
○清徳院 達磨山清徳院長福寺と號す。開基建立詳ならず。中興、慶長年中、德譽是初清徳寺と號し、大津北院寺にあり、其舊地、今の寺地より東南の、城尾氏が屋敷是也、天和三年癸亥十一月火災にか、れり。貞享元年甲子のとし、今の寺地にうつす。木尊阿彌陀、長四尺、惠心の作。相傳、此佛、京北清瀧の水底にあり。夢想に依て當寺に移すと云。今大津華階寺の末寺なり。
○達磨堂 達磨の木像、長一尺四寸五分、聖德太子の作なりと云。詳ならず。相傳、此像は太子の片岡山にて、飢人に逢て達磨なる事をしり、和歌の贈答あり。其時の容貌をうつせるよしにて、尋常の達磨よりも其相柔和也。先年達磨の像破壊するによつて、佛工をして

修補せしむ。胸間に板の札、大き五六寸許の板六枚あり。梵字有。杉の札は朽て、木理わづかにのこり、墨の跡もかすかにて、そのの梵字といふ事も、たしかに見へず。
抑此寺を達磨山と號することは、此像の故也。往古は大寺にして、國分寺の別所として、繁榮の地と見えたり。今に此邊の田畑の字に、達磨かひと、塚原・茶屋の前・方丈の前など云有。是往古の遺名なるべし。中古繼に一草堂のみ残て、達磨なほ存せり。膳所の土人の中にも、是を信するもの多し。自達磨宗と號せり。今達磨宗の末係多、清徳院の門派にあり。然れども、達磨堂の寺僧なきに依て、大津華階寺に乞て一僧を招く。清徳坊と號す。是より淨土宗となつて、華階寺の末寺となれり。清徳坊卒後、德譽上人と諡す。其後寺を建立す。寺號なきによつて、むかし此邊に有し長福寺といふ寺號を取て、則寺に名付て、清徳坊の事によつて、清徳院といひ、達磨を山號とす。
○響忍寺 膳所にあり。一向宗。東本願寺の末寺。元和年中建立。開基釋宗慶。
○大泉寺 膳所にあり。一向宗。京佛光寺大善院の末寺なり。開基の時代詳ならず。

近江國輿地志略卷之三十三 終

近江國輿地志略卷之三十四

臣寒川辰清編輯

志賀郡第二十九

○膳所大明神社 膳所にあり。鎮座の年紀詳ならず。祭神御食津の神也。此地、御厨の地にて、膳所なるが故に、御食津神を祭り奉る處也。坂田郡筑摩庄も、大膳職御厨の地なる故に、御食津神を祭て、筑摩明神と號すると同じ事也。此社初は、今の御城内二の御丸の前、榎の樹下にありし小社なりし。後、御城つくらせ給ふ時、今の地にうつし奉る。文永年中の古棟札あつて、夫より以前の棟札もなく、神記も本よりなし。中比唱失ひて、大梵天王とのみいへり。寛文三癸卯年二月廿四日、吉田家に乞て、則大梵天王を改て膳所大明神と號し奉る。卜部氏もしらず、郷民もしらずして、自然と御食津神の神號に復し、膳所の神と稱し奉ること感喜すべし。是偏に神慮の然らしむる處にや。凡慮の及ところにあらず。恐べし、貴敬し奉る

(王天梵大)

べし。【仙宮秘文】尸葉大梵天皇此云、天御中主神云、然れども、やはり御食津の神なる事明けし。此祭神をば、御食津の神なりと云義、全く以私説にあらず。神祇道の管領白井雅胤にきけり。人皇六十代、花山院の皇子彈正尹清仁親王、神祇の伯に任じ玉ふの後、白河の家に相續して、他家任することなし。吉田・卜部氏等のしる處にあらず。土俗、藥師佛を以て神體と云、笑べし。神體にはあらず。【仙宮秘文】と云書に、大梵天王は、こゝには天御中主の神と云、亦伊勢國天照座豐受皇太神是なりと云。【仙宮秘文】もとより偽書なり。信用すべきものにあらず。たとへいか程附會の説を用るとも、大梵天王は竺土のこゝにて、我國神にあらず。また佛體也。神社にはあらで佛寺也。近世兩部の神道とて、神佛混雜の事あり。專佛を本地。神を垂迹と云、神社の傍に本地堂を建て、神體とは別とせり。それさへ唯一神道には忌なる事なるに、是は佛體を直に神體といふこと、歎息すべし。かくいへばとて、漫に佛を排するにはあらず、神社と稱しながら、佛寺のごとくなす故の事なり。祭禮毎年三月三日。中庄牛頭天皇の祭禮と一時たり。神輿相共にして祭禮あり。毎年二月十三日御弓。十一月朔日、あからがしはの神供とて、にしめ。團子と云物を備へ奉る。近世正一位を吉田より贈

らる。

臣按ずるに、北畠親房【造殿儀式】に、正一位・正二位以上爲大社との玉へり。凡神階は、朝廷にして其議論有て、然後詔下し給ふ位階也。今世は、吉田家私に位階を贈らる。僭躰の罪少からずと云べし。

○松尾大明神社

○山王權現社

○稻荷大明神社

○愛宕權現社

以上、俱に膳所大明神本殿の傍に有。

○大養寺 膳所にあり。一向宗。京佛光寺大善院の末派なり。

○景澤寺 膳所に有、一向宗。東本願寺の末派。元龜年中、釋惠範開基なりと云。

○持明寺 寛文中、善念と云僧、菴室をかまへ。青面金剛を安置す。長九寸、木像。何人の作と云事を知らず。然後、阿彌陀佛、地藏菩薩等を安置して淨土宗となり、持明寺と號し、大津華階寺の末寺となれり。たゞ初は善念庵とのみいへり。今は青木の庚申堂とて、庚申の日、土俗多こゝに詣す。此邊を青木町といへり。其始、青木多有し處なりしに、今民家建續故、かくはいふなるべし。享保十六

(堂申庚の木青)

年辛亥、清水町と改めたまへり。

○安昌寺 九林山安昌寺と號す。開基實參和尚。初三河國西尾にあり。其古は三河國伊奈に有て東漸寺と號し。先君草創なし玉ふ。然後西尾に移て安昌寺を改號し、其後淨有公、近江國膳所に移玉ふ。寺も又うつる。宗英寺を以て安昌寺と號す。伊勢國西尾に有。其後また淨有公伊勢國龜山にうつり玉ふ。寺も又移り、龍泉寺の地を以て安昌寺とす。然して後又淨有公膳所に移り玉ふ。寺も又舊地にかへる。その後今の地に移る。曹洞宗。越前國永平寺の末派として、三河國長圓寺の末寺なり。

○唯傳寺 膳所にあり。一向宗。開基釋受圓。其先三河國幡豆郡吉良庄西尾にあつて、寶光坊聖蓮寺と號す。然して先君淨有公、伊勢國龜山に移玉ふ、受圓隨從して龜山に赴き、唯傳寺を草創す。これ寛永十三丙子のとしなり。然して慶安四年、淨有公此地に復封せられ給ひ、寺も又隨從して今の寺地を賜ものなり。

○永順寺 膳所にあり。一向宗。西本願寺の末寺。大津永順寺の兼帶なり。相傳、正保四年の比よりありと云。

○中庄村 膳所城下の町の中也。元粟津庄と云は此地の事なり。古昔は、民家只此處と西庄許に、少しばかりありしと見へたり。膳所・木下・別保などは民家なく、田畑のみ

と見えたり。

○牛頭天王社 中庄にあり。鎮座の年記詳ならず。古老所傳の一卷あれども、鄙俚の詞にして、實説に採用すべき義なし。土俗相傳て云、此神往古は大梵天王と號す。木下村田畑の中へ遙向有。其後に今の社地へうつすと。又一説に云、今の最勝院の界内、獅子森と云處へ、天王獅子に乘して天降給ふ。其後今の社地に祭る。本地は藥師如來なりと云。以上の説信用しがたし。

臣按ずるに、祭所の神、いかにも素盞鳴尊にして牛頭天王也。素盞鳴尊を牛頭天王と申、武塔天神と申奉る説は【篋篋内傳】【備後風土記】等に出たり。此社中世まで大梵天王と號し、今の木下村天王と字する田の處に有。其後今の社地にうつし、近世までも大梵天王と號しき。其後、淨有公、圓滿院常尊公にこふて、牛頭天王と改む、石鳥居の額も、其時圓滿院常尊公筆を賜ふ處也。誠にむべなるかな、此社の號を改給ふ事、恐れながら感喜し奉るにあまり有。臣竊に考るに、土俗の大梵天王と唱しは、大寶天王を誤りたる成べし。大寶と大梵と、音の近きに依て、文字も書誤、愈あやまりを傳へたるなるべし。扱大寶天王也と云説は、當國栗太郡糍村に、大寶天王の社有。疑らくは、此大寶天王の神を此

地へ勸請せし也。初木下村の天王といへる地へ勸請し、後此社地へうつし奉りし事明けし。大寶天王の事は、栗太郡糍村の條下にしるす。當社の祭禮毎年三月三日。

○稻荷大明神社

○毘沙門天社

○白山權現社

○歳破神社

右各本社の左にあり。東向の小社なり。

○大歳神社

○歳刑神社

右二社、本社の左にあり。南向の小社なり。

○松尾神社

○大將軍社

○大陰神社

○黄幡神社

○豹尾神社

○歳殺神社

○青龍王社

右各本社の右にあり。東向の小社なり。

臣按ずるに、歳破・大歳・歳刑・大陰・黄幡・豹尾・歳殺等

の八將神は、素盞鳴尊の御子五男三女の神なり。脛道に專是を用ゆ。方角の吉凶を定むる事なり。神道にては八將神とはいはず、八王子といふ。祇園末社に八王子あり。此のごとく、末社に素盞鳴尊の御子を勸請するを見れば、本社いよく、素盞鳴尊たること明けし。

○稻荷大明神社 中庄牛頭天王社の東にあり。祭神、山城國稻荷大明神と同體なり。【諸神記】曰、元明天皇和銅四年二月九日、倉稻魂神始現于伊奈利山、地主神則荷田明神也、其地祀之故號稻荷大明神云、此御神の事、【豊葦原卜定記】【公事根源】【神祇拾遺】【鎮座傳記】【神祇本源】等に見へたり。此社初は小き社にて、別保若宮八幡宮の傍にあり。正徳五乙未とし五月九日、先君雄山公、新に家臣に命じて社を此地に營。毎年二月初午の日、貴賤男女争て參詣す。抑初午を用る事は、稻荷の出現、和銅四年二月九日なり。長曆を以て推ときは、初午の日にあたる故に、今專此日を用ゆ。是に於て神德信に嚴重にして、雄山君の御德澤も萬世に及べり。

○大圓院 中庄にあり。宗鏡山大圓院と號す。臨濟派の禪寺にして、洛北妙心寺の末寺なり。慶安二丑年、淨有公の建立、萬源和尚の開基なり。けだし大圓院の號は、柳川侍從立花飛騨守立齋の諡也。立齋は、先君淨有公の夫人

崇安院殿の先考なり。

○最勝院 慶雲山不空寺と號す。僧實祐の開基なり。此寺初三河國西尾にあり。中世、江戸南八丁堀家君の國邸にあり。其後膳所において寺地をたまふ。今の最勝院是なり。住僧代々眞言宗の古義なり。教相學問は高野山にて學び、事相傳受は小野・廣澤兩派兼學なり。本尊不動明王、古佛と申傳ふる也。作は詳ならず。大日如來、賴朝卿の御乳人造立。賴朝卿の頭髮を御首に納め作る。此大日如來、初石山寺にあり。淨有公是を迎へて靈照院におく。其後こゝにうつる。千手觀音は安阿彌の作なり。

○獅子森 最勝院の界内にあり。土俗相傳、古昔牛頭天王、中庄へ降臨の時、獅子に乗て此地へ天降玉ふと云。神德奇瑞の義は、凡慮の論すべき處に非ず。然れども此説信用しがたし。故老の曰、中世、鹿きたりて此邊に棲せしが、その後死しけるを憐みて、土人此處に瘞めける故、此名有と云。鹿を獅子の字に誤ともいへり。何れか是なる事を知らざるのみ。

○膳所瀨 【太平記】に、供御瀨。膳所瀨ニテ所、大木を數千本流しがけて、大綱を張、亂杭を打と云。今八丁繩手松原の内より、向地へ渡るの瀨なりといふ。然れども、川村瑞賢瀨ほりの後、湖水の地理も古とは甚かはれり。

○光源寺 中庄にあり。一向宗。京佛光寺大善院の末派也。康永二年癸未七月十八日、釋光心開基なり。
○專光寺 中庄にあり。一向宗。京佛光寺大善院の末派。寛正六乙酉年、釋正善開基なり。

○瓦濱 中庄村の湖邊をいふ、古蹟にあらす。中世瓦造住居せし故の名なり。先君世々退隱せさせ給ふの地なり。

(宮の畑田)

○田中山王社 瓦濱にあり。土俗田畑の宮といふ者は、此社の事也。土俗の説に、愛護若の家士大道寺田畑介が靈なり。此處古栗飯をまいらせたる故跡によつて、今に毎年日吉の社の祭禮に、栗飯を此地より獻る。栗津の名も、膳所の名も、是より起れりといへり。

臣按するに、此説虛妄也。日吉の栗飯を獻るより栗津の名は有。日吉神愛護若にあらざるの辯は、日吉の條下と併せて明に辯す。當社を田畑介なりといふ事、けしからぬ僞なり。或説に、松本平野社の界内にある恒世の神と、同體也と云も非なり。神體は、大比叡の神日吉の社と同體也。此社其むかし、今の中庄村龜屋といふもの、界内にあり。何れの代の勸請といふ事を知らず今其舊地竹敷小々あり。その後慶長年中、彼龜屋が先祖、堀池の某神社の我家の界内にあつて、神威のおとろへん事を恐れて、今の地に移し奉る。此時今の社の邊悉田畑にし

て、今の如き土屋敷にはあらす。故に自其名を呼て、田中の山王と號し、又は田畑の山王ともいへり。いつの程にか、省略して田畑の宮とのみいへり。抑此社を、彼堀池氏が家に勸請のおこりは、粟の飯を日吉神社に備るより、敬て我家にも彼神社を勸請せし成べし。堀池氏、古代よりこれ有。佐々木太郎左衛門尉定綱が家臣に、堀池八郎定員と云勇士あり。亦粟飯を一膳づつ、彼龜屋に送るも、むかしの龜屋が界内に、田中山王の社のありし時の遺例なるべし。毎年四月日吉祭禮の日、此地の土人、商買往來の荷物の十分一を取て、日吉祭供の栗飯の料とす。栗津四ヶ村、別保、かはるくつとむ。其前日山門執行代より書狀到來、返狀を遣す。後にしるす。

如例年御供船嚴重可被出候、可神忠者也。

月 日

執行代

栗津御供本

御供船出唐崎濱着岸仕候、御神

幸所仰候也

月 日

栗津御供本

執行代

粟飯の膳は四十九膳なり。當日船に載て、唐崎濱の湖上に於て、幣を神輿の御船に渡し、次に粟飯を獻す。此船を御供船と云、湖上樂を奏す。多は平調の樂也。此船に、假面をかぶり猿の形を作す。土人云、慈惠大師、七猿の和歌によると。笑べし。日吉社、猿を使者となし給ふ事は子細有。然れども、使者・神木は神祇道の崇祕なれば書せず。また弓箭矛鎗を飾る船を、警固船と云。又石を積船あり。是をごろた船と云。皆不慮に備ふと云。

○陽焔水 田中山王の傍、加來氏が家の界内にあり。その由來をしらず。古老の曰、田中山王社の陰、水にうつろふ故の名なりといふ。然れども不正の説也。たゞふと陽焔のおこりしを見て、名付しなるべし。陽焔の字は、涅槃經・華嚴經にも出たり。【六帖】に、

夏の月光をましてては、流る、水にかけろふそ立

此歌の意かなへるにや。詩歌にかけらふをいふこと、一様ならず。或は遊系野馬ともかけり。【莊子】に、野馬は塵埃なりといひて、天地の氣のごとくなるもの也。或は陽炎とも云。是も日の光に烟のやうに見ゆるを云也。能因が【歌枕】には、春の空に飛小虫をいへり。軒端に遊と云蜻蛉とは是歟。然れば此かけろふの水は、陽焔の字なる

べし。猿樂者流の田村といへる謠に、栗津の森やかけろふの、石山寺といひかけしをき、誤て、栗津の森にある水なれば、かけろふの水といふ也といへり。俗間、かゝる謠曲を證として、わけもなき古蹟の云傳多し。にくむべし。此の謠の意は、かけろふ石とて、山城國宇治大輪田の邊にあり。是紫式部の住居せし處なれば、かけろふの石山寺といひかけ、石山寺は紫式部に縁あれば、かくいへるなるべし。石川丈山翁の謠の抄にも、かけろふの石山と云は、石といふ枕詞なりとあり。蜻蛉の石の事は山州名

○若井 陽焔の水の傍にあり。名ある水に有ざれども、清き水なり。好事のものは、別保若宮八幡宮の井水なり。故に若井と云といへども、妄談也。此井ある屋敷地を、亦若井屋鋪といふ。

○妙福寺 中庄にあり。法華宗。大津本長寺の末寺なり。慶長年中、蓮常院日榮が開基する處なり。

○法性寺 妙福寺の傍にあり。法華宗。

○茶白山 此山名所にあらす。其形茶臼に似たる故に云。又他國にも此名多し。先君眞英公遺言あつて、一堆の塚を築き、一株の梅を植さしめ玉ふ。毎春遺愛の梅花、香殊にさかんなり。竊に按するに上古の院墓なるべし。陵墓の形かくの如し。攝津國茶臼山は仁徳の御墓也

○別所谷 是中庄の谷なり。按するに、往古國分寺盛な

る時、此邊彼寺の別所なるべし。今三井寺にも五別所とあり。其ごとくに、國分寺の別所なるべし。寺號もあるべけれども、ことごとくとなへ失ひて、それとだにしろものなし。今中庄村田畑の字に、寺の町・茶屋の前・志島・板橋・樓前・西大堂など云あり。谷にも、中毘沙谷など云處あり。皆是國分寺別所の寺地なるべし。長福寺といへる寺號、古き寺號にて、此邊に有しとの事なれば、長福寺といひにし寺地なる事もしらず。膳所村の田畑の字にも、か様の名多し。今の清徳院の達磨の像も、此別所山の佛なるべし。別保村新樂寺の樂師如來も、この別所の佛といへり。別所村の田の字にも、塔の前・二王門前・寺町など云地有。旁此邊國分寺の別所にして、往古寺地なりしこと疑なし。

○墨黒谷 是古來、今井兼平が舊蹟有し地也。墨黒谷を、今はとなへ失ひて、くらひ谷とのみ云習せり。萬に、末々になりては、名もかはり、地勢も昔とかはりはて、それとだになき事のみなり。粟津野のすぐろのす、きは、古歌に讀はれば、此邊に多く薄有しにや、今はなし。すぐろの薄の事は、詳に土産門に出せり。

○毘沙谷 是も古は國分寺の界内にして、毘沙門堂ありし地なり。【盛衰記】を按ずるに、座主流罪の條下に、配所

(谷ひらく)

へ赴き給ふとき、粟津の國分寺の、毘沙門堂に立入ましませしと載たり。此處成べし。同書に、今井四郎兼平、五百餘騎にて、國分寺の毘沙門堂に陣をとりたりけるが、出合防ぎ戦ひける方等三郎義弘も、こゝに討れぬと云。

近江國輿地志略卷之三十四 終

近江國輿地志略卷之三十五

臣寒川辰清編輯

志賀郡第三十

◎別保村 今別保村も、膳所城下の町となる所多し。是粟津庄は、西庄・木の下・膳所・中庄・別保五ヶ村なりといひ、或は此五ヶ村に馬場・松本を加へて七村といひ、或は馬場・松本を除、鳥居川村・北大路村を加へて粟津七村といへり。事は、詳に粟津の條下に記す。此地を別保なりといへる證據は、足利尊氏の寄文に、當保とあるを以てしるべし。尊氏の寄文、三井寺に有。則曰、

寄進新羅社近江國粟津別保地頭職事、右當社昔在去外國蠻夷之域、遷本朝君子之州以來、明德光于千古、冥祐被于萬邦、就中曩祖豫州太守、專抽歸心、厚蒙靈睭、因溫往蹤彌增渴仰、仍奉寄當保、下略、曆應五年四月二十二日、征夷大將軍正二位行權大納言源朝臣尊氏判義詮寄文曰、寄附新羅社近江國粟津別保庄事、右任曆

(村七の津粟)

應五年四月二十二日御寄附狀等當知行云、此上早領掌不可相違之狀如件、康安二年二月三十日、從一位源朝臣判

是等をもつて見るときは、旁粟津の庄の別保なる事明けし。一國の中に、庄園・郷保とてあり。【神皇正統記】に曰、白河・鳥羽の御時より、新立の地いよく多なりて、國司のしる所百が一になり。又のちさまには、國司任におもむくことさへなくて、其人にもあらぬ目代をさして、國をおさめしかば、いかで亂國とならざらんや。況、文治の始、國に守護職を補し、庄園・郷保に地頭を置れしよりこのかたは、更に古のすがたといふとなしと云。猶、保の事は、詳に初卷にする。別保若宮八幡の緣起には、別浦に作り、天武天皇の詔にて、此浦上下八町、殺生禁斷す。爾來漁人は是を恐て、名づけて別浦といふと云。然れども、粟津別保の説是なり。その上、禁殺放生會、白鳳五年八月十五日と、若宮の緣起にあれども、【神社啓蒙】を按ずるに、豊前國宇佐八幡の放生會は、養老四年に起て、諸國の放生會も此時より始めりとあり。然れば緣起のおもむき、別浦といふの説いぶかし。

○若宮八幡社 別保にあり。祭所三座、中仁德天皇、左は應神天皇、右は武内宿禰。緣起曰、人皇四十代天武天皇白

鳳四年乙亥、宇佐八幡託曰、近江國於湖邊吾子大鶴鶴也、仁德天皇可崇敬、帝不日幸湖邊、于時立紫雲、金色鳩飛來居喬木、是則今粟津森八幡宮是也、帝益有信志、始詔此浦上下八町禁殺生之事、爾來漁人恐之名曰別浦、明年八月十五日行放生會焉、人皇四十五代聖武天皇天平十三年辛巳、依當社託宣、於國分寺講仁王經、當年依有勅願三社造營焉、祭禮每年九月九日、けにも、そのいにしへは大社なりしにや、今は其かたのみ残り、然れども、膳所城下町の中に、西庄八大龍王の社と、當社とのみ、地界もひろく大社と見へたり。

○天照大神宮 本殿の右にあり。則伊勢二所大神宮を勸請し奉る處なり。

○白山權現社 本社の右、大神宮の左にあり。

○新羅大神社 本社の西南にあり。門・鳥居・社、俱に南向、三井の新羅の神を勸請する處なり。尊氏・義詮殊に新羅の神を尊崇する事、大に甚しく、粟津別保の地頭職を寄附せし事あれば、そのころより勸請せし處なるべし。尊氏・義詮の寄文二通、ともに三井寺にあり。さて此神のことは、詳に園城寺界内の、新羅社の條下にしるす。

○吉良八幡社 本社の左にあり。

○新樂寺 本尊藥師如來緣起に曰、國分寺の別所藥師如來は、昔時人皇七十六代近衛院の仁平三年の夏、怪鳥鳳闕を窺ひ、帝御惱ありけると、源賴政勅を蒙りて怪鳥を射亡し、帝御惱止ぬその時攝政忠通公奏して曰、君王今德高しといへども、前業の所感はかりがたし。妖災使あるの御惱にやと、藥師經を讀誦す。是によつて藥師如來の尊像を、内裏にうつし奉る。則御守本尊是なり。年月を積て此尊像を、基實公忠通公の男專ら信心うやまひ給ふ。其後人皇七十七代、後白河院保元二年帝御惱あり。醫療つくせども驗なし。群臣なげき佛神に祈願す。或夜帝の御夢に、老翁菊の花一枝持來りて曰、御惱良久し。此事吾になげく人あり。是によつて來るとて、菊の露を御口にそ、ぎ給ふと思召ば、御夢さめて、御惱忽に平癒まします。帝則御夢のようを臣下に語給ふ。其時基實、夢内して奏聞あるは、此曉の夢に翁來りて曰、汝忠貞の信、又は我を敬するの至りを感じ、菊の露を帝にさ、けて御惱平癒なし奉るとの玉ひ、夢さめぬ。不思議におもひ、御本尊を拜するに、御厨子の扉ひらけて、御身汗に見へさせ給ふ。今玉顔を拜し奉るに、天氣既に御快わたらせ玉ふ。基實夢の通り、委しく奏聞ありければ、聞しめし、朕が見る處の夢、奏するに違はず。然らば夢中の翁は、尊像にうたがひなし。

誠に此度の御惱平癒し、殊に先帝の御守本尊なれば、彼是以ておろそかに成りがたし。境地よからん處に堂宇建立有べしと、尋求め玉ふ折ふし、石山へ行幸あり、國分寺よき境地なりとて、此つゞける山と叡慮あつて、國分寺別所として伽藍を建立し、御本尊をうつされ、且常住の獻物として、良田貳町餘寄附し給ふ。是より勸願所になれり。然といへども、元暦元年、木曾義仲逆心の時、伽藍・僧坊、傳來の寶物、悉焼失す。此時より本尊を、同郡別保八幡宮の森の中、纒なる草堂にうつし奉る。別所山此西にあたり、今に至るまで、堂宇の遺跡所々に存在せり。寶永三年、此所に遷座なし奉り、新樂寺と改號するもの也と云。緣起は、最近世述る所なれば、うたがひなきにあらす。然れども、此藥師、古國分寺別所の藥師なることは明はし。其後別保八幡宮の界内に安置せしを、今此地に遷す事は、緣起の通なるべし。

○兼平寺 別保にあり。或は今井寺ともいふ。淨土宗、緣心寺の末寺なり。開基寶譽、寛文七丁未年、淨有公草創なり。淨有公勇士の跡をしたひ、當寺を建立して、兼平が神儀を安じ、又一墳を築く。絶たるを起し、士卒に勇名をはけまし玉ふものなり。兼平墳は、是より六・七町南、東粟津松原の傍にあり。今松原を、事八町繩手といふ。

○西念寺 別保にあり。西念上人の開基、大津華階寺の末寺なり。相傳、西念上人此地に菴を營、其後大津華階寺を開基すといふ。今は却て華階寺の末寺となれり。

○今井駿河守墓 西念寺界内にあり。石面なめらかに苔生ひ、文字も消て見へず。相傳、今井氏別保の領主なりといへども、分明ならず。

○今井四郎兼平墓 粟津松原、八町繩手の西二町ばかり田の畔にあり。墓石に書して曰、兼平之忠諫剛勇突出古今、愚婦童味道唱巷説、膳所城主本多下總守俊次公也、索古地立石誌、有志者豈不感歎哉、見義輕死亦勸善之謂乎。經曰、乃至童子戲聚沙爲佛塔、是爲菩提善緣、況造立圓滿法身佛乎、寛文元年辛丑十月二十一日、大圓院開山賜紫沙門萬源書云、今其文字とも見へず。故老相傳、始は中庄すぐろ谷にわづかの塚あり。淨有公墓石を建玉ひ、然して後寛文七年丁未、僉儀あつて今の地にうつす。今井四郎兼平、姓は中原、信濃國の人、木曾仲三兼遠が子なり。母は義仲が乳女なり。義仲兵を信州に起してより以來、兼平一として預りしらすといふ事なし。義仲勅命を背に及て、屢戰て屢破る。兼平、國分寺の毘沙門堂に陣取て防戦せしが、義仲の存亡をうたがひ、勢多を棄て洛に歸らんとし、義仲に粟津にあふて且喜且泣、亦散兵を聚て戰

(寺并今)

ふてまた敗る。兼平是におゐて、義仲をすゝめて自殺せしむ。義仲一松林に往て自殺せんとす。兼平防戦の術盡て自殺す。壽永二年正月廿一日なり。【伊水温故】を按ずるに、阿拜郡長田莊法華村に、兼平屋鋪及び兼平が古墳あり。兼平江州粟津の軍を遁れ、此地にかくれすむと云。百田川邊畑中に、一本の松あり。兼平松と號す。是も兼平落來て此邊にありし故の名なりといふ。思ふに兼平、始木曾が暴逆を諫むること數々、一も用ひられず、やむことを得ずしてしたがふ。皆人臣の常なり。兼平が人となりを考るに、危難の時に望んでにけかくるべきものにあらず。生は難し、死は易し。殊に清水冠者鎌倉にあつてやうすしれず、一度のがれ、頼朝に近づいて讎を復せんと思へるもしるべからず。伊賀は平家の舊領にして、猶頼朝一統の後にも亂をおこし、平氏に心をよするものありしかば、頼朝に敵するには、よきかくれ處と、此處にかくれしにや、詳ならず哉。

過兼平墓詩

軍門命賤獨抽忠、時運空衰失戰功、日墓孤墳春寂寞、年々荒草偃英雄。

垂加詩

朝主夕讐不可忍、不行不犯未爲盡、見危授命有兼平、遺

恨失於黨逆恣

○天滿天神宮 別保にあり。祭所の神菅相丞の靈なり。其勸請の年紀詳ならず。則此地に清泉あり。泉水寺の觀音出現の地なり。

○大將軍 別保にあり。此處にかぎらず、村々の山中處々にあり。社もなく敷地あつても、界内の樹木をいとはす。佛經によるときは、首楞嚴經、上天大將軍注曰、即天帝所管將也、分任三十三天各領鬼神、鎮護四方云、是歟。臣按するに、【新撰陰陽書】大將軍・大白精天上客、太一・紫微宮方伯神、不居四孟四仲、行四方三歲正一移、百年不可犯と云。それ大白は西方の星金の星なり。地に降りて、三歳の間方伯の神となる。十有二年四方を運り、終りて復始る。金は禁なり。裁斷を主る。ゆるにこれを犯すものは必らず殃を受る。東方にあつては卯のかたをこれを忌べし。寅・申・巳・辰四神相兼て是を忌べしと云。是等を以て見るときは、陰陽書の説を用るかた是なるべし。

○幻住菴 別保にあり。此菴初國分寺にあり。中比、中庄牛頭天王社の界内にうつし、亦其後今の地にうつす。今は土民の栖となれり。菅沼定常俳諧を好み、芭蕉の門人たり。芭蕉を招て此庵に居しめ、行脚憩息の處とするなり。芭蕉幻住庵の記に曰、石山の奥、岩間の後に山あり。

國分山といふ。そのかみ國分寺の名を傳ふなるべし。麓より細き流を渡りて、翠微に登ること三曲、貳百歩にして八幡宮た、せ給ふ。神體は彌陀の尊像とかや。唯一の家には甚忌なる事を、兩郡光を和らけ、利益の慶を同うし玉ふこと、また貴し。日比は人の詣ざりければ、いと神さび、物しづかなる傍に、住捨し草の戸あり。よもぎ・根笹軒をかこみ、やねもり壁落て、狐狸ふしどを得たり。幻住菴といふあるじの僧何がしは、勇士菅沼水子の伯父になん侍りしを、今は八年ばかりむかしに成て、幻住老人の名をのみ残せり。予又市中を去る事十年許にして、五十年や、ちかき身は、叢蟲のみのを失ひ、蝸牛家を離れて、奥羽象潟の暑き日に面をこがし、高きなごあゆみくるしき北海の荒磯に、きびすを破りて、今歲湖水の波に、漂鳩の浮巢の流れとままるべき、菅の一本の陰たのもしく軒端茨あらため、垣ね結添などして、卯月の初、いとかりそめに入し山の、やがて出しとさへおもひそみぬ。さすがにはるの名ごりも遠からず、つゝ、じ咲残り、山藤松にかかりて、時鳥しばく、過る程、宿かし鳥の使さへ有を、木つゝ、きのつゝ、くともいとはしなど、そらに興じて、魂、吳楚東南にはしり、身は瀟湘洞庭に立、山は未申にそばたち、人家よきほどに隔り。南薰峯よりおろし、北風

海を浸して涼し。日枝の山比良の高根より、辛崎の松は霞こめて、城あり、橋あり、釣たる、あり、笠取にかよふ木樵の聲、麓の小田に早苗とる歌、螢とびかふ夕闇のそらに、水鶏の扣く音、美景物としてたらずといふことなり。下略

○粟津古戰場 木曾義仲と、源範頼・義經と戦ひ、義仲敗して死す事は、【盛衰記】に詳なり。

○粟津野 粟津の里・粟津の森・粟津の松原、皆古歌に詠ぜり。畢竟膳所城下近邊、馬場・松本、今の八町繩手の邊までを、粟津野ともいふなるべし。先粟津野を詠ずる歌には、

【拾玉集】

慈 鎮

粟津野の尾花は風に散やられて、^{こぼ}鵝照露は螢なりけり

【後拾遺集】

粟津野のすくろの薄つのかめは、冬立なつむ駒そいさめる

【新六帖】

衣笠内大臣

とやかへるつみを手にすへ粟津の、鶉からんと此日くらしつ

【夫木集】

元 輔

粟津野の澤邊の沼に蛙なく、はるの流や深くなるらん

【新續古今集】

顯 輔

粟津野の葛の末葉のかへるまで、有やはつへき露の命は

【後撰集】

此外多し。また粟津の森を讀しは、よみ人しらす

關越て粟津の森のあはつとも、清水に見へし影をわするな

【夫木集】

能 宣

古郷の粟津の原のさくら花、昔のはるとかくやにほひし

【新拾遺集】

逢坂の鳥の音遠くなりけり、朝霧はつる粟津の原

此餘尙多し。さて里を讀る歌は、

【夫木集】

爲 家

夜のうちの夕告鳥に關越て、明て粟津の里に來にけり

鳥居川村 膳所惣門勢多口より、八町繩手を過て此村あり

(川居鳥)

り。八町繩手といへども、鳥居川の入口まで十二町ある松原なり。土俗或は、往古別保若宮八幡の鳥居ありし地なりと云、或云北大路村御靈の神社鳥居ありし故なりといふ。今按ずるに、北大路御靈神社の鳥居ありし故なりと云説是なるべし。鳥居川村民家の傍に、幅六尺ばかりの小川あり。是を鳥居川といふ。源、北大路の方より流出、北大路村田畑の字に、鳥居川原といふ處あり。是等を以てしるべし。此民家に蜆を賣て賣、名産なり。

○久保宮 鳥居川村田圃の字にあり。往古神社ありし地なるべし。何れの神と云ことをしらす。

○御靈大明神社 鳥居川村にあり。北大路御靈の神を勧請する處なりと云。慶長元年の比勸請といへども詳ならず。

○長徳寺 鳥居川村にあり。一向宗。佛光寺の末派、文明十七年開基也。

○勢多古戰場 勢多は栗太郡に屬すといへども、戰場は橋の西なるを以てこゝにする。天武天皇と大友皇子と、川を隔て戦ひ玉ふ。大友戦ひ敗て自縊死す。又藤原惠美押勝、孝謙天皇に譴責せられ亂をなす。官兵橋を燒て防ぐ。その後安徳天皇の壽永二年七月十六日、新中納言知盛と木曾義仲と戦ひ、平家敗す。源範賴則賴朝の命を蒙

り、入浴して義仲を討たんとす。義仲、兼平をして防しむ。兼平敗す。後鳥羽院承久年中、北條時房兵を率して上洛せんとす。官軍、山田次郎重忠等、軍をこゝに張て一日もへざるに官軍敗績し、賊兵勝にのる。建武の變、足利尊氏關東より來り、帝闕を犯さんとす。名和長年こゝに陣して防ぐ。賊軍競ひ至る。長年が兵散じて歸京す。是等みな、天下の興廢にかゝれるの大事、武たるもの、しらすんばあるべからざるの義なり。

北大路村 是鳥居川村の西南にある村なり。往古國分寺の門前の、北の大路なるが故の名なり。

○御靈大明神社 北大路村にあり。其鎮座年記詳ならず。祭神も尙詳ならず。或は云、大友皇子を勸請する處なりと。此邊大友皇子死去の地に近ければ、爰に祭れるものしるべからず。往古は大社にて、國分・北大路・寺内・寺邊・惡太五所の鎮守なれば、五領明神と云など、云説あれど、あたらず。今北大路村田圃の字に、神樂田・御供田・御幸林・御領田など云地あり。是皆古大社たるの證なり。兵災に社地も衰微して、今のごとき小社とはなれり。志賀郡に、八座の神社有事、【延喜式】の神名帳に載られたり。今三社のある處をしらす。倭神社・石座神社・小椋神社なり。當社も往古大社と相傳れば、若此神社の中なる

にや。後考を待而已。

○八幡社 本社の傍にあり。

○正光寺田 北大路村田圃の字なり。古は、國分寺界内の其一院なるにや。此外田圃の字に、堂の屋敷・忌日田・堂の後・念佛田・辨慶など云處あり。

○西方寺 北大路村にあり。一向宗。西本願寺の末派なり。寺内に藥師佛の像あり。行基の作と云。

(ほくこ)

○國分寺 北大路の南にあり。古國分寺のありし地故、かくは呼り。今土俗のこくほと云は誤也。こくぶなり。然れども、はひふへほ五音の相通なれば、害もあるまじ。

○國分寺遺址 今田圃の中に、昔の寶塔のありし所とて、大ひなる礎存在せり。【樵談治要】曰、天平十三年、每國國分寺建立云、【日本後紀】及【日本紀略】曰、弘仁十一年十一月庚申、近江國言、國分僧寺延曆四年火災燒盡、伏望以定額國昌寺就爲國分金光明寺、但勅本願釋迦丈六更應奉造、又應修理七重塔一基云、許之云、【日本紀略】曰、割近江國分寺供料、永宛延曆寺僧二十四口之供養云、延喜式廿六曰、近江國正稅公廩各四十萬束、國分寺料六萬束云、【類聚國史】第百九十九殊俗部曰、桓武天皇延曆十八年七月、有一人乘小船漂着參河國、以布覆背有犢鼻、不著袴左肩著紺布、形似袈裟、年可廿、身長五尺五分、耳長三寸

餘、言語不通、不知何國人、大唐人等見之、僉云、崑崙人、後頗習中華語、自謂天竺人、常彈一絃琴、歌舞哀楚、閱其資物、有如實者、謂之綿種、依其願、令住川原寺、即賣隨身者、立屋西鄰外路邊、令窮人休息焉、後遷住近江國々分寺云、【江家次第】伊勢勅使進發條下曰、近江國椀承到勢多驛、國分寺前勢多橋不下馬云、今按するに、勢多の橋も、今の架せる處よりは、餘程下の方と見へたり。【續日本紀】曰、天下國分寺本太后皇太后之所勸也云、【盛衰記】座主流罪條下曰、粟津の國分寺の毘沙門堂に立入玉へり。同書に曰、今井四郎兼平、五百餘騎にて、國分寺の毘沙門堂に陣を取たりけるが、出合防戦ひけり。方等三郎先生義弘もこゝにうたれぬと云、今存する處の礎を、あるひは塔の礎ともいひ、或は門の礎ともいへり。石と石との間八間許あり。其外田圃の字に、塔田・堂前・經田・石佛堂の街道・風呂の街道・堂屋敷・階藥師田・釜谷・墓尾などいふ地あり。是皆國分寺の遺址也。天平十三年、每國國分寺を建て、其後國分尼寺を建給ふといふ説あれど、【皇代記】天平九年丁丑、每國造釋迦像立國分寺とあれば、後ともいひがたし。當國の國分尼寺、何れの地といふことをしらず。若や大津追分の兩國寺にや。行基の開基とは侍れど、たしかなる據なければ、それともいひがたし。猶兩國寺の

(幡八の尾津近)

條下にしるす。攝津國天王寺の異に、國分寺といふ寺あり。是攝津國の國分寺なるべし。また同國の天満より良に、國分寺村といふ地あり。是等國分寺と國分尼寺とにや。天王寺より異の國分寺は、本尊十一面觀音なり。丹後の國にも國分寺あり。本尊は行基作の藥師佛なり。阿波國名東郡國分寺の本尊も藥師なり。土佐國國分寺の本尊は、行基作の千手觀音なり。伊豫國越智郡の國分寺は、行基作の藥師の座像を本尊とす。讃岐國阿野郡國分寺の本尊は、千手觀音なり。是等を以て見れば、國々國分寺の本尊、皆々別なりと見へたり。但、後世に及て此のごとくなりしにや。此國分寺の本尊も、何佛といふことしれず。元祿十五年八月七日、國分寺の土民清右衛門といふ者、地をうがつて、藥師佛の像長一寸八分なるを得たり。今に彼家に安置す。これらも往古國分寺の遺址なるべし。

○泉福寺 國分村にあり。一向宗、西本願寺の末派なり。

○八幡社 國分村にあり。近津尾の八幡と號す。祭禮三月三日。相傳、往古國分寺の鎮守なりといふ。木曾義仲の靈を祭ると云説は偽説なり。

○洞權現社 國分村にあり。祭神詳ならず。土俗、あるひは巴の宮と云て、木曾義仲の妾巴が靈を祭る處なりといふ。

ふ。偽なるべし。

按するに、巴女は仲三權頭兼遠が女なり。木曾の軍に隨ひ、粟津の戦ひに、遠江國の住人内田三郎家吉と組て、家吉が首を捕。其餘戦功多し。その後、木曾の命を受けて信濃へ下る。上の山に忍び、粟津の軍終て、物具裝束脱すて、小袖裝束して信濃へ下る。世靜て鎌倉へ召れ、森五郎に預らる。和田小太郎義盛、しるて願て妻とし、男子を設て。和田合戦出來て後、越中にこゝろ、石黒が許に出家し、巴の尼とて九十一にて臨終したりともいひ、或は赤瀬の地頭の許にて仕るともいへり。しかれば何にも、巴が靈を此地に祭べき子細なし。虚偽の説なること明けし。

○國分越 國分村より、尺卷山にかゝり、上の醍醐へ出るの路なり。

近江國輿地志略卷之三十六

臣寒川辰清編輯

志賀郡第三十一

(庄山石)

○寺邊莊 寺内・寺邊・平津・千町・南郷・内畑村等を寺邊莊といふ。或は石山庄ともいふ。古昔、この邊悉く石山寺の所領地なれば、石山庄ともまた寺邊莊ともいふなるべし。村老又曰、往昔は、此邊洞の庄と號せしと。此説信用しがたし。

(瀬が鰐)

○鼈橋 どうかめばしと訓す。石橋なり。鳥居川村を出て、地藏堂へ行中間にあり。相傳、此はし石の裏に、地藏の像彫刻してありといふ。さだめて地藏の像彫刻してある處の石を、橋に架したるなるべし。亦、道かへて人わたす哉といふこと侍れば、殊勝なり。近世印行の【國名風土記】に云、古昔、鰐、海をさけて湖に來り、湖魚と争ふ。まけて勢多の河流に傍て一の石となる。是を鰐が瀬といふ。或云、身投石の邊、鼈橋のこと也と云。此説信用すべし。

近江國輿地志略卷之三十五 終

(瀬の見心)

き事にあらず。偽説なり。田鼠の化して鵝となり、蚯蚓の化してむかでとなりかはる類、天地造物の理にして、夫を戀慕女の望夫石となれるは、心得がたきことなり。鰐の石となれるといふも、望夫石と同日の談なり。【國名風土記】全偽たゞしからざる書なり。採用に足ざれども、似たる事あり。【今昔物語】近江國志賀郡古市郷の東南に、心見の瀬といふあり。郷の南の邊に勢多河あり。其河の瀬に、大流の鰐上りて江の鯉とた、かふに、鰐まけて、山背國に石となつて居たり。鯉は勝て後、江に上て竹生島をめぐりて今にありといふ。亦土俗の説に、此橋を夢の浮橋と云ものあり。大に非也。夢の浮橋の説は末に記す。

○地藏堂 ぶがめ橋の南にある小草堂也。石佛の地藏を安置す。年記未詳。

○彌勒堂跡 地藏堂と阿彌勒堂の中間にあり。元祿年中まで此堂存在せり。彌勒の石像一體を安置す。如何なる故にや、修覆することもなく、堂も倒れつきて、其跡だにせる人なし。彌勒の像は、寺邊村の墓所に安置す。

○阿彌勒堂 相傳、應正三年三月十二日、漁人舉網、この像を得たり。然れども、入いまだ佛體なる事をしらす。是を礪となして、斧をとぐにおよびて聲あり。阿彌哉と

(谷屋小)

いふ。土民おどろきてよく見れば、藥師佛を彫刻するものなり。因一字を創して安置す。人みな阿彌の藥師といふ。阿彌の二字【漢書】東方朔が傳に見へたり。荒唐に作るものは非なり。當堂に龍女の髪といふものあり。什物とす。寺僧謂、寛永年中、藥師の像を開帳せし時に霖雨やまず、洪水路を遮。或夜更深、戸を敲者あり。寺僧出て見れば、其とし二八許の婦人、容色太甚美なるが、手に頭髮をたづさへて曰、此髮を佛前に納たまはれといへり。其髮長して地にたれり。寺僧諾していへらく、おさむべし、さるにてもいづくの婦人なるや、かゝる雨の夜殊に更深く來れる事いぶかしく。婦人急に趨てすぐ。僧あやしむで逐、女湖中に入てまた見へず。こゝにおいて龍女なる事を知て、深く佛前におさむといふ。寺僧のかたるまゝにするす。

○螢谷 阿彌勒堂の前を過て、石山にかゝる處の道の右にある谷是なり。是を小屋谷といふものあれど非なり。仲夏螢多此谷より群出。ゆへにほたる谷の名あり。此谷山間にして草はるしけり、湖邊の濕氣によつて出る處なり。【月令】に、腐草化して爲螢と侍るは、ことわりなり。元祿年中此までは、おびたしく此谷より出て、あるひは鞠のごとくにかたまりて、幾つと云數をしらす。

あつまつては散じ、散じては聚、湖上の波にひたつて、龍田川の紅葉、嶺の錦のこゝち侍しに、近きころは、螢谷にも少しはあれども、おびたゞしからず。是より下の黒津大日山邊太甚多く、次第に下て、宇治川に行て飛かふとかや。故にこゝのおほりを、宇治川のさかりとす。まことに湖上の螢は、他産よりも太甚おほひなり。一番・二番といふあつて、逐日出、一番より二ばんに小し。

○夢浮橋 身なけ石の傍の小きいし橋なり。

【新拾遺集】に、

東三條院石山にまふでおはしましけるに、秋のつくる日、人々うきはしといふ處にまかりて、かへりかてにして歌よみ侍りけるに、

行 成

君か代に千たひあふへき秋なれと、けふの暮をは惜かねつも

夫、夢の浮橋といふは、元【源氏物語】の卷の名にして、幻化無常の儀をいへり。こゝにのみ限らず、京師泉涌寺の大路のはしをも、ゆめのうきはしといへり。【源氏物語】卷の名、眞實の義、夢の一字の外に別の意なし。浮橋は夢に引れて出來たる詞なり。されば本歌の、「世の中はゆめのわたりのうきはしか、うち渡つ、物をこそおもへ」と

いへるも、浮橋に別の義なし。定家卿の「はるの夜の夢の浮橋とたへして」の歌の心も、おなじ意なり。紫式部、いしやま寺にて【源氏物語】を書しより、此はしをも、其物がたりの卷の名をとつて名づけしなるべし。寓言なれども、後世好事の者、その跡を設し處多し。京師五條に夕顔の古跡とてあり。攝津國須磨の浦に、光源氏の舊蹟おほく、この夢の浮橋も同日の談なり。

○身投石 路はたより七・八間ばかり湖水の中にあり。水へるときは石あらはる。土俗云、むかし何れの時にか大内の女官、此石上より身を投しより、此名ありといふ。或説にいはいはく、此石の上にあがる時は、湖底に入たきの意出來て、きわめて身を水に投す。故に身投石と云といへり。如何なるゆへに、かゝる虚妄の説をいひ出せるにや。はじめは、此石に上て釣をたるゝに便ありとて、この上より、かならず釣竿を投しより、投石とのみいひならはせしに、いつしか身の字を添、又わけもなき説を傳へり。古蹟に非れとも、人の多く言ふ所なるにより茲記す。

○山吹の崎 今其所在詳ならず。【蜻蛉日記】によつていさ、かこゝにするす。後考をまつのみ、【源氏】胡蝶に云、風吹は波の花さへ色みへてこや名にたてる山吹の崎

首書に曰、山吹崎は遠江國と云。【蜻蛉日記】に曰、石山にまいりてかへるとて、いかゞ崎・山ぶきの崎などいふ處を見やりて、あしの中よりこぎ行云。

【類聚名所集】に、

願 仲

いはねともくちなし色にしるき哉、こや音に咲山吹の崎

○石山 膳所より一里南にあり。奇石おほく餘山とは各別なり。石はことごとく瑤瑤なりなど、石山寺の縁起にはしるせども不然。青白の石多く峙、まことに奇觀なり。【草山集】曰、大凡石山也以石名也、石之奇也不可復名也、此山不以石顯而以圓通大士之靈應而高矣、山麓有湖、信奇觀也、非詩中有畫孰能寫之乎云。

○石山寺 則石山の上にあり。石光山石山寺と號す。清少納言【枕草紙】に、寺は石山とほめけるも、此ことなり。

【河海抄】に曰、石山寺は聖武天皇の御宇、金鷲仙人建立云。【元亨釋書】及縁起を按ずるに、聖武天皇南都東大寺を創す。十六丈の遮那銅像を鑄て、多金をあつめて箔とす。此時本願いまだ黄金あらず。帝、良辨法師に語曰、傳聞大和國金峰山は、其地みな黄金なり。師、金剛藏王に禱て、金を得て銅像の箔とせばむべならんと。こゝにおゐるて良辨、金峯山に入て持念するに、夢中に藏王告て曰、此

山の黄金、敢て自恣ならず。今汝に別方を示さん。近江國勢多に一山あり。如意觀自在靈應の地なり。汝かしこに至て持念せよ、かならず黄金を得べしと。辨、便勢多に赴く、ときに老翁石上に座して魚を釣、辨問て曰、何人ぞや。答曰、我は此山主比良明神なり、此地は觀音の靈區なりと、云おはつて見へず。辨其石に就て庵を縛し如意輪の像を安じ、持誦未幾して、奥州はじめて黄金を貢す。其後丈六の大悲の像を造る。先の像を其中におさむ。また金剛藏王及執金剛神を造りて左右に安置す。基址を夷ぐるに及て、地中五尺の寶鐸を得。蓋し靈地とす。

【新古今集】

長 能

都にも人やまつらん石山の、峰にのこれる秋の夜の月

【新勅撰集】

實 方

葉を滋み外山のかけやまかふらん、あすをもしろぬ鯛の聲

【新拾遺集】

孝 標 女

谷川の流れば雨ときこゆれと、外よりはるゝ、有明の月

此二首の歌の中に、いし山といふこと聞へ侍らねど、石山にての詠なる故こゝにするす。

【夫木集】

爲 家

あひかたき花の盛にみつる哉、けふ石山の春の月かけ

【蜻蛉日記】に曰、石山に参りてかへるとて、いかゞ崎・山吹の崎などいふ處を見やりて、昔の中よりこぎ行云。【榮花物語】鳥部野卷に曰、一條院の御母公銓子は、攝政藤原の兼家公の御女、圓融院の後なり。いかなる御願かありけん、いしやまの觀音を信ぜられ玉ひて、年々にまいらせ給ひけるが、長保三年の秋、觀音の御告やありけん、いかなる御事にか、此度や限ならんとのたまひつゝ、九月の比、心ほそく京を出させ給ひて、粟田口關山のほど、志賀の山越、心細きこゑ、よろづあはれに思しめされて、あまた度行あふ坂の關水に、今はかきりの影そかなしき

などのたまひて、石山につかせ玉ひつゝ、御堂にまいらせ玉ひても、年ごろまいりなれつる御前に、是ぞ限のたびぞかしとおほされて、いみじうかなしおほしめさる。例のやうに御いのり修法などにもあらで、滅罪生前のため、萬にあはれなる御いのりをせさせ玉へば、御寺の僧たちも、あるまじきことに、いかにおほへさせたまふかとあやしみ思へり。別當よりはじめてかすをつくし、法服ど

(神のぶすむ)

もくばらせ給ひて、まかてさせ玉ふとて、いみじくなかせ玉ふ。侍人々も、いとかなしう見たてまつる。菩薩も、さだめて青蓮の御まなじりを濕し給ふべし。
石川丈山詩
僧房門外繫扁舟、高踏翠嵐黃葉秋、一片山雲將雨去、千尋湖水繫屋流、飛樓疊磴眞仙館、奇石怪崖皆鬼幽、紫氏揮毫記源氏、琅函亦入艷書不
足利義視卿も、一七日此處に參籠ありしこと【續太平記】に見へたり。膳所中大手より、二王門まで三十五町あり。中大手より勢多口まで八町、勢多口より鳥居川石橋まで十四町、鳥居川石橋より石山二王門迄十三町あるなり。御朱印の寫後にしるす。

近江國滋賀郡寺邊村の内、五百七十九石餘之事、任慶長十八年七月廿九日・元和三年三月十七日・寛永十三年十一月九日・寛文五年七月十一日、先判之旨、石山寺全收納、永不可有相違者也、仍如件、
貞享二年六月十一日御朱印

○小社 是石山寺惣門の前より、右の方山中にあり。俗に云、二階茶屋の後なり。祭神いまだつまびらかならず。土俗はむすぶの神といふ。白紙を木に結びつけて、夫婦の縁をいのる。

臣按するに、【舊事紀】【古事記】【日本紀】【古語拾遺】
【倭姫世記】【鎮座傳記】【本記】【次第紀】【本緣寶基本
記】【神祇本源】【神名秘抄】【元々集】等にも、かつてか
ゝる神號なし。或曰、むすぶのかみは、むすびの神にて
高皇產美尊なりといふ。いぶかし。今按するに、【姓氏
錄】曰、葛木直高魂命、蓋高結即高魂也、鎮魂祭伯、結木
綿、取此義魂字訓牟須比云、高結神社とあれば、若此
神にや。土俗の紙を結びつくるは、結木綿の遺意にや。
夫婦の縁結と心得たるは、あやまりなるべし。若また
夫婦妹脊の守神といは、伊弉諾・伊弉册の二尊の御
事なるべし。此小社の前の茶店を、二階茶やといふ。後
は山、前は湖水、甚佳觀なり。螢出るの節は、都鄙の貴
賤、此地に來て遊觀す。

○惣門 二階茶屋の南にあり。北向なり。この惣門の
中より二王門の前まで、兩側に坊舎あり。西傍、西本坊・
中西坊、東傍、湖月坊・多聞坊・東池坊・梅本坊・岸本坊。
○二王門 惣門を入て一町ばかり、東向にあり。左に
ある像を密迹金剛といふ。右にあるを那羅延といふ。
是俗の所謂二王なり。ともに運慶が作なり。額有、石山
寺の三字を書す。佐理の筆蹟なりといふ。あるひは行
能の筆なりといふ。行能は、九條師輔公の後胤伊經の

子、能書なり。

○寶性院 二王門の中、北の方にあり。

○明王院 寶性院の西にあり。

○吉祥院 明王院の西にあり。

○自性院 仁王門の中、南の方にあり。

○密藏院 自性院の西にあり。

○持寶院 密藏院の西にあり。はじめ寶幢院と號す。
故あつて是を近世あらたむ。天文の比、倉の坊と號せ
しは是なり。西三條公條卿の、【石山月見の記】には
く、倉の坊とかやいへる、月のためにいかなる名とおほ
へし。孔子は勝母の里に車をかへし、漢の高祖は栢人
にやどりをからざるためしあれど、彼貫之が、田みの
、しまの名にはかくれぬとあれば、立入り見はべるに、
東に岡山あり。麓には湖水色、こきいねども見わたされ
て、額には皓月とあり。一休老師、江山一覽と題せし墨
跡もあり。江山の景氣、言の葉に及びがたし。後普光園
攝政の、月はやま風に時雨のとありし連歌の會席も、
この坊とぞ申侍りける。こゝに過たる處あらじ。四美
備たる所のさまにて、この處にてと定ける。大かた千
句などの會席、此の比の風として、わづらはしきとな
りしかど、是はこの四人の者、昔の商山の跡を尋、蕨な

どばかりにて、日をおくりぬべきを、金后の御沙汰と
して、殊ににぎはしくなりぬ。あるときは坊に御まか
なひ申などして、おもひしにはたがひて、十五日より
始、日ごと二三百韻づゝにて、五日に事をえぬ。執筆に
は理文・仍景いづれも心ざしの人なりしを、かたらひけ
り。さても夜をへての月、ちかきとしんゝにこゑたる
晴光、まことに薩埵の光明も、そひけるにこそと見へ
しと云。

○世尊院 持寶院の西にあり。【扶桑拾葉集】西三條公
條卿の【石山月見の記】に、こゝ、かしこ坊などたづね
けるに、世尊院とて、然るべき坊しる人ありて教ける
に、まかりて見めぐりしけるに、あたりにぎはしくよ
ろしき所なれど、海山みらるゝ處もあらず。其後百韻
あり。その發句は、

見るめなきなきさやいつこ月の秋

○圓乘院 二王門の西極にあり。

○比良明神影向石 二王門の西一町ばかりに有。苔生
たる石なり。是往古、比良明神影向あつて、彼良辨に、し
めし玉ふ時の石座なるべし。其ことは前にしるしぬれ
ば不贅。

○龍藏權現社 石壇の半にあり。

近江國輿地志略卷之三十六 終

○祖師堂 石壇の上にあり。詳に圖と考見るべし。此
堂中に、弘法大師の木像、左右に良辨僧正及内供淳祐
が木像を安置す。空海姓佐伯、讚岐國多度郡人、父田
公、母阿刀氏、夢梵僧入懷而有身、在胎十二月、寶龜五
年生焉、母思其夢小字曰貴物、年十二、外舅朝散大夫阿
刀大足教世典學文翰、十八上大學、雖讀儒書志在佛經、
偶逢沙門勸操、受虛空藏求聞持法、未薙染而事修練、甫
冠歲就操落髮受沙彌十戒、研究三論、初名教海、後自改
如空、延曆十有四年登東大寺壇受具足戒、又改空海、承
和二年海在金剛峯寺、三月二十一日結跏趺坐、作毗盧
印泊然入定、先七日共諸弟子念彌勒寶號、至此日瞑目
氣絕、蓋持定身待龍華、年六十二、門人爲七七忌云、延
喜二十有一年冬十月賜諡弘法大師、良辨姓百濟氏、近
江國志賀郡人、其母祈觀音像而得、二歲時母桑焉、置兒
於樹間、忽大鷲落捉兒而去、母悲望趁鷲而不歸家、初南
京義淵詣春日神祠、見鷲鳥于野、將小兒也、鷲見人而避、
淵收而歸、寶字四年爲僧正、寶龜四年閏十一月十六日
卒、内供淳祐の傳、末にしるす。

○寶篋印塔 祖師塔の前にあり。享保十二丁未年建
立、塔下に寶篋印陀羅尼をうづめり。

近江國輿地志略卷之三十七

臣寒川辰清編輯

志賀郡第三十二

○八重櫻 祖師堂の前、寶篋印塔の傍にあり。古昔、奈良のみやこの八重櫻をうつし植たりといふ。此花の盛は、一重さくらにおくる、事二十日ばかり、彼岸櫻よりおそき事十日ばかりなり。

【拾遺集】

讀人不知

石山の堂のまへに侍りける櫻に、書付ける。うしろめたいかて歸らん山櫻、あかぬ匂ひを風にまかせて

とあるは此櫻の事にや。山さくらとあれば外の事にや。今は八重さくらにもあらぬ、異木の櫻を植置り。萬に昔の事のみぞしたはしけり。

○普賢院淳祐墓 本堂の良、祖師堂の後、涼所の下にあり。土俗、惡源太義平の墓なりといふものは非なり。

この墓ある地、古昔、普賢院と號する寺地にして、則淳祐の寺なり。内供淳祐は、從五位下瀧男なり。少年のとき、面貌醜陋にして天性愚鈍なり。淳祐、性のにぶきことを歎て、終夜本尊に祈請を致すに、夢中に老僧二人來りて、左右の手を採て、面貌端正にして智慧發明なれかしと謂て、上下すること兩三度なり。夢さめて、其貌端嚴にして岳滂が美をつぎ、其性明敏にして顔閥が才に同じ。法驗世にかふむらしめ、碩徳いにしへに不恥。しかあれば、師範般若寺僧正觀賢、延喜の勅使にて、弘法大師の御廟にまいりて、大師の御髮をそり給ひける時、此内供も相伴ひて御衣にふれけるが、御香手にとまりて聖教にそみける餘香、なほ散せず。かの聖教今に當寺にあり。驗徳を人間にほどこし、歸依を天下にあまねくするのみにあらず。終焉の義、つるにしろ人なし。五更の天未曉に、三密行法の座を立て、獨後の山に入。門弟等跡をたづぬるに、山中に一の履を殘して行方をしらす。誠にこれ大權の所化、末代の珍事なり。をよそ尊師聖寶僧正兵部大丞 聖王の息座主のとき、當寺に止住して、殊に眞言の受學、さかりにして專小野一派の正嫡を傳へしより以來、觀賢僧正受つぎて補したまひぬ。當寺は鎮護國家の道場、淨行薰修の聖跡なる

べしと、起請文をしるされたり。其次の座主にて、内供も此寺の傍に一寺をかまへ、普賢院と號し止住す。いづれの年か、寺もすたれ亡て、今その墓のみ残り。○本堂 本尊如意輪觀音、長六寸、厩戸皇子の御持尊、今丈六佛の胸間に藏む。興正菩薩の作なりといふ。人みな丈六の佛像のみをしりて、胸間に本尊ある事をしらず。脇士は藏王權現と執金剛となり、各長八尺あり。毘沙門天一軀、本尊の傍にあり。相傳、古昔武衛源賴朝掃部頭親義といふ者をして、叛逆のものを追討せしむ。親義當寺に來りて、強敵敗亡の事をいひける。然後驅卒交兵ときに及んで、毘沙門天味方にあらはる。すでにして強敵悉潰。親義歡喜踊躍して一寺を創、毘沙門天の像を安置し。勝南院と號すと。其後寺廢亡によつて、此本堂に安置すと云。緣起曰、勝南院と號することは、勝を石山の南に得たるが故の名なり。親義は源賴朝が乳母の夫なりと云。

○不動明王像一軀 本尊の傍にあり。弘法大師の作なり。寺僧、臣に語て云、今の本堂は古の講堂なり。今ある處の堂塔、みな講堂附屬の分なり。往古は大伽藍にして、講堂・中堂、其餘の堂宇かぞふるにいとまならず。中堂ありし地を、いまに中堂谷といふなり。初三萬石の寺領あつて、井上越前守といふものは是を支配したり。きと相傳とかたれり。且亭子の法皇、甚尊崇あつて、度々臨幸ありし事、載て緣起にあり。此緣起、新調なりといへども五卷あり。印行してひさくるにはあらず。臣松中坊に乞て見之。當寺の古跡、舊起のおもむきをたづねとはんとほつし、吉祥院主に會せんことを求め、吉祥院に至る事度々なり。吉祥院、事を左右によせて臣に對面せず。或云、吉祥院は僧正なり。位高きが故しかならんと。臣が云、非なり。以貴下賤は禮なり。臣が方外の友に、大僧正尤多し。かゝる類にはあらず。しかれば、吉祥院主の、臣に不會はおごれるにはあらで、事をこのます。臣が問に口をつぐまん事をいとふてなるべし。嗚呼當寺の事を以て、つまびらかに人にしらしめば、當寺の幸にあらずや。何爲吉祥院、當寺の可を取らざるや。【淡海錄】といへる書に、天治の頃、藤原國吉といふもの、此本尊にいのりて男子を生せし事、洛陽の

瘧疾の愈し事などしるせり。亦『江源武鑑』等にも、種々の事をするせども、二書ともに偽書なれば、採用にたらず。今の本堂は、豊臣秀頼公の御母公、淀殿の再興なり。淀殿は淺井備前守長政が女なり。

○源氏間 本堂の傍、東に向て一曲の窓を開く。則紫式部『源氏物語』を書しところなり。故に此名ありといふ。眼下に湖水を見、はるかに詠れば、日枝山・比良の高峰より辛崎の松の霧こめて、釣たる、船あり。田上山に行かふ樵夫の吟もまのあたりに聞へ、絶景美觀なるが故に、八月十五夜、月明なるとき、式部須磨・明石の巻より書初て、六十帖とはなしぬ。今此處より見れば、湖水少し見へて、さらに絶景ともいひがたし。是見通す處の樹木繁茂すれば、眼を遮るがゆへなり。『河海抄』に曰、此物語の起、説々ありといへども、西宮左大臣安和二年、太宰の權帥に左遷せられ給ひしかば、藤式部おさなくよりなれたてまつりて、思ひなげく比、大齋院より、上東門院へ、めづらかなる草紙や侍るとたづね申させ玉ひけるに、『うつほ』『竹取』やうのもの語りは目なれたれば、あたらしく作出して奉るべきよし、式部に仰られければ、石山寺に通夜して、此事を祈

申けるに、折しも八月十五夜の月湖水にうつりて、心のすみわたるまゝに、物語の風情空にうかびけるを、わすれぬさきにとて、佛前にありける大般若の料紙を本尊に申うけて、先須磨・明石の兩巻を書初けり。是によりて、須磨の巻に、今宵は八月十五夜なりけりとおほし出てとは、はべるとかや。後に罪障懺悔の爲に、般若一部六百巻を、みづから書て奉納しける。今に彼寺にありと云。光源氏を左大臣になぞらへ、紫上を式部が身によそへて、周公且・白居易の古をかながへ、在納言・菅丞相のためしを引出て、書出しけるなるべし。其後次第に書加へて五十四帖になして奉りしを、權大納言行成卿に清書させられて、齋院へまるらせけるに、法成寺入道關白、奥書を加へられて云、この物語世にみな式部が作とおもへり。老比丘筆を加ふところなりと云。誠に君臣の交、仁義の道、好色の媒、菩提の縁に至るまで、是を載すといふ事なし。そのおもむき、莊子の寓言に同じき物か。詞の妖艶、更に比類なし。一部の内に、紫の上の事をすぐれて書出したる故に、藤式部の名を改て紫式部と號せられけり。一説に云、藤式部の名、幽玄ならずとて、後に藤のゆかりによせて紫の字に改らる、と云。或説に云、一條院の御乳母の手也。

上東門院へまいらせらるゝとて、我ゆかりのものなり。あはれとおほし召と申させ玉ひけるによりて、此名あり。武藏野の歌の義ともいへり。『水鑑』に曰、紫式部が、『源氏物語』作り出して侍るは、さらに凡夫の所行とはおほへ侍らず。『日本紀』を始として、諸家の日記に至るまで、あきらかにさとり得て、時の人、日本紀の局と號し侍りけりと有。凡物語の中、人のふるまひを見るに、貴き賤きにしたがひ、男女につけても、人の心をさとらしめ、ことの赴をおしへずといふことなし。天文二十四年八月十五夜、金后西三條公條・宗養法師・紹巴法師など源氏の間の月見んと、若菜の巻の題をとり、若菜の發句をして、此所へこえ給ひしこと、公條卿『石山月見の記』に見へたり。

○紫式部硯 四方に足あり。横九寸五分、硯池菱花の形なり。縁はからくさをほる。其面雙月を彫れり。其上窪中、右に牛を刻、左に鯉をきざむ。是式部『源氏物語』を書すときの硯なりといふ。

○大般若經 紫式部の筆なり。相傳ふ、式部が心に、物語の趣興出來しまゝ、佛前にありし大般若經をひるがへして草稿を書たり。其後罪障を滅ん爲に、大般若經六百巻書寫して奉る。是なりといふ。『弄花抄』曰、大齋

院所望上東門院之時、式部即作進之、連々用意乎、詣石山寺得趣向之由、見『河海抄』在緣起、但翻般若書之說無實乎云、是等を以て見れば、般若經の裏に書しといふはあやまりなるべし。

○式部小影像 畫像なり。上に龍樹の四門を題す。式部が和歌二首を書す。其一には、

心たにいかなる世にかかならん、おもひしれとも思ひしられす

其一には、
たれか世になからへんとは書とめし、跡は消せぬかたみなりとも

近衛信基公の筆なり。蓋、西天祖師四門を立て諸經論を判釋す。是を龍樹の四教と名づく。所謂有門・空門・亦有亦空門・非有非空門也。式部これによつて卷の名を立、故に標之。夫以佛敎門出三界苦、群機の所趣一佛にあらず。一佛乘におるて種々の門をまふけ、群機を誘導す。靈且小釋迦以藏通別圓俱立四門十六の門あり。若、方便門をひらきて眞實相をしめすときは、種々皆權門たる事をする。作者の意、蓋在於茲。源氏を讀者、談なんぞ容易ならん。或謂、源氏は好色の書なり。讀べからず。或謂、源氏は和語書なり、和歌をまなぶもの讀

ずんばあるべからず。或謂、源氏は世教の書なり。五論の品、五常の道そなはずといふことなし。且本朝の古を覽んと欲するには、此書にしくはなし。紫式部を日本紀の局といふことも、能この物語の經緯の卷を書きたるが故なりとかや。或いへらく、【源氏物語】は佛教の書なり。四門幽致三蹄奥旨、しめさずといふことなし。臣曰、往々寓言にして、姪佚の事を以て可とし、悲艶の事を以て專とす。能人情のおよぶ處を記す。筆力甚柔にして、女子の書たる和文の髓一にして、班馬が筆にはちず。或曰、【源氏物語】よむべからず。人をして淫風をおこさしむと。臣曰、しからず。よくよみあしくよむとの二にあり。前車の覆を後車の誠とすれば悪も善の教なり。三綱の於禮、男女の情、そのよきものにおいては周召の正風を思ひ、其よからざるものには鄭衛の變音をそしり、その意見つべし。侈者には命途違ひ多事をしめし、憂者には遇合時ある事を諭す。花の晨には霞を憐みて、春日の永しかたき事を愛み、月の夕べには、露を悲て秋山の落やすき事を傷、嗚呼、善悪は讀人の心にあつて其書にあらず。

○内供淳祐香聖教。相傳、觀賢僧正、醍醐天皇の勅を奉て、紀伊國高野山に赴て、弘法大師の髮を剃る。淳祐傍にあり。大師の像を拜する事能はず。觀賢、これこそ御膝よとて、淳祐が手をとつてなでさせ給ひしより、淳祐手、はなはだ香しきにはひしけり。其香所持の聖教にもうつりて今に有といふ。按【前々太平記】曰、延喜十八年戊寅三月廿一日には、石山の觀賢僧正、蒙勅御衣を持せて高野山に行。例のごとく御廟の扉、内より自然とひらきしかば、觀賢則立入て御衣を着せかへたてまつる。其砌弟子の僧少納言に、大師の御姿を拜や否と尋たりしかば、少納言涙をながし赤面して、雲霧の隔ごとくにして、得おがみ侍らずと答しかば、師の坊、不便の事哉、汝が行力いまだ達せず、かほど明白なる御姿を拜し得ぬこそ、淺猿けれ。せめては結縁のためなればとて、少納言が手を取り、大師のひざを少し撫させたりけるに、少納言感涙を押ぬぐひ、是が大師の御ひざにて候ひけるかとて、二三度なでまいらせて、引たる手の匂ひはなはだかふばしく、さながら柅檀沈水香の、やんごとなき薫、一生不止。今に石山の句聖教とてありと云。【元亨釋書】曰、釋觀賢姓秦氏、讚州人、爲聖寶上足、延喜二十一年上夢、弘法大師奏曰、

我衣弊朽、願忝宸惠、覺後勅擇法徒之尤者送紫衣一襲於野山、賢中選入山啓定扉、如隔雲霧不看儀容、賢作禮曰、少年修道梵行無瑕、况奉遺法累歲月乎、默祈須臾眞儀漸見、猶如霧斂月彰、賢頂禮瞻仰鬚髮甚長、便剃落而換衣、諸衆不能見、時淳祐爲童侍賢、問曰見乎、對曰不見、賢執祐手摸定軀、祐纔觸膝乃覺暖柔、其手甚香經歲薰不竭云。

○三十八所明神社 本堂の東にあり。弘法大師の勸請する所なり。いはゆる三十八所は、般若十六善神・藥師十二神將・法華十羅刹女といふ。

○紫式部墓 本堂の東南、寶塔の下にあり。紫式部は越前寺爲時が女なり。母は常陸介爲信が女なり。上東門院に相共に陪侍す。【明星抄】及【諸系圖】を按ずるに、其祖先は閑院左大臣冬嗣公の六男、勸修寺の元祖内舍人藤原良門、その子右中將利基、其子中納言兼輔、其子因幡守惟正、其子越前寺爲時、その女式部なり。式部後に左衛門權佐宣房に嫁して、大貳三位辨局を生。元より藤原氏なる故に、藤式部と號せしに【源氏物語】をつくり、一部最奇勝なるに、就中若紫の卷の詞絶妙なるによつて、名を紫式部と賜へり。【河海抄】には、式部墓所は雲林院・白毫院の南に有。小野篁墓の西

なりと云。【宇治寶藏の日記】にも、式部が墓、紫野にあるよし見へたり。しかればかた／＼この地は、式部を葬る處にあらず。式部、【源氏物語】をこの處にて書たる所以をもつて、後人この地に墓を設けし成べし。

○六十六部經塚 寶塔の南にあり。いづれのとしにや、日本回國の僧、六十六部の經を書寫して土中におさめ、塚を築、いま見女子黄泉の父母に逢といひて眼をふさぎ、十四五間ばかりまへより大手をひろけて、この塚をいだく。いだき得るものは、かならず黄泉にて父母にあふといへり。いかなるしれ者が、かゝる妄言をはき出しけん。まゝ、兒女子此石を抱き、あやまつては頭を損し、額を疵つけて血を出すにいたるものあり。身體は父母の遺體なり。あへてそこなひやぶらざるを孝といふなるに、かゝるよしなきこととして、身に疵つくる事、黄泉もし父母見ゆることもあらは、なにの面目かあらんや。

○源賴朝墓 六十六部の經塚の北にあり。源賴朝は、清和源氏八幡太郎義家の末葉、左馬頭義朝の男なり。賴朝は永曆元年三月十一日伊豆國に配流せられ壽永二年十月九日復本位、正治元年正月十三日薨す。○龜谷禪尼墓 賴朝公墓の傍にあり。是を賴朝公の乳

母、掃部頭親義の妻なりと傳ふ。後世こゝに墓を建し
なるべし。親義の妻は、頼家の女三幡君の乳母なりと
あれば、もしや頼家の墓を、頼朝の墓ととりたがへし
にはあらずや。たいし、亦子細ある事にや、未考。

○寶塔 二重なり。大日如來を安置す。新佛也。其初龜
谷禪尼、大日尊像を造り、頼朝公の頭髪を大日の御首
の中にこむ。其大日は、故有て今膳所中の庄の最勝院
に安置す。今塔中にある處の大日如來は新佛也。

○關伽井 本堂の下にあり。一堂宇を構、相傳ふ、此岩
穴ふかふして測べからず。奥へ三間ばかりのきし穴二
あり。一穴は本堂の内如意輪觀音の座下に通じ、一穴
は平津村の南なる關伽川へ通ぜり。故に關伽川の名あ
り。此事正しき説なり。巨、石山寺の僧徒に聞けり。

近江國輿地志略卷之三十八

臣寒川辰清編輯

志賀郡第三十二

○善女龍王社 關伽井より三町ばかり谷間を過てこ
の社あり。土俗は龍穴の宮といふ。善女龍王は、阿耨達
池の龍王の族なり。法華文句曰、女善龍王本住歡喜池
云。

○歷海腰懸石 善女龍王社の傍にあり。往古歳旱。釋
歷海勅旨をかうむつて座此石上、讀經して雨を祈る。
大に雨ふる。善女龍王形を顯して歷海に如意珠をあと
ふ。歷海不受。約するに雨の事を以てす。然る後雨を祈
に驗あらずといふことなし。

○雨乞池 善女龍王社の處にあり。

○中堂谷 今の本堂所在の地よりは北東にあたり。
是往古中堂ありし地なりといふ。其外古昔の堂宇あり
し地多けれども、それとだに名をしる人なし。石山寺、

近江國輿地志略卷之三十七終

往古は今のごとく、湖に傍ひ二階茶屋のまへを通れる
路はなくして、平津のかたよりの往還ばかりなり。膳
所のかたより行者は、國分越とて、國分の山の中より
山間險難を歴て行たるよし、今の地勢にては、むかし
の事にあはざることおほし。是地形のかはればなり。
故實に意あらん人、古今の地勢をしらすんはあるべか
らす。

○小屋谷 雨乞の池より六・七町ばかり山おくにあり。
或は螢谷をもつて小屋谷といふは非なり。籠也谷
にも作れり。相傳、平治の役、惡源太義平この谷に籠れ
りと云。

臣按するに、【参考平治物語】には、永曆元年正月
廿五日、鎌倉惡源太、近江國石山寺の邊に隠居れり。難
波三郎經房が郎等生捕之、同岡崎木田橋定綱生捕之、
諸本並云、正月廿五日、惡源太、東近江にくだらんとほ
つし、相坂山に到て暫憩息す。難波次郎經遠見之生捕。
【帝王編年紀】曰、永曆元年正月十九日、義朝長子義平
被誅云。【系圖】義平傳、正月十八日被捕廿一日被誅云。
大凡いし山寺、往古は寺領多くありしといへども、當時
五百七十九石四斗六升あり。則御朱印後にしるす。
近江國滋賀郡寺邊村之内五百七十九石餘事、任慶長十

(遷藤)

八年七月廿九日・元和三年三月十七日・寛永十三年十
一月九日・寛文五年七月十一日先判之旨、石山寺全收
納永不可有相違者也、仍如件、
貞享二年六月十一日 御朱印
此高の内貳百八十石は寺内の八院領之。其餘二百九十石
餘を以、伽藍修理及燈明料、および諸雜用とす。惣て御室
御門跡の裁斷として、本尊厨子の益御室にあり、八院の
内、壹人づゝ、年領と號し、其年の寺務一式を支配す。毎年
正月元日より三日まで修正會を執行す。六月虫干あり。
寶物悉日にさらす。諸經佛繪等多し。三十三所順禮の第
十三番と號し、詣もの多し。その順禮の俚歌に「後の世を
ねがふ心はかろくとも、佛のちかひおもきいし山」順禮
の事は、花山法皇に始れり。事は天津順禮觀音の條下に
しるす。
○石山古城跡 天正元年將軍義昭公、信長を討んとほつ
し、勢田のはしを引て石山寺を假の城に拵、仁木伊賀守
義正・宇野陸奥守・荒川掃部介・山岡光淨院・杉原淡路守、
五千餘騎にて籠りしなり。
○寺邊村 これ石山寺二王門より南のむらをいふ。往古は
藤澤村といひしに、石山寺の邊なればとて、寺邊村とは
名づけしなり。今も此村の南極を藤澤とよべり。偶舊名

の残れるなるべし。
○新宮大明神社 寺邊村にあり。祭神いまだつまびらかならず。祭禮毎年三月三日。

○帷谷 是寺邊村より岩間山へ行路なり。岩間山へ一里半あるなり。此道を順禮街道といふ。帷谷と號すること、そのいにしへ、勅使などありし時、帷をまふけし地故の名なりと云。今民家多立つけり。悪源太義平範居せし地なる故、悪谷といふものは大に非なり。

○勝南谷 是古昔勝南院ありし地なりといふ。勝南院、何々の年に廢せしにや。毘沙門天は今石山寺の本堂に安置す。

○片沓岡 石山寺本堂の上、乾のかた山續に高き峰あり。内供淳祐、沓をのこして登天せし處なりといふ。土俗あやまつて片つ、尾といふ。内供淳祐の事は前にしるす。片沓を残して行衛しれずといふ類おほし。【元亨釋書】に延鎮が傳にも見へたり。

○平津村 寺邊村の南にある村なり。

○渡瀆 是平津村のはまべをいふ。相傳、往古勢多のはし、いまだかゝらざる以前、むかひの地より船渡せしところなりといふ。勢多のはしあることすでに久し。其以前のことなれば、太甚上古の事なるべし。關東にゆくも

のは、かならず山田矢橋の渡船を過しからざるものは、國分寺越して此渡瀆より勢多へのきしとかや。或曰、いにしへ北大路御靈大明神の祭禮、神輿を此瀆邊まで渡たてまつりし故なりと。しかれども始の説是なるべし。

○蓮池 是往古は石山の蓮池にて、其後蓮も亡失しに、自かきつばた生ぜしによつて、杜若池とのみいひならはせり。則井上越前守と云もの、屋敷あとなり。井上越前守は、天正年中の者にて、此處に住せしといへり。織田信長がために、此地を出奔して京におもむく。はじめ越前守、石山寺領の石山莊八千石を支配す。石山の寓客須佐美駿河守と數た、かふ。井上越前守が子に多羅川某といふものあり。石山寺寄附の物に、多羅川某と書すものおほし。かきつばたは燕子花なり。燕子花出【福州府志】日本あやまつて杜若につくるは非なり。さて此蓮池の事、【本朝麗藻】に見へたり。【艸山集】曰、【本朝麗藻】載、源參州爲憲、石山寺小池蓮一絶、其後句乃出【朗詠集】中膾炙人口、所謂經爲顯目、佛爲眼、知汝華中殖善根、是也、余因此尋蓮池而無所見、蓋山僧不好事、不知有此詩、蓮池亦爲此没也、嗟乎豈獨山僧而已哉云。

臣一日石山寺の僧吉祥院及松中坊に、この蓮池の事をたづぬるに、かつて申傳ふる事なし。但二王門の右の

方、今坊あるの地、いにしへの蓮池なるべきにやといへり。臣、不了、緣起を探索すれども、そこにありといふ事し

れず。此比巡覽するに、平津村の古老を呼てとふに、蓮池のことをもつてす。古老云、今井上越前守屋敷跡、燕子花の池と號する地也。往古蓮池なりといひつとふと云。ここに

において按ずるに、平津村も石山の庄内にて、此池いし山寺の蓮池にして、【本朝麗藻】に載るところ是なりと。元政も、いし山寺邊までを尋て、この處まで到らざるにや。土民籍口不言にや。元政のいひごとく、山僧不好事、亦爲此没也。嗟乎豈獨山僧而已哉と。まことに人古代の事をしらす。恨べし。

○九頭大明神社 平津村にあり。祭神いまだ詳かならず。信濃國戸隠山に祭るところの、九頭龍王なるにや。【太平記】に、九頭龍の社とあるは越前なり。祭禮毎年三月六日。平津一村の祭なり。

○寒山寺 同村にあり。指月山と號す。相傳、古昔は城地なりと云。もし井上越前守が持城なりしにや。つまびらかならず。南禪寺の詮西堂慧息の地とし、一寺を建立す。

○陀羅尼川 土俗太郎川といふは非なり。源は醍醐山より出て東に流れ、平川村の北を歴て湖に入る。川幅二間餘あり。相つたふ、古昔石山寺の僧徒、亡者のために此川

の邊にて、尊勝陀羅尼を誦すれば、河水逆にながるゆへに、名づくるとなり。

○千町村 是は南郷の端村にて、近き比千町村と名をあらためしよしいへり。天正年中、小野將監といふもの、田地千町開發せしより此名ありといふ。或はこの地、往昔戰場なりし故に、村の名とす。後いまの文字に改むといふ。八萬野・千馬池などいふ處もあれば、然ることや。後考をまつのみ。

○八萬野 今廣さ百間ばかり、長さ四百間許の野原なり。いまは松林となれり。土俗は、八萬野山と云り。里老相傳ふ、三河守範頼、木曾義仲を討のとき、範頼供御の瀬をわたり、八萬の軍卒此野に屯す。故に八萬野と名づくると云。臣按ずるに、【盛衰記】と人數相違せり。或曰、八幡太郎義家奥羽を討けるとき、路この地を経て爰に宿陣す。故にいふと。或曰、天武天皇、大友皇子を討する時の事なり。或曰、八幡太神此地に遷座し玉ふ故、八幡野の名あり。今の國分の八幡宮は、此地より勸請し奉るといふ。臣、以上の説をあんするに、壬申の亂、天武天皇と大友皇子勢田河を隔て大にた、かひしこと【日本紀】に見へたれば、今の橋ある處ばかりを防たるのみにてもあるべからず。供御の瀬はあさ瀬なれば、人數八萬ばかりにてかためた

(山月指) (川郎太)

ることあるべし。亦諸軍、勢田鳥居川の邊まで戦間に、奇兵供御の瀬をわたりて、此地に屯せしもしるべからず。其ときの軍卒八萬ありしも知べからず。尤範頼の、八萬の軍卒を帥て屯せしも計がたし。八幡太郎此地に遷座あつて、都へ奏聞して、國分へうつし奉りしといふ説、信用しがたし。此西に千馬池の跡あり。是千馬といふより見れば、八萬野の事、いよく軍卒の儀と聞ゆ。然れども、あながち天武天皇ともきはめがたし。三河守範頼軍卒、屯するの義是なるべきにや。後考をまつのみ。

○北五靈小社 八萬野の中、北五靈といふ小森の中にあり。祭神南郷の五靈と同體也といふ。

○千馬池 八萬野の西にあり。今はその跡のみあり。畢竟千馬池と云、八萬野といふは、千と八萬との數にかざるべからず。軍卒多く屯せし故、その多をいはんとて、八萬野ともいひ、多く馬のあつまりしをいはむとては、千馬ともいふ成べし。千馬の池のいはれは、八萬野と一時の事なるべし。野の條下に委く記す。或は戦場の地なりと。いまだ孰是なる事を知らず。

○關伽川 赤川につくるは非なり。平津・南郷の間にある川なり。水源、石山の關伽井より出る故に名づくといふ。

○南鄉村 平津・千町の南にあり。南郷あるひは南江につくる。然れども郷の字しかるべきか。是石山の莊の内なり。

臣按するに、順【和名抄】に、いはゆる古市の郷此處なるべきにや。【今昔物語】にいはく、近江國志賀郡古市郷の東南に、心見瀬といふあり。郷の南の邊に、勢多川有。其河の瀬に、大海の鰐上りて、江の鯉とた、かふ。鰐負てかへり下て、山背國に石となりて居たり。鯉は勝て後江にかへり、上て竹生島を巡りて今に有といふ。心見の瀬といふは、瀬多河○瀬也と云、語つたへたりと云。此二字の減は、供御の二字なるべきにや。さあれば、南郷の地其處に叶へり。然のみならず。故老曰、この邊古市の郷なりといふ。

○高野山 高さ三十丈ばかり。土俗、いし山寺の奥院なりといふ。

○觀音堂 本尊立木觀音。脇士毘沙門天・地藏菩薩。三尊俱に弘法大師の作なり。

○弘法大師像 相傳ふ、空海四十貳歳の時自作といふ。弘法大師の開基なり。

○安養寺 清秀山安養寺と號す。開基淨源西堂、年代不詳。淨土宗、京大恩寺の末寺なり。

○林光寺 何れのとしか、寺廢す。今安養寺の界内に其跡あり。

○五靈大明神社 祭神つまびらかならず。祭禮毎年四月朔日。

○辨財天社

○白山權現社

○山王權現社

○神宮寺 本尊大日如來

○帝釋寺 本尊釋迦如來、開基不詳、寛文十戌年より、黄蘗派の僧受授す。

○慈眼寺 眞言宗。天正年中、開基等喜。石山世尊院の末寺なり。本尊地藏菩薩、脇士毘沙門天・不動明王。

○藥師堂 本尊藥師如來、脇士十二神將。作つまびらかならず。

○袴越山 南郷の山なり。名所にはあらず。その嶺かくのごとく、袴のこしに似たり。故に呼。直立三十丈ばかり。膳所の町より南に高く見ゆる山也。

○内畑村 南郷村のみなみ一里許にあり。石山の庄六ヶ村の内なりといふ。村を出て五町ばかり笠取村、山城の國界なり。

○法藏寺 内畑村にあり。淨土宗。

○春日大明神社 同村にあり。相傳三百年許以前、石山より勸請すといふ。

○釋迦堂 春日社の界内にあり。眞言の僧是を守る。

○畑越山城路 石山の方より醍醐へ行には、内畑村を歴なり。宇治六地藏へ行には、外畑村を過る也。長明【方丈記】にいはく、是より峰つゞき、炭山を越、笠取を過て岩間に詣で石山を拜、畑より炭山村へ出る道なりと云。

○畑川 源は、岩間山の山間より出、畑村の南を流、西に遶て湖に入るなり。

○外畑村 内畑村と一所の村なり。北は櫻嶺、東は白砂境谷筋通、西は山城國界なり。

○石不動像 外畑村のひがし十八町、白砂中に有。作いまだ詳ならず。

○龍宮岩 同村の七町川下川の眞中にあり、其地を廻り淵と云。

○廻り淵 湖水の末派南にして、此處にして西に轉じ南に廻る故に、此名有なり。

○二石江谷川 外畑村より八町あり。小川なり。宇治へ行路なり。山城國二尾村へ一里ある也。

○櫻嶺 外畑村より十五町、北にあり。

○淨光寺 外畑村にあり。淨土宗、京百萬遍の末寺なり。

○岩橋 【山城名勝志】にはく、山城・近江兩國の間、未考。暫載之云。臣按するに、近江國のうちに岩橋といふ處なし。近江隣國界目繪圖をかながふるに、山城國小田原村の南に、岩本村といふ地あり。もし此處にや。不詳。【承久記】にはく、武藏守供御瀬を下に、宇治ばしへ向はれけるが、其夜は岩橋に陣を取云。

○岩間山 石山の南西一里半にあり。内畑むらよりは八町あるなり。此山は山城・近江兩國界にして、嶺より西は山城の國なり。

○正法寺 岩間山にあり。或は岩間寺と云、西國順禮第十一番札所なり。堂の西に巨桂一株あり。此樹を山城・近江の國界なりといふ。非なり。或は正法寺を以て、山城の國內とするの説あれども、緣起及【別當舊記】【西國順禮記】開基畧等に、みな以近江國とす。今是に従ふ。自是山城醍醐に到て、東南一里半也。相傳昔は大伽藍にして、大門諸堂宇あつて、僧坊七・八軒もありしと。今はわづかに觀音堂一字、鎮守五社權現のやしろのみ存して、諸堂の遺跡さだかならず。唯藥師堂と仁王門のありし跡のみはつたへり。等身千手の像は泰澄法師の所造、いま頽破す。脇士婆蘇仙・吉祥天女、俱に泰澄の作也。【觀音靈場記】にはく、【開基略】に

(寺間岩)

はく、江州勢多の郡正法寺者俗云いはま。越之泰澄律師の開基なり。本尊千手大悲像、同泰澄一刀三禮の靈像なり世俗是汗かきの尊像といふ。夜々三惡道をめぐりてあかつきかへり給ふといふ。案に、泰澄、諸國行脚のみぎり、江州勢多の山中にて、樹下に宿したまふ事ありけるに、夜中に、千手陀羅尼の聲を聞、其聲を尋ねてよくく聞給へば、土中にある大樹の根なり。是則千手大悲の像、有緣の地なることを察して、かの樹を以て等身千手の像を刻、またつねに所持し給ふ十一面の尊像長四寸三分あるを、胸中にをさめたまふといへり云。【續古事談】にはく、岩間寺を正法寺といふ。山城國上醍醐の奥の笠取山の東の峯なり。越の小大徳と云行人、十二年おこなひたる所なり。日本第三の靈驗所とぞ。一は熊野、二は金峯山なり。此大徳をば泰澄法師とも云、また金鎮法師とも。越後國古志郡の人也。白山おこなひて、次に此處にきたれり。金銅の千手觀音を本尊にて、身をはなたすいたゞき祭けるを、此處の未申に桂の木のありけるをきりて、自身等身の千手觀音を作りて、此金銅の佛を籠奉りて、是を置たるなり。此人は唐へ渡りて、かれにてうせにけり。此寺の護法は、熊野權現・金峰山の藏王・白山の權現・長谷寺の龍藏權現なり。此龍藏權現は、大徳彼寺に詣て歸りけるに、隨逐し

給ひければ、祝ひ奉るとぞ。清瀧權現は、地主にておはすと云。

【元亨釋書】曰、釋叡効、早入園城寺學教法、後聞石間寺觀世音靈感往彼、晝絶他語讀法華三千部、夜禮像各三千拜、六時修法華密供、過三歲已回此淨業爲安養資、便上道場西南大葛樹投身、時神人以袖受効不下地、置別處、効又投、神又受、如是三度、効思時之不至歸三井、朝廷聞之授僧官、此像泰澄法師之所刻、葛樹者像材之餘杵也云。按、鴨長明【外山記】及元政【艸山集】曰、詣岩間拜石山、由是知岩間與石山之相接、至岩間之路嶮難百息而漸上、顧之湖水之景浩々、南下數百步有堂、々有千手觀音像云。

近江國輿地志略卷之三十九

臣寒川辰清編輯

栗太郡第一

夫以栗太郡は、【日本紀】續日本紀及【延喜式】俱に栗太に作る。俗間或云、栗本の字なれども、古より本の字の一を誤て、太の字になすといへり。然れども此言は不稽なり。正史實錄、悉誤とすべけんや。栗本の文字を用べし。【三國傳記】に曰、近江の栗の樹は、天竺の栴檀の種なり。故に栗の文字、西と木と合す。嘗栗の樹枝葉天を覆、農民是を呼て魔木と云。斧斤截れどもきれず。一夜仙人靈夢をかむり、木を截やくこと數日、終に倒つくるにいたる。其灰を塚につく。今の栗木の灰塚是なり。栗の樹の枝、湖邊に流とゞまる處、今の木濱なり。其郡をもつて栗木と名づくといへり。土俗の傳る處も又此のごとし。【先代舊事本紀】曰、景行天皇四年春二月甲寅、天皇幸箕野路經淡海、一枯木殖梢穿空入空、問於國老、曰、神代栗木、此木榮時、枝並於山嶽、故曰並枝山、

近江國輿地志略卷之三十八 終

又並聯於高峰、故曰並聯山、毎年葉落成土、土中悉栗葉也云云。臣按するに、栗の字西と木の字を合せたる文字にあらず。西と木とを合する文字なり。甲賀郡石部の傍にある灰塚山は、栗の樹を焼たる灰にあらず。人を火葬せし灰塚なり。【先代舊事本紀】一名を【大成經】とも號す。僞書なり。一たび梓行なしたりといへども、僞書なるが故に、台命あつて印板を滅却す。元より栗太郡の説採用しがたし。【今昔物語】に、近江國栗太郡に、大なる杵の樹あり。此園五百尋なり。高く枝しけれり。其蔭、朝には丹波の國をおほひ、夕には伊勢の國をおほふ。地震にもうごかず。大風にもたはます。此故に其國の志賀・栗太・甲賀三郡の土民、此木によつて日あたらす。田畠を作る事なし。其郡々ものこれをうれへて帝に奏す。帝、柿寺の宿禰を遣して此木をきりたをさせらる。夫より田畠豊饒なりと云云。是は杵の樹とし、いづれの時代より有しといふ事をしるさざれば、これもつて信用しがたし。唯其古、栗の木が多くありし故、郡に名づくなるべし。【日本紀】に、近江國栗田郡としるせる處あり。元より栗田郡といふ郡なし。おもふに上古は栗田となへしにや。栗は栗の轉寫の誤なるべし。栗田といひし故に、栗太の文字を書し、亦一轉して栗本といふなるべし。太に、ふとしといふ訓あり、ふとも、訓近ければ、また一轉したるなるべし。

栗太の事は土俗專是をいひ、【江源武鑑】、【淡海錄】等の僞書に、ことに記せり。孟浪の説信用すべからず。凡此郡、西は志賀郡なり。南は山城の國白雲山に到り、坤は山城の國界横岩山をかぎり、北は野洲郡の界、三宅金が森にまじはり、乾はみづうみをかぎりとす。長は野洲郡の界南櫻山・甲賀郡石部山に接し、東は甲賀郡の山嶽にとり、巽は野尻山・田代山につらなるなり。當郡の内に、靈仙寺村有。此村はいにしへは栗太村とよびしといへり。栗太村有によつて、郡に名づけしもしるべからず。

○勢田郷 源順【和名抄】に、勢田郷の名をのす。或は勢多莊ともいへり。詳ならず。然れども、今郷の義を是なりとす。【日本紀】には瀬田に作り、亦俗勢田・瀬多の文字をも用ゆ。専ら勢多の文字を通なす故、今此に勢多の文字を記す。昔は驛にして繁昌の處なり。【江次第】、【延喜式】等、專勢多の驛とす。此勢多を近江の國府なりといひ傳、橋本神領など成べし。【和名抄】、【拾芥抄】等、國府栗太郡にあるよし記せり。此地の事なり。國府といふは、國司の居所にて、國衙といふも同じ事なり。國司此處に居て、其國の事をとりはかる處なり。賴朝以來、武家執權より、古代とは品もかはれども、たとへば攝津國の府は大坂、和泉の國府は堺、當國の府は大津のやうなるものなり。俗

言にいへば、私領にあらず。公義よりの役所ありて、一國の事を下知する處の事なり。【言塵集】に、夷の都といふは、則國府をいふと記り。古昔は齋宮の頓宮もありしと見えて、【延喜式】に、凡頓宮は近江國國府とあり。【湖月抄】に、【花鳥餘情】を引て、瀬田の頓宮は、彼齋宮の御額の櫛を徹して、宮に納め入らる、處なりと記せり。其跡も亦詳ならず。【延喜式】曰、齋院六處堺川、供奉御禊近江勢多川、凡齋内親王、在路每至山城近江伊勢等堺、勢多鈴鹿下樋多氣川等、遣神部・卜部各二人在前鎮祓之云云。源重之が母の、近江の國府に侍りけるに、むまこの、東よりのほりていそぐ事とて、先此度は、あはでのほりぬること、いひて侍りければといふこと、【拾遺集】第九に見へたり。按するに、重之は清和天皇後胤、貞之親王には孫、三河守兼信が子にして、冷泉院の坊の帶刀なり。然れば安和の比、重之が母此邊に棲せしなるべし。今は跡詳ならず。

るゆへに、大橋・小橋などいへども、一大橋と云、日本三大橋の其一なりと【拾芥抄】にしるす。貝原氏の【和漢名數】には、東路の三天橋の其一と載。土俗説にいふ、後宇多院の御宇忍性律師、此橋を造。其製造、專西土の製に倣が故に唐橋といふ。國俗西土の事を指してからと云。先年釣命あつて、橋の擬寶珠を止らる。亦其後古に復すといふ。臣按するに、後宇多天皇の朝に此橋を架し始と云事、其不審なる説なり。此時修補せし成べし。此橋西土の製造に倣ゆへに唐橋といふの義、猶以いぶかし。吾朝の上古、天の浮橋といふ事あれば、橋の製、西土に倣てつくるともいふべからず。或は辛橋の文字に作りて、辛勞して架せる謂也といふ説あれども、また不審なり。唐金の擬寶珠あるゆへに、唐橋といへども、信用にたらず。京の南、東寺の出口より山崎へ行路に、唐橋あり。此唐橋は、古韓客鴻臚館へ入橋なれば呼り。西土の製造に摸せずとも、唐橋と云語は是を以知るべし。一説にから橋はからみ橋の中略なり。本邦の訓に、中略の例多し。すみずりといふを、中略してすゝりと云、ふみのとと云を中略してふでといふの類なり。此橋古へは今の在所よりは南の方、あら痛の樂師堂の邊に架せり。竹をくみ板を並べ、筏をかからみ繩にてからみ付たるゆへ、搦橋といひしを、中略し

てから橋と云也。此説是なるに似たり。【玉野の浦の記】に曰、景行天皇の御宇に、湖に筏を組て瀬田に小船橋を懸ると云。是等をもつて見れば、からみはじの説あり。唐橋と云の義、正稱にあらざる證には、唐橋と云詠歌なく、悉長橋をよめり。又今の所在の地よりは南なりと云の證據も【江家次第】伊勢公卿勅使進發條下曰、近江國祖承到勢多驛、國分寺前勢多橋不下馬云、橋今の地にあらば、何も國分寺の前を通行するに及んや。是を以て知べし。古の東路は遙に南にして、平津村の内より船渡しにて東の岸へ上り、勢多の中山を越て行しとなり。今平津村に渡し濱といへる處は、これ古昔旅人船渡の地なりといふ。搦橋もなき時の事にや。しかれども、【玉野の記】には、景行天皇の朝に、船筏を組て船はしを架るとあれば、其後此船はし中絶せしにや。分明ならず。後考をまつのみ。【續日本紀】曰、天平寶字八年九月乙巳、大師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄中略、遂起兵、及其夜相招黨與、遁自宇治奔據近江、山城守日下部子麻呂、右衛門少尉佐伯伊多智等、直取田原道、先至近江燒勢多橋云、【三代實錄】曰、貞觀十一年十二月四日丁亥、近江國勢多橋火、貞觀十三年四月四日庚辰、近江國勢多橋火云、【東鑑】文治三年十月七日條下曰、右武衛飛脚參着、去月十九日齋宮群行

也、而勢多橋破損之間、爲佐々木定綱奉行云、【織田軍記】に曰、天正三年六月十五日、信長瀬田の橋をかくる。奉行山岡美濃寺、木村次郎右衛門、同月十二日柱立、廣二十四間、長百八十間、真中の橋杭は水底に石あり。自然と柱を建る穴ありといふ。土俗云、勢多橋水穂の間の下は、其水底深さを知らず、直に龍宮城に通るといへり。蒲生氏郷卿、會津より上洛の時、金の筭を此五間の間の水底へ沈、龍宮城へ贈らる、といへり。巨水底の深さを知らん爲に、水練の達者を入れて水底を探知。最深しといへども、柱を建る石ありなど、云事は偽説なり。橋杭を平常のごとく水底の砂へゆりこめて建るなり。水底に龍宮といへる世界ありなど、いふ事決してなきの理なり。天地の無窮なる、凡慮を以て窺ふべきにあらざれども、水底に龍神の世界はなきの義也。氏郷は秀郷の後胤たる故、龍宮へ金の筭を沈めしにや。俗説なるべし。氏郷もし氏郷ならば、かゝる小兒の戯はなすべからず。謬傳ふるならん。水穂の間といへるは、橋杭とはし杭との中間五間あつて、第一の廣所にして急流の處なり。土俗は五間の間といふ。水穂の間といふ事は、水穂筋にして、水の流る、通なり。三保の字と心得るものは非なり。假名書なれば、美保とも、水穂とも、三保とも書なるべし。然れども水穂の字正

當なり。【玉露叢】云、寛永十四年二月、勢多橋折、二本自燒云、信長以來此橋修造の事、餘多度あるべけれども、舊記を見ず。萬治以來を記す。萬治三年庚子、釣命あつて、翌丑八月新始をなし、壬寅のとし四月十三日渡始。凡日數二百六十九日、家君の家士足立作左衛門・山川傳左衛門是を掌。延寶五丁巳年修覆、六月十八日新始、同十一月廿六日渡始、奉行多羅尾四郎左衛門。曉雲院殿眞英君、同僚淺井彌一右衛門・寺元作左衛門をして監せしめたまふ。元祿七甲戌年四月十日修覆新始、同七月朔日渡始、奉行大岡喜右衛門・平岡四郎右衛門。眞英君、亦昔澤治兵衛・村松甚兵衛をして監せしめ玉ふ。寛永七年庚寅年十二月事始、正徳元年卯六月廿三日終功す。奉行雨宮庄九郎・同源次郎。眞英君、向坂五右衛門・岡村瀬兵衛をして監せしめ玉ふ。享保十二丁未年五月廿六日新始、同八月十四日終功し畢。

當君、中神藤助・山川十内をしてこれを掌しめ玉ふ。【鶯峰文集】曰、勢多小橋三十六間、大橋九十六間、自橋上望見石山寺、此所爲古戰場者數矣、舊記、勢多或作瀬田、昔忍熊王與武内宿禰戰於逢坂、敗軍逃來遂沈於此出日本紀、壬申亂天武・大友戰于此、大友敗死、按夫天武天智之弟也、立爲皇太弟、大友者天智之子也、任太政大臣執國政、群臣

皆屬心於大友、故天武不安之而出滋賀逃世、爲僧入吉野、天智崩、大友欲踐祚、天武出吉野赴東國、催兵遂殺大友而即位、夫天智未崩、天武既辭儲位、則帝統非大友而誰哉、其天命不遂者時運也、舉世以大友爲叛臣痛哉、藤原押勝被孝謙譴責、而出南京作亂欲赴東國至此、時官兵豫要之燒橋、々絶不能渡之、官兵追來押勝漸遁到高島死、壽永亂、源範頼蒙源賴朝之命入洛討義仲、義仲使兼平屯於此以防之、其事見前、承久役、北條時房承義時之旨侵京、時官兵山田次郎重忠等、張軍於此、未畢一日官軍敗績、東軍入京、建武役、源尊氏自關東來犯北闕、那和長年陣於此防之、東軍競到、長年兵散歸京、此等皆係於天下廢興云、臣按ずるに、大友を以て逆臣とし、天武を以正統とす。歎息すべし。實に鵝峯林學士の論ぜられしごとく、帝統は大友なり。其天命遂ざるものは時運なり。誰も意あるものは、此の如く論ずべし。水戸源義公史館を建置、諸儒臣をして【大日本史】を編輯なさしめ玉ふに、大友を本紀に立て、近江の朝廷大友と記し玉ひ、淡海の三船が【懷風藻】及【水鏡】にも明にこれあれば、今敢て私意を以て斷せず。一に舊史の成文を徵として、立て本紀とす。抑、天下の公論に従て大友帝紀の論贊にも書せしめ玉へり。萬代不易の確論と謂べし。然はあれど、天津日嗣は天也、凡慮の及ばざる

處成べし。今感慨あまりあつて、纔に其要を記す。

【夫木集】 元 輔

栗もとや勢多の橋けたたはむまで、はこひつゝ、くる貢物哉

【新古今集】 匡 房

横の板も苦むす斗成にけり、幾代經ぬらん勢多の長はし

【長秋詠藻】

東路や日次のみつき絶しとて、雪ふみわくるせたの長橋

【風雅集】

貢物たえず備る東路の、勢多の長はし音もとゝるに

【拾玉集】

栗津野の尾花かすへにはほの見えて、霧立渡る勢多の長橋

此餘猶撰集に多けれども、わづらはしくしるさず。烏丸光廣卿【春の曙】に、

近江なる勢多の長はしなか、れと、思ひ染たる君か代の時

山崎闇齋詩

大津打出向東天、眺望行々詩句聯、一葦飛舟淡海上、孤松停傘韓崎邊、未知膳所由來美、漫見瀨田多少鮮、此是古時攻戰地、興亡誰與活幾先、望指長橋到瀨田、青龍臥浪素商天、秀郷用力異周處、却爲蛟蛇射馬駭、全集

○龍王社 勢多の橋の南にある小社なり。世俗云、乙姫の靈なりと。雲住寺の縁起に曰、勢多橋南一座は水府神なりと云。是秀郷勢多橋上にて、龍王の爲に蜈蚣を射る。其後水府に至て龍女と夫婦の約あり。後此處に是を祭ると云。事は則秀郷社の條下に出す。古老の云、此社は龍王にあらす、橋姫の社也。宇治橋のかたはらにも橋姫の社とあり。同事なりといへり。臣按するに、水府の神を祭べきいはれなきにしも非ず。亦其社を橋姫といふ事、いはれなしといふべからず。秀郷、龍女を語り來りし故に、後こゝに祭るの説、疑なきにあらす。橋姫の社とも、橋守の神など云に、害あるべからざるか。しかれども、跋難陀龍王を祭るといふ説、是なるべきにや。宇治橋姫の事は【顯注密勘】永運集等に出たり。こゝに贅せず。

○秀郷社 龍王の社と並べり。祭所秀郷の靈なりと云。中世より以來、勢多橋修覆ある時は、必此社も修覆あり。毎年六月晦日、橋本神領の土人、水無月團子を製して此小社に献ず。

始此社。今の地よりは六・七町南東にあり。土民何の神といふ事を知らず。寛永年中、蒲生中務大輔忠知、此地を過る事あつて、土民を呼て曰、橋邊に秀郷の社有べし、我の先祖なり、明日詣すべしと。土民等尋るに社なし。衆民皆曰、是より六・七町南東の小祠、定て彼社なるべしとて、急に今の地に遷す。夫よりして、後人皆秀郷の社と稱す。忠知社を造營す。是より人皆龍王社・秀郷の社と稱する事を得たり。其後蒲生家斷絶に付、社もまた荒なんとす。辱も、贈大相國家綱公、修造なさしめ玉ひてより以來、橋修造ある日は、必此社も預る。雲住寺の縁起に曰、鎮守府將軍秀郷朝臣は、江州栗太郡田原村の人なり。世に傳ふ、水府に入て俵を得たり。田原氏を改て俵氏となるといへり。其先は天兒屋根命の苗裔、河邊左大臣魚名公の五男、伊勢守藤成朝臣なり。藤成の男を下野守豊澤といふ。豊澤の男を河内守村雄と云。村雄下野椽鹿島が女を娶て秀郷朝臣を生。秀郷膂力絶倫なり。殊に射藝に妙なり。當國日野に居して常に佛法を信じ、園城寺に詣す。人皇六十代醍醐天皇の、延喜十八年戊寅の十月廿一日、一説には朱雀院の承平年中の事なりともいふ。秀郷勢多の橋を過るに、物あつて日月のごとく光り、身の毛よだち骨さむし。徐にゆきてこれを見れば、大蛇のわだかまるなり。眼の光

大にかッやき、口炎を吹て甚すままし。然れども、秀郷豪雄の士にて恐れず、蛇を跨て行。蛇もまた動かす。僅にゆく事一里許にして、青き衣を着たるもの來て、大息ついていはく、我はさきの大蛇なり。勢多の橋の下にすむ事二千餘年なり。然るに我種類多く、百足馬駭の爲に害せらる。勇猛の人を見て、此寇を報せん事を欲すると多年なり。いまだ君がごとき人を見ず。君願はくは、我爲に寇をむくへ。秀郷許諾す。相伴て行と、白波をしのぎ水路を分ていたれば門あり。玉の扉、七寶の莊嚴、勝といふべからず。爰におるて人間の栖にあらず。龍宮水府の境なる事を知る。宴を張饗を設く。更閑なるに及て皆曰、我寇いたれりと。俄に風雨晦冥、四邊鳴動して天柱も是が爲に折、地維も是が爲にかたむく。仰で見れば、炬火のごとくなるもの飛來て、電の如くひらめきて、雷のごとく轟く。世に傳、三上山を七卷半まける百足なりと。秀郷弓を取矢をつがい持満して發に、中といへども自若として近づき來る。秀郷、眼を張齒を切てしばらく思ふに、古老の傳に、馬駭は唾液をいみきらふと。因て矢じりに唾をぬりて是を射るに、弦に應じてたふれ、炬火も悉く消、震動も止る。見るに果して百足の馬駭なり。鶺鴒の青衣のもの來りて、殊の外感喜し、秀郷を拜し、何を以てか今日の恩報

せんと。十種の寶を出して是をあたふ。所謂鎗・鎧・太刀・鐘・砂金袋・如意童子等なり。秀郷是をもつて相わかる。則勢多の邊に出たり。醍醐天皇叡感の餘り、從五位下に叙し、下野の押領使に任せしめ玉ふ。然して後朱雀天皇の御宇、平將門を討、從四位下に叙し、下野・武藏の守に任じ、鎮守府將軍と成、百足馬駘を射處の鏃、長さ八寸、銘尙宗とあり。洛北妙心寺に納む。俵・鎗・鎧は蒲生氏の家に傳へ、其後淺野安藝守家に傳來す。淺野安藝守は、蒲生氏郷の孫、中務忠知の弟なり。太刀は竹生島に奉納し、鐘は三井寺に寄附す。今祭る處の二座の祠、一座は水府の神、一座は秀郷の靈なり。又傍に寺あり。龍光山雲住寺と號す。こゝに秀郷朝臣の始終を擧て、當寺の緣起とす。天和元年辛酉段月穀旦、連山人題すと云。雲住寺の緣起漢文を以て書し、秀郷より分る、處の諸氏等を記す。其要をとり、今書す事始の如し。臣按ずるに、秀郷の事蹟、【藤原の家譜】【日本人物史】【蒲生記】、其餘諸書に出たり。龍宮に入と云事、實錄において見ざる處なれば、信用に足ざれば措て論ぜず。水底に龍宮といふ世界かつてあるべき謂なし。【俗説辨】に、【南浦文集】【琉球記】等を引て、琉球龍宮聲同じ。琉球王宮の傍、龍宮城と書。國中に天龍・地龍の祠あり。旁龍宮は琉球の事なるべしと記す。

秀郷、琉球に入や、笑に堪たり。かゝるをしひて論辨せば、夢の中に夢をとくなるべし。しかれども、其一・二をいはい、秀郷の勇は人皆識處なり。三上山の蜈蚣もあるべし。湖中に龍すむべし。【淮南子註】曰、蜈蚣蛇也、性能制蛇、見大蛇便縁上噉其足、【玉匣記】曰、蜈蚣制大蛇云、是を以て見れば、大蛇の蜈蚣を嚙とせる事も然なるべし。しかれども、彼十種の貨は、我邦中世の器財なり。湖底に是を用ること、甚以ていぶかし。或説に、秀郷、龍宮にて得られし貨器中、鎧雲住寺の記には、鎧とあり、書寫の誤乎は避來矢と號す。下野佐野の家に傳ふ。今は社に祭と云。鎗は内藤備後守家に傳と云。蒲生中務忠知の室は、内藤帶刀女たり。故に蒲生家斷絶の後、内藤家に傳、太刀は伊勢の赤堀の家に傳。是佐野の餘流、足利忠綱の後胤なれば也。此寶物を負出たる神童を如意と名づく。其子孫を龍次郎とて、佐野の家に有。後宮崎氏と稱すと云。此説最信用にたらず。思ふに鎧・太刀・鎗等は、秀郷愛する處の重器なるべし。雲住寺緣起に載する處の、秀郷鏃を見ん爲に、洛西妙心寺に赴き、寺僧に乞て是を見るに、鏃甚大いにしてまた長く、常人の射べき物にあらず。打根のごとし。打根は射物にあらず。手にかけて人に打つくるもの也。中眞に尙宗の銘あり。尙宗、何れの時代の鍛冶にや。詳ならず。銘の彫刻及中眞の

體は、秀郷時代よりは甚新に見ゆ。臣寺僧に問に此事を以てす。寺僧いへらく、此鏃は中世蒲生家より贈らる、處にして、秀郷の鏃と云の傳説もなし。唯參詣の人、推て秀郷の鏃と稱し、是を見るのみといへり。亦彼鐘の事は、【寺門傳記】に是を論じて、怪異はとらざる處なりと記せり。詳に三井の條下に記す。

○雲住寺 勢多橋の南東、龍神社・秀郷社の傍にあり。龍光山南湖院雲住寺と號す。開基詳ならず。淨土宗、京本山一心院派、寺町透女寺の末寺也。當寺に、蒲生家の系圖一卷、緣起一卷あり。滿田傳右衛門が著し納る處なり。滿田傳右衛門重良は、蒲生家の臣なり。其緣起は、秀郷社の條下に記す。

○橋本村 勢多橋の東、神領までの中間を云。勢多驛といへるは此地の事なり。【江家次第】曰、近江國禊承到勢多驛云、【拾芥抄】にも、勢多を郡の次に記せり。順【和名抄】に勢多を驛とするす。【延喜式】に、近江驛馬勢多三十四匹とするせり。栗本の里といふも、勢多の里といへるも、此地なるべし。

【金葉集】 讀人不知
あふみてふ名はたかしまに聞ゆれと、いつかはこゝに栗本の里

此橋本村富家多く、酒を造醸す。所謂勢多夕照酒は此地の名産なり。或書曰、年中行司東方豐調使、無恙通瀬田云云。○妙眞寺 勢多橋詰の北にあり。法華宗、京法性寺の末寺なり。○西光寺 妙眞寺の北にあり。西本願寺宗、河内國顯證寺の末派なり。大津寺内近松寺より支配す。○青嶠寺 西光寺の北東にあり。天台宗、坂本西教寺の末寺なり。はじめ盛橋寺と書す。近き比より青嶠の字にあらむ。

近江國輿地志略卷之三十九 終

近江國輿地志略卷之四十

臣寒川辰清編輯

栗太郡第二

(山城の隆景岡山)

○臨江庵 雲住寺の南にあり。京北龍安寺中、西源院主
 憩息の所なり。是則山岡美作守景隆の古城址也。西源院
 の天寧和尚は、淨有君の家臣三松氏が子なり。故に是を
 賜て庵地とす。界内に景隆の墓あり。山岡遠江守奉納の
 先祖景隆の畫像あり。其讚に書して曰、朝散大夫前美作
 大守山岡景隆之像、景隆者講武之家而其先者太郎景房也、
 建武中爲江州勢田之城主而相續至景隆、天正十年六月、
 惟任日向守光秀、弑信長暨信忠於京師、遂欲併安土城而
 假道於勢田、景隆及弟景祐、相議出勢田橋而相禦、忽焚其
 橋矣、又固城守備鳥銃、嚴沮敵之往來、光秀彷徨無術於張
 軍、却欲黨景隆併力求援成其功、即遣使諭景隆曰、子若反
 心屈我、則勢田之城固無憂而賞之采地應其望矣、當速諾、
 因責令一人出質、景隆答曰我主義焉、豈汝殘賊之徒而永汗

忠義之名乎哉、即還其使、光秀悅忽失其策於是將渡湖水
 而艤舟、景隆竊聞之、悉匿湖中之舟楫沮其濟、却又伐湖之
 師、是故彼士卒半敗北、光秀萬方之而不克前、遂退師於坂
 本、其年、東照神君尙有和泉堺、爰還師於三河、時景隆及
 景祐相從、警衛戒御自勢田至信樂、其路賊徒間作而少障
 神君之師、景隆輒艾之平之、而兵路以寧、於戲景隆之功亦
 不爲不多矣、茲欲述遠祖之功業、使人圖其像、且成辭曰、

天正之年

克昌武門

節義忠盡

延裕後昆

從五位下山岡遠江守伴朝臣景軌謹掛之

【明智軍記】に曰、光秀すでに信長を弑して後に、安土の城
 は信長公の居城なれば、攻取ずんば叶はじと、明智左馬
 介光春を大將にて、荒木山城守行重・同友之丞重仲・妻木
 主計頭範賢・四王天又兵衛政實・今峯新内泰正・三宅周防
 守業朝以下三千餘騎を差遣處に、勢田の住士山岡美作守
 景隆、其由を聞て路次に有ながら、通すべきにあらずと
 て、勢多の橋二十餘間燒落し、往還をさし塞ぎけれど、山
 岡小身なれば、一戰にも及ばずして田上の奥へ引入と
 云。【家忠日記】に曰、神君は泉州の堺に御旅館あり、明智
 光秀が反逆に依て、信長・信忠伏誅の由注進あるに依て、
 中略 勢多城主山岡美作守、其弟對馬守、勢多の城に馳來て、

山路を御案内仕るべき旨を達す。神君則山岡美作守兄弟
 を嚮導とし給ひ、勢田より信樂に至て供奉するの處に、近
 郷の一揆起て、御先途をさし塞ぐ事數度に及といへども、
 山岡兄弟是を追拂て、おとき峠迄送り奉て、是より暇を
 告て歸る。時に命あつて曰、山路難儀に及の處に、汝等兄
 弟が忠功に依て、恙なき旨褒せらる。又曰、明智光秀、信
 長父子を殺て、中略 京都を發し安土に赴。勢田城主山岡
 美作守景隆、其弟對馬守、陣を張て勢田の橋を指塞、中略
 陣を整、光秀を待。光秀山岡兄弟が武勇に恐て、勢田を退
 き、坂本の城に入。明智彌平次、留て船に乗じて湖水を渡
 り、安土城に往んと欲す。山岡美作守其弟對馬守、兵を勢
 田の城より發して湖水に戰て大に勝。彌平治利を失て引
 退く。山岡兄弟微勢にして、勢田の城に在て大敵を拒き
 難きによつて遂に勢田の城を避て、要害に因て山中に屯
 すと云。又曰、立花左近將監逆徒に與して、勢田の城に
 ありと云。是を以て見れば、關が原役以後城主なしと見
 へたり。

○山岡景隆墓 臨江菴界内にあり。山岡景隆の墓と云
 の六字を添て書す。天寧和尚が建處なり。和尚在世の
 日、石碑を建んと欲して、其事ならず。惜べし。和尚石
 碑の銘并序を作る。其序に曰、

夫江州勢田古城跡者、山岡氏作州牧景隆所築也、原
 以景隆者景行天皇御子武持宿禰賜大伴姓、始任大臣、
 後胤黃門大伴家持之累世也、其雲孫改姓號山岡氏、尙
 年於此、景隆從來摠見寺殿贈大相國之家臣、而相國
 每陷諸國數城、無不令一人當百、奇兵被堅甲、鏖劔弩
 帶利劍、樹其軍功、故景隆平日知我不羞小節、耻功名不
 顯于天下也、相國感忠義、賜采邑地一萬斛、堅城深溝
 高壘、堅營、故寇前不得闚、矧又護持勢多長橋多年也、
 諺曰、惟任光秀弑相國之日、景隆扣馬於橋上、欲待信
 忠公率群兵來、後來供奉安土城、頃刻還而夾橋防戰、
 勿光秀首令之奉麾下、光秀急圍信忠公於京師、卒自劉
 突、告急如火、景隆咬齒牙而自惜耳、不日而猜賊欲使
 士卒於奪安土城、過勢多橋口、景隆防戰、燒落於橋、猜
 賊卒不得敢前陣、舟欲渡于湖上、景隆率士卒於湖上
 切擊、却於咸疆敗北、虜士卒所殺亡不可勝計、退城以
 來城破敗、而農夫不輟耕釋禾、日用勤已量之所稱、
 四壁嶮崖數丈、不知重綠老樹其數、合抱聳空、城跡嚮
 是洛納龍寶山主雪菴和尚之菴跡、而爲烏有其來尙矣、
 方今膳所城主、與野衲結方外之交三十年于此、掉三寸
 之舌求菟裘之地於城主、堅點頭以望之投卑焉、以故
 相攸于領内、是勢多古城跡地靈佳境也、貞享甲子、齋

之以三間茅菴名臨江、死灰不然無敢登箇銀、鹿門外客至希也、不謂有扣禪菴來底、攝散衣見之曰、吾這裏無一物、慈悲食示法食、既對庭前浪花者思南泉指花手段、聞漁船互答者諸岩頭掛渡機關、又野狐來庭上則舉揚百丈野狐公案、壯夫吠門外則開示趙州狗子話頭、善友諸鳥侍者群魔、朝草鞋跟底踏雲、暮拄杖頭邊擔月、無邊勝境入眸來忘意於世矣、閑吟幾霜乎哉、願是景隆弔祭不至精魂無依、追憶遺蹤更於摘星、壇上建石碑以記之、後來具眼正誤焉、爲之銘曰、

石碑高秀	相見山岡	俊雄豪傑
飽握鐵槍	後殿貴勢	武門棟梁
燒落橋術	掌握將量	名開海內
威震諸方	計攀韓信	忠等呂望
戮力盡力	不亡追亡	足權大事
志高氣揚	扶敗亡虜	圖存餽糧
一靈來也	露出堂々	禪菴架此
鎮獻茶湯	敬祈雨々	仰日陽々
精進林下	生功德香	

元祿四歲舍辛未五月上澣

臨江開基賜紫比丘暮齡稀年守株子天寧建云、

○中山川 是臨江庵の南を流る、小川なり。源は田上山

(山宮) (宮の一江近)

の中より出て北に行、西に流て、臨江菴の南より湖に入、蓋中山川の名は、水、勢田の中山を經るが故に號す。

○神領村 是橋本村のつき、橋本村の東にあり。往古建部明神の神料田の地の名、此のごとく名づくるならん。

○建部大明神社 神領村にあり。往還の大路より東に入て、北に折て社有。社あるの地、少しく高く、後山につく。宮山と號す。祭所の神大已貴命なり、【延喜式】曰、近江國栗本郡建部神社云、【一宮記】曰、建部神社大已貴命、三輪一體、近江國栗本郡云、臣按するに、近江國の一宮なり。一宮とは、其國々にある大社を撰、六十六國の一宮とは、一宮を國々に祭るにはあらず、祭てある處の大社を一宮と定め、六十六ヶ國ともにしかり。崇神天皇、天社・地社・神地・神戸を定め置るの時、其大社を其國の一宮と定め玉ふと云。亦一説には、天社は一の宮、地社は二の宮なりといふ。是【一宮記】ありといへども、其時を慥に記さず。【一宮記】も、近世の作書と見えて、兼右の説をのせたり。【神社啓蒙】には、一の宮は一國の守護神と云事なりとしるせり。【神道名目類聚抄】に曰、一宮の定は、鎌倉北條家はを定むと云。或記にいはいく、建部社は天國靈社なり。此社あるゆへに、里を玉造里と云、玉出、玉川、玉野、玉水、故ある事なりといふ。【三代實錄】曰、貞觀二年三月

辛亥、列於官社、貞觀五年六月壬辰八日己亥、授從五位下、貞觀九年七月十一日、授從四位下、貞觀十七年七月壬辰朔十一日壬寅、授從四位上云、緣起曰、社司等謂、宮殿二字、傳言一字者正殿、一字者權殿也、或云、加天明玉命爲二座、未知何所據、按【延喜式】曰、凡神社二座以上者書其數、一座者不書其數、【一宮記】亦以爲一座、則與當社所傳相符合矣、【三井記】曰、建部明神使者葦毛馬云、【兼照番神註】曰、天明玉命也、天武天皇白鳳四年勸請于此、每歲正月自元日至七日獻神饌矣、自中古禁魚鳥而不獻、社司亦不食之也、八司亦食之、八日加牟志也、宇津里、文字未詳、醍醐、山、此日社司等會合而饗宴焉、十七日御弓之神事、二月初午獻神饌、三日惣的之神事、神領村人會合而射的、四日橋本村人勤之、三月晦日夜、立神於勢多橋口與大江村中也、此夜里人嫌逢此伎、四月初午御輿迎、二午祭禮神輿遷幸於御旅所矣、獻神饌、昔時神崎郡建部村奉奠鮎魚焉、六月二午御田之神事有植田之事、同月撰吉日掃除社內、九月十二日相撲、二十六日御立之神事、十月二十六日御歸之神事、自朔日至二十一日撰吉日奏神樂、十一月二午御火燒矣、社境內東西六十四間、南北三十四間也、宮山四町四方也、社領二十石云、此緣起一冊は、京師下御靈の神主春原信直が編纂する處なり。權中納言藤原の公通卿の跋あり。其跋曰、大已貴命

(寺宮神)

者金德全備之神、而其威振于天下、故號葦原醜男號八千、戈神、其祠云建部、良有以哉、嗚呼講武治邦之人、豈夫不尊信耶云、【拾芥抄】に、三十神名の中、廿六日建部とのせられたり。【保元物語】に、賴朝左遷の條下に、纈纈源吾盛安も大津までと申たりしが、人々留りぬる上、勢田には橋もなく、舟にて向の地へ渡り玉へば、旁心苦しとて、打送り奉る處に、社の見へけるを、如何なる神ぞととへば、武部の神と申。佐殿さらば今夜は此御前に通夜して、行路の祈を申さんとて、社壇にぞ留りける。京師本・杉原本・半井本並に云、賴朝勢多の橋を過玉ふとて、あの森は如何なる處と問玉へば、建部の宮にて八幡を祝ひ奉る社なり。賴朝、宗清に乞て社に通夜し給ひ、源吾盛安が夢の事をしるす。社の傍に寺あり。神宮寺と號す。

【垂加草】云

菴構楠樛風色老、賴朝曾此致精禱

盛安夢語聞言他、便見中心藏復報

○安養寺 神領に在。淨土宗、安土淨嚴院末寺なり。

○勢多中山 是橋本村の中より、稻津村までの中間に有山をいへり。此處の土筆名産なり。

○杉谷川 中山川の南にある小川なり。

○しのべ川 杉谷川の南にあり。

○大谷川 しのべ川の南にあり。
○池谷川 大谷川の南にあり。

(江窪)
○大江村 神領村の北にある村なり。窪江といへる地も、大江村の中なり。古書に窪倉と號するも、此窪江の事なるべし。或記に、東國の貢調進するに、先窪倉に納故に、窪大藏と號すといへるは是なり。大津の御宇より、世々の調物、宜玉出・玉野の御倉に納て膳所へ送り、都に献りし事なり。大窪江と云しを大江と云、窪江といふ。志賀郡鳥居川村にも古窪倉あり。今田地の字に久保宮と云處在。是なり。

○正一位若松大明神 大江村に有。人皇三十代欽明天皇の御宇鎮座、祭禮毎年四月六日。井田と號する地に水あり。土俗云、是明神の清泉なりといふ。

(寺照常)

○御靈大明神社 同村に有。鎮座の年記詳ならず。延文五年八月廿五日再興、祭禮毎年四月六日。神宮寺を常照寺と號す。眞言宗なり。
○玉野浦 此邊を專云、玉野と云は、野路の玉川より此邊までの中間を云なり。

【新勅撰】
いろ／＼の草葉の露をおしなへて、玉野の浦に月うかひける

亦玉野の原とも云。

【夫木集】

俊 憲

霰ふる玉野の原に御狩して、天のひつきのに奉る

○西徳寺 同村にあり。天台律宗、坂本西教寺の末寺なり。中興は慶長七年、宗珍の開基なり。

○西接寺 同村にあり。右同斷。中興は慶長七年、宗慶の開山なり。

○淨香寺 同村にあり。淨土宗、京東山一心院の末寺なり。中興は慶長七年、宗鑽の開山なり。

○善住寺 同村に在。淨土宗、安土淨嚴院の末寺なり。中興は慶長七年、傳能の開山なり。

○龍藏寺 同村に在。淨土宗、大津乘念寺の末寺の也。中興は慶長七年、宗全の開山なり。

○正善寺 同村に在。一向宗、京佛光寺大善院の末寺なり。中興は慶長七年、道清の開基なり。

○覺明寺 同村に在。西本朝寺派、大津顯證寺の末寺なり。中興は慶長七年、淨念の開基なり。(二本の頭註【以文筆記】に曰く、本尊裸形如來也云云)

○西行屋敷 同村にあり。小坂と號する地に有。相傳、西行法師暫此地に寓居すと云。(二本の頭註【以文筆記】に

(坂小)
曰、大口村別名澤村とも云。官道の西傍に岡あり。東北は斷然として壁岸の如く高さ丈餘許り。西南は次第に低くして三四町許りにして平地に至る。此最高の處小屋敷跡あり。南北十七間、東西拾五町斗り。其外稍森然たり。村民傳へ云、西行屋敷と。其東北の隅に井有。西行井と云。此屋敷に一奇あり蚊子絶て不栖。村民夏夜是に來て納涼すと云。臣按ずるに、西行は佐藤兵衛憲清法師なり。一とせ鎌倉に下り、和歌及び弓馬の道を傳ふることあり。もしくは其時此地に滞留せしにや。詳ならず。兒女子の戯歌に、

「小坂の里にゆひする人もなきやらん、早苗のふしの三節 たつまで」とうたふ。小坂といふは此處なりと云。【松平伊豆寺信綱雜談】に
賤の男か門田に植し三ふし草、二節あるは又はえの稻

此歌は古の天子の御製と云傳へり。家業におこたる者を誠の歌なり。物くさものの、掟なりと、申されしとなり。

○地藏山 同村に在。相傳、往古六地藏あり。因て號す。

○古城跡 同村に在。相傳、往古高野甲斐守と云もの住すと。中世山岡美作守持城也。山岡對馬守景祐、爰に居住す。

○高橋川 土俗是を三間茶屋の川と云、或は大萱川と云。

(川源長)

源は田上堂村の邊より出て、勢多の山間を歴、建部社の傍を流、往還の大路三間茶屋の前を過て、大江・大萱の傍より湖に入。小き川也。一名を長澤川とも云。

○大萱村 大江村の北にある村なり。當郡の内駒井庄にも大萱村と號する地有。同名異村。然も同郡にて甚まぎれやすし。駒井庄の大萱を、土俗所の大萱と號す。是所村に近き故なり。當村は大かひと云。大萱を誤りしなるべし。

○正一位九大王社 大萱村に在。祭禮毎年四月六日。

○辨財天女社 同村にあり。

○十禪師社 同村にあり。

○増水天神社 同村にあり。相傳、慶長年中迄、此社東の山にあり。然後今の地に移すと。始其地に清泉あり。此水を得て病者効驗を得るもの多し。故に増水天神の名あり。其舊地を尋るに水なし。其時の神木とて、天神の一本松と號する今にあり。

○丹後侍從塚 同村に在。田の中なり。如何なる人と云事を知らず。今は次第に鋤れて、それとだに知人なし。(二本の頭註に曰く、【平家物語】長門本二十、丹後侍從忠房、勢多にて斬らるゝことあり。これ其忠房の墓なり。)

○東光寺 同村にあり。瑠璃山正善院東光寺と號す。本

尊樂師佛、長三尺六寸。相傳、往古大伽藍地なりと。土民、此邊の土中を穿て古瓦、古錢、古き佛具等を得る者多し。

○善念寺 同村にあり。一向宗、東本願寺の末寺なり。

○萬福寺 同村にあり。右同斷。

○通徳寺 同村にあり。右同斷。

○常樂寺 同村に在。淨土宗、京知恩院の末寺なり。

○月輪池 同村にあり。往還より上に在。上月輪・下月輪

二池あり。又山神と云地在。俱に一處にあり。土俗相傳古

昔、月輪降て此池に入。因て號すと云。臣按するに、然ら

ず。月の、水に移ります事珍しからず。清濁を分たず、月

光をして大明私照なきの理、見るべし。若又、月天上をは

なれ、池の中に在といは、甚理にそむきたる事なり。天

地始てより以來、決してなきの理なり。或書に曰、月輪禪

定兼實公の莊園、近江國栗太郡にありと云。因ておもふ

に、彼莊園の内にありし池なるゆへ、月の輪の池と云な

るべし。いかにぞ、月輪池中に入らんや。必然たる僞説な

り。

○本願堂池 同村に在。土俗本願妙と云。

○烏川池 同村に在。此外、上すじ池・下筋池など云なり。

○織部屋敷跡 同村にあり。如何なる人の屋敷跡といふ

事をしらす。思ふに、菅沼織部正定芳、膳所を知事あり。

若其時憩息の地なるにや。不詳。

○高山塚 同村に在。如何成故を知らず。

○正林坊跡 同村にあり。今畠の字にあり。

○南笠村 大萱村の北東にある村なり。

○天滿天神社 南笠村に在。祭禮毎年四月初の巳の日。

○治田大明神社 同村にあり。則社ある地を鳩の森と

云。小き森なり。順【和名抄】に、治田の郷名を載たり。此

邊歟。祭神治田連か。連の事、人物志に出ず。

○鳩の森 前に見へたり。思ふに治田の森といふを誤て

はとの森といふなるべし。

○辨財天社 同村にあり。池有辨天の池といふ。往還大

路の傍にあり。

○老上川 此川、聲の似たるを以て、土俗誤て大龜川と

云。狼川と云ものは非なり。川幅二十間許、川下にては長

會川といふ。此邊、老上の郷なるを以て川の名とす。源は

田上・牧村の山間より出て乾に流れ、南笠村の北をめぐ

り、矢橋村の南を過て湖に入。川幅十五間許。川下に至て

は二十間の餘に及所もあり。白砂にして常は水なし。時

としては急に水出る事有。老上郷の名は、順【和名抄】に

出たり。川の中に松あり。長會の松と號す。

○大日寺 同村に在。本尊大日如來、惠心の作也。當寺は

(松の會長)

(川會長)

(郷田治)

近江國輿地志略卷之四十一

臣寒川辰清編輯

栗太郡第三

禪宗なり。相傳、此佛は往古笠寺の本尊也と。笠寺絶て後、此地に移すといふ。尙笠寺の條下にしるす。

○笠寺跡 同村に在。相傳、往古は笠寺、笠堂と號して甚

繁昌の伽藍なりと。何れの日か廢絶すと云。今も件の礎

なりとて大石尙村の處々に散在せり。寶塔の眞柱の礎な

りとして六尺四方許の石あり。其傍に蓮池と號する田池あ

り。是皆笠寺の舊蹟なるべし。惜哉其傳記の傳らざる事。

笠川といひ、上笠と呼、下笠など云村も、定て此笠寺の所

以なるべし。不審。尾張國愛智郡笠寺村に、笠寺と號する

寺あり。宮と鳴海との間なり。是等も縁起傳らざれば、知

れがたし。

○袈裟懸松 同村、往還の大路の傍にあり。相傳、弘法大

師袈裟を懸し松なりと云。

○栗林山 同村にあり。

○妙樂寺 同村にあり。淨土宗、清譽存達の開基なり。

○淨安寺 同村に在。一向宗、東本願寺の末寺也。

○新濱村 南笠村の西にある村なり。

○八大龍王社 新濱村に在。祭禮毎年九月十二日。

○高聲寺 同村にあり。萬治三庚子年開基本譽。淨土宗、

膳所縁心寺の末寺なり。

近江國輿地志略卷之四十終

(路小名)

○古城跡 相傳、土俗守屋大連築し處なりと。此説信用しがたし。

○毘沙門堂跡

○矢倉村 野路村の北東にあり。草津驛の南町續なり。此地を矢倉といふ事、説々あれども分明ならず。臣按するに、

【日本紀】に、孝徳天皇諸國に兵庫を起し造、國郡に刀甲

弓矢を收聚玉ふ事有と見へたれば、此地、疑もなく古昔

の兵庫ありし處なり。後世文字を改矢倉につくる。町あ

り。新町・田町・北町・南町といふ。古昔は、此民家湖邊に

あり。慶長年中今の地に移り、始て驛のごとくに成て草

津に屬し、草津にならび志津川を界とす。門より志津川

までを名小路といふ。中世遊女の類も有しと云。今は

なし。

○觀音堂跡

○釋迦堂跡

○極樂寺跡 俱に矢倉村に在。相傳、古昔繁昌の寺院なりと。應仁の兵火に罹り悉烏有となりて、今纔に田畠の字に残る。此餘大門・蓮池・鐘樓・堂の池・堂の藪・玉造等の名あつて存す。

○若一王子宮 矢倉村にあり。

○八幡宮 同村にあり。

○稻荷社 同村にあり。

○立木社 同村にあり。志津川南の岸に在。祭る處の神武甕槌命。神護景雲元丁未年、常陸國鹿島より鎮座し玉ふ。則鎮座し給ふ處の藤の樹、今にあり。正一位立木大明神と號す。立木の名、是に據れり。祭禮毎年四月初巳の日。寶龜八丁巳年、勅を奉て、中臣緒魚社を造營す。延曆五丙寅年、正一位の神階を授らる。元此社、立木の社として地も改めず。然る處に、中世此宮地を、始草津の驛内となす。故に人或は草津宿の内、立木の社とおもへり。甚誤なり。矢倉の宮あり。四月巳の日、矢倉村異の方鎌倉海道邊へ、神輿御幸、村中列拜す。その處を列詣を號す。獅子舞・田樂、兒童鉦鼓を拍て躍舞へり。【扶桑拾葉集】烏丸光廣卿の【東の道の記】に曰、草津を通るに、道のほとりに東に

(寺佛石)

向ひたる鳥居見へて、いと木深き森あり。里人にとへば、春日勸請と申。ふし拜て、神も又いつ、をさしてわかるらん、是も春日の森とこそきけ

○春日社 同村に在。新町と云所なり。立木神事の日、御休所なりといふ。

○願行寺 同村に在。往昔聖德太子建立の地、石佛五體を安置す。始石佛寺と號す。應永年中本願寺門徒と成て、願行寺と改號す。右の石佛五體、寛文の頃、膳所の原田源之丞所望によつて、膳所へ船にて遣。濱邊に至りて舟湖中に沈。種々取上といへども、終に四體は出ず、地藏尊一體出る。暫濱邊に捨置。安昌寺内の住僧寺内へ乞取、後田上の芝原法藏寺に送る。安置して今にある石佛是なり。

(堂迦釋)

○養蓮寺 東本願寺宗、元和年中建立、道場と號す。

○光傳寺 往昔釋迦堂と號す。金勝狛坂觀音、盜賊の爲に立木の森に捨らる。毎夜四方光明輝く。大窪某取出し、先釋迦堂に納め、後に金勝寺に歸し奉る。是より光傳寺と號す。將軍家御朱印數通、共に燒失し、今纔に再興するのみ。明曆年中、京知恩院末寺と成、法照山光傳寺と號す。

○正念寺 淨土宗、草津正定寺の末寺、光照山攝取院正念寺と號す。慶安年中の建立なり。

(川守留)

○草津村 追分村の北にあり。東海道五十三の驛次にして、旅店甚多し。富裕のものなきに非ず。駄馬乗下の荷物、貫目の制法あり。江戸より上りには品川驛にて改、江戸に下る者は、此驛において改、枝村あり。留守川と云。此留守川、每家穢多の種類多し。此地の古戦を按ずるに、永正六年十月、江州を攻んとて、追手の大將大内義興、都合其勢三萬五千餘騎、高橋三河守を先陣として、相良遠江守・杉十郎を相添、草津に陣を取。近江より青地市右衛門茂高、守山迄忍び來て、其夜の曉、敵陣の怠りを見て、火矢を射かけ、草津を燒。高橋は勢田の方へ、相良は矢橋をさして敗北す。

【爲尹千首】

草津より濱に出ける方なれや、はやめにかゝる志賀の浦舟

【蕘孝道記】云

近江路や秋の草葉は名のみして、花さく野へのいつくともなき

垂加詩曰

雨寒野路篠原邊、客袂淚霑西望天、

忽記古人歌詠傳、感吟行到草津郵、

○志津川 是立木の宮の傍を流る、ゆへ、土俗宮川とい

ふものは非なり。本名志津川といふ。志津庄の名によれり。源は青地庄のむれ山より出、曲流して立木社の傍を過、南山田村より湖に入。

○常善寺 草津に在。淨土宗。緣起曰、光仁天皇寶龜八丁

已歲冬天下早、帝勅住侶令請雨講讀般若三七日、明年春

大雨、帝悅詔曰、自今可祈陛下寶祚延長、造營佛宇而賜常

善之號、開山良辨僧正、天平七乙亥歲三月感靈夢、八月建

立、順德院御宇承久三辛巳年五月兵亂、東兵入當寺、本尊

并寶物等散失、中興開山叡尊上人、後諡興正菩薩、後宇多

院建治二丙子年四月移住當寺、七月再興移本尊今之阿彌

陀佛、同十五日布薩戒執行、從此時傳眞言律法、等持院殿

尊氏公、正慶二癸酉年上洛之砌御願、勝定院殿義持公御

願、應永十三年知行之由緒在之、長享元丁未年義尚公陣于

郡之鈎邑、命當寺住侶尊算令修延命地藏法、延徳元乙酉年

於鈎邑之陣中薨、號常德院殿、遺命曰、我歸常善之地藏既

久、死則殿室皆以施彼寺、依之賜彼殿室、今之客殿是也、信

長公先代不相替御願、永祿十年知行之由緒、同十三年制

札有之、大閤秀吉公、天正十年明智亂之砌、制札有之、慶

長五庚子年、大相國家康公關原御開陣之砌、御上洛、九月

十九日御陣于當寺、御在陣二日、諸將橋石田并凶賊等來、

大相國大悅、則召住侶一秀而賜田畝五十石、同日大相國

(川宮)

召住侶問宗義、答奏戒律密乘、問本寺菩薩、的受而嘗不雜他系故無本院、同年九月二十三日、大相國秀忠公御上洛、御陣于當寺、御在陣一日、召住侶賜黃金一斤、至一秀晚年、吾有易行易修法焉、則詣洛東知恩院拜滿譽僧正、兼於宗念佛門、自爾來爲末葉代々相續、大相國家光公之御代、御朱印拜領、自是御當家御代々拜領云。

○治部繫松 則常善寺庭前の松なり。治部少輔三成を擲來て、此松につなぐと云、事は常善寺縁起中に見えたり。石田三成の事は、別卷にしるす。

○養專寺 草津に在。鈴風山養專寺と號す。一向宗、佛光寺の末派也。縁起の書有。永正三寅の年の火災に燒失す。

○正定寺 同村に在。佛國山地藏院正定寺と號す。淨土宗、知恩院の末寺なり。

○眞願寺 同村に在。寶樹山眞願寺と號す。中興信譽上人、永祿元年建立、淨土宗、京誓願寺の末寺なり。

○圓融寺 同村に在。法性山圓融寺と號す。行寂院日光が開基、永祿二年建立、日蓮宗、京立本寺の末寺也。

○眞行寺 同村に在。法西法師の開基、天正十七丑年建立、一向宗、佛光寺の末寺なり。

○淨教寺 同村に在。釋教恩開基、慶長元年建立、一向宗、西本願寺の末派なり。

堤を直に行ば金勝路なり。草津の町をますぐに、砂川を打渡して、大路井村に行ば中山道なり。

○大路井村 草津村の北に在村也、中山道の大路なり。

○正一位女體權現社 大路井村に在。祭禮毎年四月十日、祭神詳ならず。

○覺善寺 同村に在。淨土宗、黒谷金戒光明寺の末寺也。

○光圓寺 同村に在。一向宗、西本願寺の末派、興正寺の末寺也。

○中澤村 大路井村の東にある村なり。

○菌大明神社 中澤村に在。祭神詳ならず。土俗云、五百年以前に勸請する處なりと云。

○小柿村 中澤村の東にある村なり。

○常勝寺 小柿村に在。時宗、京四條金蓮寺の末寺也。

○東方寺 同村に在。土俗、牛堂と號す。いかなる故といふ事をしらす。

○坊袋村 小柿村の東南にある村なり。

○川邊村 坊袋村の東南にある村なり。

○川邊池 川邊村に在。さして古跡にあらず。二百間四方許の池にして、百六・七十年許以前に出來ず。

○灰塚山 同村に在。高さ二十間許。土俗相傳、往古の栗の大木を、此處にて切倒し燒すて、其時の灰をつかね

○傳久寺 同村に在。釋善德開基、慶長十九寅年建立、一向宗、東本願寺の末寺なり。

○圓教寺 草津留守川に在。開基詳ならず。中興釋道順、元和九年建立、一向宗、東本願寺派京金福寺の末寺なり。

○善福寺古跡 草津村四町目に、田の字と成て有。

○新福寺古跡 同村宮町西裏、島の字に在。

○極樂寺古跡 草津・矢倉・追分三村立合の墓所也。昔の寺蹟なるにや。詳ならず。

○草津川 草津村はづれに在。土俗砂川といふものはなり。此川平常水なし。雨降ときは必水を出す。尤急流なり。此川東にては金勝川と號し、此邊にては草津川と云、砂川ともいふ。源三つあり。一は信樂の山間より出、北に流れ、東坂村の東を遶り、西に折、上山依村北を經、下砥山村を過、曲折して草津の驛の東を過、又西に轉じ、北山田村と下笠村との中間より湖に入なり。一は荒張村の邊より出、下砥山村に至て一と成、一は田上・相生村の邊より出、東に流れて一となる。川は、三十間許。川上は小石交の川にして、川下草津近邊にては白砂なり。砂川の北の堤を下へ行ば、山田道なり。上へ行ば東海道に出、南の堤に南無妙法蓮華經の石塔あり。三十年許以前に、京都町人八幡屋長右衛門といふ者は是を建、此石塔を後にして

て山とす。是なり。今は此山をほれば悉灰なりと云。栗の木につきて種々の妄説あり。信用にたらず。詳に辯解、郡名の處に出す。

○目川村 川邊村の西に在村なり。

○岡村 草津の東にある村なり。

○乘圓寺 岡村に在。東本願寺宗、開基了正、慶長五年なり。

○澁川村 中澤村の北に在村なり。

○天大將軍社 澁川村に在。祭神詳ならず。祭禮毎年四月十三日。

○光明寺 同村に在。西本願寺宗、天正二甲戌年釋了永開基。

○徳林寺 同村に在。西本願寺宗、永正十八巳年釋正惠開基。

○佛乘寺 同村に在。明應八巳未年釋專了開基、西本願寺宗。

○行圓寺 同村に在。明應元子年釋榮碩開基、東本願寺宗。

○木川郷

○山田庄 木川村・御倉村・南山田・北山田をいふ。

○木川村 矢橋の北にある村なり。

○西遊寺 木川村に在。東本願寺宗、永正七庚午の年開基なり。木尊阿彌陀、長二尺壹寸、立像。

○西乘寺 同村に在。東本願寺宗、開基永正六己巳の年、本尊阿彌陀、立像長二尺三寸。

○最明寺 同村に在。東本願寺宗、萬治三庚子年開基、本尊阿彌陀、長二尺。

○德照寺 同村に在。東本願寺宗、元和元卯年開基、本尊阿彌陀、立像長一尺八寸。

○常光寺 同村に在。淨土宗、慶長三戊戌年開基なり。本尊阿彌陀、立像長二尺九寸、聖德太子の作。

○毘沙門堂 同村に在。毘沙門天像、吉祥天女像、各長三尺立像、慈覺大師の作なり。毎年正月八日・九日開帳す。藥師如來座像、長二尺八寸、傳教大師の作なり。

○天滿天神社 同村に在。祭神菅丞相の靈也。建武戊寅年建立、祭禮毎年四月初の申の日、九月十日相撲、正月廿五日勸請、社の左右に紅梅の社・白大夫の社有。緣起三卷あり。事長きのへ載す。

○白鬚明神の神木 同村に在。檜なり。前に鳥居を建。大木也。いかなる故に、此のごとく稱する事をしらす。

○三池 木川村に在。三池といへども、大池・中池・小池指池とて四の池有。元和元乙卯の年、此池を堀ぬ。古來よ

り二町に九町と傳。惣池の地、東西四百八十四間、南北百貳拾間。

○御倉村 矢橋村の北東にある村なり。【朝野群載】にいへる玉出の御倉といへるは、此地の事なり。大津の都の時、東國の調貢を、窪大藏・玉出の御倉に納む。其時御倉ありし地なれば、今に御倉村とはいふなり。

○淨顯寺 御倉村に在。慶長六丑年開基、一向宗、東本願寺の末派なり。

○子守大明神 同村に在。寛文十三癸巳年五月廿二日、吉田社より勸請す。

○南山田村 木川村の北にあり。南山田とは岡村・馬場村・不動濱村をいふなり。

○善勝寺 南山田に在。淨土宗、東光山善勝寺と號す。文安三丙寅年清河法師の開基。本尊阿彌陀、立像長二尺三寸、慈覺大師の作。京裏寺町西林寺の末寺なり。

○西光寺 同村にあり。廻光山西光寺と號す。京裏寺町西林寺の末寺。康正元乙亥年德賢法師の開基。本尊阿彌陀、座像長一尺六寸、惠心の作なり。不動の立像あり。長二尺五寸、智證大師の作なり。相傳、此不動尊、本比叡山西谷西光坊の本尊なり。元龜年中の兵火に湖水に沈しを、其後此浦の獵師の網にかゝりて、此處に擧る。西光坊

の本尊なりしと云縁を以、西光寺と號す。元和八年の夏、膳所城主菅沼織部正正芳、此尊像を貴び、膳所縁心寺の地に遷す。夜々告有て、山田元の地にかえす。

○庚申堂 西光寺の境内に在。

○西念寺 同所に在。西本願寺派、山城國山科西宗寺の末寺。永祿五壬戌年釋祐專開基なり。

○佛名寺 同所に在。東本願寺の末派、寛文六己巳年開基なり。

○大宮若松明神社 同所に在。祭神勸請等不詳。

○容人權現社 同所に在。

○大市社 同所に在。祭神大市媛なり。

○小市社 同所に在。祭禮毎年四月初の申の日、九月九日相撲。(一本の頭註【以文筆記】に曰、以上四座とも、皆家の前に建たるもの也。)

○北山田村 新免村・元濱村・五條村を云。山田・矢橋の渡船は古來の稱なり。往古は往還の大路にして旅人多く、甚繁昌の湊なり。近世は矢橋のみにて、山田への渡し船まれなり。三・四十年前までは、丸船十三艘ありしに、次第に減少して今五艘あり。毎年四月日吉の神事、馬船三艘、此地より出す。扱此五條といふ事、土俗或云、往古此邊に都を建んと欲し玉ひ、地割ありしゆへに五條の名

ありと。甚誤なり。詳に野洲郡の條下に載。

○八幡社 北山田に在。天武天皇白鳳四年二月十一日、勅願によつて、大中原清鷹、矢橋鞭崎八幡宮及當社を勸請す。正八幡宮と號す。祭所應神天皇なり。

○若宮 同所に在。以上三社、俱に祭禮毎年四月初の申の日。

○長安寺 同所に在。一向宗、西本願寺の末寺なり。天正十一年の開基なり。

○極樂寺 同所に在。西本願寺宗、京明覺寺の末寺なり。天正十年開基。

○長教寺 同所に在。西本願寺宗、山城國山科西宗寺の末寺なり。永祿四酉年開基。

○藥師堂 同所に在。本尊石佛藥師如來の座像、長三尺壹寸、行基の作なり。

○山田野 是草津川の末、川中にある廣野なり。土俗或は大川野ともいふ。

○彈正池 大川野の内に在。下笠村用水池なり。

○笠庄

○上笠村 此邊を笠縫の里と云歟と、故人いへり。【漢鹽草】に

旅人のみの打はるふ夕暮の、雨にやとかる笠縫の

里

○下笠村 上北村の西にして、北山田の所にある村なり。下笠にまた七村あり。市場村・井本村・小屋場村・寺内村・馬場村・下出村・南出村と云。

○専念寺 下笠村に在。佛光寺の末派なり。永祿七甲子年開基。

○光林寺 同村に在。佛光寺宗なり。

○西光院 同村に在。浮土宗、文明年中、眞譽運阿彌の開基なり。

○宗榮寺 同村に在。淨土宗、勢田の城主山岡主計頭景以の母は、水原長門守秀清の女なり。初長と號し後尼と成、知光院宗榮尼と號す。山岡美作守景隆の妻女なり。此宗榮、下笠村にて五十石の知行を、秀吉公より頂戴して下笠村に在住せり。宗榮尼歿後、主計頭の願にて、件の宅地を寺とし、則宗榮寺と號す。知光院賢譽宗榮大姉を開基とす。

○順光寺 同村に在。西本願寺派、天文年中建立なり。

○専崇寺 同村に在。天文九年顯如上人建立。

○專言寺 同村に在。天文九年の開基なり。

○下笠古城 同村に在。今下笠忠右衛門宅地是也。下笠信濃守が嫡男三郎左衛門彌實居城す。永祿九年、青地駿

河守茂綱と戦て死す。近世悉く堀等を埋、田畑とす。

○正一位大明神社 下笠村に在。土俗相傳、眞宗豐祖父帝、慶雲元年辰の歲、當村大杉樹に降り給ふ。享祿三庚寅年、神殿造營。祭禮毎年三月三日。臣按するに、土俗説大に非なり。祭神牛頭天皇にして、素盞鳴尊の御事なり。文武天皇の慶雲元年三月四日、下笠村に鎮座と舊記にあり。祭所の神三座、素盞鳴尊、稻田姫・八王子なり。社記曰、下笠村明神者、慶雲元年三月四日影向、同四月現平森大杉木、而宜爲一郡東西守護、百六代後奈良院御宇神怒、享祿三年庚寅五月十七日再造修神殿、同御宇天文九年奉授正一位云。

○夷社 同村に在。

○七條殿松 同村湖邊に在。古き大松なり。いかなる所以と云事を知らず。此邊に七條と號する處あり。七條の事、野洲郡條下及初卷にしるす。

○駒井莊 是下笠村と川を隔てあり。川より北を駒井の莊と云なり。六村あり、澤村・新堂村・穴村・集村・十里村・大萱村なり。土俗或は駒井三郷とて、集村・澤村・新堂村許を云といふ説あれども、非なり。駒井莊は六村なり。駒井月照齋と云佐々木の家士、此地を領す。因て駒井の庄と云。

○駒井川 下笠村と駒井莊との中間に在。下笠の邊にては、専ながれ川と云。源は野洲川にて、辻村の東にて用水に在る、小溝なれども、所にて水落合、川となれり。

○大萱村 下笠村の北にある村なり。寶光寺の緣起に曰、淡海國大萱村と申は、往昔、此里に大蛇住事あつて、國民を損害しけるゆへに、春夏に廢れ、秋冬に荒のみ行程に、いつしか萱原と成しより、大萱村の名は出來にけりと云。此説不審なれども、是にしるす。

○阿彌陀寺 大萱村にあり。

○寶光寺 大萱村に在。緣起に曰、天武天皇の御宇に當て、聖主屢御夢を蒙り玉ふ。其御夢に、今の寶光寺の邊より、瑠璃の光を放ち、一人の老翁告て曰、此處は是藥師如來の靈場、衆生化益の砌なり。然るに久しく毒蛇すんで人を惱し、萱原と成行事、天神地祇も惜み玉ふ。早く此處をひらき、一字の伽藍を建、藥師佛を安置し玉は、毒蛇をのづから伏かくれ、再び人の住家とならん事、疑ひ玉ふべからずと、三夜に至ておなじ夢を感じたまふ。故に速に、勅使を以て萱原を尋給ふに、御夢に少しもたがはず。一場の靈土より、數莖の靈芝を生じ、一對の藥師佛出現し玉ひ、光明赫々として異香薫じ、空には藥師の眞言、松風にた、へて聞へければ、大蛇も伏恐れ、いづくとも

なく跡をかくしぬ。主上御感の餘りに、一字の堂を建て、彼本尊を安置し玉ふ。中略。最初瑠璃の光明かやきたるを以て、寺の號を寶光寺とは申とかや。其後桓武天皇の御宇に到て、惜哉燒土となりぬ。主上先帝の跡を慕ひ、御堂を再建し玉ひ、傳教大師に詔して、古の本尊の、不思議に灰燼を遁れ給ひしを内腹に納めしめ玉へり。今の本尊是なり。中略。又中堂本尊の後佛と崇奉ると下略云。臣巡見の日當寺に至り、寺僧に會して其來由を問に、件の緣起を出してしめせり。寺僧云、本尊は長五尺四寸立像、傳教大師の作也。當寺往古大伽藍地なり。叡山の別院なりと。臣寺院を巡見るに、實に大なる礎も所々に残れり。今は纔の一小堂なり。

○綾堂 寶光寺の界内にあり。相傳、往古は穴村・品村の界に有と云。其舊地、今に綾堂と號して、田地の字となれり。綾堂の本尊正觀音、長六尺許、作不詳。

○若王子社 同處にあり。

○穴村 大萱村の東北にある村なり。此地に、神の夢に教へ給ふ灸なりとて、灸治をなす。近邊の俗、是を信するもの多し。事は土産の卷に辨す。

○安社大明神社 穴村に在。祭禮、芦浦と組合なり。

○佛生寺 同村に在。佛光寺宗なり。

○光園寺 同村にあり。右同斷。

○新光坊跡 同村に在。今此地の名を裏屋敷といふ。亦外に裏屋敷と云地あり。今に石塔多く地中より出。

○集村 穴村の東に有。

○正山大明神社 集村に在。祭神詳ならず。祭禮毎年四月初の酉の日。毎年二月十六日御弓。

○觀音堂 同村正山社の界内に在。本尊十一面觀音。長二尺九寸。脇立毘沙門・地藏。各長二尺二寸。

○新堂村 集村の東に在村なり。

○山王權現社 新堂村に在。祭禮毎年四月初酉日。

○光闍寺 同村に在。京佛光寺の院家。久遠院持寺なり。開基善通法師。

○澤村 新堂村の東にある村なり。

○光明寺 澤村に在。佛光寺宗。

○藥師堂 同村に在。三蓮寺と號す。本尊藥師如來。傳教大師の作なり。開基詳ならず。

○毘沙門堂 同村に在。毘沙門天像運慶作也。土俗云。此像は富田家代々の護持佛なりと云。富田某と云者。當村に有しよし。今に子孫あり。

○十里村 新堂村の南にある村なり。九の里・七里・五の里等の村名多し。臣按するに。六十間を一町とし。六町を一

(寺三)

里とす。十里村は六十町の村なるべし。五の里・七里・九の里皆おなじ。後世沿革あつて。其稱より多も少もあるべし。疑へからざるものなり。

○小安樂大明神社 十里村に有。祭神詳ならず。

○駒池 同村に在。横四間許。長二十間許。駒井氏の池にして。駒井池といふを。今は駒池と云。

○惣道場 同村に在。寺號なし。佛光寺宗。久遠院の末寺なり。

○佛臺寺 同村に在。佛光寺派。久遠院の末寺なり。

○田井中村 是則十里村の枝郷なり。穢多村なり。

○金乗寺 田井中村に在。一向宗。西本願寺末。京靈樂寺の末寺なり。

○大將軍社 同村にあり。

○品庄 品村・中村・吉田村を云。

○吉田村 下笠村の北にある村なり。

【長秋詠藻】 俊 成

せく水も吉田の里にうふる田は。かねて年へんかけを見へける

【名寄】 匡 房

時雨せぬ吉田の村の秋おさめ。苜ほす稻のはかりなき哉

○三天神權現社 吉田村に在。相傳。吉田大炊助穴太包元と云者。勸請すと云。界内に社三座。一社は若宮と號し。品中村より造營す。一社は戎の社。外に白山權現と號す。社の跡のみにして社なし。祭禮毎年四月初の戌の日。品村・中村組合にて神輿三社。下品村白山權現の社へ行。競馬有。

○西迎寺 同村に在。天台律宗。坂木來迎寺の末寺なり。

○觀音堂屋敷 同村に在。開基寺號等の由緒未詳。

○品村 吉田村の北に在。土俗是を下品と云。蓋品中村と云に對する意歟。品村より守山驛まで大路あり。其路一里半。是將軍家古御上洛の路也。土俗云。東照神君大坂に進發の日。湖上を經玉ふに。大風雨して船已に危し。漸にして岸につく事を得たり。其地を問ば品津浦と云。神君大に喜て曰。此軍必ず勝べしと。蓋品津と不死と訓相同じきゆへなり。此品村に辨財丸とて。凡六十石許の船あり。二十年許以前。台命ありて焼失。此品の濱。蓮あつて。夏日花開くる日は甚愛すべし。遊人小船に棹さし。蓮花の中間を漕巡。

○宗源寺 品村に在。淨土宗。

○常勝寺 同村に在。淨土宗。

○後緣大明神社 同村に在。祭神詳ならず。

(濱の品)

(寺樂極)

○地藏堂 同村に在。湖水へ築出し堂あり。地藏菩薩は惠心の作なりと云。

○白山權現社 同村にあり。

○檀堂 同村に在。往生院極樂寺と號す。品村・中村・吉田村・穴・村片岡村・津田江村・下寺村等七ヶ村の葬所なり。所謂行基菩薩開基。五三昧の其一也と云。本尊地藏像及焰魔王・俱生神・泰山府君等あり。悉く惠心の作なり。兒女子の戯歌に。一品の檀の堂に夜火をとす」と。蓋怪火なりと云。臣巡覽の日。里老に此事を正し。妄夫妄婦の迷をひらかんとす。里老も亦云。偽なり。怪き火あらず。時として狐火ある時も有。また。雨の夜などは。青き火を見ると云。是陰火にして。油坊が火の類なり。土産の卷に。此火の事を論ぜり。今贅せず。

○品中村 品村の東にあり。

○二堂 品中村に在。古來大寺の跡といへり。然れ共寺號等傳る事なし。

○惣社大明神社 同村に在。祭禮毎年四月初の戌の日。祭神詳ならず。

○淨運寺 同村に在。淨土宗。

近江國輿地志略卷之四十一 終

近江國輿地志略卷之四十二

臣寒川辰清編輯

栗太郡第四

○矢橋村 新濱村の北に在村なり。【参考保元物語】には、矢早瀬の字につくる。【今昔物語】には矢馳に作る。蓋し野洲郡とするものは誤歟。然ども國史にさへ、郡を違へる處多し。時の沿革もあれば、誤ともいひがたし。此地より湖上五十町を、湖西、松木村へ船渡しあり。世に所謂矢橋の渡是なり。事は土産門の卷に詳にしるす。

【萬葉集】

淡海之哉八橋乃小竹乎不造矢而信有得哉戀敷思乎

【夫木集】

さ、波や矢橋の舟の出ぬまに、乗おくれしといそ

くかち人

【堀川百首】

鳩てるや矢はせの渡する船を、いくそたひみつせ

たの橋守
烏丸光廣卿の【東路の記】に曰、十九日の曉、殘月に船に乘て、大津より矢八瀬へわたる。蒼波漫々として其興あり。北に志賀・辛崎・長等の山、南に粟津の里、勢田の長はし、はるくと見へたり。あまた、び見なれたれど、こゝろをつくる事ねんごろなれば、景も又勝絶なり。船より上りて見れば、むかひには三上山まぢかく、跡には比叡の高根おほひたり。しばらく一吟す。

行ききに向ふ三上の山よりも、かへりみらるゝ、ひえの大たけ。

【玉露叢】に、

家光公、寛永十一年戊午、御上洛記に曰、さゝ波よするにほのうみ、顔も静なりければ、矢橋より御船にめさるゝとて、

浪風も静けきけふはみつうみの、矢橋の船の舟渡りして

○鞭崎八幡社 矢橋村にあり。祭所神三座、中は應神天皇、左・右は神功皇后・高良神なり。神記曰、抑當社八幡宮者、人皇四十代天武天皇、白鳳四年乙亥二月十一日、依勅願詔大中臣清麿奉勸請之、其後八十二代後鳥羽院建久元年十月二日、源朝臣頼朝上洛之時、於矢橋浦有神社、在馬上而

以鞭指之問浦人曰、是何神也、浦人答曰、八幡宮也、頼朝下馬而拜之、依之有鞭崎之名、同三年頼朝以下部兼藤泰再興社壇、同四年八月十五日遷宮、所謂三所者應神天皇、聖母大明神、高良大明神、同所有子守勝手明神、又有菅神廟、右緣起一卷者當社祠官所傳來也、此日持來而需予一語、因繕寫以加其後了、元祿己巳季夏吉曜、神祇管領長上左兵衛督卜部朝臣兼連云、祭禮毎年四月二の午の日、亦俗談に、當社の神體を白蛇とし、まのあたり拜したりといふ。虚偽の説なり。神體は凡眼のみだりに拜するものにはあらず。人すら虫といひ獸といへば、いかつてやまず。況や神をや。不敬の罪恐べし。この處にのみ不限、諸社にかやうの事云もの多し。皆兒女子の戯言なり。大上郡多賀の社内の小社造營の時、小社をとりぬるに、其下に數十の小蛇ありて蟠り居れり。後に社を造に及て、始のごとく小蛇を入置。是蛇は神體たるの證據なり。まのあたり是を見たりと。或人臣にかたれり。臣こゝにおいて口を箝にあたはず。しばらく其一二を論ずるに、蛇の音は邪なり。よこしまなり。不淨なり。神は不淨を忌、清淨なり。邪を悪んで正きなり。先是をもつても雲泥の違を見るべし。人すら蛇を見て、きたなみにくみいやしむ。もしまた實に蛇、神體たらば、神道にはあらで

邪道なり。嗚呼一世界、皆神道にあらずといふ事なくして、吾國其神道の、わけて正道をうけたる國なる故に、神國といふ。然れば道は神道にして、人は神民也。神民たるものありて、然も其神の義を此の如く蛇なりなどいふは、たとへば主君父母を、虫獸といふに等し。惑へるにあらずして何ぞや。多賀の小社の下に小蛇幾つもあるべし。小社の下は人もさはらぬ所なれば、よき蛇のすみ處なるべし。畢竟、蛇の土中に穴つくりて居もおなじ事なり。俗間、神は社にのみ在と思へるはまどへり。天の覆處地の載る所、神ましまさずといふことなし。凡眼にこそ見へぬ、形に影の随如く、頭の上も、前にも後にも神ましますゆへに、善惡ともに人知らずとおもへども、神先知る、たとへば魚の水中に在て、水をしらざるがごとし。備前岡山松平大炊頭殿家士、一日領知の郡村を巡見するに、或村の民家に小壺を三ツ並べ、甚渴仰す。家士これを見るに、壺中に小蛇數十有。家士故をとへば、民答て云、是我家の傳來する處なりと。毎年其子生じて多くなるゆへに、亦外の壺にうつす。我も殊の外迷惑し、すてんとすれど、小蛇我身を責纏、巫女・山臥をやとふて、是を退んと欲すれば、巫女・山臥を苦しむ故に、巫女・山臥もかさねてうけがはず。せん方なしと云。家士うなづき、熱湯を沸

さしめ彼壺に入に、蛇悉く死す。さだに切て土中に埋、嘗以て崇なし。此民甚悦、厚恩をいたす。其家士といへるは、熊澤次郎八なり。此事熊澤七郎に聞り。次郎八、後に了介といひ、甚神儒の道を重す。是等を以ても、蛇を神體と思の惑を解べし。

○天狗石 同村田の中に在。大き一圍三尺許。相傳、桓武天皇の御宇、傳教大師、石を天狗に投しむ。天狗則石を虚空になぐるに、其石矢橋の浦に留る。今の天狗石是なり。歳早する時は、土人石の根をた、けば、雨ふる事必しるしありといふ。臣按するに、此石を投し、石津寺の縁起に見へたり。天狗の事、諸書に出たり。皆奇獸なり。世俗の圖し侍る處を見るに、或は象の鼻・鳩の喙・虎の爪・電目・兩翅あり。是を稱して天狗と云、客星の化する處といひ、外國の獸なりといふ。皆其名を執て實を失ものと云べし。我國の天狗と云ものは、山中にある處の靈なるべし。【台記】曰、所謂天狗者何者乎、答曰、嘗見朝鮮鄭道傳謝魘魘文序、云、會津多大山茂林、僻近於海曠無人、嵐蒸瘴泄易陰以雨、其山海陰虛之氣、草木土石之精、薰染融結化而爲魘魘、非人非鬼、非幽非明、亦一物也。日本天狗殆庶幾于是、與中華書之木客山獺似而非也。深山窮谷往々有之、其形不可見、或現大身則長人如僧、高鼻勾爪、復現小小羽化雲騰、若變作異形惱人、強字之曰天狗、蓋象惡星也云云。【明月記】には天狗の字に作る。近世菰生茂卿、天狗の説をあらはす。其言曰、稽諸典籍易在之、良爲山爲黔喙也、屬其所繇象耶也、薦紳先生或引客星或援外國之獸者、廼執名惑其實、可謂妄也、大凡三代而上但謂之某山神、後世所訛起自丘言、中國多仙、吾邦多天狗、彼所稱紫虛・碧霞・真武帝君、廼此所謂榮術太郎・金毘羅・妙義類是也云云。【台記】の説つくせりと云べし。傳教大師命ぜし處の天狗は、いかなるものにも、傳教深き意ありて、此のごとくいひ習はせし成べし。此石は所謂陰石といふものなるべし。【廣輿記】【五雜俎】及【括異志】曰、夷陵有陰陽石、陰石常潤、陽石常燥、早則鞭陰石、兩則鞭陽石、皆應云、是相當れるものなり。

○石津寺 同村にあり。縁起曰、桓武天皇御宇延暦二年、關於比叡山、傳教大師作樂師之像二體、一體者安置于根本中堂、今一體者乃當寺之本尊也、初傳教誓令天狗投三之石於虚空、其留處在鎮坐也、然後此石留于矢橋浦、樂師又鎮坐于此地也、蓋樂師來臨于此之後、夜々湖上於瑠璃之光曜、故有光曜山之號、或曰湖曜山、又曰湖輝山、投石留處故曰石津寺、脇侍十二神將、洪慶・運慶兩作也、自平城天皇至光明院御宇、安置于假殿、將軍源義詮有瑞夢之告

建立焉、然後及戰國堂宇頽敗焉、地藏菩薩像、慈覺大師之所作也、愛染明王像、弘法大師之所作也、蓋此二佛初在矢橋村之以南、堂宇頽敗而貞治年中移今樂師堂云云、本尊樂師は、今武藏東叡山中堂の本尊是也。台命有て移す。當寺に金子を賜、新佛を安置す。前三河守直親の證文數通有。

- 玉泉寺 同村に在。淨土宗、京知恩院の末寺也。相傳、建曆年中住阿彌が開基、金光山玉泉寺と號す。
- 淨讚寺 同村に在。京知恩院の末寺なり。臨湖山淨讚寺と號す。中興單譽上人といふ。開基詳ならず。
- 了覺寺 同村に在。一向宗、東本願寺の末派也。文明十六年、東本願寺の末派となる。
- 善行寺 同村に在。一向宗西本願寺の末派也。正親町院永祿五壬戌年五月上旬、開基長榮坊と云云。
- 大善寺 同村に在。桂光院大善寺と號す。淨土宗知恩院の末寺なり。建曆年中の開基なり。
- 清淨寺 同村に在。淨土宗、京知恩院の末寺、開基峯譽上人、本尊阿彌陀、座像三尺五寸、慈覺大師の作。
- 正高寺 同村に在。淨土宗、京知恩院の末寺なり。相傳、往古石津寺の住僧、正高坊慶俊といふ僧、當寺を開基す。
- 稱名寺 同村に在。佛願山稱名寺と號す。淨土宗、京知恩院の末寺なり。開基詳ならず。中興南蓮社嚴譽上人。天

正十一癸未年入寺。相傳、當寺始め當所田中と云處にあり。或時寺炎上す。炎の中より惠阿彌と云と呼。火鎮りて是を見れば、東北の方田の中にまします。今の東浦是なり。本尊阿彌陀如來、立像、長一尺五寸、春日の作なり。

○野路村 大江大萱村の北東にある村なり。歌人、野路の篠原と詠するは此地の事なり。大篠原・小篠原村を野路の篠原といふの説あれども、非なり。しの原とは郊原の義にて、さ、しのなど生たるの義なり。昔は驛にして、繁昌の地と見えたり。小松亮盛・薩摩守忠度、治承四年追討使として下れる時、此地に宿す。建久年中、源賴朝上洛、曆仁年中藤原賴經入洛の時、皆此地に宿す。北條時房、泰時、承久の役此に陣せり。【東鑑】及諸舊記に見えたり。

- 【拾玉集】 慈 鎮 近江路や野路の篠原夕行は、志賀よりかへるさ、波の風 顯 昭
- 【名寄】 旅人のおりぬる門も見ゆる哉、野路の山への雪のむら消
- 【玉葉集】 安嘉門院四條 折時雨古郷おもふ袖ぬれて、行きき遠き野路の篠原

【夫木集】

心行野路の旅寢の友なくは、いと、都や戀しからまし

○正一位新宮大明神社 野路村にあり。大永三癸未の年、黒川駿河寺藤原宗次建立、祭禮毎年四月初の巳の日。

○辨財天社 同村知野御前山にあり。則十禪寺川上なり。

○八幡社 同村にあり。

○山神森 同村大野山にあり。

○淨泉寺 同村に在。長祿四庚辰の年、二月、開基圓安、一向宗、東本願寺の末寺なり。

○願林寺 同村に在。永正九申年、開基清珍、一向宗、東本願寺の末寺なり。

○教善寺 同村に在。承應二癸巳年建立、淨土宗、知恩院の末寺なり。

○常德寺 同村に在。禪宗、高野永源寺の末寺也。

○十禪寺川

○玉水 同村に在。二間に三間許の小池なり。往還大路の西端なり。或書に曰、この國上古珍玉を産す。淡海州野路玉川是なり。玉出里は、山より出るものを稱し、玉出浦は、湖より出るものを稱すと云云、然れども、玉水とは、其清きを賞美せし名なるべし。野路の玉川といへるも此事

(川玉の路野)

なり。

【千載集】

俊 穎
あすもこん野路の玉川萩こえて、色なる波に月やとりけり

【詠歌大概抄】に、江州玉川の波の萩をこゆるに、月さへやどりたるを見捨てかへりかねたる體なりと云云。

【新拾遺集】

仲 光
さほしかのしからむ萩の秋見へて、月も色なる野路の玉川

【夫木集】

家 隆
鶉なく野路の玉川けふくれば、萩越波に秋風そふく

本邦に六の玉川と云あり、山城は山吹・攝津は卯花・武藏は調布・陸奥は千鳥・紀伊は毒水・近江は萩を詠ぜり。

○迫間池 同村の西にあり。

○かりまた池 同村にあり。

○觀音堂池 同村に在。相傳、往古觀音堂有し池也と云云、青地莊 金勝庄の西北にある庄なり。青地莊十五村と云、所謂砥山村・山寺村・馬場村・岡本村・部田村・追分村・草津村・大路井村・中澤村・小柿村・坊袋村・川邊村・目川村・岡村・澁川村・以上十五村を云。或はいふ、此青地の庄、始

志津庄といへり。中世青地駿河守領するゆへに、志津庄を改て青地の庄と號すといふ。佐々木家人駿河寺茂綱、永祿の比の人なり。蒲生飛騨寺氏郷の伯父なり。初三井寺金光院なり。還俗して勝兵衛と號し、後駿河寺と改。

○志津庄 今野路領、矢橋街道の南に、しづかと云あり。是志津の庄塚にて、勢田郷も、志津の庄と云事明なり。

○上砥山村 青地庄の先始、金勝庄のさしづ、きにある村なり。砥山村、もと一村なるを、いづれの日にや上・下の名をわかち、別村となれり。

○下砥山村

○五百井大明神社 下砥山村にあり。祭神及勸請の年記詳ならず。祭禮毎年四月初の辰の日。

○正一位小杖大明神社 同村に在。祭禮毎年四月初の卯の日。【三代實錄】曰、貞觀十七年十二月五日、近江國從五位小杖神、授從五位上、又云、元慶六年十月九日戊申、授近江國從五位上小杖神、正五位上、

○源流寺 同村にあり。一向宗、西本願寺の末寺、永正七庚午年、釋了西開基なり。

○山寺村 砥山村の西にある村なり。相傳、往古は谷村と號せしよし、二百年許以前より、改て専ら山寺村と云、蓋、淨瑠璃山樂音寺といふ寺の古蹟あるを以て、改むるなり。

近江國輿地志略卷之四十二 栗太郡 志津庄 上砥山村 下砥山村 山寺村 馬場村 岡本村

○淨瑠璃山樂音寺古蹟 山寺村に在。往古は大伽藍にして、法相宗の寺なりしに、三・四百年以前、天台宗に改。又百年許以前に、諸堂退轉して、今は其名を傳るのみ。

○小杖社 同村に在。往古樂音寺の鎮守のよし。小杖社十二所宮、一社になし、當村の生土神とす。祭禮毎年八月十二日。

○大覺山祥光寺 同村に在。禪宗。往古は法相宗にて大寺なりしに、中世佐々木高頼の追福として、領主青地駿河守再建して、曹洞宗と成。其後天正中兵火に罹。寺塔泯絶す。本尊纒に残れり。寛文中釋友嚴二字を建立し、黄蘗の木菴和尚を以て、中興開山とせしより、黄蘗山萬福寺の末寺とは成れり。

○くせう野池 同村に在。南北三十八間、東西^{南方六十五間、北方三十五間}發願寺 同村に在。一向宗、東本願寺の末寺なり。

○馬場村 山寺の南に在村也。古昔は城月村と號せり。

○願信寺 同村に在。一向宗、東本願寺の末寺なり。

○岡本村 馬場村の西にある村なり。

○圓通寺 岡本村に在。一向宗、東本願寺の末寺なり。

○大日堂古跡

○藥師堂古跡 同村に在。相傳、往古は件の堂ありし山、今は田地の字となれり。此外に、大日・東の堂・不動など

いへる田地の字ありと、小出播磨守秀政の家士、谷利右衛門檢地帳に載たれども、今は唱失たるにや。新檢地帳にはなし。秀政は秀吉の家臣なり。

○部田村 岡本村の北にあり。

○古城址 青地駿河守。志津庄十五村を領し居住と云。

○小槻神社 部田村にあり。相傳、延長四年議して神名帳に載らる。天徳三年、社を志津庄池の邊に遷す。故に池宮と號す。享祿三年寅年、青地駿河守社を造營し奉る。祭禮毎年三月二の午の日。【延喜式神名帳】曰、栗太郡小槻神社云、又曰、小槻大社云、此二社の内なるべし。

○無量壽寺 同村にあり。淨土宗。

○西方寺 同村にあり。淨土宗。

○追分村 部田村の北にあり。相傳、昔は東海道・中仙道の岐にして、二道に追分る、故の名なりと。按に、今の草津の如きなるべし。追分の説は、詳に志賀郡追分の條下に記す。

○若宮八幡社 追分村にあり。勸請の年代は詳ならず。祭禮毎年三月二の午の日。

○妙源寺 同村にあり。淨土宗、元和七年の開基なり。

近江國輿地志略卷之四十二 終

近江國輿地志略卷之四十三

臣寒川辰清編輯

栗太郡第五

○法會莊 是長束村・片岡村・下物村・下寺村、以上五村を云。

○片岡村 品中村の北に在村なり。

○朝大明神社 片岡村に在。祭禮毎年四月初の酉日、祭神詳ならず。

○二宮大明神社 同村に在。祭神未詳。

○東光寺 同村に在。佛光寺宗、京久遠院持寺也。慶長五

庚子年、昌通法師開基なり。

○西念寺 同村に在。佛光寺宗、天文十二癸卯年建立、開基妙空。

○地藏堂 同村にあり。

○一夜伏塚 同村に在。田の中畔にあり。伊岐代明神の神塚なりと云。如何なるゆへと云事を知らず。

○下寺村 片岡村の北に在村なり。端村を津田江村といふ。

○觀音堂 下寺村に在。本尊觀音は毘首羯摩の作也と云。相傳、往昔は比叡山領にして、此地も大伽藍たりと。何と號せし堂舎といふ事を知らず。

○常教寺 同村にあり。佛光寺宗。

○津田江村 是下寺村の端村なり。

○光源寺 津田江村にあり。佛光寺宗。

○下物村 下寺村の北に在村也。野洲の郡界なり。

○圓德寺 下物村に在。西本願寺宗。

○圓正寺 同村にあり。同宗。

○西乘寺 同村にあり。同宗。

○芦浦村 下物村の東にある村なり。【日本紀】安閑天皇紀二年五月丙午朔甲寅、置近江國葦浦屯倉云、今地勢を以按ずるに、野洲郡の三宅村、此時の屯倉の跡なるべし。

○伊岐代明神社 芦浦村に在。攝社七社あり。所謂二宮・三宮・稻荷・住吉・十禪師・多賀なり。虚空藏堂・鐘樓堂在。當社の事、大概田岐代社の條下にしるす。【梅松論】に云、京方山法師道場坊阿闍梨有覺、山徒千餘人を相語ひて、國人案内したるにぞ、江州伊岐代の宮、俄に構て引籠。是は坂東勢を當國にさへて、奥勢を以後詰をさせんとの謀事なる間、武藏守師直を大將として大勢を率して、建

武二年十二月晦日、彼城に押よせて一夜の中に攻落す。此處、野路の宿より西湖の端なれば、討洩されたるものどもは、船に乗て落行けるとぞ聞えしと云。【太平記】には伊岐洲に作る。

○昌藏院 芦浦村入口に在。佛光寺宗、則佛光寺六坊の内、昌藏院の持寺なり。

○西生寺 同村に在。佛光寺宗。

○光德寺 同村に在。同宗。

○金乘寺 同村に在。西本願寺宗。

○安國寺 同村に在。則觀音寺の門前なり。釋迦佛・阿彌陀佛・地藏尊俱に安阿彌の作なり。古昔、每國分寺・國分尼寺・安國寺・安國尼寺を置せ玉ふと、たま／＼名はおなじくして、異なる寺なるべし。

○古邊池 同村に在。或は四十八曲の池とも云。

○觀音寺 同村に在。寺領五百六十六石七斗三升五合。慶長五年關ヶ原陣畢て、神君當所において、十四屋と觀音寺の住、持とに、江州の御代官を命じ給ひ、かつ又湖水の船の惣司を兼さしめ玉ふ。常憲院殿御代、初てゆるしたまふ。それまでは山王祭禮の時も、山の法印觀音寺と

云職を立、湖水に船を出す。威光莫大なりしとなり。

○太子塚 同村觀音寺界内に、菜生半左衛門屋敷と云處

あり。此處に太子塚ありしを、三十年以前に、伊岐代明神の社の界内へ移さる。相傳、往古聖德太子、守屋連と戦ひて敗北し、太子此處に走來て、土民にかくさん事をもとむ。土民則穴を堀て、太子を土中に隠し、其上に菜を蒔ば、即時に菜生ず。太子後に彼土民に菜生の稱を賜。菜生は芦浦の先祖なりと云。臣按ずるに、淺井郡青菜村も、かゝる事に似れり。同日の談にして妄説なり。厩戸皇子の事跡を、當國にいふもの多し。一も當らず。厩戸皇子、守屋と戦ひ玉ふ事はあれども、近江國にて戦ひ玉ふ事をきかず。【日本紀】太子傳等にも記さず。其偽を知ぬべし。【菩薩傳】拾遺記等に少しは似たることあり。太子と秦の川勝と只二騎、東南の方に赴て引玉ふ。城兵數十騎、追こと急なり。荒野の中に一株の椋の木あり。太子、川勝其陰により玉ふ。忽椋の木破裂して屏風のごとし。其中に入給ふ。椋の木合す。追來る兵むなく歸る。跡にて樹開けて二將を出すと云。菜生の談と同日の妄談なり。是はまだしも河内國澁川郡なり。

○長束村 片岡村の東に在村なり。
 ○専光寺 長束村にあり。佛光寺宗。
 ○西方寺 同村にあり。同宗。
 ○阿彌陀寺 同村に在。淨土宗。此寺、往古は村より一町

許西にあり。近世今の地に移す。

○養國院 同村に在。天台律宗。
 ○天神社 同村に在。土俗云、祭所菅公の靈なりと、非なり。祭所豐臣大閣秀吉公の靈也。神體有。唐冠を着す。京東山高臺寺にある處の、秀吉の像と違事なし。土俗漫に天神と稱す。蓋大閣歿後、長束正家が祭る處なるべし。

○大藏屋敷 同村に在。四・五十間四方なり。此處本、三坊屋敷の内、圓乗坊屋敷跡なりしを、長束大藏大輔此地に住す。長束大藏大輔正家は、此地の産出にして、大閣秀吉公五奉行の一人たり。傳は人物の卷に載たり。

○三坊屋敷跡 同村に在。往古山門の三坊、圓乗坊、善乘坊、東佛坊の屋敷跡なり。圓乗坊の跡は、今の大藏屋敷是なり。

○河原村 十里村の東にある村なり。
 ○野村 河原村の南に在。野村肥後守直元、同兵庫頭直次出生の地なり。野村氏は佐々木の家士なり。
 ○安良大明神社 野村に在。祭禮三月二日。
 ○明光寺 同村に在。一向宗、東本願寺の末寺なり。
 ○大中寺 同村に在。淨土宗、東坂村阿彌陀寺の末寺也。
 ○圓光寺 同村に在。佛光寺の末寺なり。
 ○東光寺 同村に在。同宗なり。

(村太栗)

○高臺寺 同村に在。小堂なり。
 ○平井村 野村の東にある村なり。平井加賀守および平井七郎兵衛出生の地なり。平井七郎兵衛は、大坂籠城の士、武功ある士なり。
 ○小平井村 平井村の東にある村なり。
 ○靈仙寺村 小平井村の北にある村なり。相傳、古は栗太村と號す。中世、比叡山の靈仙坊、此地に在住す。故に靈仙寺村と云といへり。
 ○大學坊屋敷跡 靈仙寺村に在。今民家の字と成てこれあり。
 ○隨明寺跡
 ○清淨寺跡 俱に靈仙寺村に在。皆民家の名となれり。
 ○毘沙門堂 靈仙寺村に在小堂也。傍に石塔一是あり。
 ○北中小路村 靈仙寺村の北にあり。
 ○法林寺 北中小路村に在。文明年中、蓮如上人の開基、一向宗、東本願寺の末寺なり。
 ○正八幡社 同村にあり。
 ○古高村 北中小路村の北に在村なり。
 ○大將軍社 古高村に在。正月廿三日・六月廿三日相撲。
 ○二町村 古高村の東に在村なり。此村始往還より一町程西にあり。段々民家建つゞき、今のごとし。

○教願寺 二町村にあり。一向宗、西本願寺の末派なり。
 ○笠川村 北中小路村の東にあり。
 ○市河原村 笠川村の南にあり。
 ○糺村 市河原村の北にある村なり。
 ○大寶天王社 糺村にあり。祭所神素盞鳴尊也。文武天皇の大寶年中、降臨し玉ふに依て、大寶天王と名づけ奉る。牛頭天皇なり。事は社家注進狀に見へたり。降臨の松の木今に在。甚大社なり。巡に一重の堀あり。石橋を架り、石の鳥居、額あり。大寶天王を八分字を以て書す。樓門在。宮居の體、神さび殊勝なり。相傳、往古は社司の僧六人ありて、比叡山に屬し事を執行す。五十四村の惣社なりと云。近世漸二十三村の祭とす。祭禮は毎年四月初の子の日なり。今社僧を西田宮内卿と云。臣巡覽の日、宮内卿の家に入て、當社の所以を尋、又人を以て問事再三なれども、彼嘗て答ず。其所以を知らざる歟。

○西林寺 糺村に在。一向宗、東本願寺の末派なり。
 ○本覺寺 同村に在。右におなじ。
 ○佛眼寺 同村に在。大寶山佛眼寺と號す。時宗也。本尊阿彌陀、長壹尺八寸。相傳、往古此佛の眼光、寺中をてらし、村人恐怖せずと云事なし。金勝寺の僧を雇て、加持祈念をなして止ぬ。ゆへに佛眼寺の名有といふ。土俗山

號を大寶と號せる所以は、大寶天王の神宮寺なるべしといへり。

○花園三昧 同村に在。是縵村及近村の葬所なり。土俗云、極樂寺の三昧といふと。昔は寺あり。今はなし。因て臣按するに、行基法師開く處の、五三昧の其一ツなるべし。品村の檀堂極樂寺と號し、行基の開基也。此處亦然り。土俗又云、枕石に、行基の判ありと。枕石とは葬送の日棺を置の石なり。臣此に至て是を見るに、石面梵字の如きものあれども、それとだにたしかに見へず。行基の判なるや否や、いぶかし。

○閻魔堂村 縵村の北にある村なり。村に縵魔の堂あり。故に號す。

○閻魔王堂 則閻魔堂村にあり。閻魔王座像、長三尺許、小野篁の作なり。

○今宿村 縵魔堂村の北にあり。

○本像寺 今宿村に在。法華宗。往古守山に在と云。具足山本像寺と號す。日像上人の開基なり。永仁二年京師視光の節、今濱村の住人今井彦右衛門、故あつて像師を請じて師寄宿す。後に即一字となる。然して後、故あつて地を今宿村に移す。今の地是なり。本尊釋迦・多寶の兩尊は、元今濱村の金胎兩部の大日也。今井彦右衛門靈夢を蒙り、

鎮守を法花勸請にし、兩部の大日を當山におさめて、本堂の兩尊とす。故に今の印は兩部の大日の印なり。今濱村には、像師首題の石塔あり。當寺兼帶の寺なり。境内除地なり。番神社在。七面大明神社の小宮あり。外に本像寺墓地有。加賀殿と號す。名づくる故詳ならず。

○十禪師社 同村にあり。

○淨氣村 今宿村の南にある村なり。

○勝部村 淨氣村の東に在村なり。

○勝部大明神社 勝部村に在。土俗云、本地勝軍地藏なりと。祭神詳ならず。延曆年中慶俊建立すと云。毎年正月八日、仁王會の執行と號し、柴を以龍蛇の形を作る。長三間半、太さ八尺許。夜に入て火を點す。神事四月初の申の日、臣今按するに、慶俊は京北愛宕山中興の人なり。殊に本地勝軍地藏なりなど云時は、かたゞ、愛宕の神と同體歟。愛宕をも本地勝軍地藏と云。祭神は彦火々出見尊也。本地垂跡は、臣が知らざる所なれ共、しばらく爰に記す。

○紫雲山西蓮寺 同村に在。時宗、京金光寺の末寺也。永祿九年道源和尚の開基なり。

○鎌倉山最明寺 同村に在。時宗、京金光寺の末寺なり。建長二年、鎌倉最明寺時頼の建立なり。時頼は鎌倉の執權北條相摸寺、後剃髮して最明寺と號す。弘長三年十一

月廿三日卒す。

○善福寺 同村に在。淨土宗。安土淨嚴院の末寺なり。天文三年開基仙譽珠慶。

○西光寺 同村に在。同淨嚴院の末寺なり。康治元年陸阿林慶上人開基なり。

○西福寺 同村に在。一向宗。西本願寺の末寺なり。天正三年開基壽順。

○古城址 勝部右近介在住の跡と云。

○千代村 勝部村の南に在村なり。

○安樂寺 千代村にあり。一向宗。東本願寺の末派なり。寛正三年二月十八日、釋唯覺開基なり。

○辻村 出庭村の東に在村なり。野洲の郡界なり。此村、古來鑛物師あつて、鑛・釜・鐘等を製す。曆應の御牒有。事は土産門に出す。

○天神社 辻村に在。祭所菅丞相の神靈なり。

○圓超寺 同村に在。一向宗。西本願寺の末派なり。

○正覺寺 同村に在。一向宗。西本願寺の末派なり。

○藥師堂 辻村久保にあり。緣起の要をとつて是をしるすに、此藥師佛、本、安然和尚の護持佛なり。和尚名利を厭て、比叡を離山せんと欲すれども、一山碩德をおしみて是を沮む。和尚中堂の藥師に離山の事を祈りて、三・七

日丹誠をこらす。新に示現を蒙り、自藥師の像を彫刻す。今の此藥師是なり。和尚身を放たず祈る。竟に寛平五癸丑秋八月、山を出て平安城に赴く、人猶其德を慕て喧し。和尚京師を出て、丹後國與謝郡片山村といふ地に遁。此地の人山田氏某とよし。和尚此像を山田氏に與。山田氏年來渴仰して歸依す。遙に後、慶長五庚子年、關原の役、丹後田邊城は細川幽齋の居城なるを以て、賊徒是を攻る事甚し。近郷近村濫妨狼藉なり。片山村も亦預る。伊勢國河曲郡の人荒井藤内といふ者、彼家に至て、此像を奪捕て伊勢に歸る。藤内が末孫荒井藤大夫と云もの、故あつて伊勢を立退京師に住す。延寶四丙辰年九月、不幸にして死す。其後此像を當村に安置すと云々。緣起甚長し、省略す。

○出庭村 辻村の西にある村なり。中村・八宅屋村は當村の端村なり。

○出庭大明神社 出庭村にあり。祭神牛頭天王、文武年中に勸請すと云。

○從緣寺 同村にあり。淨土宗。

○西光寺 同村にあり。一向宗。

○高野莊 伊勢落村・林村・六地藏村・梅木村・今里村・出村・小坂村、以上七村を云。

【新勅撰集】

匡 房

我君の千代の數とも五月雨の、高野の村の楨のし
つくは

(村路大勢伊)

○伊勢落村 辻村の東に在村なり。野州・甲賀・栗太三郡の
界なり。然れども、當村は栗太郡なり。相傳、古は伊勢大
路村と號す。近世伊勢落の字に書改といふ。

○眞教寺 伊勢落村に在。本尊阿彌陀立像、慈覺大師の
作なり。一向宗、西本願寺の末派なり。

○相坂寺跡 同村に在。相傳、往古相坂寺とて、法相宗の
寺地なりと云。今石佛所々に散在す。其由緒にや。

○日向山 同村に在。相傳、往古の城地なり。故に城山と
いふと。或は云、然らず、鐘樓山なり。往古相坂寺の鐘樓
山なりと、此説是歟。日向山は別名なり。

○二木の頭註【以文筆記】に曰、日向山西南の麓に古家あ
り、高二間餘、其巔に七重の石塔あり。銘磨滅よむべから
ず。南向に塚あり。入口高さ二尺許、廣三尺餘、奥深し。
○鎮座石 同村日向山に在。相傳、往古岩神鎮座し玉ふ
の石なりと云。

○岩神社 同村に在。土俗云、本地藥師如來なりと。祭禮
毎年正月・六月・十一月、俱に十二日也。

○金山村 是伊勢落村の枝村なり。

○德生寺 金山村に在。一向宗、東本願寺の末寺なり。

○十禪師宮

○若宮 俱に同村に在。祭禮毎年四月・十一月の十日也。
○林村 伊勢落村の西にあり。(一木の頭註【以文筆記】に
曰、田の中に森あり。其地に塚もあり。奥深し。)

○新善光寺 林村に在。淨土宗。

緣起曰、夫惟、近江國栗太郡高野郷新善光寺者、信濃國善
光寺之如來一體分身之尊像也。現當此所給、然四條院御
宇有小松左金吾校尉宗定者、發參向之志、十步不遠於千
里參籠于佛前一七日、凝於心念純一丹誠、中略露命之存
亡豫雖難期、四十八度可參向于堂場、確乎成誓約、十有二
年之間及于四十七箇度、殘一度既及結願、中略同二又有三
鳥參着于當寺、宗定以爲果年來之願望、中略歡喜之思猶
有餘、雖然直不奉膜拜於如來之尊容、我空常願哉、中略伏
請凡心而且雖固陋之身、常念恭敬幾積年、仰願垂感應何
不許拜尊像哉、頻合掌稽首而悔々茲勵、致々茲勤、曉天
夢如來忽然有現、告白、汝盡至誠之志參籠當寺、今其願成
就、多年之信仰何不憐哉、汝任懇念可安置本國也、新夢
覺應心念、早且當寺之別當來堂場問曰、衆列之中、江州
高野郷有小松左金吾校尉叢哉、宗定聞々如出矣、別當問
曰、汝今夜有靈夢哉、答曰然也、別當曰、吾曉天之夢有奇

瑞、正如合符節、妙哉、信心自顯如來垂感應給也、依夢之
告而奉供如來尊像、可歸本國、故開見宮殿一光三尊如來
左脇立給、昔淨蓮上人畫圖之尊影從寶藏出見、無疑處矣、
中略小松背負之無可力之施、誠如來納護著見如此、奉供
如來歸居當郡畢、于時後深草院御宇建長五曆上陽十有三
日、從信州參向江州栗木郡、則建精舍安置尊像、今新善光
寺如來是也、中略今方本多嫡裔從五位下俊次、尊崇如來
而喜捨資財、建立堂屋寄附田圃、依之讀誦念佛、口々夜々
無懈怠、實佛法繁榮之靈場也云、此緣起は、三井圓滿院
御門主の筆跡なり。

○土村 林村の西にある地なり。

○六地藏村 土村の南に在。相傳、往古六體の地藏有。ゆへ
に名づく。

○地藏堂 六地藏村に在。相傳、往古は六體ありと。今纔
に一體存す。長三尺二寸、行基菩薩の作なり。

○淨林寺 同村にあり。淨土宗、金勝阿彌陀佛寺の末寺
なり。

○福正寺 同村にあり。東本願寺の末寺。

○梅木村 六地藏村の小名なり。昔大木の梅ありと云。是
齋和中散は此地の名産なり。寛永年中より、是をひろめ
たり。事詳に土産門の卷に出す。

(宮野高)

○高念寺 梅木村に在。東本願寺の末寺なり。
○今里村
○小坂村

○由岐志呂大明神社 小坂村に在。或は高野宮とも號す。
祭所神詳ならず。土俗云、往古白羽の矢二本降り。因て
以て祭奉ると云。社僧云、本宮は本地十一面觀音也。二宮
は本地地藏菩薩、毘沙門天なり。三宮は本地普賢菩薩。不
動明王なりと云。祭禮毎年四月初の午の日。臣按するに、
例の竺土の佛法を混合す。歎すべし。社は再建ありしと見
えたり。樓門は昔のまゝにてあれば、いと殊勝に事ふり
たり。樓門扉なし。天文二年癸巳年七月十一日といへる
棟札あれば、其時よりの門なるべし。巨寺僧松源院によ
りて、神體及宮の宮たる所以を、問事再三なれ共、本地の
みを説いてはす。或は云、此神大已貴命なるべきか。山城
國葛野郡に由木宮あり。此祭神大已貴命なり。天子不豫、
世上騒動の時、靱を此神前に掛るなり。當社も亦志賀
大津の朝の時の、靱の宮歟と云。一説にいふ、天子大嘗會
の時に、由紀、主基とて天神。地祇を祭り玉ふ事有。當國
悠紀方に用ひられし事多し。疑らくは、昔浦の伊岐代の
社及當社も、古昔悠紀に卜定ありし時、此處にても神を
祭り、初稻を其所にてとりあつかひし成べし。昔浦に伊

岐代と云は、由岐代の誤なり。代と云は、其代の事にて、かりにと云詞なり。垣代・壁代など云詞、我神國に多し、たとへば、帷幕を以て垣の代。壁の代として、時の間を合する事なり。禁庭にても、大内裡の時と違ひ、それらの殿門もなく、少き故に、紫宸殿を或は大極殿代に用ひ、南門を承明門代に用ひ玉ふの類なり。然れば、悠紀代も悠紀の稻を朝廷に献まで、假に此處に宮をつくり、右の稻を置し處にて、當分の悠紀の代と云事にて、悠紀代とは云なり。今由岐代と書す。畢竟假名書なれば苦しからず。さて悠紀・主基の事は、『日本紀』天照大神新嘗食すとあつて、神代より起るといへども、正しく人皇に及て、用明天皇二年夏四月より起れりと、『年中行事』にもしるせり。大嘗會の時に神祇官に仰て、天子新嘗食に、其國は何れを定むべきにや、神慮に契べき國を窺せ、小食と云龜の甲を焼て、火の傳方の國を卜合といふ。龜卜の傳は、神道の一傳授なり。容易の事にあらず。其國の米を新嘗に用ゆ。而して當年の初稻を神に進玉ふ。中古より悠紀方は近江國坂田郡と定、主基方は丹波と備中の吉備郡と三ヶ國に定めり。悠紀と云は、伊波比支與麻留の辭にして、齋忌の事なり。悠は湯なり、潔齋の義。紀は忌にして、物忌也。疑はなく、伊岐代・由岐代ともに、古昔悠紀方に卜定

有し時、此地にて齋忌したる事にて、神をも祭しより、此神號はある成べし。
○大橋村 千代村の南にある村なり。
○慶崇寺 大橋村にあり。一向宗、了俊法師が開基也、相傳、人王百四代後土御門院御宇、文明二年、本願寺第八世蓮如上人、此地往返の時、當村の男女、彼化導を受けて門葉と成。其時深信のものあり。了俊と名を賜ひ、當寺を開基す。
○藥師堂 同村民家の東北にあり。
○三輪明神社 同村に在。初此社、今の三輪の森と號する地に在。慶長年中今の地に移す。祭所大己貴命なり。
○三輪森 同村の北五町餘の外に在。此地三輪の社ありしか。慶長年中今の社地に遷す。
○小野村 手孕村の東に在。此村、往古は今の地より南にあり。中世今の地に移る。
○萬年寺 小野村に在。石場山萬年寺と號す。聖德太子の開基、本尊は聖觀音、則聖德太子の作なり。今黄蘗山の末寺なり。
○光圓寺 同村にあり。一向宗、東本願寺の末寺也。
○西嚴寺 同村にあり。同斷。
○白髭大明神社 同村に在。相傳、此地の土民、白髭の神

社を勸請せんと欲し、先材木を求めんと、比良山をめがけて、舟に掉て湖上に浮。激浪さかまき、蒼々たる青石、船中に飛入。浪收風靜なり。これ白髭の神石なる事を知て、則ち彼青石を社内に籠、白髭大明神と祝し奉る。

近江國輿地志略卷之四十四

臣寒川辰清編輯

栗太郡第六

○手孕村 小野村の西南にある村なり。土俗相傳、古昔此村の民他國に行時、其妻を朋友にあづけ、三年までかへらず。彼女としわかく形うつかりければ、朋友、人汚さん事を恐れ、夜は女の腹に手を置てまもりしに、此女孕て十月といふに、人の手ひとつ生たり。それより手孕村と云。後略て手ばら村と云。それ故今に手孕の文字を用ゆ。臣が朋友井澤長秀、是を辨じて曰、『李卓吾』開卷一笑曰、郵縣民某、出賈妻與其媿同處、夫久不歸、見夫兒私心慕之、成疾隨危、家人知所以且憐之計無出、強伯氏從帷外以手少拊其腹、遂有感、成孕及產、惟一拳焉、是手孕村のこと同日の談歎。亦此説を日本のととせるか。いまだ詳かならず。因て云、男女のならひは枷榻をだに同うせず。然るに況や己が手を以て他婦の腹にくはふるべけんや。

近江國輿地志略卷之四十三 終

倫を亂の罪遁るべからず。然れども、手を腹に置たりとも、拳をうむべきやうなし。思ふに不義をなしてはらみしを、衆口をふさがんためのはかりとに此怪談をまうけ、出して、あざむきしとつたがひなしといへり。確論と云べし。

○清宮寺 手孕村にあり。大永二壬午年、宮城丹波守建立、定池の開基なり。本尊阿彌陀立像長一尺二寸、惠心の作なり。淨土宗、黒谷金藏寺の末寺なり。宮城丹波守墓は、金勝東坂、阿彌陀寺にあり。

○宮城因幡守墓 同村にあり。丹波守が一族に、同宇右衛門・新太郎等が墓も共に傍にあり。

○天満天神社 同村にあり。祭所菅公の靈なり。

○稻荷大明神社 同村にあり。土俗、是を笠松の宮と云。【峨峰文集】云、路傍有松、其形如傘號傘松、其奥有稻荷社云々、笠松、今はなし。

○眞慶寺 同村にあり。相傳、此寺往古は栗本寺とて大地なりしと云。本尊阿彌陀は佛工春日が作なり。地藏像は弘法大師の作也。大西大和守和泉守再建の地なり。則和泉守墓地也。大西氏は佐々木承禎に仕。此寺のところに、承禎より添狀及三雲新左衛門が添書等、今にあり。

○圓德寺 同村にあり。一向宗、東本願寺の末派なり。相

傳、後花園院御宇享徳二癸酉年初冬の頃、蓮如上人此地に來り淨土眞宗を弘む釋眞覺と云者、教化を受て後此一寺を創む。始は今の地にあらず。後此處にうつる。始ありし地は、今小屋地といへり。當寺の舊地なり。

○蜂屋村 手孕村の西にある村なり。

○正一位宇和宮 同村にあり。祭神詳ならず。

○毘沙門堂 同村にあり。永正年中開基なり。毘沙門天像は傳教大師の作なり。相傳、山城國鞍馬山毘沙門天と一體分身なりと云。

○永久寺 同村にあり。永正年中の開基、東本願寺宗なり。本尊阿彌陀は惠心の作なりと云。

○西方寺 同村に在。淨土宗、京知恩院末派なり。

○安村 蜂屋村の西北にある村なり。

○伊勢村 安村の西南にある村なり。

○野尻村 伊勢村の南にあり。

○鉤庄 土俗鉤郷と云上鉤。下鉤あり。寺内村・蓮臺寺村・糠田井村を云。相傳、足利將軍義尚公御在陣の時、土人團餅を獻ぜしに、殊に悦喜あつて、「鉤にも山ありときく鉤山」と一句あり。故に鉤郷と書してまかりと讀といへり。

○寺内村 事、足利義尚公によつて名づく。此下に載。

(宮の松笠) (寺本栗)

○足利將軍義尚公陣城跡 寺内村にあり。御土御門院の長享元丁未の年九月、新將軍義尚公、自師をひきゑる佐々木高頼を伐。高頼城を避て甲賀の山中に逃。同十月廿八日、將軍家鉤里に陣す。三ヶ年まで御在陣。同年十二月一日、侍從中納言實隆卿を勅使として、今上皇帝、辱も陣中へ御製を下されける。

君すめは人の心のまかりをも、さこそはすくに治めなすらめ
將軍家より、御返事を獻ぜらる、
人心まかりの里は名のみせる、直なる君か代につかへつ、

事、詳に【重編應仁記】、【長享年後兵亂記】、【江北記】等に見えたり。同二年九月、内大臣に任じ義熙と名を改。延徳元年乙酉三月廿六日、此地の陣中に薨す。年二十五。常徳院殿悦山大居士と諡す。其殿室は、今草津常善寺の本堂是なり。其陣營の跡、寺内村と號するは此所以なり。

○上鉤村

○下鉤村

○稱名寺 下鉤村にあり。佛光寺宗なり。

○淨光寺 同村にあり。同宗。

○蓮臺寺 下鉤蓮臺寺村にあり。淨光山蓮臺寺と號す。

天台宗、比叡山延曆寺の末派也。本尊藥師佛、傳教大師の作なり。

○安養寺村 【重編應仁記】に云、近江國住人佐々木六角四郎高頼、近國に在ながら、其後上洛するとなし。公方の御下知に従はず、我意に住せて逆意を振、剩山門の領知を妨て山徒の訴訟頻なれば、旁以差置がたし、先彼を御征伐あらんとて、時は長享元年九月十二日、江州へ御進發あり。其日は坂本に着せ給ふ。爰に暫御陣を召さる。越前守護朝倉故氏景が家督、彈正左衛門孝景多勢を催し、攻上て味方に加はりけり。頓て高頼を攻られければ、高頼も一家を催し、出向て合戦に及といへども、新將軍家武勇を勵まれ、御供の人々我劣らじと攻戦ける程に、終に高頼一戦に打負、己が居所觀音寺山の城を落て、山賊の望月・山中・和田と云者を頼、同國甲賀の山中に隠れぬ。然ども、此甲賀山は深嶺幽谷、人跡絶て、たやすく攻入がたければ、一旦には搜され難し、連々に御誅伐あるべしとて、同十月四日新將軍家、坂本より湖上を御船にめされて安養寺へ御陣を替られけり。此旨、御父東山殿へ、御使を以御注進ありける序に、
坂本の濱路を過て波安く、養ふ寺に住とこたへよ

東山殿御返歌

やかてまた國治りて民安く、養ふ寺も立そかへら
ん

同廿八日、鈎の里へ御着陣云々。是より末のと鈎の條下に載す。

○安養寺 安養寺村にあり。一向宗、東本願寺の末寺也。

○東方寺 同村にあり。安養山東方寺と號す。本尊藥師佛。

○市原村

○笠松 市原村産土神境内に、以前笠松とて是あり。今はなし。

○湯生庄 是栗太・野洲二郡にかゝれる庄なり。栗太郡大門村・横江村・野洲郡三宅村。欲賀村・大林村・以上五ヶ村を云也。臣按ずるに、是古昔の悠紀をとり行ひし地なるべし。文字轉じて湯生の字を書すなり。すでに【河海抄】にも、近江國湯次莊と出たり。

○大門村 横江村の東にある村にて、栗太郡の北極なり。往古叡山の領界、大門ありし所也といへども、信用に足らず。

○得成寺 大門村に在。一向宗、東本願寺末寺也。

○吉祥天女社 同村にあり。杉の古木有、神木と云。土俗

相傳、當村に此神あるゆへに、婦人産死するものなしと云へり。

○横江村 是長束村の東にある村にて、大門村と隣れり。

○十禪師社 横江村にあり。

○大鳥居村 金勝莊の南にして、信樂界にある村也。何郷

何の莊といへることをしらす。土俗相傳、往古此處に飛驒の内匠といへる大工居住せり。此内匠、或時西土へ越んと欲し自大なる鳥の形を製造して、是に乗てもちしへ行しゆへ、鳥を作りし處なればとて、大鳥居村と呼なりと云。臣按ずるに、飛驒の内匠と云は一人の稱にあらず。たとへば穴太の石垣築、仁和寺の肩作と云の類にて、其處にて名あるを賞したる詞なり。【職原抄大全】曰、木工寮、大工之所作也、皆掌之、古飛驒國多木工參京都木工頭奉行、曰之飛驒工也。【日本後紀】曰、延曆十五年十一月己酉

令天下搜捕諸國逃亡飛驒工等。【異稱日本傳】曰、飛驒國多匠民、巧造宮殿寺院、迄今稱飛驒工。

【拾遺集】

宮造る飛驒の工のてふの音、ほとくしかる目を
もみる哉

【夫木集】

とにかくに物を思はず飛驒工、うつ墨繩のた、一
人丸

すしに

【大和物語】

まかきする飛驒の工のたつ木音の、あなかしかま
しなそや世の中

これらにてしるべし。兒女子の物語に、此のごとき事跡をいへども、正史實錄にいまだいはざる處なり。其上鳥を作りし地故村の名とすると不審。大鳥居と云は、神社の鳥居のことなるべし。疑らくは信樂の飯道の神社の鳥居ありし地歟。夫ゆへに村の名と成しなるべし。飯道の神は、往古は甚大社なり。今の飯道寺のとなり。いつしか兩部となつて終に佛寺のごとくなれり。歎くべし。今も日吉の神社などにも大鳥居と云あり。其類なるべし。夫鳥居のとは、神代よりの事にして、神社になくて叶はざる事なり。異風の神道者、或は天の字の意なりと云、西土の華表なりと云、皆非也。同僚横嶋昭武が説に、南都の伽藍に鳥佛師の作と云佛像多し。佛像を作ること妙手にて、晩年鳥を作りて是に乗、行方を知らずと、土俗云つたへたり。是は鞍作鳥とて、異國より來朝の司馬達等が子、多須那の號なり。推古天皇の朝の佛工なり。後世の、五位の相當の大仁といへる位を授られしなり。江州坂田郡にて水田二十町を賜りしよし、【日本記】にも【元亨釋書】に

もあり。坂田郡を領するより、是は晩年此處へ移り居り。又其弟子など住居か、おほ束なしと云。此説土俗傳る處に似たり。しかれども、飯道神社の大鳥居の説是歟。

○稻荷大明神社 大鳥居村にあり。土俗相傳、村上天皇御惱甚し。稻荷の神、則帝の枕にあらはれて、平復させ奉らんとあつて病愈。天皇叡感あつて、此地に社を建立し給ふと云。末社兩社あり。田中大明神と聖天の宮となり。祭禮毎年四月中の午の日。

○白山權現社 同村にあり。相傳、弘仁二年、加賀國の人故あつて此地に住し、六月十八日生國の白山祭を思ひて身を清め、古郷の方を遙拜す。持たる杉の木の棒を傍に立て置しに、此杉根生じ枝葉繁茂せり。其時國主より社を建立すといへり。其杉の株、近き比までありしといへり。末社兩社あり。篠田明神・宍宮宮なり。祭禮毎年九月中の午の日。

○安樂寺 大鳥居村にあり。大鳥居山安樂寺と號す。山城大和田村黄蘗山滿福寺の末寺なり。其始詳ならず。延寶元年、骨岩和尚の中興なり。則稻荷の社僧なり。

○淨土寺 同村に在。淨土宗、東坂村阿彌陀寺の末寺也。

○大工屋敷跡 大鳥居村にあり。田地の字なり。是狛坂寺の靈像を尋出せし大工が屋敷なり。それ故自其名高く、

(川匠番)

今に呼來れり。土俗の飛驒の工が屋敷と云は非なり。此東に小川あり。番匠川と云。此大工が事。狛坂寺の條下にしるすなり。

○觀音寺村 大鳥居村の北にある村なり。むらに觀音堂あり。故に名とす。

○觀音堂 觀音寺村にあり。本尊正觀音坐像、長五尺五寸、智證大師の作なり。堂三間四面、脇立不動明王・毘沙門天各長五尺、俱に智證大師の作なり。

○善徳院 同村にあり。淨土宗、東坂阿彌陀寺の末寺なり。本尊阿彌陀如來、長三尺、新佛なり。

近江國輿地志略卷之四十五

臣寒川辰清編輯

栗太郡第七

○金勝莊 觀音寺村・井上村・荒張村・上山依村・東坂村・中村以上六ヶ村を金勝の莊と云。往古は金勝寺の領地なるべし。金勝寺に禁制書あり。

禁制 廣慶院領近江國金勝莊

一軍勢甲乙人亂入狼藉并守護使不入事

一伐採山林竹木事

右條々堅被停止之詔、若有違犯之輩者可被處罪科之由、所被仰下也、仍下知如件

應仁二年正月廿三日

和泉守清原真人花押

下野守三善朝臣花押

禁制 三淵伊賀入道知行江州栗太郡金勝寺莊地頭職右軍勢甲乙人等不可致亂入狼藉、若有違犯之輩者、可被處罪科之由被仰下也、仍下知如件

近江國輿地志略卷之四十四 終

長享元年九月廿四日

前對馬守平朝臣花押

丹後守平朝臣花押

前加賀守三善朝臣花押

○金勝寺 金勝寺山頂にあり。山を登ること五十町、金勝中村より登、山路左右に並木の松あり。土俗云、往古奈良の都の時鬼門を守る寺なり。今の平安城に比叡山のありが如しと云。此説非なるべし。金勝寺の舊記に見えざれば信用し難し。山の西を西坂といふ。山麓は荒張村・井上村なり。上山依村・中村も少しはか、れり。山の東より上る路を、東坂と云。今の東坂村は、其山麓の名なり。觀音寺村・中村・上山依村も少しはか、れり。往古は大伽藍にして、衆徒も多くありしといへり。今は古昔の百分一なり。

【續日本後紀】天長十年九月甲寅朔辛酉、以下在近江國栗太郡金勝山大菩提寺預定額寺云、當寺良辨僧正の開基なり。良辨僧正を金肅菩薩と號す。聖武天皇の勅願として、天平五年草創す。相續て興福寺の故の傳燈願安祥禪此山に居れり。弘仁年中伽藍を建立し、別に八宗院を建立し、一切經論并一千一百部法華經を書寫して、朝には法華を講じ、夕には最勝王經を演る。更に明旦より晚に至、法華經を轉讀して、二時の長講、終日の三昧、永く是

を規とす。又嵯峨天皇の勅を奉りて勤操・弘法・修敏等の十人を請して、地鎮結界受菩薩戒儀を執行す。仁明天皇燈分を施入し、即金肅を改て金勝となし額を賜。又村上天皇詔によりて、使節大伴兼平、山林境内四至勝示是を定。勅印の繪圖・官符を納玉ふなり。昔日歷代天子の叡信、武家の崇敬あけて數べからず。中世灰燼にか、つて烏有となる。近比慶長年中、東照神君、荒張村の内、寺領三十石、山林境内往古の如く寄附し玉ふ。同十四年、住職玉藏院清賢、駿河府中において、官符古記等、將軍家の上覽に備。希代靈地の旨嚴命あり。近隣の百姓等、四至の内亂入狼藉を停止、山年貢滞なく寺納すべきの旨、板倉伊賀寺・米津清右衛門に仰付られ、又同十七年改て御朱印を賜れり。

○本尊釋迦如來像 丈六の座像、佛工春日作なり。寺記に、春日大明神の作と云ものは非なり。

○狛坂觀音像 閻浮檀金の立像、長一尺許。元是當國蒲生郡狛坂長者所感の尊容なり。相續して其女是を崇。然後嵯峨天皇の后妃、檀林皇后是を傳。又此尊像、天皇の護持僧願安大師是を傳來す。因て當山に安置すといへども、此山女人結界の地、結縁偏からざるによつて、一寺を狛坂に建立し、此尊を安置す。故に狛坂寺の觀

音と云。然ども回祿の災、堂舎退轉す。茲を以て當山に安置す。尙狛坂の條下にしるす。

- 軍荼利明王
- 毘沙門天王像
- 吉祥天女像
- 虚空藏像 俱に當山に安置す。何人の彫刻する所を不知。
- 二王像 運慶の作なり。此餘良辨、願安等の像あり。
- 伊勢大神宮
- 八幡大神社
- 春日明神社
- 熱田明神社
- 山王權現社 俱に金勝山に在小社なり。願安大師勸請す。

○勸進狀一卷 青蓮院尊鎮親王御筆なり。其詞曰、勸進沙門敬白、請特蒙千方檀那助緣建立江州栗太郡金勝寺本堂狀、右當寺、辱聖武天皇御宇、朗辨僧正稟叡旨自建立以來、真俗紹隆、庶類繁茂異他伽藍也、嵯峨天皇奉勅、屈請勸進、弘法、修敬等十人之碩德、及地鎮結界受菩薩戒之儀、則恐可謂隨分之勝地矣、依之奉勸請鎮座諸神伊勢・八幡・春日・熱田等之十二所權現、東西

六社之盟誓並葺、影向由緒不容易、於拜殿者毎日不斷勤行、于今無退轉、所弘眞言、天台教法久住辟邪、兼習之所疑者、請誦修練之行業、鎮護之精祈無懈、併奉祈聖朝安穩武運長久者也、和光靈驗各揭焉也、爰本尊者、春日大明神彫刻釋迦如來像也、不圖龍集、天文十八年孟春上旬、回祿之災起而梵宇一時成灰燼云、下略 臣按するに、これを以て見る時は、天文年中まで堂舎繁昌と見えたり。此勸進狀の中に、本尊を春日明神の作と云事、甚妄説なり。こゝにのみかぎらず、處々僞説を傳、今佛像に多く春日作と云。春日明神の御ことにはなく、稽文會稽主動といへる佛工が作れる佛なり。河内國春日郡の者也。それを誤て此の如くにはいへり。此ことは詳に『鎌倉誌』等に論ぜり。

○觀音緣起 青蓮院尊道親王の御筆なり。
○宇多天皇官符 菅丞相の御筆なり。
太政官符
應試度金勝寺年分者二人事
一人奉爲甲賀郡飯道神・坂田郡山津照名神、
一人奉爲野洲郡三上・兵主兩名神、
可試法華經一部八卷、最勝王經一部十卷、並法相宗
右得近江國解、備、甲賀郡野洲郡兩郡解備、謹尋金勝寺

之古跡、昔有應化聖人號金肅菩薩、朝廷尊崇黎民歸依、金肅尸解之後、興福寺故傳燈大法師位願安祥禪居此山、修練無比、至弘仁年中奉爲國家建立伽藍、於是唱導聲價都鄙騰躍、厚沐朝恩、開此勝地構造精舍安置佛像、別建八宗院書寫一切經論並一千一百部法華經、朝講法華夕演最勝、號之長講更占一堂、殊定七僧、始從明且至于晚際轉讀法華、稱之三昧、於是承和聖帝殊降給旨施入燈分、改金肅賜金勝、智行者繼踵研學者並肩、是以二時長講逐日無缺、終日三昧守時匪休、今件甲賀郡飯道名神・坂田郡山津照神・野洲郡三上・兵主名神等、國家所尊崇、人民之祝所歸仰感、山門之精勤爲護法之鎮守、吏民之祝必有感驗、因茲彼寺既作國中郡内攘禍招福之境亦已久矣、就中三箇郡尤是爲近隣、常蒙擁護、故每有災變共仰斯寺使彌增威光以加冥助、殊振神力而添鎮護、望請速經言上奉爲彼四所名神、被賜件二人度者、唯兩部例輸之外每年各加課一人、令有調庸之益、所試之年分者專請京戸之人不度外土之民、其試業准諸寺例、於彼寺課試得度之後六箇年間、不出山門便谷轉讀本業經專擔願彼名神、鎮衛國家覆護村邑者、固加覆審事非虛妄、仍錄事狀謹請官裁者、從三位守權大納言兼右近衛大將行民部卿菅原朝臣道眞宣奉勸依請

寬平九年六月廿三日

○村上天皇官符

左辨官下 近江國金勝寺

應禁制停止亂人四至濫行輩并檢田收納臨時雜役事

限東阿星水堺谷 限南紫野南鈴岳

四至 限西岡牟禮山 限北瀧山陀羅尼原

右被太政官去年三月二十三日符備、金勝寺者是寂靜念

法之地、羣塵不到之門也、而民庶之愚不知冥報、四至猶

致濫行、不且違佛法兼亦乖朝章、左大臣宣奉宣任先符

追捕科罪、兼令禁制停止亂入彼寺四至之内成濫行并檢

田收納雜役事、永以爲規模、者禁制如件

天曆八年四月七日 左大史小槻宿禰書判

左少辨藤原朝臣書判

○後嵯峨天皇給旨

近江國檜物莊中、金勝寺住民亂入狼藉之事、聖護院宮

御消息調申狀如此、先度訴狀可被返進由天氣所候以此

旨可申入様、仍執達如件

七月十日 左中辨

○後醍醐天皇給旨

當寺御祈禱事、近日殊可抽懇祈、且任天曆之例於彼四

至之内停止甲乙人等亂入狼藉、可專佛法紹隆者、天氣

如此、仍執達如件

建武二年十一月十日

左少將書判

金勝寺住侶中

○光嚴天皇院宣

當寺御祈禱事、近日殊可抽丹誠、且停止甲乙人之亂入狼藉、可專佛法、院御氣色如此、仍執達如件

貞和三年十二月廿三日

大藏卿書判

金勝寺之僧等中

○後村上天皇綸旨

可致御祈禱之由被聞食訖、彌可抽懇誠、且殊停官軍之亂妨可專佛法之紹隆者、天氣如此、悉之以狀

正平七年正月廿六日

右大辨書判

金勝寺住侶等中

○後光嚴天皇綸旨

金勝山大菩薩寺者、聖武天皇勅願歷代凝祈念之所也、然今般就寺本堂炎上再興事、早勸諸國縹素奉加可令遂修營功之旨、依天氣執達如件

天文十八年二月四日

左中辨書判

金勝寺々僧中

○源義經下知狀

武藏坊辨慶筆

興福寺之別院、近江國金勝寺往返之武士、不可有狼藉

之狀如件

元曆元年十一月廿四日

○源賴朝下知狀

鎌倉兵衛佐、下近江國金勝寺所司庄官等所、可早任院宣狀、停止村上藏人無道并武士狼藉事

右件寺者、公家御祈禱所貢御香水備進也、者寺役之外無他妨之處、村上藏人不帶指院宣、自由恣押領兼往返武士之輩致狼藉之旨有其訴、事實者所行之至尤以不當也、早不可信用彼狼藉妨并武士狼藉狀、依院宣下知如件

元曆二年四月廿四日

藤原書判

中原書判

○源賴朝副狀

鎌倉殿御使副狀、近江國金勝寺所司等、可早任院宣并鎌倉殿御下知、永停止村上藏人以無道致濫妨事

右件寺者爲興福寺別院、寺役之外無他妨之處、村上藏人不帶指院宣、不蒙鎌倉殿御下知、任自由恣致押領之旨有其訴、所行之至尤以不當也、早不可信用彼濫妨之狀、院宣并鎌倉殿御下知如件

元曆二年五月六日

平義包書判

源吉基書判

○源尊氏下知狀

書判

近江國金勝寺、軍勢甲乙人等不可致亂入狼藉、仍恒例勤行、其外別可被抽精誠之狀、如件

貞和三年十二月十七日

金勝寺衆徒中

○源義詮下知狀二通

天下靜謐之御祈禱卷數令入見參候了、仍執達如件

文和二年八月十七日

沙彌書判

金勝寺衆徒中

甲賀逆徒等打越當所之由有其聞、早構要害致忠節、且可抽祈禱之精誠之狀如件

文和四年五月廿八日

書判

金勝寺僧中

○東照神君御朱印之書

近江國栗太郡金勝荒張村之内三拾石、如先規令寄附之全可寺納并境内山林竹木諸役免除之上者、永不可有相違、者守此旨、佛寺勤行修造等、無懈怠彌可抽天下安全精祈之狀如件

慶長十七年五月三日

御朱印

金勝寺衆徒中

(音觀の坂拍)

○國見岩 金勝山に在。凡高九間許、一圍十五間許、上の平なる處二間四方許。土俗云、此岩上に登て眺望する時は、近江一國眼下にあり。因て號すと云。
○狛坂寺故蹟 金勝山の傍にあり。今は其寺地斷絶して、本尊觀音は金勝寺に安置す。狛坂の觀音と號す。緣起曰、伏以眞理不動則、雖住知法常無性之心地焉、悉檀起機則屢開佛種、從緣起之詞花矣、越當寺者、酬嵯峨天皇叡信挑梵閣於高峯也、依願安大師紹降建靈場於勝地者也、本尊者極

樂淨土之補處千手觀音、無垢三昧之力、能拔奈梨重苦、閻浮檀金之冶鑄、二臂之靈像、等覺一轉之功、飽與菩提之大樂者也、情尋本尊之由來、當國蒲生郡狛長者感得之持尊也、仍息女令相傳之畢、然而嵯峨天皇后妃檀林皇后、亦有相傳之處、願安大師依爲護持僧、自皇后亦願安令相傳之、最初雖奉安置金勝山、彼寺者聖武・嵯峨二代尊崇之砌、願安兩師結界之靈地、五智三密之佛法、獨與此寺內、五障三從女人永隔其境界、然則建立一寺於狛坂、廣令成遠近親疎之群集奉移千手於隣峰、普令結道俗男女善緣者哉、一説曰、此觀音如來像菩薩像辨才天上奉鑄懸云、佛蓮金剛一致究竟之尊貌、過現未來三世利益聖容也、此本尊號得自性清淨法性如來云、中略、抑文保二年八月廿日、本堂忽遇回祿之災、思片々住侶空泣灰燼跡、淚露漢々、滿耳者只松風瀧水之聲、遮眼者僅礎石土塊之色、雖然本尊金容飛到松樾、薩埵白毫乍伴桂光、前代未聞之奇特、不可思議靈驗也、萬人浴勵渴仰之丹心、貴賤同合土木力一寺特專修造、索念老若共加成風之功、匪遙喜堂舍造畢、剩亦遂供養嚴儀訖、其後嘉曆三年四月二日、盜取當寺本尊奉移雍州醍醐云、盜人等辱奉摧尊體雖欲令沾却、四攝利他之膚無拂却火六度、滿足貌不碎金杵、仍盜入六人之內三人即時頓死、二人成白癩清水坂在之、今一人不蒙罰之間

成歡喜思致歸敬之誠、此等之註奇特詣觀音靈像奉捨置當國草津立木宮森中畢、然則諸人彌令催信心感涙、寺僧喜奉迎觀音之靈像者也、戲薩埵善行無邊、乍亡乍存、觀音化川自在罰、亦賞長龍象之躡蹕、非驢馬所堪乎、加旃康永元年六月日、又此本尊失給畢、然間馳走東西尋之、往還南北求之、曾不聞其在所也、敢無知彼行方矣、爰爲圍城寺造營被渡唐船之刻、盜人得便船、欲奉渡本尊於震旦竊奉入船中之處、彼船前後不動進退惟谷、依之船頭頗成奇異之思甚致恐怖之念、惟之疑之、然而有真金尊容放暗夜靈光、此船無去此佛所爲歟之間、先自海上令歸朝、奉上置本尊於日本之地畢、仍彼船解藤纜無障碍到大唐云、此記趣者、土佐國僧一人爲求法入唐、果求法大願歸朝、以後尋來當寺、一七日參籠之時、如斯註之矣、然後當庄大工至仁和寺造營之處、其所有商人云、不慮雖奉安置本尊動則蒙罰、非無其恐之間奉移置近邊御堂云、大工聞此旨趣惟之、奉尋見之處、無靜當寺本尊也、即康永三年十一月奉迎之奉入當庄於野宮、一七日御坐之後、如元奉安置當寺畢、但康永元年之後自鎮西令傳來次第者、舊記不載之云、下略、大永六年月日云、略緣起曰、此本尊、三十三年の開帳のことは、忝も嵯峨天皇の勅として定置玉ふゆへに、先例に任せて開帳なりと云。

近江國輿地志略卷之四十六

臣寒川辰清編輯

栗太郡第八

- 荒張村 金勝庄の内にて、南に在村なり。
- 正徳寺 荒張村に在。淨土宗。本尊阿彌陀立像、長二尺八寸、古佛なり。作知らず。
- 寶珠院 同村に在。淨土宗。本尊阿彌陀立像、長一尺二寸、惠心僧都の作なり。
- 金體寺 同村に在。淨土宗。本尊阿彌陀坐像、長四尺五寸。
- 廣徳寺 同村に在。淨土宗。本尊阿彌陀立像、長一尺一寸。
- 善福寺 同村に在。一向宗。東本願寺の末派なり。本尊阿彌陀立像、長二尺四寸、聖徳太子の作なり。
- 敬恩寺 同村に在。淨土宗。本尊阿彌陀立像、長三尺。
- 成善寺 同村成吉に在。天台宗。本尊藥師如來座像、長

近江國輿地志略卷之四十五 終

三尺二寸余。

○安樂寺 同村片山にあり。天台宗。本尊地藏菩薩坐像、長一尺八寸。

○正一位天滿天神社 同村に在。祭所神菅公靈也。相傳菅丞相在世の日、勅使として金勝寺に來り給ふ時、此地に暫く御坐を占させ給ひし故に、後此地に社を營造して於野宮と號す。

土俗の天宮と云は非なり。此社造營は、洛北北野社鎮座十三年以後のことなり。往古金勝山の惣鎮守なりしと。今金勝五村の惣社なり。祭禮は毎年三月十八日。社僧あり、菅神寺と號す。眞言宗也。今も昔の形として樓門等残れり。當社の記録は、天文十八年、金勝寺炎上の時燒失すと云。樓門の額には正一位天滿天神の七字を書す。

○若宮春日大明神社 荒張村・井上村立合の社なり。於野宮の御旅所と云。

○金勝川 源二。一ツは荒張村の北を流、上山依村の西に至、二流合して一は觀音寺村の邊を出て北に流、東北上山依村の北を歴て、一流と成て下砥山村を經、山寺の北を過て、草津川と合して湖に入。

○井上村 荒張村の北にある村なり。

○永福寺 井上村に在。淨土宗。本尊阿彌陀立像、長二尺

三寸。

○三因寺 同村にあり。一向宗、東本願寺の末派。本尊阿彌陀立像、長一尺九寸。

○吉祥寺 同村に在。吉祥天女立像、長一尺八寸、作未詳。○上山依村 井上村の北に在村なり。御園・上田・辻越等皆當村の小名なり。

○覺乘寺 上山依村に在。一向宗、東本願寺の末派也。本尊阿彌陀立像、長一尺五寸、安阿彌の作なり。

○貞松菴 同村に在。本尊阿彌陀立像、長一尺五寸。淨土宗、東坂村阿彌陀寺の末寺なり。

○中村 上山依村の北にある村なり。山入・藏町の小名あり。

○善勝寺 中村に在。普門山善勝寺と號す。堂三間四面。貞元二丁丑年建立、開基勝光法印、淨土宗、東坂村阿彌陀寺の末寺なり。本尊千手觀音立像、長五尺、傳教大師の作なり。藥師如來の像長四尺五寸、佛工春日が作也。脇立日光。月光立像長四尺、地藏菩薩立像長三尺。慈覺大師の作なり。鎮守の小社あり。天照大神宮・稻荷大明神。辨天女なり。

○覺圓寺 同村にあり。一向宗、東本願寺の末派なり。永正十二乙亥年建立、開基覺圓と云。

○教願寺 同村に在。本尊阿彌陀、長二尺一寸、惠心の作。永正七庚申年建立、開基勝林也。一向宗、東本願寺の末派也。

○藥師寺 同村の内藏町に在。藏町の藥師と云は是也。本尊藥師如來、長四尺五寸坐像、慈覺大師の作。元龜元庚午年建立、音阿彌開基なり。淨土宗、東坂村阿彌陀寺の末寺也。

○松樹菴 同村にあり。永祿元戊午年建立、開基壽眞なり。淨土宗、東坂村阿彌陀寺の末寺なり。

○常福寺 同村に在。本尊大日如來坐像、長三尺三寸、傳教大師の作也。永祿五壬戌年堯珍法印の開基なり。淨土宗、東坂村阿彌陀寺の末寺也。鎮守の小社あり。天照大神宮なり。

○松藏大明神社 同村に在。祭神及勸請年記詳ならず。

○八王子社

○稻荷大明神社 俱に同村に在。勸請年記詳ならず。

○東坂村 金勝山の東坂本なり。因て此名あり。

○宗安寺 東坂村に在。淨土宗、當村阿彌陀寺の末寺也。

○春日大明神社 同村にあり。

○阿彌陀寺 同村にあり。阿彌陀寺略記曰、抑金勝山阿彌陀寺、山門淨嚴房法印隆堯遁世幽棲之地也、

(山神太)

堯結廬深修淨業、滅後相續遂作淨家一精舍以堯爲草創開祀、而第三世嚴譽宗眞上人、汲堯之法流深厭世利、專修淨業自行化他猶遙祖述吉水大師德、遠近縉素扇風慕德爲四十八ヶ寺院之本寺、可謂鴻堯之基趾矣、而堂宇亦備矣、故以眞爲中興之祖、然金勝山嶮、幽谷路斜、老弱化導不偏、乃移寺東坂村、今阿彌陀寺是也、安土淨嚴院又堯公眞公事跡全同當寺、然天正年中、江州淨家寺院大半作淨嚴院末寺、當寺亦雖在同未列當寺則同祖同業、是以于數百之末寺不問法騰坐總末一老席、天正九年十月七日夜、坊舍悉燒失、元和之初、宮城丹波守豐盛、法名大通院蓮譽宗光、修造復昔、爾來星霜推移、老松鬱密、層崖疊磴、景象勝而不可言、遞代住持各勵一隻手、諸堂繕修全備云爾云、是阿彌陀寺の二十四世即譽和尚の筆記なり。巨寺の事を問に、即譽是を送れり。今一字も改ずして是を載。

○宮城丹波守豐盛墓 阿彌陀寺界内に在初長次郎と號す

○田上郷 黒津庄四村、牧庄六村、中柚庄六村、以上十六村を云。此十六村の中にある山は、皆田上山とよめり。田上といへるは、不動山に、天照大神影向ありしより、大神山と號し、夫よりのかみの名は出來ぬ。今俗に、田上の字に作ると、不動寺の縁起にあれど、附會の説信用にたら

す。田上の名は本【日本紀】に出たり。谷の上と云ことにて、谷上といへるを、にとは五音相通なる故に、田上と云。然を今は亦のとなと相通する故に、たなかみと呼り。【舊事紀】曰、天孫八世孫倭得玉彦命、此命、淡海國谷上刀婢爲妾、生一男一女云、【日本紀】雄略紀曰、十一年夏五月辛亥朔、近江國栗太郡言曰、鷓鴣居于谷上濱、因詔置川瀬舍人云、皆たにかみと訓ず。

【夫木集】

中 務

谷上の山の木の葉に時雨して、勢多のわたりは秋風そふく

【康富記】

嵐吹田上山の紅葉も、宇治のいせきにかゝる河なみ

【寶治百首】

爲 氏

衣手の田上山の朝霞、立かさねてそ春も來にける

【堀川百首】

師 頼

網代木にわきて流る、田上の、その杣山に木の葉散らし

【玉吟集】

家 隆

惜むとも春はとまらしゆふた、み、田上山のかひ

やなからん

○黒津庄 稻津村・黒津村・太支村・關津村等を云。古歌に、「田上や黒津の庄の瘦男。あしる守とて色の黒さよといえり。」

【名寄】

俊 重

つかなみのうへによなく旅ねして、黒津の里に馴にける哉

同

つかなみのうへは黒津になかれとも、下のねよきにしく物そなき

今按するに、つかなみとは、ねこたといへる下賤のものなり。

○稻津村 黒津村の北にある村を云。一村悉穢多なり。穢多のことは、詳に蒲生郡の條下にするす。

○黒津村 稻津村の南に在。其稱する事久し。黒津の庄となり。

○黒津八嶋 湖中に在。八嶋といへるは、道萬嶋・彦九郎嶋・かうとうの嶋・大嶋・高嶋・上の嶋・小嶋・しめの原嶋、以上を云。此中高嶋・上の嶋・大嶋・しめの原嶋の四嶋は南郷領なり。古來此ごとくなれども、元祿年中台命あつて、川村平太夫、湖水の瀬を穿ほるが故に、八嶋の内六嶋

は切崩されて、今僅に黒津の道萬嶋・南郷の大嶋のみ八嶋のかたとて残り。其餘牛嶋等あり。

【名寄】に

俊 頼

田上より船に乗て、八嶋と云處にて、霧のいづせかりければ、

河霧の煙と見へて立なへに、波わかかへる室の八嶋に

【覆醬集】

丁亥仲夏同二三子知舊、自大津駕船、觀八嶋螢火、雨歇平湖五月秋、晚望盪醬過蘆洲、一天星斗移漢岸、萬斛明珠撒夕流、冷森勝空疑舉燧、飛光拂水覺焚舟、暗中如畫溪山畔、恨不墮燭來此遊、

○大日山 湖岸にあり。小き山なり。山に大日堂あるが故に名づく。或は三尾山と號す。土俗云、上古竹生嶋に三の嶋あり。其一嶋流來て爰に留る。大日山是なりと云。然して後、竹生嶋に嶋繫のことありと云。妄説なれどもこゝにしろす。此山に荒神の祠あるを以て、貝原篤信、【京城勝覽】に、荒神山に上て螢火を見るとか、れしは、此地のことなり。

○大日堂 則大日山に在。或は三尾山大日寺と號す。緣起曰、天日如來者行基大士之所造、而天真雲母也、唯

(山尾三)

○權衡石 大日山の麓、湖水の涯にあり。形鼈甲の如し。岩根、水底に入事幾尺といふを知らず。土より出たる處三尺五寸あり。湖水増時は岩を少く出す。相傳、湖水此岩の上に登る時は、近江一國の洪水なり。故に土民此岩を規矩として、淺深をはかると云。然ども近世川村瑞軒と云もの、台命を蒙て水のとに預り、水筋ほり違等ありて、今は權衡の用もなきに似たり。

○餘岩 權衡石の傍に在。高さ三尺五寸、形鼈のごとし。

○三石 大日山の向、湖水の中に在。常には水上へ石不

見。石の數三ある故に此名あり。一は二間四方許、一は九尺四方許、一は一間四方許、いづれも高さ五尺許あり。
○龍王岩 同所に在。高さ一尺五寸許、其根幾尺と云とを知らず。土俗云、はかり岩と同く、はへぬきの石也と。此石には、徳刃迦龍王常に來遊といへり。歳旱する時は、必此岩に雨を祈るに、しるしあらずといふとなし。

○大日崎 則大日山の湖岸を云。

○貢御瀬 黒津村螢堂より半町許北の方より、南郷へ越るの瀬なり。川幅百四十一間あり。【公義古繪圖】には、川の廣さ二町とあり。【元祿御改の新繪圖】には二町十二間と有。幅上下へ十間許が間、渡瀬なり。少深き處を入ば、廿間許の間は脊立なり。其外上下共に脊立ず。龜甲なりに高き也。瀬は水の早く流る、所の、急にせまりて狭き處を云なり。せと云の訓は、せばきの下を略したる也。和訓に下略多し。相傳、蒲冠者範頼此所に來り、黒津の土人早瀬・道萬二氏を瀬踏として此川を渡せり。或云、其瀬踏の賞として、一人を早瀬と名づけ、一人を道萬と名づけ給ふともいへり。臣按ずるに、供御の瀬の名、其始久し。天武天皇、大友皇子を遊て、大津宮より吉野に趣き給ふ。皇子兵を以て是を追んとす。天武早く是をさとつて路をかへ、伊賀路を経て大和に入らんと欲て、此地を歴給ふ

に南郷の土人、此瀬を教へ奉り、黒津にこし玉ふに、黒津の土人あはれみ奉り、供御を備へぬ。天皇喜んで供御瀬と呼玉ふといへり。或云、然らず。貢御の瀬なり。此瀬にも、網代を設、魚を捕て朝廷に貢す。故に貢御瀬と名づくと云こと、或舊記にて見あたり侍りぬ。後説是に似たり。網代守の古歌もかなひ侍れば、旁是を用べき歟。【盛衰記】にも貢御の字に作れり。【盛衰記】曰、範頼は勢田の手に向ひたりけれども、橋は引れぬ、底は深し、渡べきやうなれば、稻毛三郎重成・榛谷四郎重朝を先として、田上貢御瀬を渡しつ、石山道に攻上ると云云。【太平記】に曰、柴田橋六が、承久に供御瀬を渡したりしと云云。【太平記今川本】には、柴田を志田に作れども、非なるべし。承久三巳年六月、後鳥羽院、諸將をして宇治・勢多にて、北條が兵と戦しむ。義時が將、相模守時房は勢多、武田五郎信元は供御瀬にむかひ、柴田橋六此瀬を渡す。【東鑑】には、承久三年六月十四日、芝田橋六兼義等、宇治川を涉て伏見津瀬云云。貢御瀬も宇治川の河上なればかくいへり。天正元年足利將軍義昭、信長を討んと、勢田橋を引、石山を假の城に構へ立籠。信長、柴田勝家をして搦手とす。勝家田上へ廻り、供御瀬へ渡り、石山へ責近づく。山岡隆人と成て城落たり。毎年公義よりの御目附中、必此瀬を改給

ふとなり。此事其初詳ならず。慶長以來、台徳院殿の御時よりはじまる。【今昔物語】に、近江國志賀郡古市郷、東西に心見瀬と云あり。郷の南の邊に、勢多河あり。其河の瀬に大海の鰐上りて、江の鰐とた、かふ。鰐まけてかへり下りて、山城國に石と成て居たり。鰐は勝て後江にかへり上りて、竹生嶋を巡て今にありと云。心見瀬と云は、瀬多河○瀬なりとなん語りつたへたりと。臣按ずるに、心見の瀬と云は、此貢御瀬なり。【今昔物語】瀬の字の上二字、蟲はみ見へざれば是非に及ばず、然れども疑もなき貢御の二字なるべし。【夫木集】に、

あけぬとて心見まては來にけれと、また深き夜の渡り成けり

此歌は、近江へ下けるに、心見の渡と云處をきけるに夜いと深し。

○螢堂 是水涯に在。我が家君螢を見るの亭なり。此名は土俗の稱する所也。此地の螢、其形常に似ず、其光尤大なり。四月の末、五月の始、石山の南螢谷より群り出て、夜々流に添て下る。此地の終を宇治川の盛とす。悉は土産門に出ず。

○夏祓堂跡 黒津村に在。土人なつはい堂跡とのみ云て、文字も詳ならず。相傳、古空也の流をくむ鉢扣等、毎年七

月、此處に來て瓢を扣き、鉦をならして踊念佛せしといへり。件の鉢扣等が子孫、今に村にありと云。今は此堂跡に佛二體あり。臣按ずるに、夏祓と云を、なつはいととなへ誤りしなるべきか。夏越の祓とて、六月晦日に河邊にて祓する事也。帝都の四隅四堺にて、祭をなす事あり。是を以て思ふに、此地も大津の都の時の、四隅四堺の中なるべきか。【夫木集】に、

千早振田上河の清き瀬に、ちとせを祈る夏祓しといへる歌あれば、夏祓堂、其時分はありし成べし。

田上やあしろは冬のものなれば、來て見よ夏の涼處を

鉢扣の、七月に來りし事は、遙後の事成べし。臣が説、附會に似たれども、職家に聞し事なきにしも非ず。後人尙希くは、これを正さんことをまつのみ。

○庄塚 是黒津村の庄塚なり。南北七間、東西三間一尺、柳一本あり。庄塚のことは、前に記しぬれば贅せず。

○觀音堂 黒津村に在。聖觀音、長三尺二寸、聖徳太子の作也と云。毎年七月十日より十八日迄、開帳をする舊例なりと云。

(川樂信・川上田)

○光明寺 同所に在。佛光寺宗、京師大善院末派なり。
○黒津川 或は田上川、或は信樂川とも云。源三。一は伊賀國於土岐峠より出、西に流北に折、信樂黄の瀬の北を經て甲賀川に合し、大鳥居村の北を過、大戸の瀧と成、西の方に流れ、田上・牧村・芝原の南にて黒川に合し、西方に流れて湖に入。一は甲賀山間より出て、黄瀬村に至て、東北して一流となる。一は大神山間より出、西に流北に轉じ、合して一流と成。蓋此川、信樂の邊に在ては信樂川と號し、牧村の傍において田上川といひ、家隆の渡と云。大神山の麓にては里川と呼、黒津村の傍にては則黒津川と云也。古歌に詠する所の、谷上川是なり。

【拾遺集】

元 輔

月影の谷上川に清ければ、網代に氷魚のよるも見へけり

【堀川百首】

國 信

谷上の瀬々の網代に目をへつ、我心さへよする頃かな

【續古今集】

前左大臣

衣手の谷上川や氷るらん、水尾の嵐はさえまさるなり

【續後撰集】

國 助

夜を寒みかたしき憚る衣手の、谷上川に千鳥鳴なり

【新後撰集】

後光明峰寺

篝火の光りもうすく成にけり、谷上川の明ほの、そら

【新葉集】

衣笠内大臣

氷魚のよる近江の海も風牙て、谷上川や網代打らん

同

知 家

せきか、る谷上川の上り築、逆巻水の落そわつらふ

【夫木集】

卯の花の咲にし日より夕た、み、谷上川に浪を立そふ

○太支村 或は云、太子村なりと。詳ならず。黒津村の南にある村なり。

○太子堂 太支村にあり。坐像の石佛一體を安置す。印相及作も亦詳ならず。高さ二尺。

○牛頭天王社 太支村にあり。黒津村・太支村立合の宮なり。末社四社あり。詳ならず。祭禮毎年三月二の午の日なり。

近江國輿地志略卷之四十七

臣寒川辰清編輯

栗太郡第九

○大通寺 太支村に在。淨土宗、大津花階寺の末寺なり。
○奈良嶋 湖中にあり。太支村の領なり。

○關津村 太支村の南にあり。關津に上・下の別あり。抑此地を關津と云事、古の大石の關有し地なれば、此ごとく

名づくなり。然ども、黒津の庄の中也。思ふに、古は大石の庄の中に有しにや。但大石とさかひぬれば、大石の關と云しにや。關の津の名は、關ありしより後の名なり。【文德實錄】曰、天安元年四月庚寅、始置近江國相坂・大石・龍花等三處之關、分配國司健兒等鎮守之、唯相坂是古昔舊關也、時屬聖運不閉門鍵、出入無禁年代久矣、而今國守正五位下紀朝臣今守、上請加二處關而更始置之也云云。
○新茂智大明神社 上關津村にあり。祭神詳ならず。祭禮毎年三月二日午の日。臣按ずるに、里村の餅津の社を勸請せしなるべし。

近江國輿地志略卷之四十六 終

○小竹生嶽 關津村の南東十八町にあり。山麓より絶頂に至て六百間、直立する時は六十丈ばかり。

【名寄】 田上のさ、ふの峰もしくるめり、今や檀の紅葉しぬらん
後 九 條

【家集】 も、つてのいみしのさ、ふ時雨して、そつ彦檀紅葉しにけり
俊 頼

【名寄】

衣笠内府

嵐吹き、ふの山の夜のほとに、音もそよかすつもの白雪

○白山権現社 小竹生の岳にあり。土俗誤云、新茂智の奥院なり。

○石の雨壺 小竹生岳の半腹にあり。形丸くして、上の方まん中に凹なる處あり。土人、歳旱する時は石を以、此石の上の凹なる處を覆へば、必雨ふる故に、是を石の雨壺と云。臣一日こゝに至てこれを見るに、雨壺と云べき物にあらず。不審の餘り、石面を見るに文字の跡あり。是に依て、石を水にひたして窺みるに、如法の字はつきりと見え、今一字あれども、ほりたる跡なめらかなりて分明ならず。これによつて按ずるに、

疑らくは、古の如法經を納し塔石の残れる成べし。此邊往古は寺も多くありと見へて、天生寺・福王寺・念佛寺・西福寺など云田畑の字、關津村の内に多し。是も其時代の如法經塔成べし。

○矢筈嶽 其山の形、矢筈の弦を受る處の形に似たり。故に山の名とす。

○神山 所在勘へず。

【俊頼家集】に、田上にて船にてあそぶに、神山のわたりにて讀る、

曇なき夕つく日をも見つる哉、こや神山のしるし成らん

○諏訪明神社 下關津村にあり。

○堂谷 是往古いかなる堂有し地にや、礎の跡あり。

○源太郎山 是古城地にして、關津の城と云は、爰のことなり。相傳、宇野美濃守是に住居すと。今按ずるに、六角家に山崎源太郎と云士あり。此人居住の地にや、詳ならず。

○稱名寺 關津村にあり。故信山正覺院稱名寺と號す。淨土宗なり。

○板目山

俊 頼

いため山いたしやはしもしくるれば、菊のまねして色かはり行

○半山

俊 頼

時雨するはしたの山は紅葉はの、色つく程の名にこそありけれ
○多師山 此文字、大師と書、後大支にかく。今の大支村なりといふ。

俊 頼

いかばかり涙の時雨いろなれば、なけきおほしの山を染らん

右何れも所在を勘へず。然れどもいつれも、田上において詠するむね、【俊頼の家集】に出。故にこゝに記す。

○五十師嶺

俊 頼

白たへの花の木末を目にかけて、いそ師の峰をおりそわつらふ

○中柚庄 里村・枝村・羽栗村・堂村・是世村・森村、以上六村を云。是世村と云は、今民居なく、五村の田畑へ少く入て、其名を知るものだもなし。中柚庄も、田上郷の内なり。
○里村 是中柚庄の木村なり。太支村の南東にあり。

○餅津大明神社 里村にあり。正一位餅津宮と號す。祭禮毎年三月亥の日。祭神詳ならず。相傳、往古は大社にて、五十四村の神事にて、御旅所を神立大明神と號し、三月亥の日、神事、七日が間を御旅といふ。所謂五十四村は、田上郷十八村、大石五ヶ村、青地十五村、田原郷十八村なり。今纔に里村ばかりとなれり。今里村の田の字に、神殿森・市殿森・里辻・花畑・舞臺・神本・幣本・連歌田・和歌田・琵琶田など云あり。是等皆右大社の時代の舊蹟なるべし。

【家集】

俊 重

あれこそはもちいの宮ときくからに、つくく思ふことを祈れ

【家集】

俊 成

あすと見はさしてそれともまつらまし、よそに餅るの宮仕して

○西方寺 里村にあり淨土宗。

○西蓮寺 同斷

○福壽寺跡 里村堂ヶ谷にあり。是往古は大伽藍にて、中柚庄六村を領せし大寺の由、土俗の傳る所なり。

○古城跡 里村にあり。今に城跡あり。是多羅尾道可が城跡なり。道可は俗名多羅尾四郎兵衛光敏と號す。近衛

殿の庶流なり。六角家の籙本にて、當所及信樂邊を領したる勇士なり。淺井長政の妻は、道可が娘也。信長生害の時、大神君塚より信樂越の時、道可御道しるべ仕りし人なり。

○石居村 是里村の出村なり。本里村の内なれども、近世別の村となれり。在原寺の舊跡礎、残あるの故に村の名とす。

○在原寺古跡 石居村にあり。往古は此村悉在原寺なりし由、今に礎殘れり。此邊地をほれば、佛具の朽たるを得るとなり。

○枝村 里村の東にあり。土俗に云、是古栗太郡の、大栗樹の枝をきりあつめたりし地なり。ゆへに名付と云。分明ならず。

○天満天神社 枝村にあり。勸請の年記詳かならず。佐々木の建立なりと云。

○安樂寺 枝村にあり。本尊藥師如來、傳教大師の作。淨土宗旨なり。開基詳ならず。

○岩窟 枝村の山に多くあり。土俗につり穴と云。是古火の雨ふりし時隠たる處なりと云。大岩をたみあつめて中深し。土俗の火雨といふは、ひさめの事にて、火雨の文字にて長雨なり。【日本紀】に、大雨の文字をひさめと

訓す。印行の【日本紀】火雨と書は、筆畫似たるを以て、大の字を誤るものなり。一説に、ひさめとは氷雨なりと云。處々に多し。或は穴居の跡なりとも云。鎌倉などに谷といふ所おし。是みな岩窟なり。

○不動寺 大神山にあり。大神山へは、里村より上る山也。大神山成就院不動尊と號す。緣起曰、清和天皇の御宇釋智證、三井寺を造營せんと欲し、建部明神と共に、良材を此山に求む。此峰紫雲たな引、夜々金光を現す。智證是を奇なりとして、遠羊腸を攀に、老翁の石上に坐せるに逢。翁曰、天照大神、日々此石及此樹に來臨し給ふ。靈石靈木なり。故に我常は是を守る。相共に此木を截佛像を彫刻せんと。智證諾す。時に空中に金色の光あつて、不動明王顯れ、ねがはくば我容をつくれ。智證、翁と俱に尊容を摸作す。功成て後、翁又智證に告曰、我は是天照大神なりと、いひ畢て見へず。智證雲中を拜し、摸作の尊像を巖窟に移し伽藍を建立し、山を大神山と號し、寺を成就院と號すと云。寺に不動くりからの像あり。是又智證大師の作なり。毎年正月九月廿二日より廿八日に至り、參詣の人多し。寺僧護摩を修す。

○栗花落池 或は梅雨の字にも作る。大神山の界内にあり。其池大き五間に三間許。毎歲五月、梅黃柘榴花

(院成就)

開、栗花落るころ淫雨あり。是を入梅といふ。期に至て此池の邊樹木枝頭に水珠を生ず。其色白青して形圓、めぐり或は一尺廻り、或は三尺廻り許。此池のみに限らず。此邊山間の池、皆此ごときなり。土俗昔云、此水珠の中臺兒ありて、梅雨あくの後、此水珠自ら地に落ひらけて、臺兒街頭に跳と云。臣按するに、徽雨のごと【本草綱目】【五雜俎】【埤雅】等の諸書に載たり。【四時纂要】には、立夏の後、庚日に逢を以て入梅とし、芒種の後、壬日に逢を以て出梅とすとしるし、【碎金錄】

には芒種の後壬日を以入梅、夏至の後庚日を以出梅とせり。李時珍が説には、芒種の後壬日に逢を入梅、小暑の後壬日に逢を出梅とせり。貝原益軒翁の説には、毎五月、梅の黃落んとするころ、淫雨數日有之後、雷鳴あつて後晴を出梅とすといへり。京師烏丸中立賣下町の街巷、及大徳寺門前人家の後園に、梅雨穴といふものあり。期に至れば水涌出で、出梅の時は水涸、攝津國矢田郡丹生山田庄原野村栗花落左衛門と云者あり。此後園に穴を生ず。凡立春以後百三十五日、始て穴を生ず。穴の多少を以て日數を知。播磨國姫路に梅雨松あり。梅雨の期にいたれば、葉枯て赤色に變ず。晴れんとする時は、必ず青色に復す。此枝をついて、他所に移

す時はしからず。地脉の然らしむる所なり。栗花落の地もかゝるたぐひ成べし。

○影向石 不動堂巽隅六町許に在天照大神影向の石なりといふ

○烏帽子岩 大神山にあり其形烏帽子のごとく大石なり

○森村 牧村の東にあり。

○諏訪大明神 森村にあり。

○八幡社 同所に在。件の二社、勸請の年記詳ならず。

○善照寺 同村にあり。西本願寺宗。

○古城跡 森村の山にあり。此地を城が腰といふ。

○羽栗村 森村の東にあり。或は云栗太の大栗の葉をあつめて焼すてたる地なれば、葉栗村なりと云。

○八王子社

○春日大明神社

○住吉大明神社

○牛頭天王社

○十禪師社 五社俱に羽栗にあり。宮地は羽栗村・森村立合の地なり。

○古城址 羽栗村にあり。佐久間久右衛門居城の地なりと云。或は中野久右衛門なりと云。

(腰が城)

○女郎墓 羽栗村にあり。大なる石塔なり。或は云、丹後の局の墓なりと云【東鑑】十五に、宜陽門院の母堂丹後二位尼の事。同十九に、實朝御臺所の女房丹後局といふ人あり。此二人の内、此地に墓あるべき子細もなし。同名異人成べし。大萱にある丹後局墓と同じ事にや。いづれも詳ならず。

○今村新田 此村は本、羽栗村・森村・枝村三ヶ村の野先にて荒地なりしを、九十年以前、里村の土人開發す。則今村新田と號す。

○白山權現社 今村新田にあり。祭禮毎歲三月二の午の日。

○但心寺 同所にあり。一向宗、東本願寺の末寺なり。

○高岸寺 同所にあり。淨土宗、膳所縁心寺の末寺也。

○堂村 羽栗村の北にあり。相傳、昔大なる堂ありし地なり。故に此名ありと。本より寺號も詳ならず。何れの時代といふことを知らず。今田の字に堂のくと云處あり。是古の堂跡の古跡なりといふ。

○八幡社 堂村にあり。祭禮毎歲三月二の午の日。

○教誓寺 堂村にあり。一向宗、本願寺の末派なり。

○牧庄 牧村・中野村・芝原村・新免村・平野村・桐生村以上六村をいふ。田上郷の内なり。

○牧村 芝原村の東にあり。天智天皇七年、近江國に多牧を置て馬を放と云事、【日本紀】に見へたれば、此邊も其内の牧なるべし。【北補韶會】の注に、牧は馬を養ものと記せり。此村の山松膏を出す。名産なり。事詳に土産門に出す。

○八幡社 牧村にあり。

○眞光寺 同村にあり。佛光寺宗。

○大戸瀧 牧村と大鳥居村の間にあり。瀧高さ七尺許、瀧壺深さ十間四方。末は田上川と成、湖水へ入。

○中野村 牧村の南にあり。

○荒戸大明神社 中野村にあり。

○牛頭天皇社 同村にあり。中野村・牧村・平野村・芝原村四ヶ村の生土神なり。

○家隆松 同村山の峯にあり。相傳、古昔家隆卿の愛せられし松なりと云。家隆は、前中納言太宰權帥光隆の二男なり。壬生の二位宮内卿と號す。母は太皇亮亮實兼朝臣の女なり。【新古今】の撰者五人の其一人也。家隆此地に遊れし事、いまだ見あたり侍らず。のちの識者を亦俟のみ。

○福王寺古跡 同所宮山のつゞきにあり。相傳古昔は天台宗の大寺のよし。

(山きいさみ)

○御陵 同村にあり。小き山なり。土俗はこれをみさ、き山と云。御陵は天子の御墓なり。松下氏の【前王廟陵記】及細井氏の【諸陵周垣記】に、帝王の御陵を悉しるせども、近江國に御陵あることなし。しかれども、葬り奉る處にあらずとも、亦御陵を築事も有べし。この御陵も何れの御陵にや、詳ならず。

○尊氏屋敷跡 同村にあり。今は其跡川となれり。土俗相傳、源尊氏、楠正行に逐れ散々に敗北して、此地に暫籠居すといへり。實否詳ならず。尊氏は足利等持院の事也。始高氏と號し、後に後醍醐天皇御諱の一字を下され、高氏を改て尊氏となる。元亨建武の逆賊なり。

○法藏禪寺跡 同村にあり。今田島となれり。何れの日、芝原村へ移せるにや。芝原村に今法藏禪寺あり。蓋此寺を再興するなり。

○法藏寺 同村にあり。佛光寺宗。

○常念寺 右同斷。

○芝原村 堂村の北にあり。

○波尾大明神社 芝原村烏尾川の上にあり。これ則荒戸大明神の御旅所なり。

○法藏禪寺 同村にあり。正覺山法藏禪寺と號す。緣起曰、近江國栗太郡田上牧庄芝原村、正覺山法藏禪寺、文明

年中當村住人、中野備後守宗永入道聖仲子息加賀守宗成、與青松秀禪師相議所開創、而定惠戒禪師・聖椿壽禪師相續震起曹洞之宗風靈場也。然寺舊在牧庄荒戸明神正面桐山上、方其末寺、則福王寺・藏密菴・三福寺・靈祐菴・玉泉菴・福聚軒・正眼菴・泉藏主坊・理藏主坊、連綿環繞于牧山及牧村・中野村之間、實江南禪窟也。其勝蹟尙各處存在焉。然大旦那備後守宗永・加賀守宗成・左衛門助宗高・七郎次郎宗重・喜内宗利、相嗣五代奉勤于大將軍足利公之幕府、與軍于江東之佐々木家、第六代久右衛門貞吉者、實小泉右馬允貞興子也。貞興者和州小泉城主也。敗軍之後客食喜内之家、尋爲養子、當斯時佐々木家衰微而從軍又離散、久右衛門等同論胥故法藏禪寺、逐日傾頽無力修補、終鞠爲淺草、其本寺破壞如此、故衆庶末寺隨湮滅焉。嗚呼可痛哉。聖仲九世孫中野左衛門・同久右衛門・同久右衛門等、不忍看先祖墳寺荒涼如此、頻發興復之志願奉請領主本多隱州君之許諾、可謂有後弗棄基、實元祿五壬申夏五月也。然時節未到乎、因修至寶永二乙酉年、粵有中野村親鸞教徒俊教俗僧、其居假稱道場而素無寺院之正號、故俊教俗有耻之、與其門從竊謀之、請寺號於佛光充寺、然國制禁近年以來新造之寺院稱號、故俊教徒盜竊古法藏寺之號而併欲奪略其舊址山村、然佛光寺未知其由、許之以法藏寺號。

於是左衛門一族頻訴太守君、寶永七年秋七月十七日、田上川洪水流溢、而中野村・芝原村同爲水路、故移兩村於今處、越歲己丑春三月朔日太守君許諾、同夏五月二十六日、轉移法藏禪寺舊址於新芝原村波尾明神東北太平山、依舊號正覺山法藏禪寺、教安昌寺學海及左衛門等重創梵宇、太守君復賜良木充棟梁之用云、

○福圓寺 同村にあり。佛光寺宗。

○新免村 中野村の南にあり

○新宮大明神社 新免村にあり。

○古城址 同村にあり。其地を城が岳といふ。

○外内坂 芝原村上の山峠なり。土俗源内坂といふは非なり。

(坂内源) (岳が城)

○平野村 牧村の東北にあり。

○天滿天神社 平野村にあり。

○西光寺 平野村にあり。佛光寺宗。

○桐生村 平野村北東にあり。

○矢野大明神社 桐生村にあり。祭神天兒屋根命、勸請の年記詳ならず。貞治三甲辰年社炎上、同四乙巳年三月六日造營。毎年正月十三日・九月十三日神事なり。末社に八幡宮一社あり。

○正休寺 同村にあり。慶長年中釋善正開基す。萬治二

乙亥年始て正休寺と號す。東本願寺の末派なり。

近江國輿地志略卷之四十七 終

近江國輿地志略卷之四十八

臣寒川辰清編輯

栗太郡第十

○大石莊 淀村・中村・東村・龍門村・小田原村以上五ヶ村をいふ。大石の庄は黒津の庄の南にあり。何の郷といふことを知らず。大石の名は、『文德實錄』に出たり。大石の關の舊跡は關津なれば、關津の條下に出せり。今整せず。大石を土俗のおいせといふは、訓の轉訛なり。

○東村 大石の庄のさしぐち、關津の南にあり。
○東村川 源は甲賀郡朝宮村の邊よりいで、野尻村を経て、曲折して富川村の西を過、乾に流れ、南にをれ、又乾に曲流して、東村を経て湖に入。水上は少しの小川にて、甲賀郡朝宮・杉山の領界より出、方々谷々水落合、川は、富川村の邊りにては七八間、或は十二三間もあり。末にて湖に入ところは、水も早く川も廣し。三十間許有。
○櫻谷 佐久奈止の社の邊を云。此地則佐久奈谷也。大

七瀬の一なり。事は『公事根元』に見ゆ。

【夫木集】 慈 鎮 鳩てるや櫻谷より落來る、波も花さくうちの足代

木

【名寄】 俊 頼

春ならて櫻谷にはみにゆかし、このともなりぬ道の遠さに

○佐久奈止社 東村にあり。祭神一坐、瀬織津姫の命なり。古人誤云、櫻檀社、又は櫻奈止大明神社と。皆俱に孟浪の言、笑べし。櫻谷の社といふは、地名に依てなり。【延喜式】曰、佐久奈止社云、【文德實錄】曰、散久難度神云、

(社壇櫻)

【三代實錄】曰、佐久奈度神云、臣按するに、瀬織津姫は、天照大神の荒魂なり。内宮・外宮・荒祭宮なり。【二所大神宮御鎮坐傳記】曰、日向小戸橘檉原而祓除之映、洗右眼、

因以生日天子大日靈貴也、天下化生名曰天照大神荒魂、

荒祭神也、謂祓戸神、瀬織津姫神是也云、【阿波良波命傳】曰、荒祭宮一座、伊弉諾尊洗左眼、因以生、號曰天照荒魂、

亦名瀬織津比咩神也云、臣按するに、當社を佐久奈止と號し奉ることは、【中臣祓】曰、高山之末短山之末、與利、佐久

那太理仁落瀧津速川乃瀬織津姫止云神云、

佐久奈太理とは折谷と云事なり。谷は山の折なり。伊勢

國度會郡繼橋郷豊宮崎に井谷と云地あり。此井谷を、【類聚神祇本源】には井足と書せり。古昔谷を足と云。足は太理也。然則佐久奈止は折谷と云ことなり。那は助語にて、佐久奈太理の理を下略して、太と止はたちつてとて五音の相通なれば、佐久奈止とは號し奉るなるべし。【三代實錄】曰、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授近江國佐久奈度神從五位上云、【文德實錄】曰、仁壽元年六月甲寅、詔、以近江國散久難度神列於明神云、【延喜式神名帳】曰、近江國栗太郡佐久奈止神社云、祭禮毎年三月三日、御旅所へ神輿を出す。同月第二の午の日神事なり。末社二座、正八幡宮・春日大明神社なり。土俗誤て、櫻谷の本地、十一面千手觀音なりと。牽合附會、例の兩部家の説なるべし。水中にから白石とて、毎年新にうすの壺出來す。是則明神の顔向石といへり。川の向に一社あり。何の神といふことを知らず。土俗は是を不動明王といふ。非なり。今東村の土人の中に、當社の縁起とて一卷を持有者あり。是を見るに、はなはだ荒唐、一事の證とすべきなし。笑ふべきもの、必先此宮に詣すと云。

○鹿飛 是佐久奈止社の傍、湖水の至て狭き處、水幅六間四尺あり。切通しの長七間許、山と山との間、南岸まで

幅二十八間、大水の時は拾間許、河の向よりこなたへ鹿も飛越るゆへに、此名あるなり。公儀百日御目付必檢見有。鹿飛の見分は、定りたることにはあらず。定法は供御瀨にて、此事臺廟以來の例なり。

○石良瀨 則鹿飛の事なり。

【歌枕】に、
俊 賴
氷魚も世を住かたしとやおもふらん、石良か瀨にも網代打なり
是は田上にて、石良の瀨に、網代打を聞てよめるとあり。

○遺愛石 鹿飛にあり。

○妙見山 東村にあり。高き十八丈許、山上に妙見の社あり。故に號す。

○妙見祠 同所にあり。臣按するに、【神咒經】曰、靈符本尊所祭北斗祿存星、故號星宮、北辰菩薩名曰妙見、處閻浮提衆星中、最勝神仙中之仙菩薩大將云、【北辰菩薩陀羅尼經】曰、我北辰菩薩名曰妙見、今欲說神咒擁護諸國土所作甚奇特、故名曰妙見、【拾芥抄】曰、妙見寺在玉城四方、【日本靈異記】曰、今諸國謂妙見宮、誤妙見寺者也云、千馬・相馬・白井の家に此妙見を祭、畢竟妙見といふは北斗なり。妙見菩薩の御詠歌、一月星を手にとるからに此家の、榮んことは恒河沙の數、是は、總州

千葉妙見影像に記してあり。

- 淨土寺 東村にあり。妙見山淨土寺と號す。本尊阿彌陀如來、春日が作なり。淨土宗、大津花階寺の末寺也。
- 法樂寺 同村にあり。大石山延命院法樂寺と號す。本尊藥師如來慈覺大師の作なり。并に十二神將・日光・月光あり。天台宗、比叡山東塔北谷總持坊の末寺なり。
- 稻荷大明神社 同村にあり。鎮座等詳ならず。森あり。稻荷の森といふ。影向石あり。
- 毘沙門堂森 同村にあり。或は毘沙門堂屋敷といふ。相傳、往古は堂舎多くありし跡なりとぞ。
- 大瀧 同村にあり。高さ二丈四尺、源は富川の山間より流れ出で、大瀧と成、湖水に入る。
- 地藏堂 同村にあり。石佛の地藏尊。相傳、古瀧の中より上り給ふと云。此寺も淨土宗にて、當村淨土寺の末寺なり。件の地藏は、弘法大師の作なりといふ。
- 夫婦石 東村の富川口にあり。高さ三間半。
- 左場野 東村の内なり。
- 鞍骨 東村の内なり。或は枝郷なりといふ。
- 中村 東村の南にある村なり。
- 若王寺 中村にあり。或は奥の堂の舊地と號す。淨土宗なり。

- 小山判官屋敷跡 中村にあり。則山なり。土俗呼て小山といふ。此小山判官、何人と云こと詳ならず。
- 大石の屋敷 中村にあり。二處あり。一は山にあり。一は古屋敷と云。内藏助先祖の墓、此内にあり。今一は平地に有。東西二十間、南北三十間の屋敷なり。大石は、元は江源の家臣、進藤の家人なり。進藤氏、今は近衛家の家臣となる。大石内藏助は、近世の忠義士なり。因て左に是を記す。大石良雄は内藏助と號す。秩千五百石、播磨赤穂の城主淺野内匠頭長矩が國老也。父權内。母は池田氏、備前國岡山國老池田出羽が女なり。初良雄曾祖父・祖父、皆内藏助と號す。世々赤穂の國老たり。祖父内藏助權内を生、權内良雄を生。權内早く卒す。良雄嫡孫を以祖の嗣を承。其人となり簡靜にして威望有。甚國人の爲に重んぜらる。元祿十四辛巳歲、勅使江戸に來り給ふ。淺野長矩、簡侍の事を領す。吉良上野介良英、事を侮り無禮なり。長矩と隙とむ。私の怨をもつて、公法をみだると云を以て、罪に死す。驕敵良英自若たり。是に依て良雄等四十七人の義士、心を一にして晝夜力を盡し、終に驕敵吉良良英の首を得て、長矩泉下の恥を雪ぐ。忠臣と云べし。親族赤垣重賢、義士に有。不幸の中の幸也。室鳩巢先生【義人錄】を著

し、片島武矩【太平義臣傳】をあらはし、世に流布す。

○大石川 或は中村川とも呼り。源は横岩山より出、北に流、龍門村をめぐり西に折、中村・淀村の間を経て、北流して湖に入。川は三十間ばかり。

○淀村 中村の東にあり。定家の【顯注密勅】に、淀はよどみをいふ、水の流もやらでと、こふり、ぬるくとまれるなり。夫をば淀と云と云。此處もよどみなればよべり。山城の淀もよどみなり。

○八幡の社 淀村にあり。

○城山跡 淀村にあり、今は茶園となりて、字を城山と呼り。相傳、往古有馬女蕃頭居城の地なりといふ。巨按するに非なり。山口立蕃頭なるべし。

○淀堂古跡 淀村にあり。峯山といふ處の内、茶畑有。淀堂の舊跡とて、則字を今に淀堂屋敷と呼り。相傳古昔は淀堂とて、毘沙門堂ありといふ。

○専念寺 淀村に有。淨土宗、大津花階寺の末寺也。

○龍門村 中村の南にある村なり。

○正八幡社 龍門村にあり。

○正願寺 同村にあり。

○龍音寺 同斷。

○善福寺古跡 龍門村にあり。古昔は大寺のよし、今は

其跡のみをいひ傳へり。

○小田原村 龍門村の南にある村なり。

○三尾寺古跡 相傳、往古は三尾寺といふ寺院のよし。何れの日にや、寺も絶、其跡池となりぬ。長さ十五間、横八間許の池なり。往古三尾寺の堂跡にや。或は云、三尾寺といふは、寺のことにはあらず。此池、小田原村・曾束村・禪定寺村の池なれば、三の於池と云ことなりともいふと、然れども此説まぎらはし。

○八王子森 小田原村にあり。相傳、古八王子の社有、故に云と。傍に池あり。亦八王子の池と云。

○本安寺 小田原村にあり。榮泰山本安寺と號す。法華宗なり。

○正王大明神社 同村にあり。祭神詳ならず。

○八幡社 同村にあり。御神體木像、長二尺一寸、弓箭を帶し給ふ。

○二社大明神社 同村にあり。

○觀音堂 同村にあり。本尊十一面觀音なり。堂有。山を則觀音堂山と號す。

○宇治田原越 是小田原村より、山城の國へ越るの路なり。勢田より國堺へ三里半あり。國堺より宇治へ三里半なり。小田原村より宇治田原郷の口まで一里半なり。

(山峯)

○鷹峰 田上の山里鷹の峰といふ處にて、雉子のなくを聞て、俊頼、今こそは聞も合すれ雉子なく、たちの高根は鷹の峰かも

○曾束村 淀村の西二十八町にある村なり。土俗云、田上の内にあらずといへとも、田上郷の内なり。曾束は元帥家也。帥大納言經信、別業を此地に構、俊頼・俊重三世相承て卜居す。故に地名を帥家といへり。今曾束の字に作れり。

【詞花集】

都に住侘て、近江の谷上といふ所にまかりて、
芦火たく山の栖は世中を、あこかれいつるかとして
なり鹿

【千載集】

谷上の山里にて、鹿の鳴を聞てよみ侍りける、
棹鹿の鳴音は野邊に聞ゆれと、泪は床の物にそ有
ける

【新古今集】

田上にて讀侍りける、
旅寐する芦のまろ屋の寒ければ、爪木こりつむ舟
いそぐ也

【夫木集】

俊 頼

谷上の山里にて、山人椎拾ひけるついでに、
椎をのみ木の實拾ふと絶葉を、あからさまにも誰
打つらん

以上の歌、皆此所にてのことなるべし。田上郷の内に非
ずと云べからず。

○御靈大明神社 同村にあり。

○安興寺 同村にあり。本尊不動明王なり。大日如來・地藏菩薩等あり。觀音堂あり。觀世音の像は、増長の作なり、相傳、往古は大伽藍にして、古佛靈寶も數多有しに、數度の炎上に悉く烏有となりしと云。永長元年の比は、觀慶と云僧住職せしよし、里老の傳所なり。土俗或は云、上宮太子、守屋の連と戦ひ、暫此地に蟄居することあり。其後守屋を亡し、此地に伽藍を建立す。安興寺是なりと云。信用しがたし。

○猿丸太夫社 近江・山城兩國の界にあり。或は山城禪定寺村猿丸峠といへり。或は近江曾束村なりといふ。然れども兩國界なること明られし【前々太平記】に、猿丸太夫とは、其頃弓削道鏡とて、威猛氣高き大臣なりしが、天子孝謙女帝に密通し、帝位に望をかけしが、事あらはれ、下野の國に流されけり。猶其上にも、昨日今日まで大臣たるを、其ま、配所へ遣さん事流石なりとて、江州田上の

別業、三年舊主の喪を終らせ、其間に髪を生しつ、名を改て猿丸太夫と云と載たり。甚もつて非なるべし。道鏡は下野の國へ流され、藥師寺別當となりし事明し。臣按ずるに、上宮太子の御子に、弓削の王と號するあり。是を猿丸太夫と號せしなり。然れば、弓削の王と云を以て、道鏡に誤れるなるべし。猿丸に三人あり。同名異人なり。此猿丸は歌人の猿丸なり。【拾芥抄】に曰、猿丸太夫古傳に云、何の時の人といふことを知らず。官名を見へず。【長明方丈記】に、田上川を渡りて、猿丸太夫が墓を尋ぬといふ。【無明抄】に、田上に曾束と云處あり。そこに猿丸太夫が墓ありと云。亦曾束村の南十町許山中に、岩尾と號する地あり。相傳、猿丸太夫幽栖の處なりと、岩上に松生、寂寥いふばかりなし。曾束村の邊を奥山田の莊といふ。【武家雜記】には、奥山田郷に作る。されば太夫の奥山の歌は、こゝにての詠なりと云。猿丸太夫、奥山に紅葉ふみ別鳴鹿の、こゝるきく時そ秋は悲しき

櫻谷、有祠曰櫻谷宮佐久奈止之社也。古木森々闕宮有伽、宮之後曰鹿飛、厥岩瑰奇如鑄、流水如藍激石如糸、已而入百谷、山有百谷故名、過谷則曾束村也、自勢多至此凡三里餘矣、余聞猿丸太夫舊跡、村老指曰、去此一里許、有猿丸祠、其地名猿丸巖、又有池稱猿丸池、余即蹟焉、烟雨霏々濕衣、山徑杳冥、然到巖則有叢祠、余拂榛棘而上、時有僕折樛來、即把之低唱、與山歌兩三遍、揖而起矣、歸村又問曰、猿丸巖幽邃矣、然吾想非古人之可棲止者、疑是其遊歷之處也、倘別無稱猿丸之居者耶、村老答云、溪上有岩居、或謂之猿丸舊栖、相傳喜撰法師自宇治山來此信宿去是乎、余曰是也、同遊曰、今聞之、超白洲渡至彼岩居危乎一里、乞尋之可乎、雖期它後亦知何日也、余曰然也、因而登舟、水急如箭、隸卒掩目、篙子不勤、從水之力操竿如遺、到岸即行溪間、奇絕往々可記、是則琵琶湖之下流、所謂稱海老尾者也、遂見岩居、其岩圍青山臨碧水、其下百尋許有鉅岩、突兀高可十丈、佳趣甚多、空翠之中不可久留、嗟呼非有仙風道骨豈能堪棲遲乎、既而經畑村出石山、他日欲討之、必可從石山入先見岩居而后抵曾束村或攀猿丸巖也、若追慕長明之故事涉田上川亦可也、余略記之、以爲後來追遊者之司南、甲辰之秋九月十七日記之云、【無名抄】に云、或人たなかみの下に、そつかといふ處あり。そこに猿丸太夫が墓あり。庄のさか

ひにて、その券にかきのせたれば、皆人知れり。
 ○歸命寺 曾束村にあり。福壽院歸命寺と號す。淨土宗、京透源寺の末寺なり。
 ○繰船 曾束村の人家より、十一町半南に在。川の西は則山城の國なり。曾束村より山城二尾村へ出るの路なり。川は、廣さ二十四間、狭き處は二十三間、深さ三十五間、水尤早し。岸より岸まで大繩を引、わたり船を、此繩を手ぐりにして、向に往還。故に繰船の名あり。水急流にして、舳櫂も遣ふことあたはざるのゆへなり。
 ○小田八幡社 是曾束村より、山城禪定寺村へ越る谷を、小田谷と云。此處にあり。
 ○曾束山越城跡 曾束村より、山城二尾谷に出る路也。
 ○横岩山 小田原村の以南、山城國界にあり。
 ○白雲山 横岩山の東、富川村の南にある山也。
 ○富川村 是大石庄の東にある村なり。何の庄何の郷と云傳ふることなし。甲賀の郡界なり。山堺は黒山といふ山にして、山城の國境なり。此富川村の内、小名多し。所謂、納所・涌出・加河・中上手・上手・中階頭・石倉等なり。
 ○春日大明神社 富川村にあり。仁安二年勸請す。祭禮毎年三月三日。
 ○山王權現社 富川村納所にあり。祭禮毎年三月三日。

○幸神社 富川村赤坂山にあり。道祖神也。幸神のこと、志賀郡相坂の條下に記す。
 ○常信寺 富川村にあり。法音山常信寺と號す。本尊釋迦如來、惠心の作、地藏菩薩は春日の作、增長天は運慶の作、廣目天は湛慶が作なり。相傳、此寺正和二年の建立なり。眞言宗なり。
 ○往生寺 同村にあり。淨土宗、西光山往生寺と號す。明應十年の建立なりと云。
 ○誓安寺 同村にあり。涌出山誓安寺と號す。淨土宗なり。相傳、永祿九年二月朔日、建立すといふ。
 ○東方寺
 ○大藏寺 二ヶ寺、俱に富川に在。本尊藥師如來にて、天長年中、弘法大師の開基なりといふ。
 ○岩屋山明王寺古跡 富川村に有。相傳、天長年中、弘法大師の開基の寺なりと。然るに何れの日か斷絶して、今は其舊跡とて岩窟残り。
 ○笠神森 是土俗相傳、山神なりと。此森の下に小川有。此川を限、栗太・甲賀二郡の界とす。此川を越せば桶井村にて、甲賀郡なり。

近江國輿地志略卷之四十八 終

裏白越	三四
空の越	三四
伊賀路	三四
於土岐越	三四
丸柱越	三四
内保越	三四
油日越	三四
伊勢路	三五
鈴鹿越	三五
安樂越	三五
小岐須越	三五
大河原越	三五
仁正寺越	三五
千種越	三五
八風越	三五
君畑越	三五
大君畑越	三五
美濃路	三六
長競越	三六
藤川越	三六
大久保越	三六
加須川嶺越	三六
久加越	三六
中尾嶺越	三六
島津越	三六
越前路	三七
虎杖越	三七
庄野嶺越	三七
倉坂越	三七
杵掛越	三七
大浦越	三七
七里半越	三七
若狹路	三七
栗柄越	三七
深清水越	三七
大杉越	三七
針畑越	三七
膳所ヨリ諸方へ道程	三六
大津	三六
石山	三六
岩間山	三六
叡山中堂	三六
鹿飛	三六
伏見	三六
外畑村	三六
山城二尾路	三六
三上	三六
醍醐	三六
安土	三六
信樂飯道寺	三六
多賀	三六
朽木市場	三六
大溝	三六
彦根	三六
仁正寺	三六
小室	三六
京二條御城	三六
山城愛宕山	三六
鞍馬山	三六
岩屋不動山	三六
八幡雄徳山	三六
宇治三室	三六
淀	三六
大坂	三六
攝津國高槻	三六
攝津國有馬温泉	三六
大和國奈良	三六
紀伊國和歌山	三六
若狹小濱	三六

越前敦賀	三三
越前今庄東近江路	三三
美濃大垣	三三
尾張名護屋	三三
伊賀上野	三三
伊勢桑名	三三
常陸水戸	三三
江戸	三三
卷之五	三四
湖水	三四
湖	三四
湖の成因に關する説	三四
湖に關する怪異	三七
琵琶湖八景	三七
湖上の氣象	四〇
湖上船のこと	四一
湖上の船路	四六
湖中の島	四六
卷之六	四七
志賀郡第一	四七
大津	四七
大津小名	四九
追分	五〇
鵜坂	五一
關田大明神	五一
攝取院	五一
善福寺	五一
關田川	五一
猿橋	五一
伊勢大神宮	五一
光明寺	五一
大谷町	五一
走井	五一
篠原藥師堂	五三
縁井寺	五三
慶谷寺	五三
兩國寺	五三
西方寺	五三
蟬丸社	五三
相坂	五三
卷之七	五四
志賀郡第二	五四
阿彌陀堂念佛寺	五四
逢坂關	五五
相坂山	五五
關小川	五五
關明神の社	五九
篠田神社	六〇
念佛寺	六〇
安養寺	六〇
立聞觀音堂	六〇
蓮如上人名號石	六〇
貴船社	六二
關明神の社	六二
關清水	六三
卷之八	六三
志賀郡第三	六三
關寺	六三
牛塔	六三
長安寺	六三
妙光寺	六三
幻案寺	六三
向山寺	六三
若宮八幡	六三
貴船社	六三

柿内村	三六	玄福寺	三七	本昌寺	三七
小禪師社	三六	東本願寺御堂	三七	唯泉寺	三七
靈山	三六	善正寺	三七	永順寺	三七
正福寺	三六	福賢寺	三七	淨榮寺	三七
國阿堂	三六	華階寺	三七	澤山駄屋	三七
山岡道阿彌畫像	三六	秀郷月見岩	三七	大津古城	三七
辨財天堂	三六	圓光寺	三七	宗德寺	三七
志賀郡第四	三六	四宮大明神社	三七	光德寺	三七
吾嬬川	三六	夷社	三七	傳光寺	三七
常盤橋	三六	庚申堂	三七	觀念寺	三七
中寺村	三六	芝居	三七	正見寺	三七
吾妻川地藏堂	三六	善通寺	三七	長壽寺	三七
成覺寺	三六	乘念寺	三七	相生與生社	三七
西榮寺	三六	大專寺	三七	清龍寺	三七
清涼寺	三六	九品寺	三七	本要寺	三七
西念寺	三六	常德寺	三七	德圓寺	三七
楊坊寺	三六	慶善寺	三七	柴屋町	三七
正德寺	三六	眞常寺	三七	楊枝屋町	三七
安養寺	三六	榮泉寺	三七	芝居	三七
稻荷社	三六	長壽寺	三七	泉福寺	三七
福賢寺	三六	西福寺	三七	成願寺	三七
		淨宗寺	三七	本福寺	三七
		願海寺	三七	今然寺	三七

中保社	三七	尊星王堂跡	八四	志賀郡第七	九三
長泉寺	三七	善賢堂跡	八四	鐘樓	九三
故大友社	三七	五大堂跡	八四	唐雲門	九三
尾花川	三七	大講堂	八四	三層塔	九三
大練寺	三七	五層塔婆	八四	村雲橋	九三
練貫水	三七	護法善神社	八四	青龍院	九三
西本願寺御堂	三七	尼池	八四	五所明神社	九三
上人月見石	三七	志賀郡第六	八六	八所明神社	九三
本長寺	三七	志賀郡第六	八六	新羅社	九三
唱門師	三七	教待和尚廟	八六	二童子社	九三
寄島	三七	金堂	八六	火御子	九三
大津浦	三七	燈壇一基	八六	獅子岩	九三
屎風浦	三七	關伽井	八六	御影杉	九三
卷之十	三六	熊野權現社	八六	御影川	九三
志賀郡第五	三六	毘沙門堂	八六	現在谷	九三
長等山	三六	經藏	八六	若宮八幡社	九三
園城寺	三六	龍雲祖堂	八六	千手堂	九三
二王門	三六	長日護摩堂	八六	金光院	九三
灌頂堂	三六	古鐘堂	八六	西蓮房	九三
唐院	三六	法華堂	八六	住吉社	九三
黃不動像	三六	常行堂	八六	龜岳教待堂	九三
山王權現社	三六	卷之十二	八六	龜鳴橋	九三
				灌頂堂	九三